

中央市地域防災計画

平成28年 3 月改訂

中央市防災会議

〔目 次〕

総 則 編

第 1 章	計画の目的と編成	1
第 2 章	防災計画の性格	2
第 3 章	防災の基本理念及び施策の概要	3

一般災害編

第 1 章 一般災害編の概要

第 1 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 2 節	中央市の概況	15

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の充実	21
第 2 節	防災知識の普及・教育に関する計画	23
第 3 節	防災訓練に関する計画	25
第 4 節	防災施設・資機材の整備計画	28
第 5 節	消防予防計画	29
第 6 節	風水害等予防計画	32
第 7 節	豪雪災害予防計画	38
第 8 節	建築物災害予防計画	40
第 9 節	文化財災害予防計画	41
第 10 節	原子力災害予防対策計画	42
第 11 節	特殊災害予防対策計画	44
第 12 節	情報通信システム整備計画	45
第 13 節	要配慮者対策の推進	47

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	51
第2節	職員配備計画	59
第3節	応援協力要請計画	63
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	72
第5節	消防防災ヘリコプター出動要請計画	74
第6節	予報及び警報等の伝達計画	80
第7節	被害状況等報告計画	91
第8節	広報計画	97
第9節	災害通信計画	98
第10節	雪害対策計画	103
第11節	消防計画	104
第12節	原子力災害応急対策計画	109
第13節	緊急輸送計画	111
第14節	交通対策計画	113
第15節	災害救助法による救助	123
第16節	避難計画	132
第17節	医療助産計画	142
第18節	防疫計画	149
第19節	食料供給計画	150
第20節	生活必需物資供給計画	153
第21節	給水計画	155
第22節	教育計画	158
第23節	清掃計画	160
第24節	応急住宅対策計画	163
第25節	救出計画	165
第26節	死体の搜索及び保護並びに埋葬計画	167
第27節	障害物除去計画	169
第28節	生活関連事業等の応急対策計画	170
第29節	労働力確保計画	178
第30節	民生安定事業計画	178
第31節	災害ボランティア支援対策	185

第4章 水防計画

第1節	総則	186
第2節	水防組織	186

第3節	監視警戒及び重要水防区域	189
第4節	資機材の整備及び輸送	192
第5節	通信連絡	193
第6節	水防状況の観測通報連絡	193
第7節	水防警報	194
第8節	水防機関の活動	195
第9節	公用負担	198
第10節	水防報告	199
第11節	水防訓練	200
第12節	応援要請	200

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節	計画の方針	202
第2節	激甚災害の指定に関する計画	203

地 震 編

第 1 章 地震編の概要

第 1 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	205
第 2 節	中央市の特質と過去の地震災害	212
第 3 節	地震被害の想定	212

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の充実	227
第 2 節	地震に強いまちづくりの推進	227
第 3 節	消防予防計画	230
第 4 節	生活関連施設の安全対策推進計画	233
第 5 節	建築物災害予防計画	238
第 6 節	防災施設・資機材の整備計画	241
第 7 節	広域応援体制整備計画	241
第 8 節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	246
第 9 節	災害ボランティア育成強化計画	251
第 10 節	防災訓練に関する計画	253
第 11 節	要配慮者対策の推進	253

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	258
第 2 節	職員配備計画	260
第 3 節	応援協力要請計画	265
第 4 節	自衛隊災害派遣要請計画	265
第 5 節	消防防災ヘリコプター出動要請計画	266
第 6 節	地震災害情報等の収集伝達計画	266
第 7 節	被害状況等報告計画	268
第 8 節	広報計画	270
第 9 節	災害通信計画	272
第 10 節	消防計画	272
第 11 節	緊急輸送計画	275
第 12 節	交通対策計画	275
第 13 節	災害救助法による救助	275
第 14 節	避難計画	276

第 1 5 節	医療助産計画	279
第 1 6 節	防疫計画	279
第 1 7 節	食料及び生活必需物資供給計画	279
第 1 8 節	給水計画	281
第 1 9 節	教育計画	281
第 2 0 節	清掃計画	283
第 2 1 節	応急住宅対策計画	283
第 2 2 節	救出計画	288
第 2 3 節	死体の搜索及び保護並びに埋葬計画	289
第 2 4 節	障害物除去計画	289
第 2 5 節	生活関係施設の応急対策計画	290
第 2 6 節	労働力確保計画	293
第 2 7 節	民生安定事業計画	293
第 2 8 節	災害ボランティア支援対策	293

第 4 章 東海地震に関する事前対策計画

第 1 節	東海地震に関する事前対策計画の目的	294
第 2 節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	295
第 3 節	情報の内容と伝達	301
第 4 節	広報活動	305
第 5 節	避難活動	309
第 6 節	住民生活防災応急活動	311
第 7 節	防災関係機関の講ずる措置	316
第 8 節	交通対策	321
第 9 節	事業所等対策計画	323

第 5 章 災害復旧・復興対策計画

第 1 節	計画の方針	325
第 2 節	激甚災害の指定に関する計画	325

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧	327
○中央市防災会議委員名簿一覧	331
○中央市上水道給水装置工事事業者一覧	332
○中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧	337
○中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧	338
○中央市排水設備指定工事店一覧	340
○一般廃棄物収集運搬業者等一覧	345
○し尿収集許可業者一覧	346

〔救援施設等〕

○指定避難場所一覧	347
○関係医療機関一覧	354
○浸水想定区域要配慮者関連施設一覧	359
○飛行場外離着陸場一覧	360
○ヘリコプター主要発着場一覧	360
○自衛隊宿泊予定施設一覧	360
○災害備蓄品一覧	361

〔応援協定等〕

○災害時における相互応援に関する協定書	370
○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	373
○災害時等の相互応援に関する協定書	378
○山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	380
○消防相互応援協定	382
○中央自動車道消防相互応援協定書	383
○災害時の情報交換に関する協定	386
○災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	388
○災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	392
○道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	394
○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（中央市建設協力会）	398
○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	400
○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	404

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（株式会社いちやまマート 他）	412
○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	420
○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	
（株式会社いちやまマート）	427
（富士観光開発株式会社）	429
○災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	431
○災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人 甲府地区建設業協会）	435
○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	437
○災害時における支援協力に関する協定書	439
○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	
（ユニー株式会社 アピタ田富店）	444
○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	452
○災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	456
○災害時における医療救護に関する協定書	461
○災害時における歯科医療救護に関する協定書	473
○災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	485
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	496
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	506

〔通信施設〕

○市内無線局一覧	507

〔消防関係〕

○消防力の現況	508
○消防防災施設等整備計画	510
○応急給水用施設・資機材保有数	511
○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等	511
○液化石油ガス貯蔵タンク施設	511

〔水防関係〕

○河川水位観測所一覧	512

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険区域一覧	513
○土石流危険渓流一覧	514

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表	515
○山地災害危険地一覧	516

〔文 化 財〕

○指定文化財一覧	517

〔条 例 等〕

○中央市防災会議条例	518
○中央市災害対策本部条例	520
○中央市地震災害警戒本部条例	521
○中央市水防協議会条例	522
○中央市コミュニティ防災センター条例	523
○中央市防災公園条例	525
○中央市消防団の設置等に関する条例	527
○中央市消防団の組織等に関する規則	528
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	532

〔様 式〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	539
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	544
○各種救助に係る様式	548
・地区別被害状況調査表（様式1）	548
・世帯別被害調査表（様式2）	549
・救助活動の種類別実施状況（様式3）	550
・被災世帯調査原票（様式4）	551
・救助の種目別物資受払状況（様式5）	552
・避難所設置及び収容状況（様式6）	553
・応急仮設住宅台帳（様式7）	554
・炊き出し給与状況（様式8）	555
・飲料水の供給簿（様式9）	556
・物資の給与状況（様式10）	557
・救護班活動状況（様式11）	558
・病院診療所医療実施状況（様式12）	559
・助産台帳（様式13）	560
・被災者救出状況記録簿（様式14）	561
・住宅応急修理記録簿（様式15）	562

・学用品の給与台帳（様式16）	563
・埋葬台帳（様式17）	564
・死体捜索状況記録簿（様式18）	565
・死体処理台帳（様式19）	566
・障害物の除去状況（様式20）	567
・輸送記録簿（様式21）	568
・賃金職員等雇上台帳（様式22）	569
○自衛隊災害派遣要請依頼書	570
○消防防災航空隊出場要請書	571
○県指定に基づく被害報告様式	572
・市町村被害状況票（様式3—4—2）	572
・市町村災害対策本部等設置状況職員参集状況票（様式3—4—5）	573
・避難所開設状況一覧表（様式3—4—6）	574
・市町村職員参集状況（様式4—3—1）	575
・市町村別避難所開設状況一覧表（様式4—5—1）	576
・地震防災応急対策実施等状況票（様式4—6—1）	577

〔参考資料〕

○「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」	578

編 則 総

第 1 章 計画の目的と編成

第 1 目的

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、地震が発生した場合、地割れ、液状化現象等による道路の寸断、住居の倒壊、火災の発生等大きな被害が発生する可能性がある。

また、笛吹川と富士川（釜無川）の扇状地に開けた田富・玉穂地区は、流域が平地で河川面との差が少ないため、豪雨で洪水が起きる可能性がある。そして笛吹川沿いは、地盤軟弱な地帯で地下水が高いので、大規模地震による液状化の危険性が高い。一方豊富地区は、南西に急峻な御坂山系があり、北面傾斜で山地災害が発生しやすい。

さらに、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「中央市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、中央市防災会議が策定する計画である。

第 2 編成

この計画の編成は、次の 4 編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央市防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神淡路大震災を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である危機管理課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震等の大規模地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災等、多くの大災害のさまざまな教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を

行う。

- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震予知情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本市の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本市の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 7 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 9 被災者について避難地から安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動の調整等を行う。
- 10 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 11 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 12 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 13 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。

- 14 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 15 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 16 ボランティア、義援物資・義援金、市内外からの支援の適切な受け入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

国、県、市等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

一般災害編

第 1 章 一般災害編の概要

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報、過去の災害から得られた教訓の伝承

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

カ 危険物施設等の災害予防

キ 市内の公共的団体の住民の自主防災組織への指導育成

ク 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等

の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
- イ 防災資機材及び人員等の配備
- ウ 警報の発令及び伝達
- エ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- オ 消防・水防、その他応急措置
- カ 被災者の救難、救助その他の救護
- キ 市が管理する施設等の応急措置
- ク 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- サ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
- シ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ス 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- セ 他関係機関に対する応援要請
- ソ 広域一時滞在に関する協定の締結
- タ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施

- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

（ア）地方公共団体の災害復旧事業費の貸付

（イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

（ア）預貯金等の払戻し等の特例措置

（イ）手形交換の特別措置

（ウ）休日営業の特例措置

（エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置

（オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

（カ）保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

（ア）地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（イ）地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

（ウ）災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

ア 応急食料の調達・供給対策

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査

- イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (4) 東京管区気象台（甲府地方気象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象(地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める
 - ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
 - カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
 - キ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める
- (5) 関東総合通信局
- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (7) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
- 管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。
- ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - (ア) 震災対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練

(カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

(ア) 災害発生直前の対策

(イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(ウ) 活動体制の確立

(エ) 政府本部への対応等

(オ) 災害発生直後の施設の緊急点検

(カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

(キ) 災害発生時における応急工事等の実施

(ク) 災害発生時における交通の確保等

(ケ) 緊急輸送

(コ) 二次災害の防止対策

(サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備

(シ) 被災者・被災事業者に対する措置

(ス) 災害発生時における広報

(セ) 自発的支援への対応

(ソ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

(ア) 災害復旧・復興の基本方針

(イ) 災害復興の実施

(ウ) 都市の復興

(エ) 被災事業者等に対する支援措置

(オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

(ア) 防災関係資機材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

ア 災害派遣初動の準備

イ 災害等情報の収集

ウ 通信の確保

エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(3) 日本郵便株式会社（田富郵便局）

- ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便局窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ク 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(4) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- イ 災害対策基本法に定める対策措置

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

- ア 電力供給施設の災害予防措置
- イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(8) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧

(9) 東京ガス山梨株式会社

- ア ガス供給施設の耐震整備
- イ 被災地に対するガス供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力

(2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鰍沢営業所、社団法人山梨県トラック協会）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備

(3) ガス供給機関（社団法人山梨県エルピーガス協会）

- ア ガス供給施設の耐震整備
- イ 被災地に対するガス供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(4) 医師会（中巨摩郡医師会）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 南甲府警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出、救護
- エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合

- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- エ 農林業生産資材等の確保、斡旋

(2) 中央市商工会

- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

(3) 病院等医療施設の管理者

- ア 施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- ウ 災害時における収容者の保護及び誘導
- エ 災害時における病人等の収容及び保護
- オ 災害時における被災者の収容及び助産

(4) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(5) 学校施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の策定と実施

(6) 中央市社会福祉協議会

- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(7) 山梨県ボランティア協会

- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(8) 公共施設等の施設管理者

- ア 避難訓練の実施
- イ 災害時における応急対策

第2節 中央市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

中央市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北はJR身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接している。

位置（中央市役所 田富庁舎所在地）	東経 138度31分42秒 北緯 35度35分37秒
面積	31.69km ²
標高（平野部） （山地部）	252m 850m（関原峠） 838m（三間頭） 795m（山ノ神）

東西 約8.2km

南北 約8.7km

2 地勢

本市は、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域とのふたつの地理的特性をもっており、両地域は笛吹川によって隔てられている。

平坦部は玉穂・田富の2地区が笛吹川と富士川（釜無川）に挟まれた形で位置しており、両河川によって形成された沖積層上にひらけ、北部から南部にゆるやかに傾斜しているが、ほとんどが平坦な地勢になっている。

豊富地区は笛吹川左岸と御坂山系との間に広がる曽根丘陵地帯で、標高が280～900mとかなり差がある。東は、甲府市との境に七覚川を有し、南は、御坂山系を水源とする浅利川、仲川、大門川、大森川が作興橋付近で合流し、笛吹川に注いでいる。

本市の自然災害は、その地勢条件等から、集中豪雨等の水害が主なものである。平野部は、河川・水路改修が進んだことで被害は少なくなっているが、近年上流の宅地化開発にあわせた改修・拡張が大きな課題となっている。また、山間部は、山崩れ、地すべり等の災害も少なくない。

3 地質

本市の地盤は第四紀の沖積層であり、砂、礫、泥等の笛吹川と富士川（釜無川）からの堆肥物がほとんどを占めている。脆弱な地盤で、地震の際に震度を増幅し、また、地震による液状化現象を起こしやすく、建築物や構造物へ大きな影響を及ぼす可能性がある。

地震災害は、構造線と関係が深く、特に活断層は震源と考えられる。山梨県の地震構造は、極めて複雑で幾つもの活断層、構造線が交錯している。地震発生数は富士・八ヶ岳構造線に最も多く、県内有感地震の約34%を占め、次に甲府構造線の20%となっている。

本市付近においても、笛吹川沿いに活断層「曽根丘陵断層群」が確認されている。

4 気候

気候は、甲府盆地特有の小雨高温型で、年間平均気温は約12～14度と温暖である。気温の年較差・日較差が大きく、降水量は年平均1,000ミリ以下で非常に乾燥し、日照時間は2,200時間前後

と大きく内陸性気候の特徴をもっている。

豊富地区は、盆地特有の内陸性気候に加え、北面に傾斜しているため、寒暖の差が激しい。

第2 社会的条件

1 人口

本市は、甲府市中心部から約10kmと近く、交通の利便性が高いこともあり、ベッドタウンの様相も強く、これまで人口は増加傾向にあったが、平成22年の国勢調査の人口は31,322人で、5年前の平成17年をピークに1.04%の減となっている。

その一方、若年核家族の増加が顕著で、世帯数が急激に増加している。

平成22年における人口の年齢別構成をみると、年少人口（0～14歳）は4,640人（15.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は20,658人（66.8%）、老年人口（65歳以上）は5,638人（18.2%）と、県平均（生産年齢人口：61.9%、老年人口：24.6%）と比べると、生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が比較的低いものとなっている。（なお、年齢不詳：356人）

今後ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、また避難行動時に支援が必要な高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行のうえ高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市はこのような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人口・世帯数の推移

区分	人 口					世帯数	1人世帯 当たり
	総数	増加率	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平成2年	25,868人	—	5,844人	17,443人	2,581人	8,111	3.19人
平成7年	28,543人	10.3%	5,654人	19,714人	3,175人	9,644	2.96人
平成12年	30,769人	7.8%	5,531人	21,274人	3,959人	10,985	2.80人
平成17年	31,650人	2.9%	5,144人	21,741人	4,743人	11,849	2.59人
平成22年	31,322人	-1.04%	4,640人	20,658人	5,638人	12,173	2.57人

※3区分別人口数は年齢

2 産業

田富地区は、広域流通の拠点として都市近郊型農業を進めており、県内で最も生産性の高い農業地域を形成している。近年トマトの生産が盛んである。玉穂地区は、釜無川扇状地の肥沃な土地を生かした米麦栽培が基幹産業であるが、近年農家数は減少している。豊富地区は古くは養蚕が盛んであったが、その後はスイートコーン、大根、ネギ等の野菜とモモやスモモ等の果実栽培へ転換した。工業は、玉穂地区の国母・一町畑工業団地が甲府都市圏の工業拠点となっているが、最先端工業技術を導入した山梨ビジネスパークが完成し、新たな産業基地が形成されつつある。商業は、区画整理に伴い商業施設がさらに充実した。

3 土地利用

土地利用状況は、平成19年には宅地が21.1%、農地が33.8%、山林が13.0%、その他32.1%と、農地の占める割合が高くなっている。

4 交通

(1) 道路

本市の道路網は、主要地方道甲府市川三郷線、甲府中央右左口線及び甲斐中央線が南北軸を形成して、昭和町・甲府市や市川三郷町に連絡し、また笛吹川左岸沿いの国道140号と主要地方道韮崎南アルプス中央線が東西軸を形成して、甲府市や南アルプス市等に連絡している。

市内主要路線一覧

区 分	路 線 名	起 終 点	実延長 km
高 速 自 動 車 国 道	中央自動車道西宮線	上野原市（県界）～北杜市（県界）	78.5
地 域 高 規 格 道 路	新山梨環状道路南部区間	南アルプス市～甲府市	9.0
一 般 国 道	国道140号	山梨市（県界）～富士川町	73.6
主 要 地 方 道	甲府市川三郷線	甲府市～市川三郷町	21.6
〃	韮崎南アルプス中央線	韮崎市～中央市	36.7
〃	甲斐中央線	甲斐市～中央市	8.5
〃	甲府中央右左口線	甲府市～甲府市	13.2

(2) 公共交通

甲府から県南部を縦断して富士方面に至るＪＲ身延線が本市中央部を南北に通っており、本市には小井川駅、東花輪駅の２駅がある。また、昭和町の常永駅は、本市に隣接している。現在でも甲府・市川三郷方面への通勤通学駅として朝夕利用で賑わっているが、単線であるため運行本数は少ない。

第３ 過去の災害履歴

過去の主な災害は、次のとおりである。

過去の主なる風水害

災 害 発 生 日	災 害 区 分	被 害 状 況
明治元. 7	洪水	釜無川、御勅使川欠所、氾濫、流失家屋多数（玉穂）
〃 9. 9	暴 風 雨	釜無川、笛吹川決壊、各河川決壊676か所。流失家屋多数、農作物被害甚大（玉穂）
〃 14. 9	洪水	富士川、釜無川堤防決壊220か所、破損569か所。笛吹川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 15. 9	洪水	堤防決壊、家屋の浸水、田畑の冠水、家屋の倒壊（豊富）
〃 31. 9. 4	風水害	釜無川、笛吹川及び各河川氾濫、堤防決壊4,411か所、破損2,472か所。道路流没、家屋流失破損4,400戸、釜無川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 39. 7. 12—17	洪水	北巨摩山岳崩壊、中巨摩浸水、流失。死者150人（玉穂）
〃 40. 8. 22—28	台風水害	荒川氾濫、甲府南部玉穂、田富浸水2メートル以上（田富、玉穂）
〃 43. 8. 2—19	洪水	県下一円山岳崩壊、堤防決壊。死傷者416人、家屋全壊、流失5,767戸。笛吹川が二川と乙黒間決壊、石和方面から流失家屋が続々と乙黒地域へ流れる。（玉穂）
〃 45. 9	暴風水害	橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
		釜無、笛吹川増水、10日夜笛吹川堤ゴトウ付近で決壊。井之口、西新居、上三條を除く全地域床上浸水（玉穂）
		橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
		23日午前2時30分、高橋、極楽寺方面、母屋、長屋、土蔵の全壊、半壊が相つぐ。中楯で死者2人、全壊8戸。上成島全壊8戸、宿成

大正元. 9	台 風	島 7 戸、下成島10戸（玉穂）
〃 9. 8. 2—6	台 風	家屋の倒壊、農作物被害（豊富）
〃 14. 8. 14—18	〃	南都留郡下の被害大、死者14人、家屋倒壊189戸、堤防の決壊30か所（田富）
昭和9. 5. 4	〃	東山梨、東八代、南都留郡の被害大
〃 10. 9. 21—26	上手の大火 前線・台風	罹災戸数11戸、半焼1戸（豊富）
〃 20. 10. 3—15	〃	富士川、塩川、荒川、御勅使川氾濫し県下一円水害大、死者39人、家屋全壊、半壊、流失223戸（田富）
〃 22. 9. 13—15	カ ス リ ン 台 風	橋梁破損流失、農作物の被害大（玉穂）
〃 23. 9. 15—16	ア イ オ ン 台 風	県下各河川氾濫し、芦川筋、中巨摩竜沢川、東八代の竜戸川決壊山崩多し、死者36人、家屋全、半壊256戸、浸水家屋6,130戸（田富）
〃 28. 9. 23—25	台 風 1 3 号	極楽寺地区の浸水被害（玉穂）
〃 34. 7. 12—14	台 風 7 号	戊辰橋上流浅利川左岸決壊による土砂流失浸水（豊富）
〃 34. 8. 12—14	前 線 台 風 7 号	笛吹川上流、重川、金川、日川、御手洗川、笹子川筋被害甚大、東八代郡浅間村に被害大、死者16人、家屋全、半壊、流失合わせて173戸、浸水家屋1,585戸、浅原橋、桃林橋、富士橋、飯富橋が流失した。（田富）
〃 34. 9. 25—27	台 風 1 5 号 伊勢湾台風	笹子川筋、大月市内、北巨摩の一部、東山梨郡下の被害大、死者3人、家屋全、半壊、流失90戸、家屋浸水4,360戸（田富）
〃 36. 6. 23—29	前 線 ・ 台 風	全県下風水害多く、農作物、果実の被害甚大、県南部早川入りに水害大（田富）
〃 41. 9. 21—25	前 線 台 風 2 6 号	重傷3人、軽傷30人、家屋全壊27戸、半壊10戸、床上浸水10戸、床下浸水10戸、作興橋・豊積橋等橋梁流失、農作物被害（豊富）
〃 58. 8	台 風 水 害	死者90人、負傷者109人、家屋流失、全壊、半壊合わせて6,536戸、浸水家屋14,445戸、水陸稲の被害大（田富）
平成10. 9. 15—16	台 風 水 害	死者15人、負傷者109人、家屋全壊1,034戸、半壊2,407戸、流失40戸、浸水家屋1,583戸、田畑流失234ヘクタール（田富）
〃 12. 9. 11—12	大 雨	伊勢湾台風は中心が市域を通ったため、暴風による被害が最も大きかった。民家全壊家屋86戸、大破150戸。この他に寺、社、公共施設も屋根は飛び、壁を吹きやぶられるなど大被害を受けた。（玉穂）
〃 15. 8. 8—9	台 風 水 害	家屋全壊51戸、家屋半壊損傷90戸、桑等農作物被害（豊富）
〃 16. 10. 8—10	台 風 水 害	死者6人、負傷者1人、家屋全、半壊、流失合わせて114戸、家屋浸水6,042戸、田畑埋没295ヘクタール、道路損壊309か所、橋梁の流失95、堤防の決壊131か所（田富）
〃 16. 10. 20—21	台 風 水 害	死者174人、負傷者97人、全壊家屋160戸、流失128戸、半壊341戸、田畑埋没322ヘクタール、道路欠壊645か所、橋梁流失189件（田富）
	台 風 水 害	死者1人、負傷者1人、木原橋付近七覚川堤防決壊、土木、耕地山林、農作物等に一億円の被害（豊富）
	台 風 水 害	台風により河川が急増水。今川、山王川、渋川が氾濫。一町畑広域地区は、船で救急品を運ぶ。ほかに、下河東、町之田、極楽寺、乙黒等一部に床上浸水。農作物に被害甚大
	台 風 水 害	台風5号の接近による大雨・洪水・暴風。床下浸水2軒（玉穂）
	台 風 水 害	大雨で床上浸水被害4件（玉穂）
	台 風 水 害	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ、県下全域で被害発生
	台 風 水 害	台風22号の大雨により、県中西部で被害発生
	台 風 水 害	台風23号の大雨により、県下全域で被害発生

過 去 の 地 震 に よ る 被 害

発 生 年 月 日	西 暦	被 害 等 の 概 要
貞 観 6 年 7 月 17 日	864	富士山噴火。甲斐、駿河
永 享 5 年 9 月 16 日	1433	夜大震動、六地蔵転ぶ(王代記)
享 徳 3 年 11 月 23 日	1454	地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)
明 応 7 年 6 月 11 日	1498	甲斐国大地震(高白斎記)
明 応 7 年 8 月 25 日	〃	大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)
明 応 8 年 1 月 2 日	1499	大地震(妙法寺記)
明 応 9 年 6 月 4 日	1500	この年まで地震続く。明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
永 正 8 年 8 月 7 日	1511	大地震(高白斎記)
永正13年7月12～13日	1516	地震(妙法寺記)
天 文 18 年 4 月 14 日	1549	地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
元 禄 16 年 11 月 22 日	1703	大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
宝 永 4 年 10 月 4 日	1707	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
〃 〃 10 月 5 日	〃	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐等で本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397、同寺254、死24)となった(新編日本被害地震総覧:1989)
宝 永 7 年 1 1 月	1710	大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
天 明 2 年 7 月 14 日	1782	夜より15 日夜大地震(甲斐古今記)
安 政 1 年 11 月 4 日	1854	駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とするM8.4という巨大地震が発生(安政東海地震) 本市においては、烈震により笛吹川北岸において液状化を起こす。今川堤水没、玉穂地内の家屋の約8割が全壊。
明 治 41 年 12 月 28 日	1908	M5.8 (震央山梨県中部)、震度5 (甲府市の記録)
大 正 7 年 6 月 26 日	1918	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村、鰍沢等に被害
〃 12 年 9 月 1 日	1923	関東大地震。M7.9 (震央相模灘)、震度6 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所。本市においては、各河川堤防の破損、橋梁、堰わく破壊、道路ひび割れ、家屋破損等の被害発生 甲府市の記録―死者4人、負傷者9人、家屋全壊 322棟・半壊 427棟等
〃 13 年 1 月 15 日	1924	丹沢地震。M7.3 (震央神奈川県)、震度6 甲府市の記録―水道管破損60か所、電話線故障82か所(山梨日日新聞)
昭 和 19 年 12 月 7 日	1944	東南海地震。M7.9 (震央熊野灘)、震度5 甲府市の記録―甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26

〃 51年6月16日	1976	棟・半壊8棟、橋梁墜落1、屋根壁落下29か所、馬1頭死亡（山梨日日新聞） 山梨県東部を震央とする地震。M5.5、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
〃 58年8月8日	1983	山梨県東部を震央とする地震。M6.0、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
平成8年3月6日	1996	山梨県東部を震央とする地震。M5.8、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
平成21年8月21日	2009	駿河湾を震源とする地震。M6.5、4都県112人負傷 静岡県で大きな被害
平成23年3月11日	2011	三陸沖を震源とする地震（東北太平洋沖地震）。M9.0 本市では、玉穂庁舎震度5強、田富・豊富庁舎震度5弱を記録
平成23年3月15日	2011	静岡県東部を震源とする地震。M6.4 本市では、玉穂庁舎震度5強、田富・豊富庁舎震度5弱を記録

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

(各課共通)

第1 中央市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 市の自治会連合会の会長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

資 料 編	・ 中央市防災会議委員名簿一覧
	・ 中央市防災会議条例

P 331
P 518

第2 中央市災害対策本部

中央市災害対策本部は、災害対策基本法第23条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 中央市水防本部

本編第4章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 中央市地震災害警戒本部

中央市地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第5 自主防災会

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位とする自主防災会が組織されている。平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

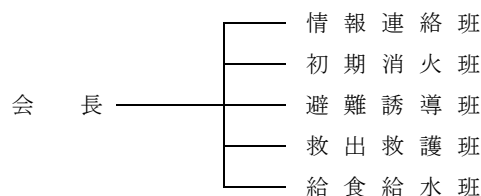
その際、地域において要配慮者を支援する体制の充実に努めるとともに、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

3 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ることとする。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 避難経路上における危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布 ○ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力

4 市の指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努めるとともに、地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(1) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法等の習熟

- (2) 防災資機材等の計画的配備
- (3) 消防署の協力による応急手当講習への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催・消防学校における訓練等により、自主防災会指導者の知識・技能の向上による、組織の中心となる人材の育成（その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。）

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

（各課共通）

防災業務に従事する職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、市、県、関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者）は次のとおり防災知識の普及・教育を図る。

第1 職員に対する防災教育

市の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私団に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

① 災害対策活動の概要	③ 職員としての心構え
② 災害の特性と対処方法	④ 災害時の役割内容

2 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書等の印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

5 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市の災害予防責任者は、次により一般住民に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) ハザードマップ等、防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) 防災・気象情報のホームページへの掲載
- (8) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 非常用食料等の備蓄
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (5) 災害予防措置
- (6) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (7) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (8) 過去の災害にかかる教訓

第3 学校教育における防災教育

市の災害予防責任者は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習を進める等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターが本市にあり、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市

職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

地震体験コーナー	阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等のリアルな地震体験ができる
救命救護体験教室	意識確認・気道確保・人工呼吸・AED操作等の一連の心肺蘇生法を体験できる
防災情報体験コーナー	山梨県の防災体制や防災に関するさまざまな情報を得ることができる
水防情報コーナー	河川のはん濫による水害を防ぐための治水工法の展示
119通報・災害用伝言ダイヤル171コーナー	緊急時における119番通報の模擬体験と、災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができる
防災資材機材コーナー	防災用・消火用の防災資機材や、パネル等の展示
防災Q & Aコーナー	災害（地震・火災・風水害）や防災に関する知識をクイズ形式で習得することができる
消火体験コーナー	赤外線消火器を使用して、消火体験をすることで、初期消火に必要な技術や知識を習得することができる
地球儀	地球の内部の構造（核・マントル・プレート）を分かりやすい模型で展示
地震のメカニズム 断層発生システム	海溝型地震のメカニズムと亀裂断層発生の状況を学ぶことができる
耐震木造建築	地震に強い家を建てるには電気、ガス、家具等の地震対策をどうすれば良いか学ぶことができる

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3節 防災訓練に関する計画

（各課共通）

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、学校、幼稚園、保育所その他関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

1 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選び年1回以上実施するものとする。

2 実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域を中心にその都度適切な場所を選定し、実施するものとする。

3 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

4 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤非常招集訓練、⑥消防、⑦水防、⑧避難所開設訓練、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

5 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 起震車による震度体験訓練 ④ 救急救命訓練 ⑤ 情報伝達訓練 ⑥ 炊き出し訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練
幼 稚 園 、 保 育 所	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引渡し訓練

6 防災関係機関との連携

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

1 参加機関

市、県及び関東地方非常通信協議会

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

第3 避難訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意する。

なお、学校等（保育園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- 1 災害の種類や規模、発生時間等、さまざまな場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 器具機材等の整備

最低限常備する必要がある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立てるとともに、備蓄物件については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

第5 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地帯、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、消防団員、市職員が連携し、また住民等の参加を得て、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

第7 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出しを行い、必要により活動体制の見直しを行う。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

（危機管理課、消防団、水道課、農政課）

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 倉庫の整備

水防資材、援助物資等の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。また、避難所等の位置を考慮し、飲料水兼用貯水槽の設置を検討する。

本市の防災備蓄場所は、次表のとおりである。

中央市コミュニティ防災センター	中央市布施1555番地1
中央市防災公園 （防災会館・水防倉庫）	中央市臼井阿原字川向1903番地39
玉穂水防資材倉庫	中央市成島
臼井水防倉庫	中央市臼井阿原
角川水防倉庫	中央市浅利東新田
浅利水防倉庫	中央市 〃 一の出割
豊富農村公園防災倉庫	中央市関原1018

資料編・中央市コミュニティ防災センター条例	P 523
・災害備蓄品一覧	P 361
・中央市防災公園条例	P 525

3 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備するものとする。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて飲料水兼用貯水槽、浄水機、給水用資機材等の整備を推進する。

資料編・災害備蓄品一覧	P 361

4 避難所・避難地

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び避難地をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場等を充て、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食しうる場所を選定するよう考慮するものとする。

第2 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は、自主防災倉庫にあっては各自主防災会長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。
- 3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況**1 県立防災安全センター**

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発等を実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 中北地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策計画

災害時の緊急復旧活動及び救援活動を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所に防災拠点を整備する。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

第5節 消防予防計画**（危機管理課、消防本部、消防団）****第1 消防力の充実強化****1 自治体消防力の充実強化****(1) 消防組織の充実強化**

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

さらに、消防団員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配

慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び甲府地区広域行政事務組合消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

本市における消防は、南消防署田富出張所・玉穂出張所・中道出張所及び中央市消防団が行っている。

資料編 ・ 消防力の現況

P 508

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の確立

市は、消防団が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

① 消防力等の整備	④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
② 防災のための調査	⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
③ 防災教育訓練	⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした中央市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

4 林野火災予防対策

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

(2) 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

(3) 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

ア 防火管理計画

- ・特別警戒区域　・特別警戒時期　・特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・消防分担区域　・出動計画　・防ぎょ鎮圧計画　・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画　・防災訓練実施計画　・啓発運動推進計画等

(4) 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

南消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、南消防署と連携して自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、家庭用火災報知器、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、南消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

南消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、医療機関、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

特に、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

5 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、近隣市町村等と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資 料 編	・ 消防相互応援協定	P 382
	・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 383

第6節 風水害等予防計画

(各課共通)

第1 山地の災害予防

本市の山地は、市の南東部である豊富地区に集中し、その地形、地質等の特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林のもつ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療施設等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定を県に働きかけ、積極的な保全工事に努める。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

第2 河川対策

(1) 河川改修

本市は、笛吹川と釜無川が合流する扇状地にあり、ほとんどが平坦な地勢である。また自噴井が見られるように地下水位が高い地域であるため、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では護岸工事や治水事業により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も洪水等の災害から守り、住民が安心して生活できるよう、河川や水路の改修整備を進める。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、関係機関からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を構築していく。

(2) 河川情報の整備

洪水等の災害から市民を守り、市民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県が整備するテレメータシステムを活用するとともに、市内の河川水位観測所により、情報の収集に努める。

資 料 編 ・ 河川水位観測所一覧	P 512

(3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域として本市の地域が浸水想定区域に指定されたため、その区域及び水深について公表する。(釜無川、笛吹川、荒川、滝戸川、芦川)

中央市内の浸水想定区域

河川・水系	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
富士川（釜無川）・笛吹川	平成14年度 指定・公表	国土交通大臣
荒川	平成18年度 指定・公表	山梨県知事
芦川・滝戸川	平成20年度 指定・公表	山梨県知事

(4) 警戒避難体制の整備 ハザードマップの公表

浸水想定区域の指定に伴い、浸水想定区域内の水位情報や洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について市地域防災計画に定め、これらを住民に周知させるため、県と連携して、洪水ハザードマップを作成し、公表するものとする。

(5) 浸水想定区域要配慮者関連施設

浸水想定区域要配慮者関連施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達をする。要配慮者関連施設の範囲は、次のとおりとし、市における浸水想定区域に存在する要配慮者関連施設は、資料編に掲げるとおりである。これらの施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出するものとする。

要配慮者関連施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設 3 幼稚園

資 料 編 ・ 浸水想定区域要配慮者関連施設一覧	P 359

(6) 洪水予報等の伝達体制の整備

本市では前記(5)に規定された要配慮者関連施設に対し、防災行政無線、電話、FAXによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 河川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 2 河川特別警戒水位到達情報 3 その他の浸水対策における有効な情報

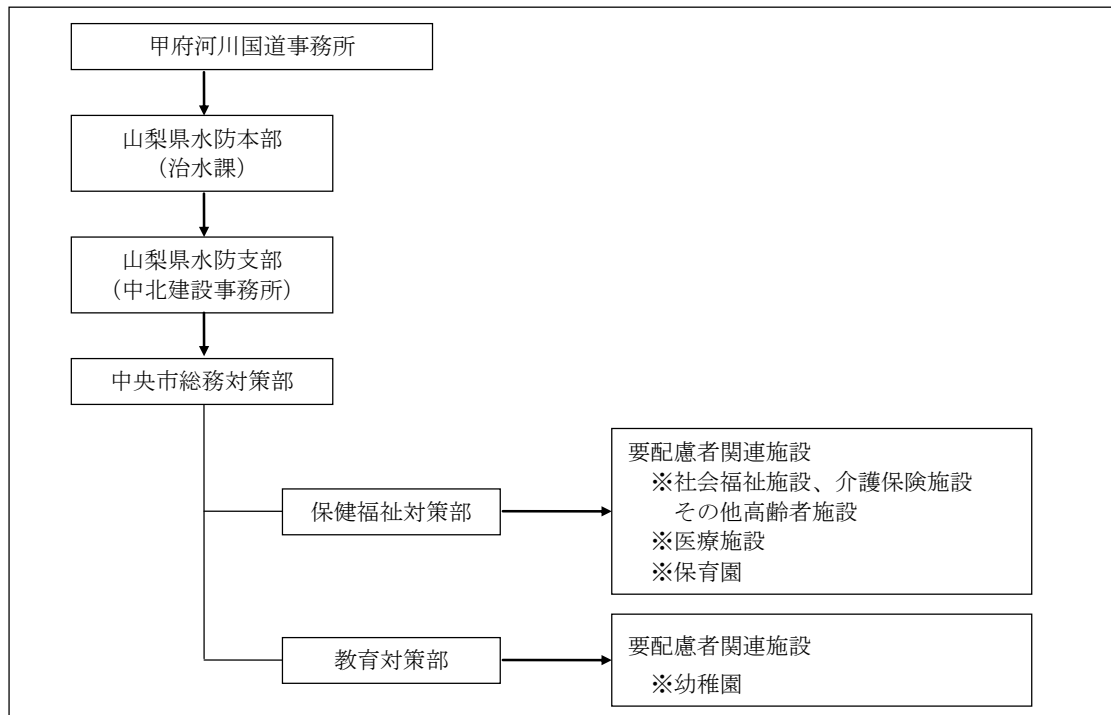
伝達経路については次表に定める。

要配慮者関連施設への情報伝達経路図

(1) 直轄河川の洪水予報等の場合

■富士川（釜無川）・笛吹川洪水予報等の伝達

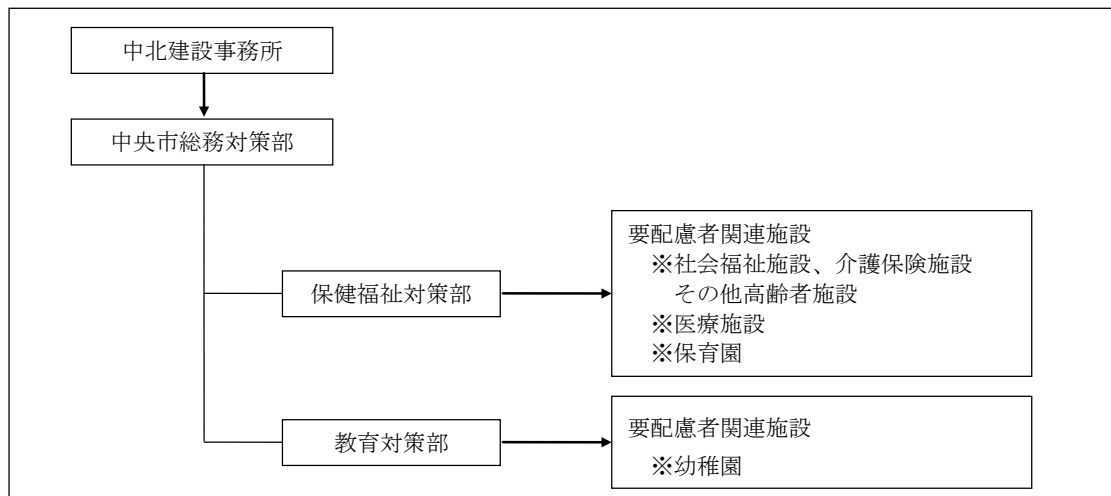
※要配慮者関連施設への伝達経路以外は省略しています。



(2) 県管理河川の洪水予報等の場合

■荒川洪水予報等の伝達

※要配慮者関連施設への伝達経路以外は省略しています。



第3 砂防対策

本市山地部の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。また、土石流対策として、市内15か所の土石流危険溪流に対し、積極的に砂防事業を推進する。

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市山地部である豊富地区は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。そこで、次の対策を推進する。

(1) 危険箇所の巡視等の強化

市は、防災関係機関と連携して、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域は、現在12か所ある。今後も県に要請して対象区域の拡大を図っていく。

なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧

P513

(3) 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法のひとつであるので、市長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

なお、設置機器の維持・点検は市において行うものとする。

(4) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、県と連携し、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

(5) 防災のための集団移転促進事業

市は、県と連携し、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進するよう努める。

(6) 崖地近接等危険住宅移転事業

市は、県と連携し、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進するよう努める。

(7) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、知事に対し急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第5 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用で

きることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第３章第６節「予報及び警報等の伝達計画」第１「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」１「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第６ 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

市は、県に対し、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するよう働きかけていく。

(2) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達を本節第２(5)(6)で定

めた方法により行うものとする。

なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

市は、土砂災害の警戒避難に関する情報と地方気象台等の有する気象情報を総合的に判断した「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、職員及び消防団等による危険区域の巡回を強化し、前兆現象を発見した場合は速やかに本部へ通報し、前兆現象等の情報と併せ避難勧告・指示の発令を検討する。

(4) 緊急調査（地すべり）結果の発表

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第7 農地災害予防対策

農業用施設の管理者である市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

1 ため池保全対策

ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくよう管理団体等に指導するものとする。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、漏水等により堤体が弱体化したり、法面等が波浪浸食を受けている可能性がある。

今後も、定期的に調査を行い、危険と判断されるため池が発見されたときは、管理団体等に連絡し速やかな改修を図る。

ため池の所在地及び整備状況

名称	所在地	貯水量（m ³ ）	整備状況等
玉穂1号補償池	中央市井之口字村西260—2	3,000	S48、甲府市上下水道局管理
玉穂2号補償池	昭和町上河東字横田825	3,000	〃 〃
玉穂3号補償池	中央市上三条字御崎870—1	3,000	S49、 〃
竹輪池	甲府市下向山地内	1,836	H7改修、高部自治会管理

2 たん水防除対策

(1) たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

(2) たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

たん水防除施設

地 域 名	概算事業費 千円	受益面積 ha	主 要 工 事
宇 坪	509,110	125	排 水 路 L=1,358m 排 水 機 3 台
田 富	265,000	76	排 水 路 L= 452m
東 花 輪 川	1,884,000	138	排 水 路 L=2,720m 排 水 機 2 台
高 部	—	83	排 水 機 2 台

※ 田富地域は宇坪地区のそれぞれ排水路改修である。

3 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第8 農作物に対する措置

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

第9 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第10 風水害等情報の住民等への伝達方法の研究

風水害、土砂災害等の発生があらかじめ予想される場合、住民に早期に伝達して物資の確保や避難等の対応を呼びかける必要がある。

そのため、「減災対応時系列システム（タイムライン）」（災害の発生が予想される時間の72時間前を目安に、監視体制、災害対応への準備、避難情報の発令等を時系列で設定したもの）の導入をはじめ、地域に適した手法の研究・導入に努めるものとする。

第7節 豪雪災害予防計画

（危機管理課、建設課、農政課、各庁舎窓口課、消防団）

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「降雪時対応マニュアル」の整備・見直しを行い、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備・改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請する。

第5 要配慮者の安全確保

災害発生後、在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等について、防災知識の普及啓発を図るとともに、除雪作業への協力依頼の可能性について広報を行うものとする。

第7 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害の回避又は最小限の抑止ができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技

術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象災害の被害予測の確立
- ウ 気象観測網の充実
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、就園システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第8節 建築物災害予防計画

(危機管理課、建設課、各施設管理者)

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備等の維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者等の建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務をとおした指導を県に要請し、安心して安全なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非不燃化建築物の建築の防止に努める。

第2 不燃建築物の建設促進対策

市は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、準防火地域の指定を行う等建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導に努める。

第3 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される中央市役所田富庁舎や、不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される施設等については、計画的に耐震調査を実施し、その調査結果に

基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。

また、他の公共施設についても定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第5 防災査察（甲府地区広域行政事務組合消防本部）

旅館、医療施設等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

（生涯教育課、消防本部）

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財等が残されており、また伝統行事や郷土芸能等も、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

資料編・指定文化財一覧

P 517

第2 文化財保護対策

1 国、県及び市指定の文化財

文化庁、県及び市教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び中央市文化財保護条例（平成18年中央市条例第96号）によって指定された文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁、県指定文化財については県教育委員会又は市教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づ

き、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定文化財では50%から85%、県指定文化財では50%を上限とする。市指定文化財についても、中央市文化財保護条例第16条の規定に基づき、特別の事情があると認める場合には補助金が交付される。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、南消防署田富・玉穂及び中道出張所や中央市消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 原子力災害予防対策計画

(危機管理課)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺等さまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～イは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(おおむね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(おおむね30km)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」… 原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。
- ・「原子力緊急事態」… 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」… 原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの

物質により汚染されたものをいう。

- ・「原子力事業者」… 原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」… 原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」… 原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間あたり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合等をいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」… 原子力事業所の区域付近において1時間あたり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合等、国の原子力災害対策本部の設置等の緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること

- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第 1 1 節 特殊災害予防対策計画

(環境課、消防本部)

第 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、南消防署田富・玉穂及び中道出張所との連携強化を図る。また、甲府地区消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

第 2 ガス事業施設の災害予防対策

1 一般ガス事業者等の措置

東京ガス山梨(株)及び同社に天然ガスを供給している国際石油開発帝石(株)は、災害の未然防

止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

資料編・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

P 511

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示

第12節 情報通信システム整備計画

(政策秘書課、総務課、玉穂窓口課、豊富窓口課)

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間

情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用及び情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市本部及び災害現場等との間の通信確保、また住民に対して各種情報等を伝達するため、移動系無線の早期整備・充実を図る。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、人口の増減等社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等をおして運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と県砂防課が共同して発表する「土砂災害警戒情報」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第4 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法のひとつとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、市役所の電話をあらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編のとおりである。

第7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、「山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブ」とアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議をはかしておく等協力体制の確立を図るものとする。

第13節 要配慮者対策の推進

（政策秘書課、危機管理課、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、建設課、教育総務課）

災害時において、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市においては、災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、自ら避難することが困難な者で、次に掲げる項目とする。

(1) 介護保険における次に掲げる要介護認定者

ア 要介護3の居宅で生活し、かつ援護を求める者

イ 要介護4以上の居宅で生活する者

(2) 65歳以上の高齢者で次に掲げる事業の在宅福祉サービスを受けている者

ア 見守り通報サービス

イ 配食サービス事業

ウ 自立支援ホームヘルプサービス

(3) 障がい者（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A所持者）

(4) その他援助を要する者

なお、病院又は福祉関連施設等に入院入所し、当面自宅に戻れる見込みが立たない者は登録を要しないものとする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避

避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号又はその他の連絡先
- (6) 身体等の状況（介護認定度、障害手帳等級等）

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定等で、該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、掲載情報を再確認する。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難者等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

- (1) 中央市各自治会（自主防災会）
- (2) 中央市民生委員児童委員協議会
- (3) 中央市を管轄とする警察署、消防署
- (4) 中央市消防団
- (5) 中央市社会福祉協議会
- (6) その他市長が必要と認めた団体

6 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- (2) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- (3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び、山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「中央市避難支援プラン全体計画」（避難行動要支援マニュアル）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 庁内に、保健福祉対策部を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 各地区での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉対策部、総務対策部が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要配慮者避難）情報」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、救助の必要なひとり暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者や障がい者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、防災関係機関が設置している施設に関する情報、交通規制等被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

第3 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を検討していく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

(各課共通)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が災害対策本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

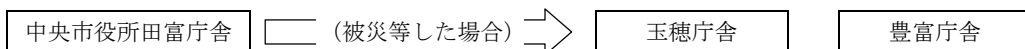
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
中北地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
甲府地区消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、口頭（自治会長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎の2階東1会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



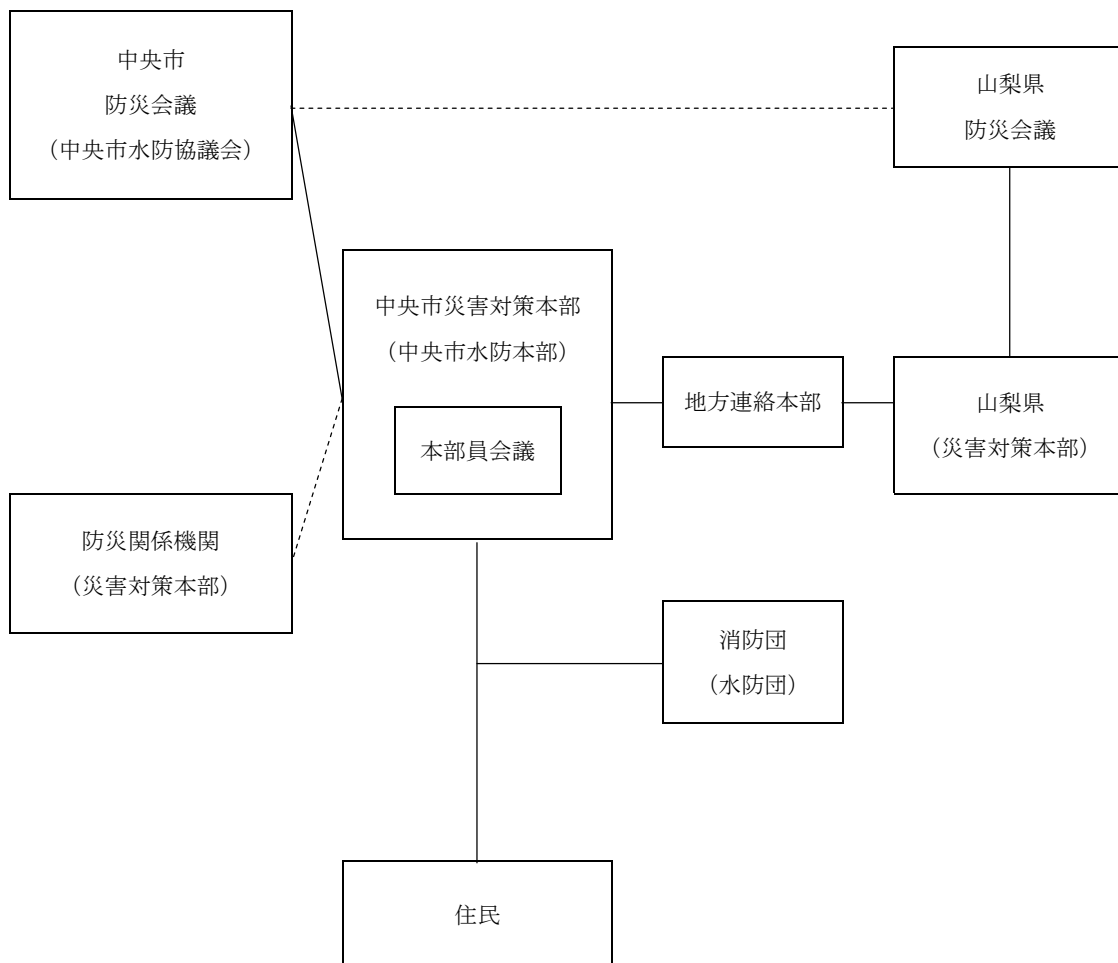
5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

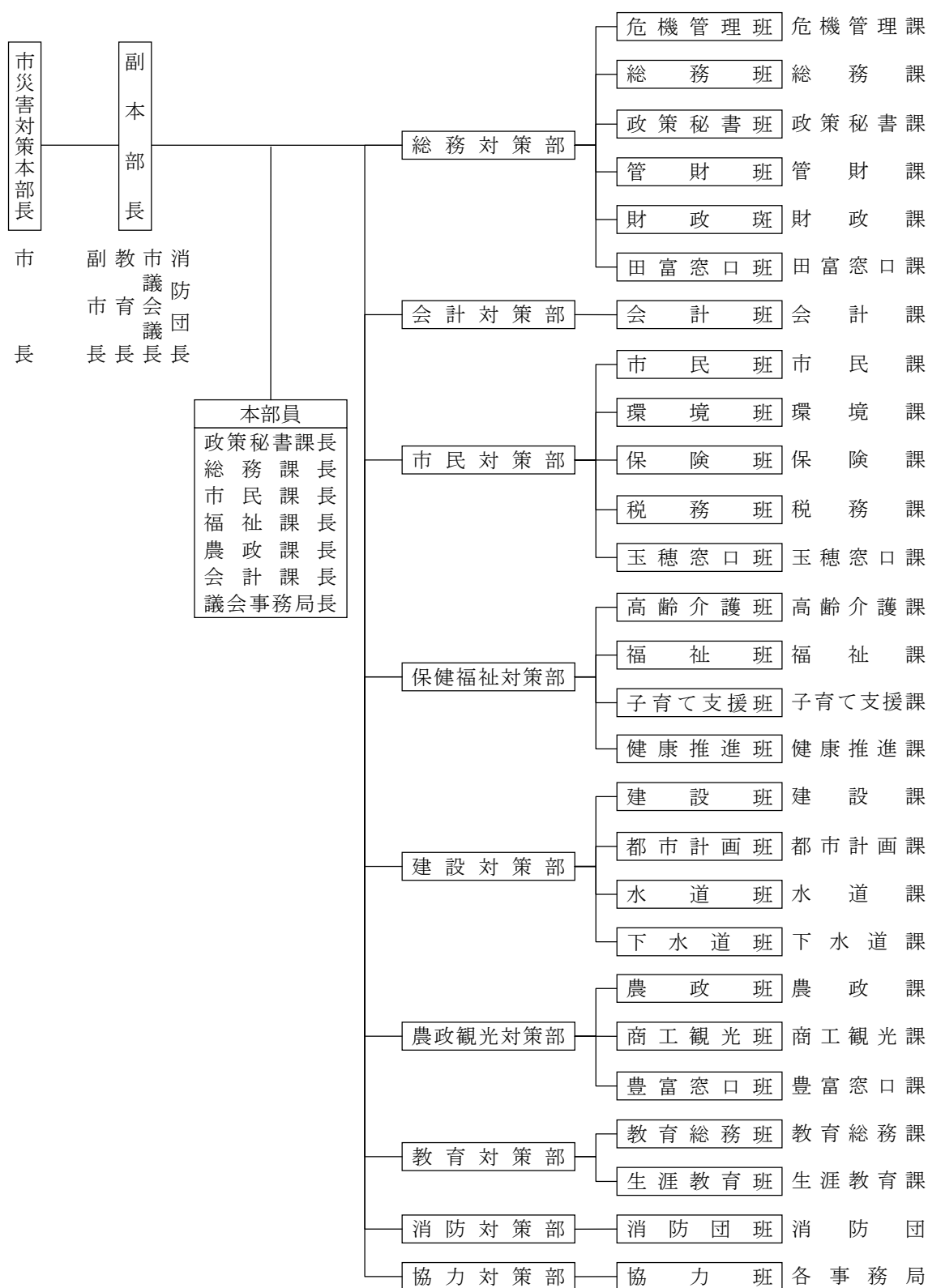
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 中央市防災組織系統図



2 中央市災害対策本部機構図



3 分担任務

- (1) 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属する各部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- (4) 本部には、部をおき、部には部長をおく。
- (5) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (6) 所掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

4 中央市災害対策本部所掌事務

部名（部長）	班名（班長）	分 掌 事 務
総 務 対 策 部 （総務課長）	危 機 管 理 班 （危機管理課長）	1 市災害対策本部の設置に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の管理に関すること。 4 関係機関から、各種情報の収集に関すること。 5 住民等への避難指示等の伝達に関すること。 6 被害状況の取りまとめに関すること。 7 緊急通行（輸送）車両の確認申請に関すること。 8 県、他市町村、自衛隊、応援協定締結先等への応援要請に関すること。 9 県への被災状況等の報告に関すること。 10 消防署（出張所）及び消防団への情報伝達に関すること。 11 各自主防災会との連絡調整に関すること。 12 原子力災害の情報収集、広報に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 各部との連絡調整に関すること。 15 その他他部に属さないこと。
	総 務 班 （総務課長）	1 O A機器類の点検、安全確保対策に関すること。 2 職員の動員配備、調整に関すること。 3 職員の被災状況・参集状況の把握に関すること。 4 交通安全の確保に関すること。 5 災害に伴う応急措置に従事した者に対する災害補償に関すること。 6 被災職員の福利厚生に関すること。 7 他部への応援に関すること。
	政 策 秘 書 班 （政策秘書課長）	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 住民への広報活動に関すること。 3 報道機関への情報提供、協力要請等に関すること。 4 災害対策本部関連文書の記録・保存等に関すること。 5 外国人の安全確保及び支援に関すること。 6 危機管理班への応援に関すること。
	管 財 班 （管財課長）	1 庁舎の維持（庁舎停電時対策を含む）、管理に関すること。 2 所管施設（公園施設を含む。）の被害状況調査、応急

		対策に関すること。 3 庁用自動車の集中管理、配車等に関すること。 4 田富窓口班への協力に関すること。
	財 政 班 (財政課長)	1 本部活動費等の予算編成に関すること。 2 義援金の受付、保管、配分に関すること。 3 田富窓口班への協力に関すること。
	田 富 窓 口 班 (田富窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の対応に関すること。 2 避難所の開設、運営に関すること。 3 田富地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関すること。
会 計 対 策 部 (会計管理者)	会 計 班 (会計課長)	1 本部活動費等関係経費の出納に関すること。 2 各部への協力に関すること。
市 民 対 策 部 (市民課長)	市 民 班 (市民課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 住民からの相談、問い合わせ等の処理等に関すること。 3 行方不明の受付、行方不明者リストの作成に関すること。 4 埋火葬許可証の発行に関すること。
	環 境 班 (環境課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 廃棄物処理に関すること。 3 被災地における環境衛生の保全に関すること。 4 中巨摩地区広域事務組合との連絡調整に関すること。 5 死体の処理及び埋火葬に関すること。 6 ごみ及びし尿の収集、処理に関すること。 7 被災動物の保護に関すること。 8 仮設トイレの使用・処理に関すること。
	保 険 班 (保険課長)	1 国民健康保険の被保険者証等の再交付に関すること。 2 被災納税者の減免措置に関すること。 3 国民年金保険料の免除申請に関すること。 4 市民班への応援に関すること。
	税 務 班 (税務課長)	1 家屋等の被害状況調査に関すること。 2 市有財産及び営造物の被害調査及び応急対策に関すること。 3 出動職員等への給食準備に関すること。 4 被災住民への税関係の相談に関すること。 5 救援物資、調達物資の受付、仕分けに関すること。 6 市民税等の減免、徴収猶予措置に関すること。 7 罹災証明の発行に関すること。 8 応急対策に必要な予算編成に関すること。 9 玉穂窓口班への応援に関すること。
	玉 穂 窓 口 班 (玉穂窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 玉穂地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安否確認に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。

保 健 福 祉 対 策 部 (福祉課長)	高 齢 介 護 班 (高齢介護課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 在宅高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 3 福祉班への協力に関すること。
	福 祉 班 (福祉課長)	1 福祉避難所の開設、運営に関すること。 2 障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 3 社会福祉協議会との連携協力に関すること。 4 社会福祉団体、社会福祉施設との連絡調整に関すること。 5 ボランティアの受け入れに関すること。 6 災害弔慰金の支給等に関すること。 7 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 8 避難行動要支援者名簿の管理に関すること。
	子 育 て 支 援 班 (子育て支援課長)	1 保育児童、施設利用児童等の避難誘導に関すること。 2 保育園、児童館等の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 4 児童福祉団体との連絡協力に関すること。 5 福祉班への協力に関すること。
	健 康 推 進 班 (健康推進課長)	1 診療所、所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医療救護活動に関すること。 4 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 5 中巨摩医師会及び医療機関への協力要請に関すること。 6 感染症予防及び広報に関すること。 7 負傷者の収容及び応急処置に関すること。 8 避難所への巡回相談に関すること。 9 被災者への臨時健康相談・健康診断に関すること。 10 被災地、避難所における食品衛生管理に関すること。 11 被災住民に対する心のケア対策に関すること。
建 設 対 策 部 (建設課長)	建 設 班 (建設課長)	1 道路、橋梁、河川の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 土砂災害に係る水防並びに応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 応急活動に必要な重機等の調達に関すること。 5 道路障害物、がれきの除去に関すること。 6 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。 7 被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関すること。 8 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 9 水防活動の応急対策の計画推進に関すること。 10 水防に係る応急復旧資材の調達及び保管に関すること。

		11 市建設協力会との連絡、応援協力に関すること。 12 交通規制に関すること。
	都 市 計 画 班 (都市計画課長)	1 都市計画施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 建設班への応援に関すること。
	水 道 班 (水道課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 上水道施設、簡易水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 応急給水用資機材の調達に関すること。 5 甲府市水道局との連絡、協力要請等に関すること。 6 水質検査に関すること。 7 指定給水装置工事事業者の応援協力に関すること。 8 避難所の給水設備等点検調整に関すること。 9 節水、給水等広報に関すること。
	下 水 道 班 (下水道課長)	1 下水道施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 仮設トイレの確保、設置に関すること。 4 下水道排水設備指定工事店の応援協力に関すること。
農 政 観 光 対 策 部 (農政課長)	農 政 班 (農政課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 関係団体、シルクの里振興公社等との連絡に関すること。 3 農林道、農業用排水路、家畜施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 4 食料、生活必需品、燃料等の確保及び配分の応援に関すること。 5 農作物及び農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。 6 病虫害の防除に関すること。 7 畜産の感染症予防に関すること。 8 死亡獣畜の収集、処理に関すること。 9 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。
	商 工 観 光 班 (商工観光課長)	1 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 2 商工業者に対する融資に関すること。 3 観光協会との連絡に関すること。 4 観光等の安全確保対策に関すること。 5 食料、生活必需品（救援物資を含む）、燃料等の確保及び配分に関すること。 6 豊富窓口班への協力に関すること。
	豊 富 窓 口 班 (豊富窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 豊富地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安否確認に関すること。

		5 来庁者の避難誘導に関する事。
教 育 対 策 部 (教育総務課長)	教 育 総 務 班 (教育総務課長)	1 小中学校との連絡に関する事。 2 文教施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 3 避難所の開設、運営に関する事。 4 児童生徒の安全確保対策、安全確認に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 炊き出しに伴う学校給食（共同）調理場の利用に関する事。 7 学用品の給与に関する事。
	生 涯 教 育 班 (生涯教育課長)	1 施設利用者の避難誘導に関する事。 2 社会教育施設、社会体育施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 3 避難所の開設、運営に関する事。 4 文化財の被害状況調査、応急対策に関する事。
消 防 対 策 部 (消防団長)	消 防 団 班 (消防副団長)	1 消防に関する事。 2 水防に関する事。 3 住民の避難誘導に関する事。 4 住民への情報伝達に関する事。 5 救出・救護活動に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。
協 力 対 策 部 (議会事務局長)	協 力 班 (議会事務局員)	1 議会議員との連絡調整に関する事。 2 議会への報告等に関する事。 3 各部への応援に関する事。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎2階東2会議室」に設置するものとする。

第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収

集に努める。

2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第2節 職員配備計画

(各課共通)

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、各種別の配備要員は、別途名簿を作成し、毎年更新するものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
警戒配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	危機管理課の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握	【対応事務】 ・施設管理者及び自主防災会との連絡 ・危機管理課員は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・危機管理課 (2人)
第1配備	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報(※1)が発表されたとき(ただし、今後警報へと発展するおそれがある場合)。 2 市内において震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・パトロール ・施設管理者及び自主防災会との連絡 ・被害予想区域の住民への広報 ・災害情報に関する広報 ・本部長、副本部長等への報告 ・被害がある場合は応急対策の実施 ・被害状況の県への報告	・課長以上全員 ・第1配備担当職員全員
第2配備	1 大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報(※1)が発表されたとき	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応しうるもので、事態の推移	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・前記第1配備に掲げる	・課長以上全員 ・第2配備担当職員全員

	(小規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合)。 2 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。	に伴い速やかに第 3 配備に移行できる体制とする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	事務 ・被害状況の県への報告(震度 5 強以上は消防庁にも報告) ・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	・震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合は、全職員
第 3 配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害(※ 2)が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。 4 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。(基本的には所属の庁舎へ参集する。ただし、困難な場合は最寄りの庁舎へ参集する。)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員

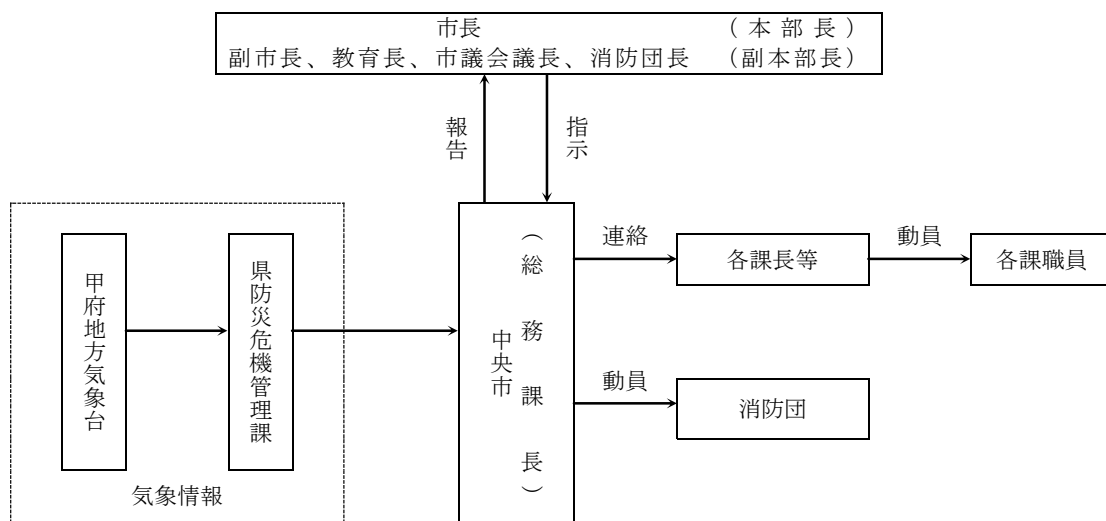
※ 1 大雪注意報・大雪警報時の対応については、「市降雪時対応マニュアル」を基に対応する。

※ 2 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第 2 配備及び参集体制

1 勤務時間中における伝達及び配備

- (1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、各課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等により徹底する。
- (2) 各課長は直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- (3) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、市議会議員、消防団長）及び総務課長に報告するものとする。総務課長は、各課長を通じ職員に非常配備を伝達する。

(2) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(4) 自主参集

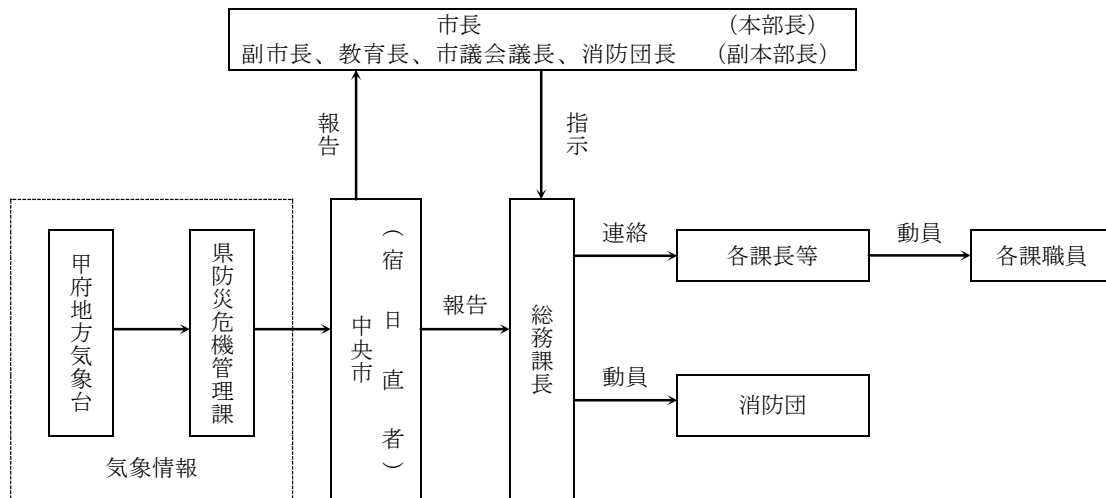
勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(5) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、最寄りの庁舎、指定避難場所等の公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(6) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班員として指名する。緊急対策班員は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。



3 配備状況の報告

各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて本部長に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各課長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務課長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務課長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

(危機管理課)

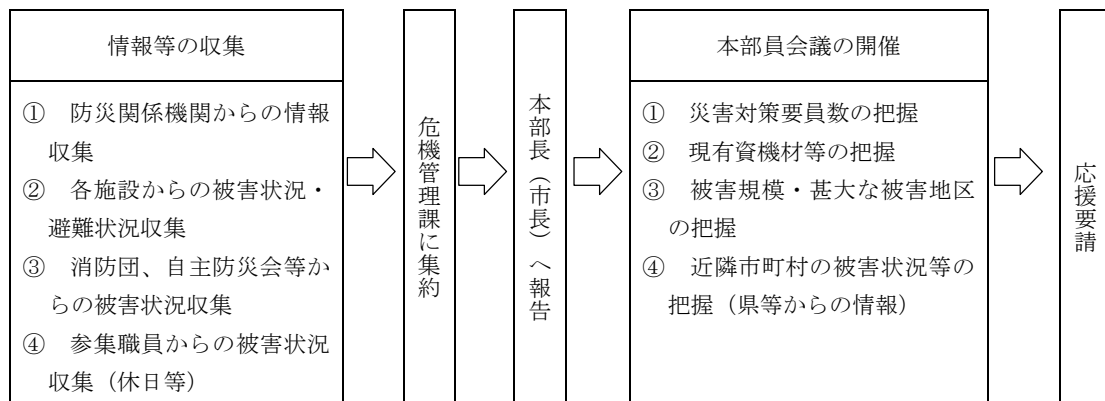
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、次表のとおりあらかじめ相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村	① 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 ② 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 ③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ⑤ 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 ⑥ 被災者を一時収容するための施設の提供 ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ③ 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ④ 被災者等を一時受け入れるための施設の提供 ⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑥ 前記①～⑤に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	① 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

		③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理に必要な車両の斡旋 ⑤ 被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びに斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑧ 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑧ ボランティアの斡旋 ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋 ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定書	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関する覚書 (玉穂町も同様に締結)	田富郵便局	① 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策 ② 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ③ 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

		④ 郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ⑤ 郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置 ⑥ その他前記①～⑤に定めのない事項で、協力できる事項
道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド 山梨総支社	① 東京電力パワーグリッドが市に提供する情報 ア 道路標識等の損傷 イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所 ウ ごみの不法投棄の発見 エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報 ② 市が東京電力パワーグリッドに提供する情報 ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等 イ 電柱の傾斜等
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協力会	① 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 ② 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 ③ その他中央市が必要とする業務
災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	自然体験クラブ エヴォルヴ	災害時に、優先的な水防救難備品の貸与
災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ	災害発生時の仮設資機材の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽山梨県軽自動車運送 協同組合 社団法人山梨県トラック 協会甲府支部	① 物資等の緊急輸送 ② その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社いちやまマート 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや 株式会社やまと	災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	災害発生時の石油燃料等の供給
洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社いちやまマート 富士観光開発株式会社	一次避難場所として、無料での施設使用の協力
災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	倒壊した石造物等、二次災害が心配される擁壁・塀等応急措置活動
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区 建設業協会	災害時に市が管理する道路、河川、建物等の施設（公共営造物）の応急対応業務のための応急復旧の支援要請

災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会	中央市職員との連携による中央市内の家屋の調査、市が発行する「罹災証明」について市民からの相談の補助
災害時における支援協力に関する協定書	マックスバリュ東海	災害発生後に必要な食料品、生活必需品のうち、調達可能な物資の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	ユニー株式会社 アピタ 田富店	災害発生後に必要な食料、衣料等のうち、調達・製造が可能な物資の供給（大規模地震発生時は、県との協定を優先）
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	首都圏1都5県の64市町村	①応援物資・資器材の提供 ②応急及び復旧に必要な職員の派遣
災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	大規模な地震・台風等の際に「勤労青年センター体育館」を避難所として開放
災害時における医療救護に関する協定書	中巨摩医師会中央市班	医師・看護師等で編成する医療救護班の派遣要請
災害時における歯科医療救護に関する協定書	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣要請
災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	薬剤師で編成する薬剤師班の派遣要請
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

※ 市町村名等は、協定締結時のもの

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 消防相互応援協定	P 382
	・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 383
	・ 災害時の情報交換に関する協定	P 386
	・ 災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	P 388
	・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392
	・ 道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	P 394
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398
	・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	P 400
	・ 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404
	・ 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
	・ 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420
	・ 洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 427
	・ 災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	P 431
	・ 災害時における応急対策業務に関する協定書	P 435
	・ 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	P 437

・災害時における支援協力に関する協定書	P 439
・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 444
・廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	P 452
・災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 456
・災害時における医療救護に関する協定書	P 461
・災害時における歯科医療救護に関する協定書	P 473
・災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	P 485
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、危機管理課に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

市及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資 料 編 ・ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
・自衛隊宿泊予定施設一覧	P 360

第6 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節避難計画 第12市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第16節避難計画 第7 避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うな

ど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 広域一時滞子の終了

市長は、広域一時滞子の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 広域一時滞子の終了

市長は、協議元市町村長より広域一時滞子の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第8項）

(3) 知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。
(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項）

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第9項）

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第10項）

オ 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第11項及び12項）

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。（災害対策基本法第86条の3第5項）

イ 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなつた旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、２(1)に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。(災害対策基本法第86条の４第１項、２項及び第86条の５並びに同法施行令第36条の２)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より３(1)アの要求がない場合にあって、３(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の５)

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055—237—1161	電話・FAX共通—008	①
韮崎市	0551—22—1111	〃 —013	①
甲斐市	0551—28—2211	〃 —016	①
北杜市(旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町)	0551—42—1111	〃 —015	①
昭和町	055—275—2111	〃 —027	①
南アルプス市(旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町)	055—282—1111	〃 —014	①
市川三郷町(旧市川大門町、旧三珠町、旧六郷町)	055—272—1101	〃 —021	①
身延町	0556—36—0011	〃 —025	①
富士川町(旧増穂町)	0556—22—3111	〃 —022	①
富士川町鯉沢サービスセンター(旧鯉沢町)	0556—22—2151	〃 —023	①
早川町	0556—45—2511	〃 —024	①
南部町(旧富沢町、旧南部町)	0556—66—2111	〃 —026	①

①災害時における相互応援に関する協定書

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

（危機管理課）

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非 代 替 性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被 害 状 況 の 把 握 （ 情 報 収 集 ）	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水 防 活 動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道 路 や 水 路 の 障 害 物 の 除 去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は関係機関が提供）
通 信 支 援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去

そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請

1 災害派遣要請の依頼

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊に通知するものとする。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県総務部防災危機管理課

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

（ア）災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

緊 急 の 場 合 の 連 絡 先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
陸上自衛隊第1 特科隊	(0555) 84—3135 3136 (内線238)	(0555) 84—3135 3136 (内線239)	(地上系) 95-220-1-051 (衛星系) 916-435
	〈夜間〉 (0555) 84—3135 (内線280、302)		

資 料 編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書	P 570

第4 災害派遣部隊の受け入れ体制

1 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 ㇏中隊	2, 500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 ㇏連隊（隊）	20, 000㎡	100m×200m	
1 ㇏師（旅）団	160, 000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野営地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1 コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

2 ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資 料 編	・ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
	・自衛隊宿泊予定施設一覧	P 360

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

（危機管理課、消防本部）

災害の状況に応じ、消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認めら

れる場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき行うものとし、「第1 要請基準」に該当する事態が発生した場合には、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の「消防防災航空隊出場要請書」により、ファクシミリを用いて行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資 料 編	・ 飛行場外離着陸場一覧	P 360
	・ ヘリコプター主要発着場一覧	P 360
	・ 消防防災航空隊出場要請書	P 571

第4 受入体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

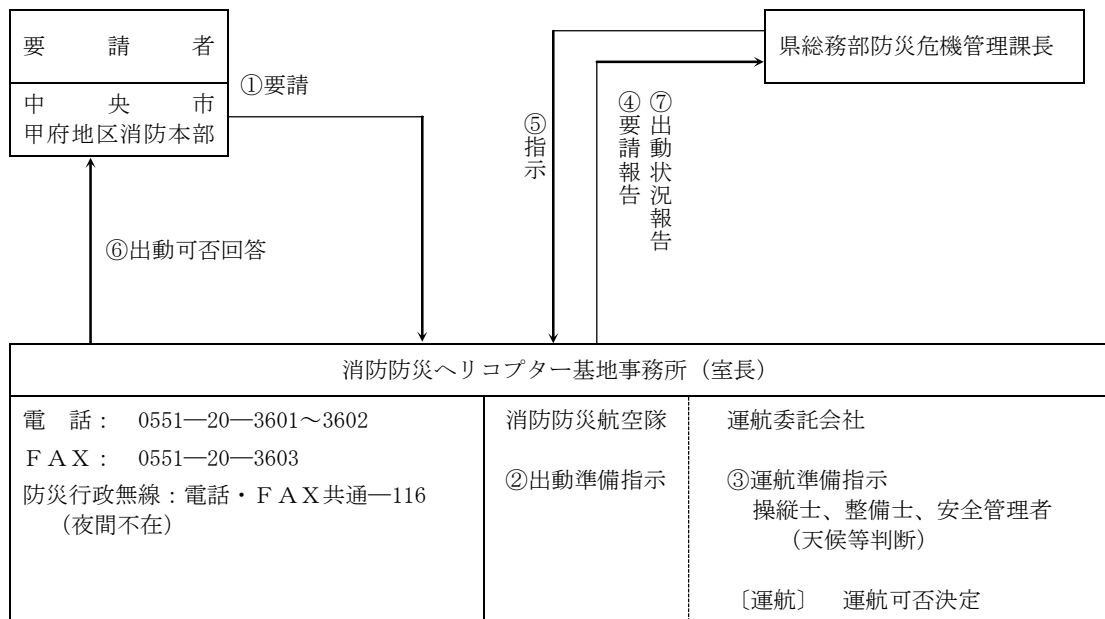
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

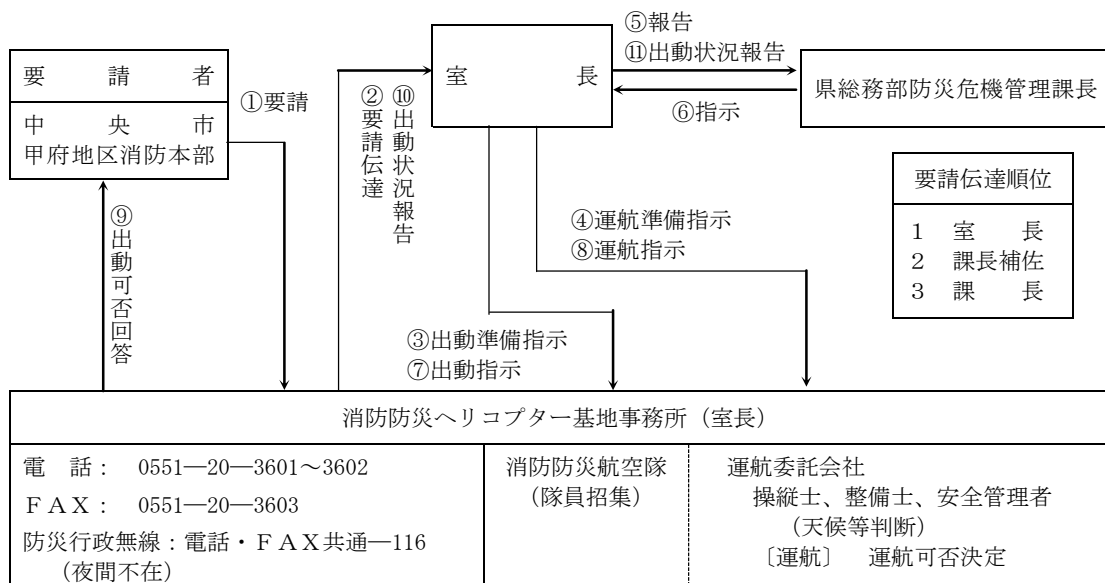
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



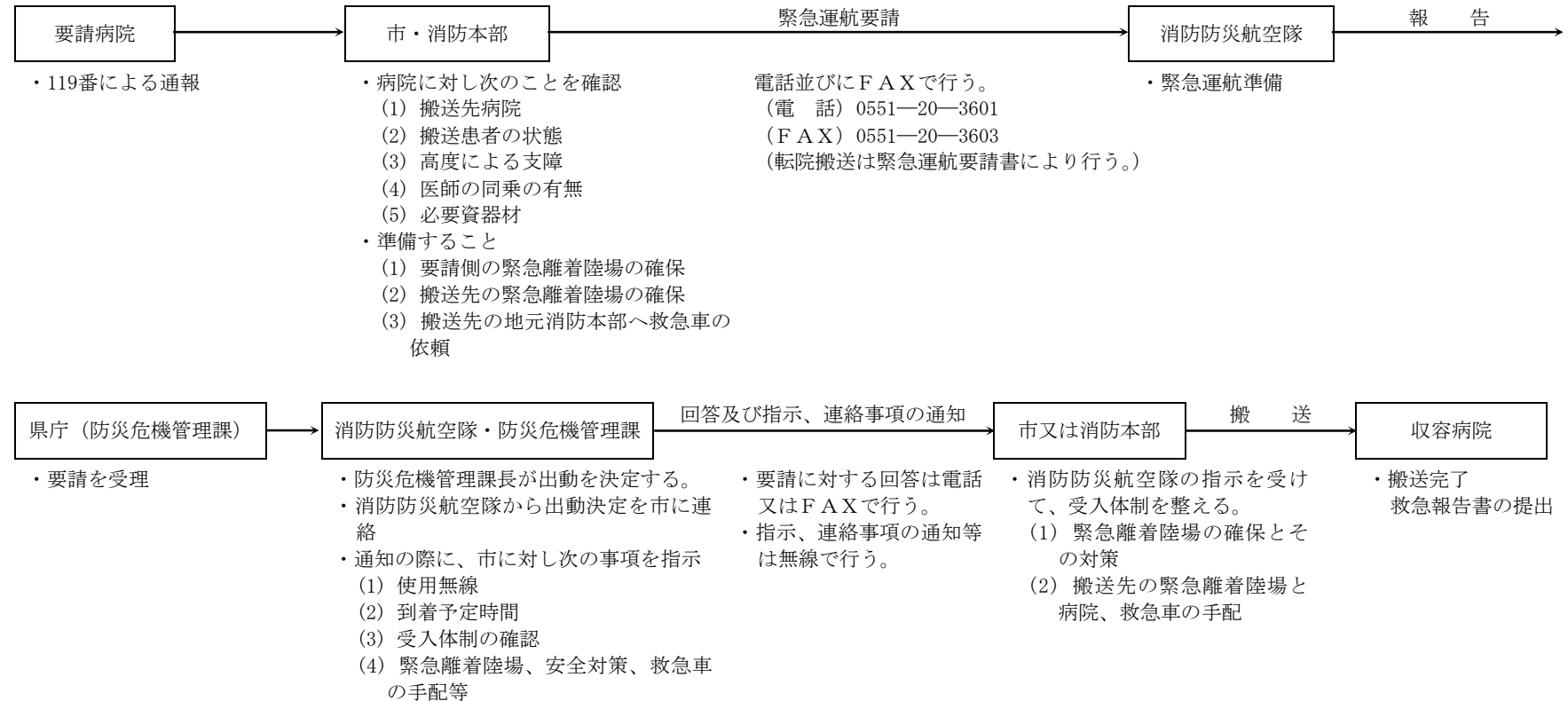
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

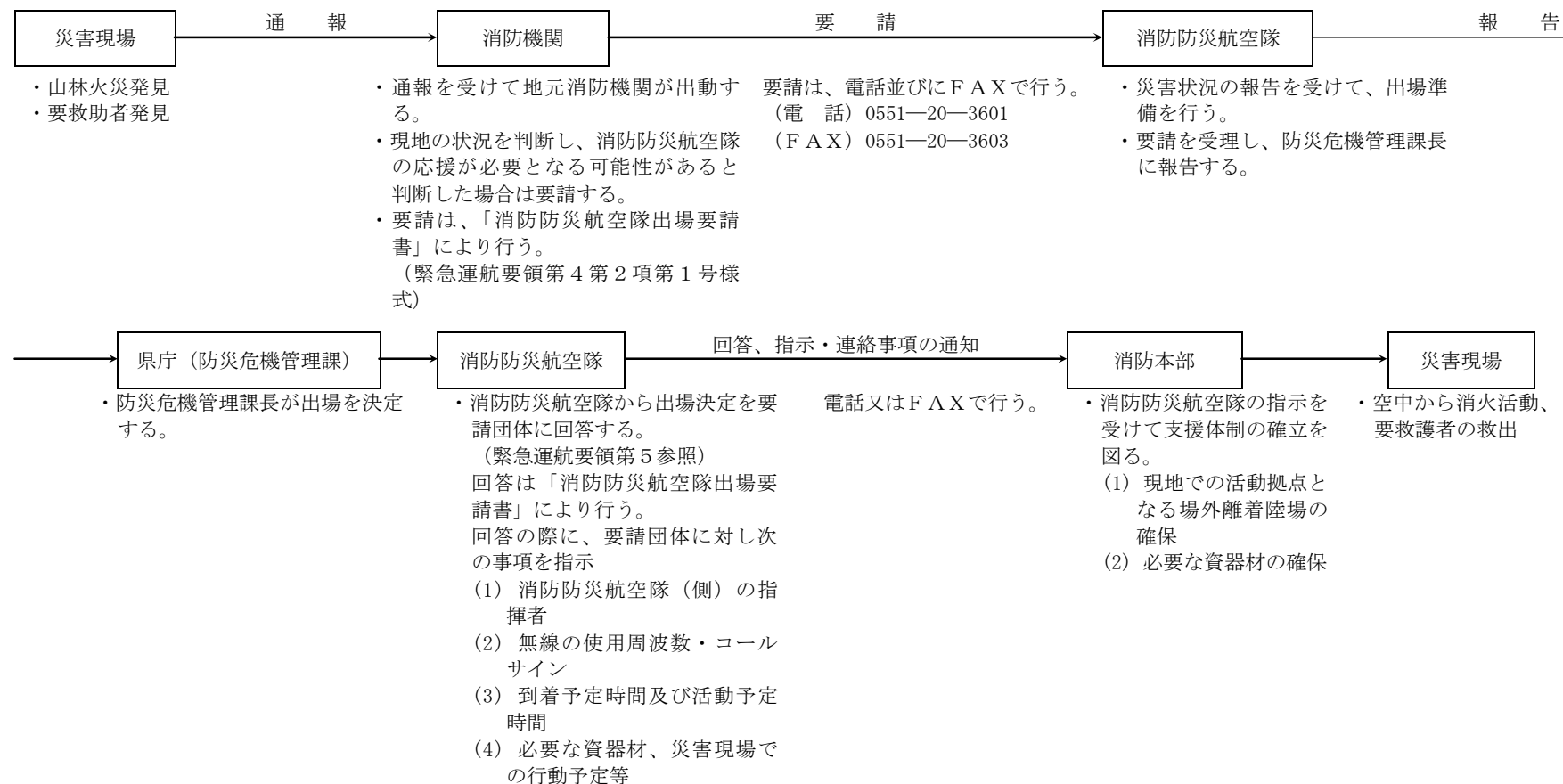
別表 2

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ（山林火災・人命救助の場合）



第6節 予報及び警報等の伝達計画

(危機管理課、政策秘書課、玉穂窓口課、豊富窓口課)

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類

種 類	定 義
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村を対象に発表する情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指 定 河 川 洪 水 予 報	河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

平成27年 3 月 26 日現在

府県予報区			山梨県	
一次細分区域			中・西部	
市町村等をまとめた地域			中北地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	3 時間雨量90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	142
	洪水		雨量基準	3 時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	平坦地：3 時間雨量60mmかつ流域雨量指数 釜無川流域＝32
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、笛吹川 [石和]、荒川 [荒川]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	3 時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準	106
	洪水		雨量基準	3 時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む）[船山橋]、笛吹川 [石和]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50% ※1		
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上		
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1 湿度は甲府地方気象台の値

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ※1 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm 以上」を意味する。
- ※2 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添1を参照。
- ※3 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- ※4 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- ※5 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5km 四方の領域ごとに算出する。

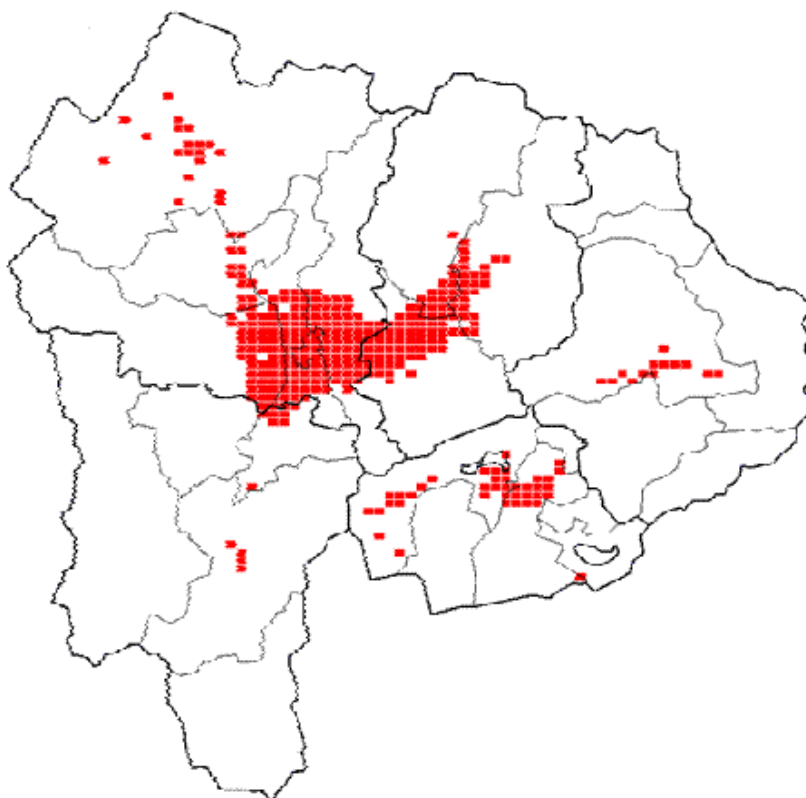
流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地 : おおむね傾斜が30 パーミル以下で、都市化率が25 パーセント以上の地域

平坦地以外 : 上記以外の地域

(別添1)「平坦地、平坦地以外」の地域区分図



(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標題	発表基準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は解析したとき。

(5) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現 象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※１）において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm（※２）を超える格子のみをカウント対象とする）。

土壌雨量指数（※１）：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm（※２）：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	348	109	219
中・西部	中北地域	韮崎市	359	106	218
中・西部	中北地域	南アルプス市	381	103	223
中・西部	中北地域	北杜市	306	96	192
中・西部	中北地域	甲斐市	339	101	213
中・西部	中北地域	中央市	389	117	240
中・西部	中北地域	昭和町	351	111	221
中・西部	峡東地域	山梨市	313	99	197
中・西部	峡東地域	笛吹市	375	113	225
中・西部	峡東地域	甲州市	372	104	214
中・西部	峡南地域	市川三郷町	469	136	273
中・西部	峡南地域	早川町	549	145	286
中・西部	峡南地域	身延町	628	186	338
中・西部	峡南地域	南部町	643	196	349
中・西部	峡南地域	富士川町	453	130	254
東部・富士五湖	東部	都留市	547	157	281
東部・富士五湖	東部	大月市	492	132	258
東部・富士五湖	東部	上野原市	521	137	273
東部・富士五湖	東部	道志村	637	175	316
東部・富士五湖	東部	小菅村	497	125	264
東部・富士五湖	東部	丹波山村	475	119	254
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	593	198	325
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	428	130	239

東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	549	182	303
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	585	198	326
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	613	195	332
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	493	151	279

注1)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

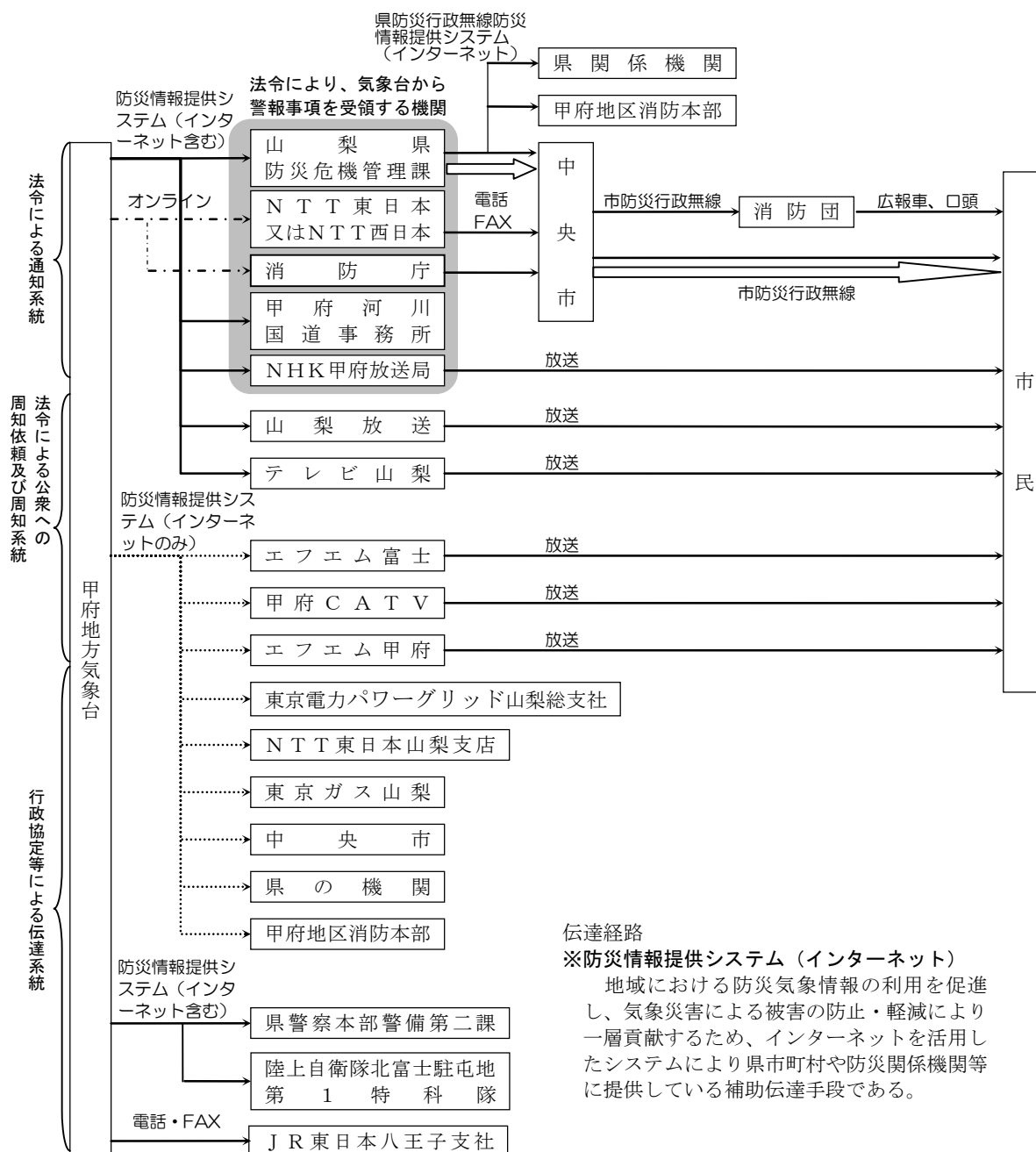
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備 考
山梨県	甲府	50	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	90	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

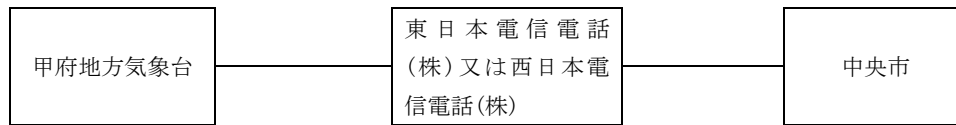
(6) 甲府地方気象台の伝達経路



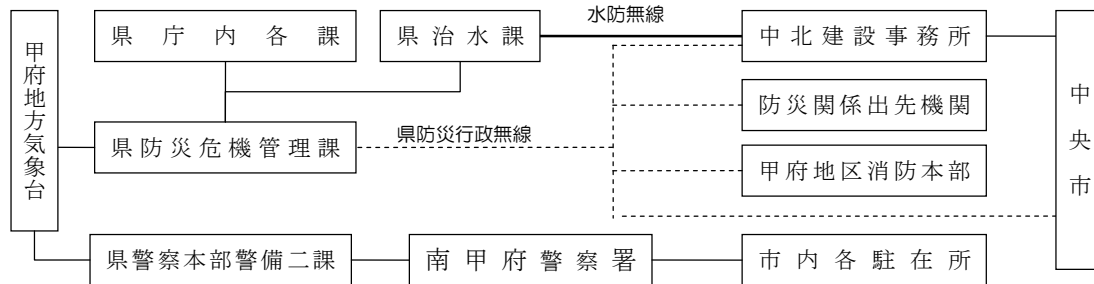
(注1) 全ての注意報、警報は、全機関(NTT東日本又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される)に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) $\longrightarrow$ 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(7) N T Tの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、市長は、避難勧告等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報し、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらず気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む）	韮崎市の武田橋から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水警報：はん濫発生情報、はん濫危険情報、はん濫警戒情報

洪水注意報：はん濫注意情報

種 類	情報名	発表基準
洪水警報（発表） 又は 洪水警報	はん濫発生 情報	・はん濫が発生したとき ・はん濫が継続しているとき
	はん濫危険 情報	・はん濫危険水位に到達したとき ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	はん濫警戒 情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき （一時的な水位の上昇・下降にかかわらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く）
洪水注意報（発表） 又は 洪水注意報	はん濫注意 情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報 （警報解除）	はん濫注意 情報（警戒 情報解除）	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	はん濫注意 情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

(4) 伝達経路

伝達経路等については、別に定める「水防計画」による。

4 市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発表する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7 m/s以上吹く見込みのとき。

② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。

③ 最大風速12メートル（甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

5 火山情報の受理、伝達

気象庁火山監視・情報センターが富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。
本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 降灰予報

（ア）降灰予報（提示）

活動が活発化している火山において、噴火が発生した場合の降灰の範囲についての事前の予報

（イ）降灰予報（速報）

実際に噴火が発生した場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲の予測

（ウ）降灰予報（詳細）

噴火発生から20～30分程度以内の降灰の量、範囲等について、6時間先までの詳細な予測

エ 火山情報等

（ア）火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

（イ）火山活動解説資料

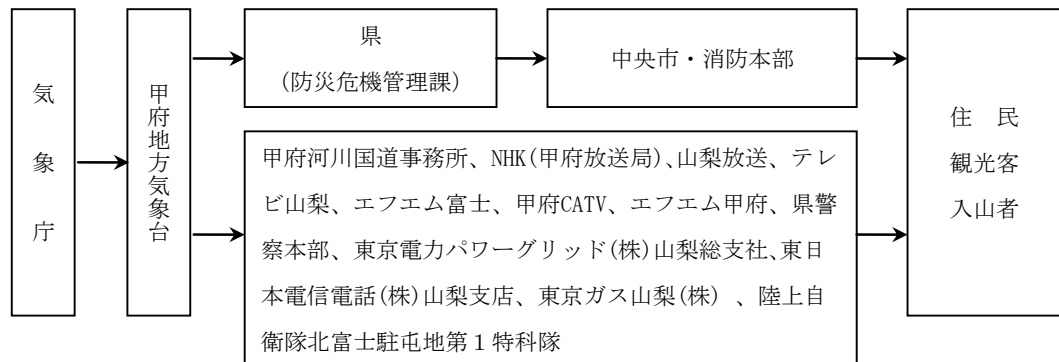
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又

は必要に応じて臨時に発表する。

(2) 噴火警報・噴火予報の発表基準・警戒レベル

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)

(3) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 特別警報、警報、注意報等の伝達

1 市職員への伝達

特別警報、警報、注意報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は

警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

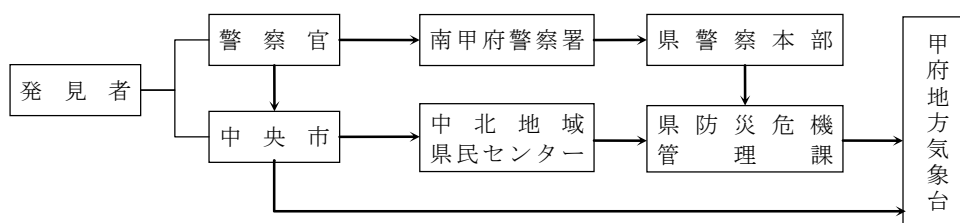
2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等
火 山 関 係	噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第4 住民、消防団、自主防災組織等からの情報収集、伝達

土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての住民又は自主防災組織等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

第7節 被害状況等報告計画

（各課共通）

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂・降灰被害の発生状況等の情報を優先して収集するとともに、情報の収集・伝達にあたっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用を努める。

1 各部における被害状況調査

各部は、部内各班及び庁舎間の連携を図り、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担 当		協力団体等	調 査 事 項
対策部	主となる班		
総 務 対 策 部			。一般被害状況、応急対策実施状況等の総括
	危機管理課	消防団、自主防災会	。各地区の人的・物的被害状況
	管 財 班	自主防災会	。庁舎、公園施設の被害状況
市 民 対 策 部	市 民 班		。市有財産の被害状況
	税 務 班	自主防災会	。家屋の被害状況
	環 境 班	中巨摩地区広域事務組合	。ごみ・し尿処理施設の被害状況
保 健 福 祉 対 策 部	健康推進班	医師会	。医療機関の被害状況
	子育て支援班	民生児童委員	。保育園・児童館、保育園児等の被害状況
	福 祉 班	施設管理者、民生児童委員	。社会福祉施設の被害状況
建 設 対 策 部	下 水 道 班		。下水道施設の被害状況
	水 道 班	甲府市水道局、自主防災会	。水道施設の被害状況
	建 設 班	自主防災会	。公共土木施設の被害状況 。市営住宅の被害状況
	都市計画班		。都市計画施設の被害状況
農 政 観 光 対 策 部	農 政 班	農協、農業委員	。農業関係被害状況、農業用施設の被害状況
	商 工 観 光 班	商工会	。商工業関係の被害状況
教 育 対 策 部	教育総務班	学校施設管理者	。児童・生徒、学校施設の被害状況
	生涯教育班	施設責任者	。施設利用者、社会教育施設・社会体育施設の被害状況
		文化財所有者	。文化財の被害状況

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、各庁舎配備職員が地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集し、随時、危機管理班へ報告する。

3 郵便局との連携強化

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等について相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編 ・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北建設事務所等関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

6 県への応援要請

被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務課長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務課長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
県総務部防災危機管理課	055—223—1430	055—223—1429	(衛星系) 200—2513
中北地域県民センター	0551—23—3057	0551—23—3012	① * — 9 —400—2021 ② // —400—2009

消防庁への被害状況等の報告先

区分		通常時（9:30～18:15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電 話	96—90—49013	96—90—49102
	FAX	96—90—49033	96—90—49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	FAX	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

2 消防機関への通報殺到時の措置

(1) 甲府地区広域行政組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況をただちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

甲府地区広域行政組合本部	県防災行政無線（衛星系）電話・FAX共通—036

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

市は県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 災害報告取扱要領

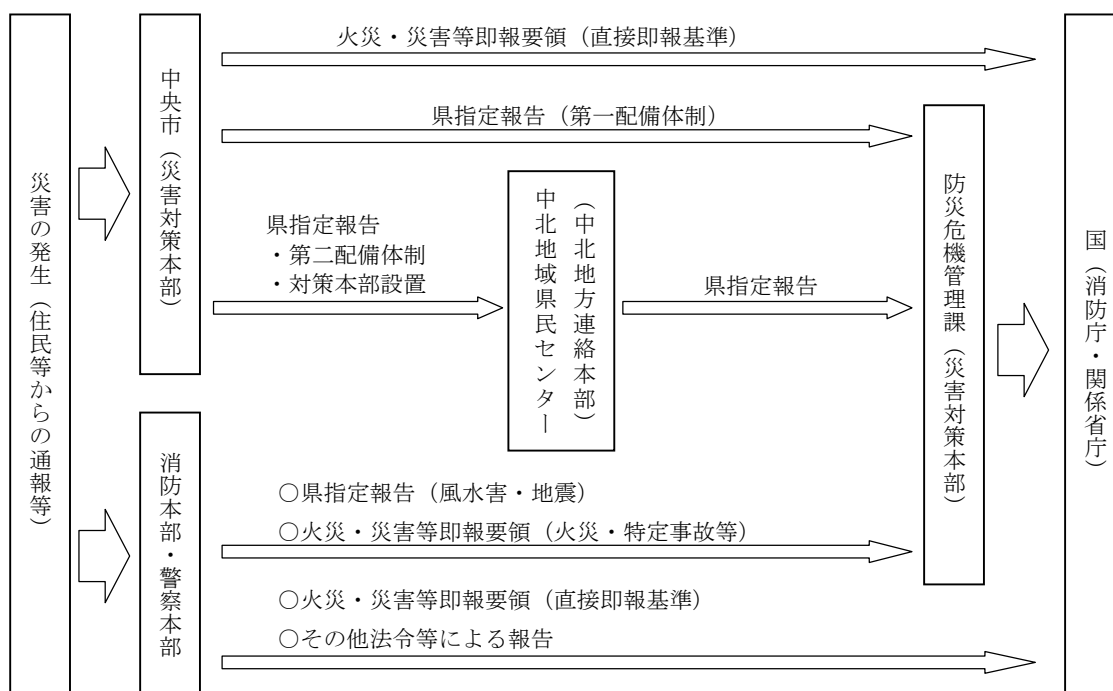
- ア 災害確定報告（第 1 号様式） … P 545
 イ 災害中間報告（第 2 号様式） … P 546
 ウ 災害年報（第 3 号様式） … P 547

(2) 火災・災害等即報要領

- ア 火災等即報（第 1 号様式、第 2 号様式） … P 540、541
 イ 救急、救助事故等報告（第 3 号様式） … P 542
 ウ 災害即報（第 4 号様式（その 1、2）） … P 543、544

(3) 県指定に基づく被害報告

ア 伝達系統



イ 報告ルート

(ア) 第一配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→消防庁等 直接即報基準
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→

発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(イ) 第二配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→中北地域県民センター→県（防災危機管理課）→消防庁等 ↑ 県警察本部・消防本部→防災危機管理課 直接即報基準
人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	→中北保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課→防災危機管理課 市 →中北林務環境事務所→森林環境総務課→防災危機管理課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川、砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(ウ) 第三配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市	県民等→市災害対策本部→中北地方連絡本部→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課 県立学校管理者 →教・総務課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者 → 教・総務課 →防災危機管理課 企業局関係 各管理者 → 企・総務課 →防災危機管理課 上記以外 各管理者 → 管財課 →防災危機管理課

資 料 編	・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	P 539
	・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P 544
	・県指定に基づく被害報告様式	P 572

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死	者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住	家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5	棟		建築物の単位で、独立したひとつの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯		生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額		物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9	住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10	床上浸水		建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水		建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損		建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家		住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）		国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家（その他）		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設		学校（各種学校を含む。）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院		医療法に定める病院（20人以上）
18	流失埋没		田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設		水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設		治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物		食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害		家畜、畜舎等の被害
24	水産被害		養魚場、漁船等の被害
25	林産物		立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等

26	商	工	被	害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道		路		高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋		梁		市町村道以上の道路に架設した橋
29	河		川		堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂		防		砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下	水	道		下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林		道		新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄	道	不	通	機関車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清	掃	施	設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通	信	被	害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被	災	世	帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被	災	者		被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

(政策秘書課、豊富窓口課、玉穂窓口課、消防団)

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務対策部政策秘書班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部に報告する。

第2 広報の方法

防災行政無線、広報車、電話等を通じ、また中央市ホームページの掲載等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。なお、平時から全ての住民に広報が伝達されるよう、手法について随時検討に努めるものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。また、震度6以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

第6 住民からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 災害通信計画

(危機管理課)

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、山間部との通信、回線混乱時対策として、衛星携帯電話の導入を進める。

(4) 消防無線

南消防署や中央市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・N T T回線
市	↔	消防署	=	N T T回線・消防無線・県防災行政無線
市	↔	警 察	=	N T T回線
市	↔	消防団	=	N T T回線・防災行政無線（移動系）・消防無線
市	↔	自主防災会	=	N T T回線・防災行政無線（移動系、同報系）・広報車
消防署	↔	消防団	=	N T T回線・消防無線

第2 非常・緊急通話

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するた

め特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする

市域における他機関の通信施設は、資料編のとおりである。

第6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1 通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料

(2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合(非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。)は、特別の場合を除き有料

第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は別記様式(P102)により直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
N H K (甲府放送局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9-220-1-058	放 送 部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090—1555—8222)	9-220-1-066	放送本部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜080—3126—4455	9-220-1-067	放 送 部
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9-220-1-068	—

第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>
中央市URL⇒<http://www.city.chuo.yamanashi.jp/gyosei/>

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブに対して急使を派遣して直接情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

別記様式

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
年 月 日 中 央 市 長 殿 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要 ・ 否 3 要請理由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (市町村) から要請があったため (4) 4 放送希望日時 (1) 直 ち に (2) 月 日 時 分 5 放送事項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

第 10 節 雪害対策計画

(各課共通)

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第 1 職員の配備体制、活動体制

市は、「降雪時対応マニュアル」を基に必要な職員の参集及び活動体制を確立する。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

第 2 情報収集及び情報連絡体制

- 1 市は、国、県、近隣市町村、甲府地方気象台、南消防署、南甲府警察署、公共交通機関、ライフライン施設管理者等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努める。
- 2 市は、自治会長や自主防災組織に連絡し、所管地域の被害状況を収集するとともに、市民からの情報、相談等を受け付けるための相談窓口を設置する。
- 3 降雪状況、被害状況、避難状況は、随時把握するものとし、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報の共有を図る。

第 3 広報活動

市は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

広報の実施については、市ホームページ、市防災行政無線等で直接広報するとともに、テレビやラジオ等の報道機関に要請し、行うものとする。

第 4 要配慮者の状況把握

市は、関係機関の協力により、支援が必要となる要配慮者、そのうち、早期の避難が必要となる避難行動要支援者の状況把握に努める。

大雪により自らの活動が困難となった要配慮者に対しては、市が自治会や関係団体と連携し、支援活動や情報提供を行う。

第 5 帰宅困難者対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて近隣の避難所を開設し、帰宅困難者を誘導する。

第 6 農業施設対策

市は、大雪が予想されるときは農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報や中北農務事務所からの減災のための技術的な対応方法の周知を行う。

災害が発生したときは、農業施設の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止・発生の防止に努めるよう、対策の徹底を図る。

第 7 孤立地区対策

積雪、雪崩等により道路交通が困難又は不能になり、孤立する可能性がある地区については、早期に状況を把握し、当該地域の住民に対して食料・飲料水・燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知

を図る。

第8 市民、事業所等の活動

市は、大雪災害時に市民の安全性を確保するための注意事項や安全対策について情報提供を図るとともに、市民や事業所等に対して、近隣の被害状況の情報提供や除排雪の実施、要配慮者の安否確認等の活動を要請する。

第9 道路の除排雪の実施

市内の道路の除排雪については、建設課を中心に「降雪時対応マニュアル」を基に行うものとする。

なお、除排雪の実施にあたっては、市庁舎機能の確保や救援物資・市外からの応援の受入等のための輸送道路確保を優先するものとする。

第10 排雪場所・集雪場所の確保

市は、各道路管理者と調整し、道路から排雪場所の確保を図る。

また、必要に応じて、市有地に集雪場所を確保する。集雪場所を設置したときは、市民に広報し、利用の促進を図る。

第11 雪崩・融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第11節 消防計画

（危機管理課、消防団、建設課、消防本部、南甲府警察署）

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署

近隣の3市1町で組織する甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署の田富・玉穂出張所及び中道出張所が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

2 中央市消防団

本市の消防団は、現在3地区8分団、団長以下、団員数422名で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、市外通勤者の増加等により昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

(1) 消防団の構成

(平成27年4月1日現在)

区分 消防団別		条例 定数	実員 合計	階 級							機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両	
				団 長	副 団 長	本 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポン プ 車	可 搬 式			積 載 車
中央市消防団	玉穂分団	465	100		1		3	4	12	12	68	2	10	10	12	
	田富分団		167		1		3	6	14	14	129	3	13	14	16	
	豊富分団		145	1	1		3	6	6	6	122	7	1	1	6	1
	計	465	412	1	3		9	16	32	32	319	12	24	25	34	1

(2) 消防分団の担当区域

分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉 穂 第 1 分 団	第1部	井之口1、井之口2、神明
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉 穂 第 2 分 団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田 富 第 1 分 団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田 富 第 2 分 団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田 富 第 3 分 団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊 富 第 1 分 団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊 富 第 2 分 団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊 富 第 3 分 団	第5部	関原
	第6部	木原

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各地区副団長、分団長、各部長を通じて防災行政無線放送N T T回線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部消防詰所及び消防小屋に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、30分ごとに招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第4 災害地への動員

1 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

出勤区分は、次の第1出勤、第2出勤及び第3出勤とする。

- (1) 第1出勤 火災発生地の地区分団
- (2) 第2出勤 火災発生地の隣接分団
- (3) 第3出勤 管内全消防団

2 伝達の方法

災害発生との連絡は、防災行政無線、警鐘及び電話等により行う。

3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第5 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防ぎょ計画では万全を期し得ないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防ぎょ計画を基礎として、いかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を策定するものとする。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出勤要員を消防詰所等に待機させ出勤の迅速を図る。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時には、甲府地区の市町村とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、協定市町村相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止する。

資 料 編	・ 消防相互応援協定	P 382
	・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 383

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を策定するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を策定する。

- (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を策定しておくものとする。

- ア 道路地形及び水利の状況
- イ 公園、空き地、路面の有無
- ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
- エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防ぎょ計画の設定要件

- ア 出動部隊数
- イ 各部隊の到着順ごとの水利統制
- ウ 各部隊の進入担当方面
- エ 使用放水口数及び所要ホース数
- オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用し便を図る。）

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を策定するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区毎に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を次により策定す

る。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して策定する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を策定するものとする。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛団体）

飛火警戒隊は、飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛団体）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して策定するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空き地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定す

る。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

資 料 編 ・ 消防力の現況

P 508

10 救出、救助活動

大規模災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通の混乱等が複合して大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、消火活動に優先して行う。

11 避難路の確保

- (1) 火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防関係機関が地域住民の協力を得て行う。

第 12 節 原子力災害応急対策計画

(危機管理課)

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第 1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

市は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後

市は、県を通じて国、県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関への情報提供を行う。

第 2 避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者の流入があった場合及び県内他市町村から本市への避難者の流入があった場合、本章「第3節応援協力要請計画 第6広域一時滞在」により県と協議の上、一時避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策

を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表 1 の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

表 1 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

（「防災指針」より抜粋）

第 4 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置等メンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、市民の健康対策を支援する。

第 5 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第6 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第7 除染活動の実施・支援

事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域では国、追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域では市が主体となって除染を行う。

追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域については、市が「市町村による除染実施ガイドライン」（環境省）に基づき、汚染の状況や住民のニーズに応じた除染計画を策定し、計画的な除染を行う。

第13節 緊急輸送計画

（総務課、管財課）

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

- ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、危機管理班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」等に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、協定締結事業者に緊急輸送を要請し、あるいは他市町村又は県に調達あっ旋を要請する。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

2 機関車及び列車等による輸送

自動車による輸送が不可能な場合、又は機関車及び列車により輸送することが適当な場合は、日本貨物鉄道(株)(J R 貨物)に協力を要請して行うものとする。

なお、J Rにより輸送する場合は、「J R 貨物運賃割引の運用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人力等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人力等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送道路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区分	道路種別	路線番号	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速国道		中央自動車道	市内全線
	一般国道	140	国道140号	甲府市境（豊富地区）～市川三郷町境（豊富地区）
第二次緊急輸送道路	主要地方道	3	甲府市川三郷線	昭和町境（田富地区）～市川三郷町境（田富地区） 昭和町境（田富地区）～韮崎南アルプス中央線交点（田富地区）【昭和バイパス】
		12	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市境（田富地区）～国道140号交点（豊富地区） 南アルプス市境（田富地区）～甲府市境（玉穂地区）【新山梨環状線】
		29	甲府中央右左口線	甲府市境（玉穂地区）～国道140号交点（豊富地区） 市道3579号線交点（豊富地区）～甲府市境（豊富地区）
	市町村道		中央市道1003号線	JR身延線常永橋（玉穂地区）～山梨大学医学部附属病院（玉穂地区）
			中央市道1028号線 中央市道2017号線	甲府市川三郷線（田富地区）～県立防災安全センター（田富地区）
			中央市道3579号線	国道140号交点（豊富地区）～甲府中央右左口線交点（豊富地区）

2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市庁舎、支所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ市道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

第14節 交通対策計画

（危機管理課、管財課、消防本部、建設課、警察署）

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設対策部が中心となり道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占

用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

- (3) 市本部は、調査班等から収集した情報を南甲府警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の破損、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南甲府警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
	南甲府警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設課長に指示して行い、南甲府警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 南甲府警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

- (1) 南甲府警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

- (2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項に

について通知されるので、市としては速やかに地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、南甲府警察署長に通知するものとする。

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

(1) 規制の対象

(2) 規制する区域又は区間

(3) 規制する期間

6 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者や車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認しうるように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

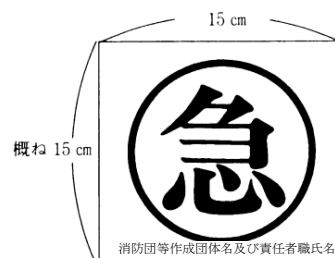
また、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

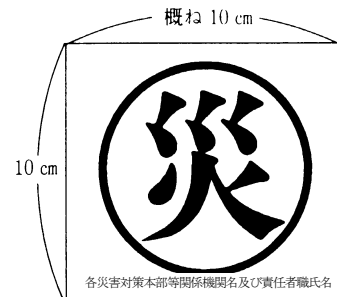
2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	055—226—3835
中日本高速道路株式会社東京管理局西局交通管理課	0426—91—1171

- (3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。
- (4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付する。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

(2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。(アの車両を除く。)

なお、規制除外車両は、次に掲げる２種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

（ア）自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

（イ）大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

（ア）規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ）規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両。

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

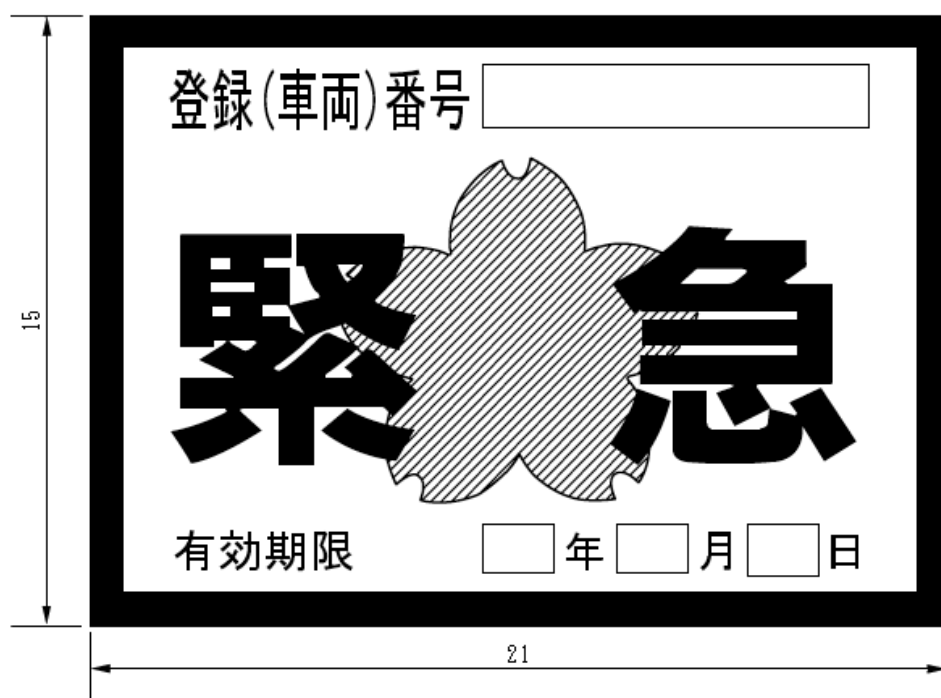
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式 … P121）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

3 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認手続

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続は、警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

(2) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、規制除外車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

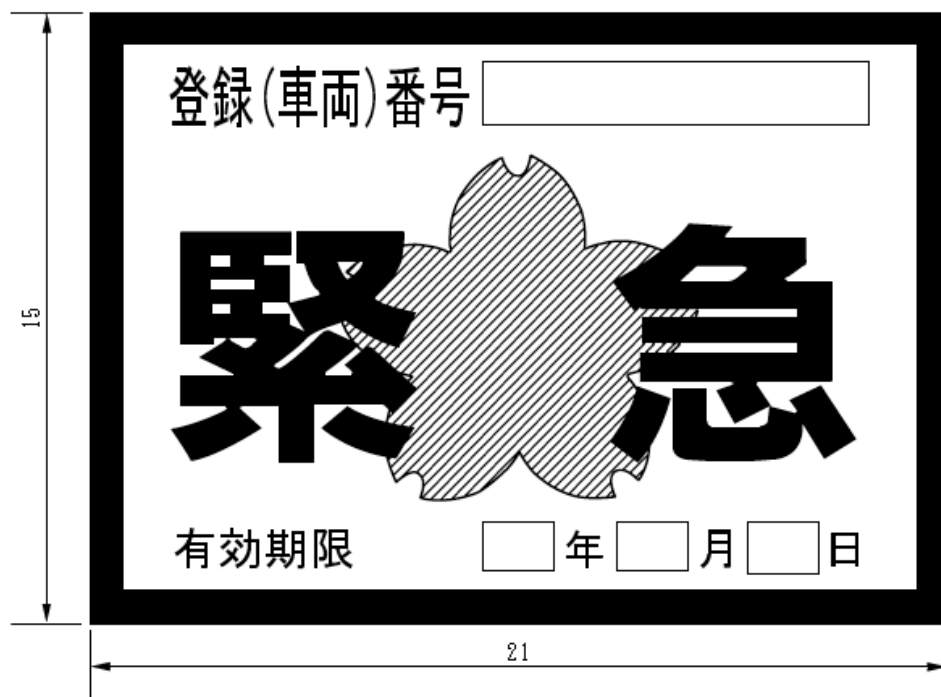
(3) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

規制除外車両の確認に係る標章

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
山梨県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 時 から 年 月 日 時 から	
通行経路		出発地	目的地
備考		取扱者 署（隊） 階級 指名 印	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第 15 節 災害救助法による救助

（各課共通）

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第 1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施事項	内 容	担 当 部
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	総務対策部
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	農政観光対策部

	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	総務対策部
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班（消防団、自主防災会等で編成）を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	総務対策部
災害発生直後	被害状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市の地区担当責任者の出動、調査班（消防団、自主防災会等で編成）による調査 「被災世帯調査原票」（様式4 …P551）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式2 …P549）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）の作成	総務対策部
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市→防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）、 「世帯別被害調査表」（様式2 …P549） 市→中北地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地方連絡本部→県災害対策本部（中北地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1 …P548）、 「世帯別被害調査表」（様式2 …P549） 市→中北地域県民センター→防災危機管理課 ※ 災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	総務対策部
災害救助法適用後 第一段階Ⅴ	災害救助法の適用要請	市→中北地域県民センター→防災危機管理課	総務対策部
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	保健福祉対策部
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借り上げ	総務対策部
	炊き出しその他のによる食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	農政観光対策部

	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ	建設対策部
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）への医療救護班の派遣要請等	保健福祉対策部
		救護班によらない医療の実施	1 中巨摩郡医師会、中巨摩歯科医師会、中巨摩薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索		1 機械・器具の借り上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	消防対策部
	死体の処理		死体安置所の確保、処理の実施	市民対策部
	埋葬		1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	市民対策部
災害救助法適用後＜第二段階＜	応急救助実施状況報告		救助日報に基づき毎日報告	総務対策部
	被服寝具その他生活必需品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	農政観光対策部
	学用品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	教育対策部
	障害物の除去		1 対象世帯の選定 2 実施計画	建設対策部
	義援金受付開始		受付窓口の設置等	総務対策部
災害救助法適用後＜第三段階＜	中間報告		1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部
	要配慮者等の状況報告		被保護移行見込世帯の状況	保健福祉対策部
	応急仮設住宅の設置		必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	建設対策部
	住宅の応急修理		対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	建設対策部
	救助の特別基準の申請		特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	総務対策部
	災害弔慰金等の支給		災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	会計対策部
	災害援護資金の貸付		災害援護資金の貸付申請受付開始	総務対策部
	被災者生活再建支援金の支給		被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	会計対策部
	確定報告		文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部

資料編・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P 544
・各種救助に係る様式	P 548

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

- (1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	30世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである

- ・地区別被害状況調査表 …………… 様式1 … P 548
- ・世帯別被害調査表 …………… 様式2 … P 549
- ・救助活動の種類別実施状況 …………… 様式3 … P 550
- ・被災世帯調査原票 …………… 様式4 … P 551
- ・救助の種目別物資受払状況 …………… 様式5 … P 552
- ・避難所設置及び収容状況 …………… 様式6 … P 553

・ 応急仮設住宅台帳	様式 7	… P 554
・ 炊き出し給与状況	様式 8	… P 555
・ 飲料水の供給簿	様式 9	… P 556
・ 物資の給与状況	様式10	… P 557
・ 救護班活動状況	様式11	… P 558
・ 病院診療所医療実施状況	様式12	… P 559
・ 助産台帳	様式13	… P 560
・ 被災者救出状況記録簿	様式14	… P 561
・ 住宅応急修理記録簿	様式15	… P 562
・ 学用品の給与台帳	様式16	… P 563
・ 埋葬台帳	様式17	… P 564
・ 死体搜索状況記録簿	様式18	… P 565
・ 死体処理台帳	様式19	… P 566
・ 障害物の除去状況	様式20	… P 567
・ 輸送記録簿	様式21	… P 568
・ 賃金職員等雇上台帳	様式22	… P 569

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式

P 548

第 6 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

夏期（4 月～9 月）	1 人 1 日当たり 320 円以内	天幕借上料、便所設置費等全ての経費を含む。
冬期（10 月～3 月）	別に定める額を加算する	

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

（ア）住宅が全壊、全焼又は流失した者

（イ）居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、市長の協力を得て選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1 戸当たり 平均29.7㎡	1 戸当たり 2,621,000円以内	災害発生の日か ら20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、 輸送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年3か月とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
1 戸当たり平均 567,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送 費、事務費

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給与を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,080円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の方法

給水車の巡回による給水やろ水器等による浄水の供給等（災害直後において前記による飲料

水の確保ができない場合は、市販の飲料水の提供も可)

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(4) 費用

給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費（飲料水の購入費）

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流 壊焼出	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容 ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によっても良い。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 134,300円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 輸送

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救済用物資の輸送
- カ 死体の搜索のための輸送
- キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の方法

原則として、官公庁の自動車等を使用して実施する。

(3) 輸送の期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(4) 費用

運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗機材費、修繕費

11 死体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,400円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,300円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

13 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でも良い。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり208,700円以内	1体当たり167,000円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

14 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,200円以内
通学用品		中学校生徒 1人当たり 4,500円以内 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円以内

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第 1 6 節 避難計画

（政策秘書課、危機管理課、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、環境課、消防本部、消防団、教育総務課、生涯教育課、警察署）

第 1 避難誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 避難準備情報発表体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制の確立に努める。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要配慮者避難）情報	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な逃避行動を直ちに完了 ○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の

	と判断された状況 ○人的被害の発生した状況	行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3 避難勧告等の発令対象区域の設定と判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は以下のとおりとする。なお、運用にあたっては、「避難判断マニュアル」に基づき、気象情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視による情報等を総合的に判断して発令するものとし、以下の基準に該当しない場合であっても、市長が必要と判断した場合は避難勧告等を発令する。

(1) 河川のはん濫

避難勧告等の 発令対象区域	○釜無川の浸水想定区域 ○笛吹川の浸水想定区域
避難準備(要配慮者避難)情報	○水位観測所の水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 【氾濫注意水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.00m ・笛吹川（石和観測所）：2.00m
避難勧告	○水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 【避難判断水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.00m ・笛吹川（石和観測所）：2.90m
避難指示	○水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 【氾濫危険水位】 ・釜無川（船山橋観測所）：2.20m ・笛吹川（石和観測所）：3.30m ○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合

(2) 土砂災害

避難勧告等の 発令対象区域	○土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）：対象区域内の世帯のみ対象 ○土砂災害警戒区域（土石流）：避難行動を求めるのは警戒区域内の住民 ※隣接地については、幅広くとらえ、対象とする。
避難準備(要配慮者避難)情報	1～4のいずれかひとつに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

	4 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	1～4のいずれかひとつに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1 土砂災害警戒情報が発表された場合（ただし、観測所地点上流域において今後の気象状況、降水短時間予報で、さらに降雨が予想される場合） 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3 大雨情報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	1～5のいずれかひとつに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難勧告等による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

第2 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
市長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
水防管理者（市長）（指示）	〃	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 市長の勧告又は指示

土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事に報告を行う。

(2) 知事の勧告又は指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき

は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

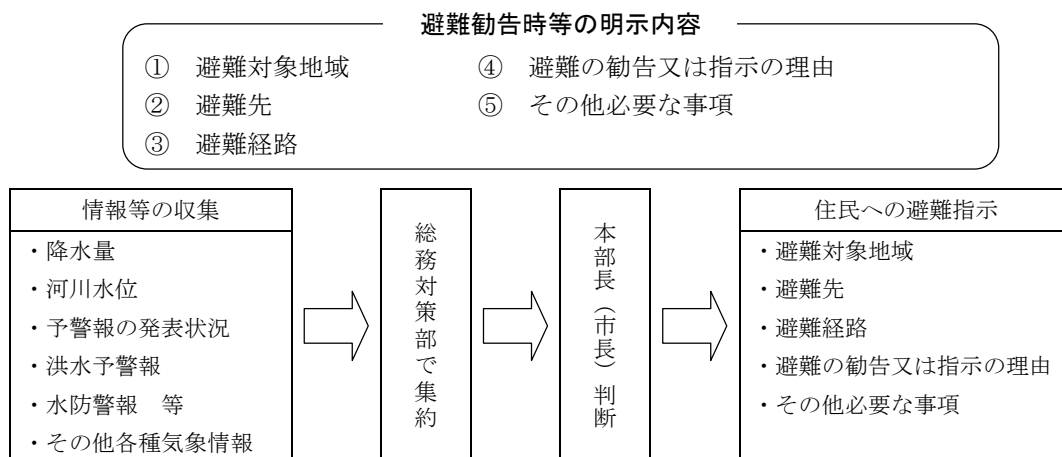
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



4 避難勧告又は指示の伝達方法

(1) 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

(2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

(3) 市は、次の伝達方法により、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。
この際、地区の自主防災会等と緊密に連携をとって、避難区域の住民への周知の徹底に努めるものとする。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 市ホームページ

エ その他

第3 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができることとされている。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならないこととされている。

第4 避難方法

1 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、自主防災会（自治会単位）であらかじめ設定した集合地に集まり、安否確認等を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として消防団等を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、要配慮者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

(1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第5 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検

- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地・避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第6 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

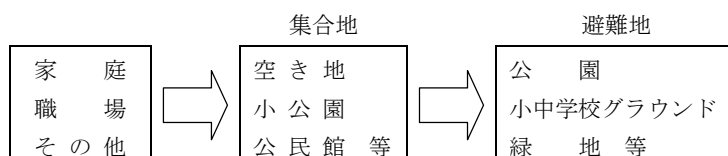
(1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集合地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達をあわせて検討する。

3 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、

その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

第7 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るものとする。

なお、この計画の作成にあたっては、県の指導を求めて行うものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- (10) 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

2 避難所等の選定基準

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水等の危険のおそれがない所とする。

- (4) 指定避難所のうち、体育館や武道館等は、天井材や照明器具等高所に設置されたものの落下防止等、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- (6) 要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。
- (7) 要配慮者にも配慮し、介護施設等による福祉避難所の開設、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

3 避難所の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話等の通信機器、自家発電設備等のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、平時から、避難所で使用する仮設トイレ等の処理能力、容量等を把握しておくとともに、容量を超えた場合の処分方法について、検討に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとする。

4 避難道路の選定条件

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

第8 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

これら適当な施設を得難いときは、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等を設置し、開設するものとする。

- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、「災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。
- (4) 災害の状況により町内での対処が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定締結市町村に対し、収容施設の提供を要請するものとする。
- (5) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容するときは、直ちに避難所に指名した職員を派遣し駐在させ、自治会施設管理者等と協力して避難所の管理運営にあたる。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(3) 避難所管理運営上の留意事項

ア 避難所に駐在する職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたり、その状況を本部へ報告する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。

イ 避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、要配慮者等のニーズの把握に努め、これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙等の視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求める等、伝達漏れのないよう配慮する。

ウ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

エ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

オ 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

3 避難所に滞在できない被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康診断の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿

市は、市防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。

第9 要配慮者等対策

(1) 要配慮者、けが人、病人等への支援

ア 要配慮者やけが人、病人等に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者専用避難所（以下「福祉避難所」という）を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、中央市国際交流協会並びに山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

第10 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等情況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第11 孤立集落への対応

市は、災害等によって孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第12 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、本章「第3節応援協力要請計画 第6広域一時滞在」により市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第13 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市、警察、東海旅客鉄道(株)は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、滞在場所を確保

し、保護する。

なお、滞り場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第14 被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第15 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第17節 医療助産計画

（健康推進課）

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南消防署田富・玉穂及び中道出張所、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況（場所、人数等）
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺市町村の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

第3 市医療救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、保健福祉対策部は市医療救護班の編成を行う。市医療救護班の編成は、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」を基に行う。
- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第4 市医療救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、「中央市大規模災害時医療救護所設置運営マニュアル」に定められた設置予定場所に市医療救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第5 医療救護班

1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

医療救護班の編成

- ・ 県直轄救護班
- ・ 日赤救護班
- ・ 地区医師会班
- ・ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、その他の病院）
- ・ 歯科救護班
- ・ 精神科救護班
- ・ 薬剤師班
- ・ その他

2 医療救護所の設置

医療救護班は、避難場所、災害現場その他適当の場所に医療救護所を設置し、傷病者の応急処

置や治療等にあたる。市は、医療救護所の設置にあたり、次の点に留意して協力をする。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 医療救護班
 - ア 傷病者の応急処置
 - イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
 - ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認及び遺体検案並びに死体処理への協力
- (2) 歯科医療救護班
 - ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
 - イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
 - ウ 検視・検案に際しての協力

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

2 応急医療救護活動

県は、県本部を設置した又はすることとなった場合、震度6弱以上の地震が発生した場合等、大規模災害が発生した場合には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣

(8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第7 歯科医療対策

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第8 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県医療救護対策本部（障害福祉課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第9 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 防災ヘリコプター

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、おおよその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南甲府警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第10 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 総務対策部は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。

なお、情報提供は、防災行政無線、広報車、市ホームページへの掲載等によるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

- (2) 保健福祉対策部は、特に次の医療情報について、把握、収集に努め、家族等からの照会に対して積極的に回答に努めるものとする。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

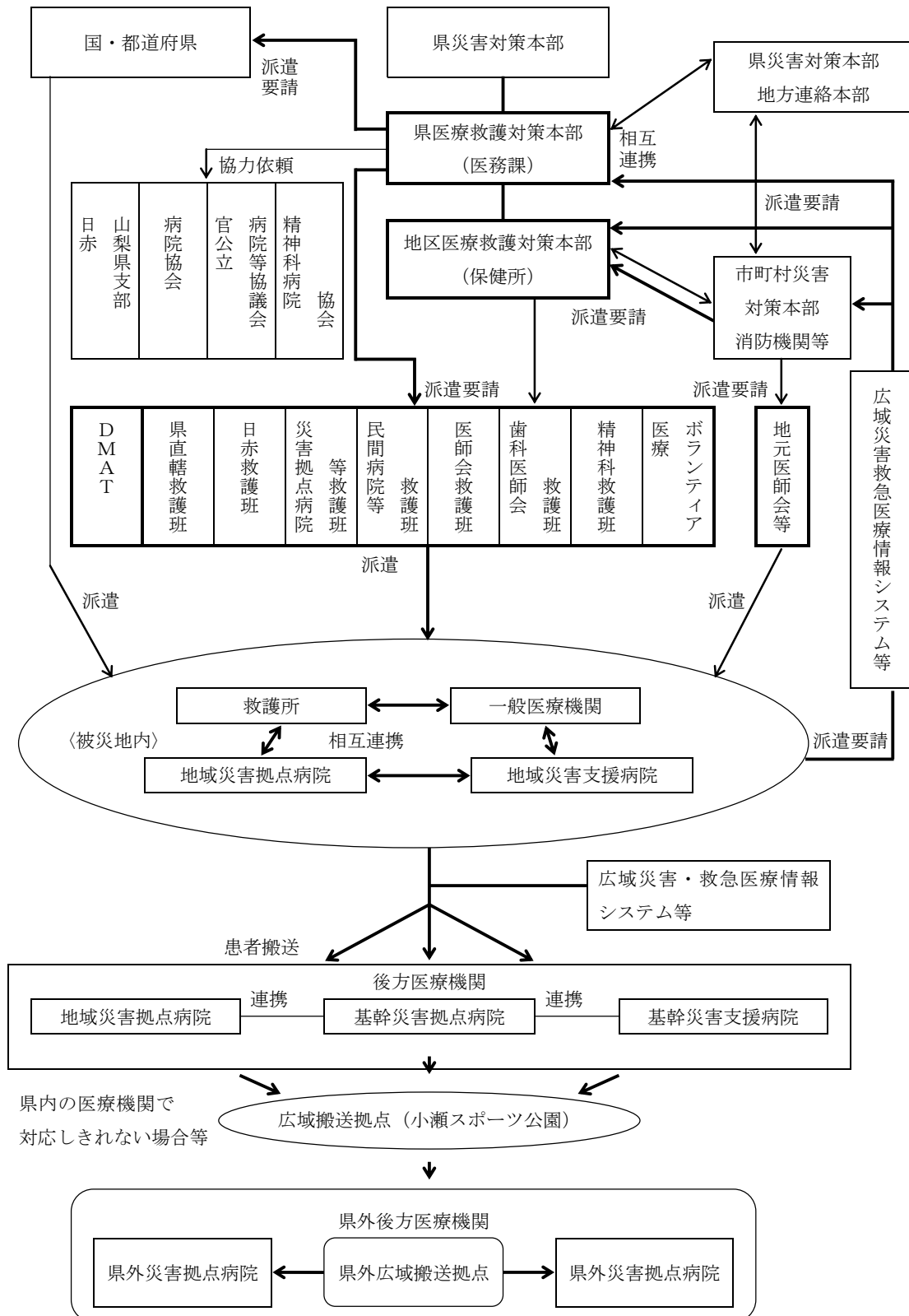
第11 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532
	・ 関係医療機関一覧	P 354

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



第 18 節 防疫計画

（健康推進課）

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第 1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第 2 防疫活動

1 市の防疫組織

保健福祉対策部は、保健師とともに中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380

第19節 食料供給計画

（農政課、商工観光課、税務課、教育総務課）

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等と

するものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。
- (2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災会においては、災害発生を想定して、常時自主防災会の人数に相応した自主的な「非常米」の備蓄を確保しておくものとする。
- (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。
- (4) 協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼する。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省生産局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡しの方を要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また中央市商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かいものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における	P 380
	災害時等の相互応援に関する協定書	

第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者として市民対策部職員を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

施 設 名	所 在 地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市民対策部を中心とする市職員をもって充てるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

3 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第7 国、県への物資等の供給の要請等

1 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

2 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

3 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

5 国、県、市及びその他防災関係機関等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第8 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第20節 生活必需物資供給計画

（危機管理課、農政課、税務課）

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）与を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭、灯油等）

3 必要物資の把握

農政観光対策部は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、N T T回線、市防災行政無線等により、総務対策部へ報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄物資の供給

総務対策部は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに供給する。

(2) 市内業者等からの調達

農政観光対策部は、中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、中央市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

資 料 編	・災害備蓄品一覧	P 361
	・中央市コミュニティ防災センター条例	P 523
	・中央市防災公園条例	P 525

(3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村又は協定締結事業者に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への応援要請

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
	・災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

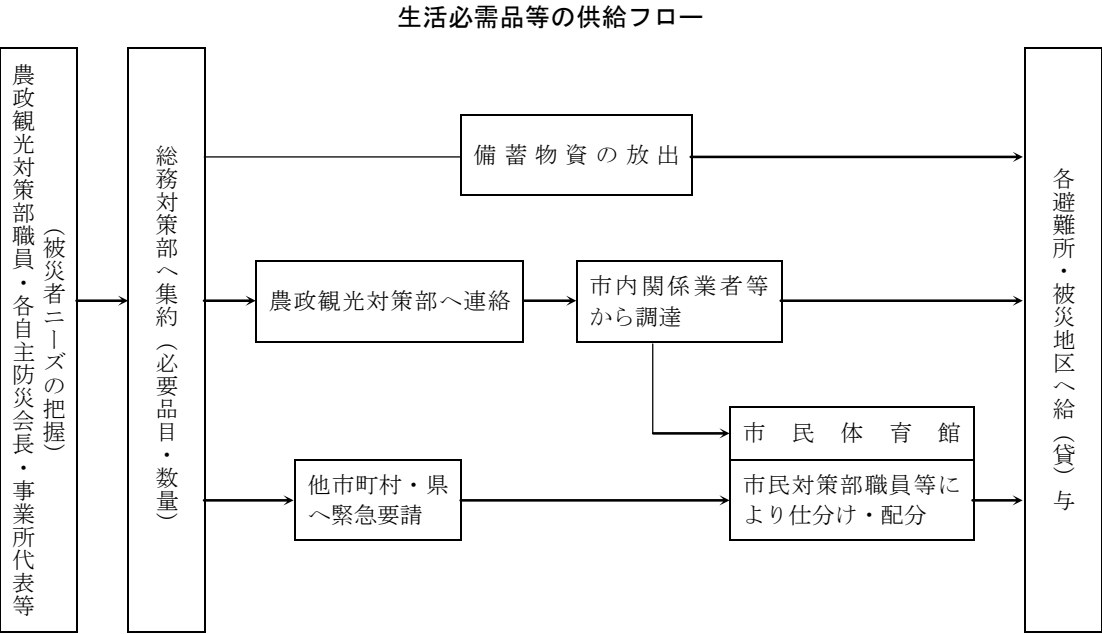
県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

る。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473



第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532

第5 災害救助法の適用にいたらない場合の給与

災害救助法の適用にいたらない災害によって被害を受けた被災者に対する援助は災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第103号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成18年規則第52号）によるものとする。また、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 給水計画

（水道課）

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、建設対策部は次により給水活動を実施する。

(1) 備蓄飲料水の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) 民間井戸水の利用依頼

飲用井戸等の所有者に井戸水の利用を依頼する。なお、利用の際には、必要により井戸水の水質検査を実施する。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高い所から行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

災害の状況に応じ、避難場所、被災地等に給水所を設置し、給水所への運搬給水する拠点給水方式で給水を行う。

4 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

なお、本市の応急給水資機材の保有状況は、資料編のとおりである。

資 料 編	・ 災害備蓄品一覧	P 361

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

建設対策部は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。（水道災害については「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県（中北保健所）へ別途報告する）

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、被害の状況により市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の敷設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止等の応急処置を行う。

資 料 編 ・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第22節 教育計画

（教育総務課、生涯教育課）

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与等、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、教育対策部が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の協力を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

教育対策部は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用 ② 応急仮校舎の建築

2 教員の確保

教育対策部は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方法が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに

把握するとともに、教育対策部に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配等適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、教育対策部へ連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は教育対策部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえで、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに教育対策部に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、教育対策部と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレ等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに対応処理を行い給食の実施に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は、市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

教育対策部は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第23節 清掃計画

（環境課、下水道課）

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 ごみ処理

1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- (1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

- (2) 収集場所は指定の集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収

集、処理する必要のある地区から実施する。

資料編・一般廃棄物収集運搬業者等一覧

P 345

3 収集順位

環境衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、ごみ処理施設で処理する。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（山梨県中北林務環境事務所環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合清掃センター	中央市一町畑1189	(055) 273—5711	270 t / 日

5 ごみ処理量の算出

ごみ処理量については、次の基準値を目安に算出する。

粗大ごみ発生量の算出基準

粗大ごみ発生量＝被害棟数×粗大ごみ発生源単位（1.03 t / 棟）

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災会等の協力を依頼して実施するものとする。

第3 し尿処理

1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

資料編・し尿収集許可業者一覧

P 346

3 処理方法

- (1) 収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行う。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（山梨県中北林務環境事務所環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合衛生センター	中央市乙黒1083—3	(055) 273—4167	85k1 / 日

4 し尿処理量の算出

し尿処理量については、次の基準値を目安に算出する。

し尿処理量の算出基準

$$\text{し尿発生量} = (\text{避難住民数} + \text{断水世帯人口}) \times \text{発生源単位} (1.2 \text{ リットル} / \text{人} \cdot \text{日})$$

5 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

6 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋等大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

がれき発生量の算出基準

$$\begin{aligned} \text{がれき発生量 (t)} &= \text{1棟あたりの平均床面積 (m}^2\text{)} \times \text{発生源単位} \\ &\times \text{解体建築物の棟数} \\ \text{がれき発生源単位: 木造} & 0.696 \text{ t} / \text{m}^2 \\ \text{鉄筋} & 1.107 \text{ t} / \text{m}^2 \\ \text{鉄骨} & 0.712 \text{ t} / \text{m}^2 \end{aligned}$$

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等のがれきは、処理に長時間を要するため、がれきの発生量、道路状況等を勘案して、避難の完了した避難地等の公有地の中から仮置場を確保する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、死亡獣畜取扱場で処理するものとする。

第7 降灰除去等

- 1 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者（東海旅客鉄道（株））は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第24節 応急住宅対策計画

（建設課）

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

第2 供与及び修理の対象者

- 1 応急仮設住宅を供与する被災者
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
 - (2) 居住する住家がない者であること。
 - (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
 - ア 特定の資産のない失業者
 - イ 特定の資産のないひとり親家族
 - ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
 - エ 特定の資産のない勤労者
 - オ 特定の資産のない小企業者
 - カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

第3 設置場所の選定

1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成27年11月

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	
農村公園	中央市関原1018	中央市	32,792	131	飲水兼用防火水槽
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629—1	中央市	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	中央市	10,293	109	
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205—1	中央市	13,413	39	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1—1	中央市	43,000	170	
中巨摩地区第二公園グラウンド	中央市一町畑286—1	中巨摩広域 事務組合	25,633	185	

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、木材業者及び市内建設業者（大工、左官、建具、ブリキ職、配線工等）の協力により仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅への入居

市は、中央市営住宅条例（平成18年条例第158号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失し

た者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急修理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を受け、要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 532

第25節 救出計画

（市民課、消防本部、消防団、警察署）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際とともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合等生命、身体が危険な状態にある者とする。

なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

- 1 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- 3 水害の際に、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防対策部を中心とした消防団班をもって救出班を編成し、市保有の救出資器材等を活用して実施する。必要により自主防災会、南消防署等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に南甲府警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、中巨摩郡医師会等医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等での応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関等関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532

第26節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

（市民課、消防団、環境課、警察署）

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼、受付は、市庁舎に相談窓口（担当：総務対策部、市民対策部、農政観光対策部）を設置し、南甲府警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴等必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団員のほか南甲府警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び南甲府警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。
- (3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (4) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理票を作成する。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 身元確認

南甲府警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者につ

いては、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、市は、身元不明死体の特徴を市ホームページに掲載する。

4 死体安置・検死場所の開設

市は、死体安置・検死場所予定地として以下の施設を選定している。死体安置・検死場所開設の必要性が生じた場合には、死者の人数、災害発生場所等を勘案し、死体安置・検死場所を開設するものとする。

死体安置・検死場所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

遺体安置・検死場所開設予定地

地域区分	名 称	所在地
田 富	中央市役所田富庁舎 2 階	中央市臼井阿原301— 1
	旧中央市田富健康管理センター	中央市布施1573— 1
豊 富	中央市立農業者トレーニングセンター	中央市大鳥居3770
	中央市役所豊富庁舎 2 階	中央市大鳥居3866
玉 穂	中央市役所玉穂庁舎 2 階	中央市成島2266
	中央市立玉穂 B & G 海洋センター	中央市下河東256

5 死体の収容

- (1) 本部長は死体処理台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式19 … P566））を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- (2) 市長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。
- (3) 遺族その他の者より死体引取りの申し出があったときは、死体処理台帳によって整理のうえ引渡す。

第 4 死体の埋・火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合は、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引渡す。
- (3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17 … P564））により処理するものとする。

資 料 編 ・ 各種救助に係る様式	P 548

第 5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532

第 2 7 節 障害物除去計画

(建設課)

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第 1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設対策部建設班が担当し、市内建設業者又は山梨県石材技能士会等に請け負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）等重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を借り上げ使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 532

第28節 生活関連事業等の応急対策計画

（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株)、消防団、消防本部、郵便局）

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2 非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3 非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨支店内に災害対策本部を、支社に同支部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急措置を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を策定する。

第2 電気通信事業施設応急対策（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害予防

(1) 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

(2) 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、定められた訓練を年1回以上実施する。

(3) 総合防災訓練等への参加

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 電気通信設備等に対する防災計画

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、以下の対策のための防災計画を策定する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

イ 電気通信システムの高信頼化

ウ 電気通信処理システムに関する防災化

エ 災害措置計画

(5) 重要通信の確保

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店は、災害に備え重要通信に関するデータベースの整備、通信リソースの効率的な運用を行うとともに、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

災害対策用の資機材等の確保・整備のため、以下の対策に努める。

- ア 災害対策用資機材等の確保
- イ 災害対策用資機材等の輸送力の確保
- ウ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

3 災害応急対策

(1) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出しに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

4 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

5 対策要員の確保

(1) 各社のあらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害の発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2) 各社の対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。

(3) 各社の対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 各社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、必要な措置方法を定めておく。

6 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、東・西地域会社、長距離会社及びドコモ、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

7 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第3 都市ガス事業施設応急保安対策

東京ガス山梨(株)が行う応急保安対策は、次のとおりである。

1 一般ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨(株)
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目1-12
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口3-1-12 球形ホルダー 40,000m ³ 1基 甲府市飯田2-3-37 球形ホルダー 20,000m ³ 1基
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市及び昭和町の供給域内29,700戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

※ 防災体制：非常災害（地震）対策要領による。

2 予備施設及び貯蔵原材料

(1) 予備動力	予備施設緊急用LNG気化器3.5t/h×2基

3 発災時の措置

(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。
(2) 交通途絶時に措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時に措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により本社の応援態勢がある。
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー2基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。

第4 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

1 及び 2 に掲げる応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資 料 編 ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等	P 511

第 5 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

第 6 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときには、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ ア、イの措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 市長の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う

者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講じる。

(4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第7 郵政業務応急対策計画

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被

災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便葉書等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯あたり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含む全ての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としNTTが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

3 為替貯金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示する等して周知する。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは通常払込及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

第 29 節 労働力確保計画

（総務課、甲府職業安定所）

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第 1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第 3 節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第 2 労働力の確保

1 甲府職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を策定する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 市長は、甲府職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第 3 災害応急対策求人について

市長は、甲府職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

① 職種別所要求人の数	④ 宿泊施設の状況
② 作業場所及び作業内容	⑤ 必要とする期間
③ 作業時間、賃金等の労働条件	⑥ その他必要な事項

第 4 費用等

1 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

2 甲府職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

第 30 節 民生安定事業計画

（財政課、会計課、商工観光課、税務課、農政課）

第 1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の限度額

対 象		支給額	
		複数世帯	単身世帯
基礎 支援 金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
加算 支援 金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円

※支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

世帯人数がひとりの場合は、各該当金額の4分の3の額

(2) 支給対象経費

ア 全壊世帯

- ① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
（自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ及び冷暖房器具）

② 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な

物品の購入費又は修理費 (防寒服、ベビーベッド、うば車（ベビーカー）、学生服、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療用具又は福祉用具) ③ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用 ④ 住居の移転に通常必要な移転費（⑤に掲げるものを除く。） ⑤ 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費 ⑥ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価 ⑦ 住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃 ⑧ 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下この号において「従前住宅」という。）の存していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては、当該土地以外の土地）の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用 ⑨ 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料 ⑩ 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料 ⑪ その他、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって、次に挙げるもの ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬 ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬 ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬 ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者に支払う料金

イ 大規模半壊世帯

① 住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃 ② 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用 ③ 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料 ④ 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定めるもの ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬 ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬 ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬 ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者に支払う料金

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成

28年1月1日より、県・市が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 対象となる自然災害

県内において、住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

2 支給金額

対 象		支給額	
		複数世帯	単身世帯
基礎支援金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
加算支援金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円

(1) 支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額とする。

(2) 同一の自然災害により2以上に該当するときは、100万円（大規模半壊世帯においては50万円）に加算支援金に該当する項目のうち最も高いものを加算した金額とする。

(3) 同一の自然災害により、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた被災世帯主に對しては、支援金を支給しない。

資 料 編 ・ 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
・ 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び 金融機関名	資金名	融資 対 象	使 途	限 度 額	利 率	期 間	担保 等	備 考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災 害 復 旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者 災害救助法発動地域のうち公庫、金庫が特に指定した		既往貸付の残高にか かわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基 準 利 率 (ただし、 特定の激甚 災害の場合 は、その都 度 定 め る。)	10年以内（2 年以内の据置 期 間 を 含 む。）	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市長の発行する罹災証明書が必要
国民金融公庫甲府 支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災 害 貸 付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率（ただし、特災利率についてはその都度定める。）			1 直接被害者は原則として市長の発行する罹災証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで

商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復興 旧資金			組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所 定の利率 (ただし、 特定の激甚 災害等につ いてはその 都度定め る。)	設備資金20年 以内運転資金 10年以内(各 3年以内の据 置期間を含 む。)	
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	東日本 大震災 復興融 資	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる

2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

a 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

b 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅 200万円、11年償還(うち1年据置)

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・JAが負担） ※保証料もJA負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	JA

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（平成26年8月20日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.35～0.45%

据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯（原則 官公署の発行する罹災 証明書が必要）	災害救助法その他政令で定 める災害により災害を受け た世帯（所得制限あり。）	災害により住宅及び家財等に 被害を受けた母子及び寡婦世 帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災 害を受けたことにより 臨時に必要なとなる経 費）		住宅資金、事業開始・継続資 金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる 場合は無利子）	年3%	年1.5%（保証人がいる場合は 無利子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	中央市（県は全額市に貸 与、国はそのうち2／3を 貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

なお、罹災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定を締結している県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会に協力を求めるものと

する。

このための平常時より、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化等に対応するため、市は国、県と連携し、避難者のさまざまな行政手続が一か所で行える体制整備に向けて検討する。

第3 1 節 災害ボランティア支援対策

(福祉課)

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

第4章 水防計画

第1節 総 則

（危機管理課、建設課、農政課、田富窓口課、市民課、都市計画課、健康推進課、消防団、消防本部）

第1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川の洪水による水害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2 水防の責任

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- 1 水防組織の確立、整備
- 2 水防倉庫、資機材の整備
- 3 通信連絡系統の整備
- 4 平常時における河川、ため池、排水機場等の巡視
- 5 水防時における適正な水防活動の実施

なお、市は、指定水防管理団体として、上記の他に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ・水防機関の整備
- ・水防計画の策定
- ・水防協議会の設置
- ・水防団員の確保
- ・水防訓練の実施（毎年）

資 料 編 ・ 中央市水防協議会条例

P 522

第2節 水防組織

水防法第1条及び第3条の規定により気象状況の通知のあった時から洪水による危険が解消するまで、本市において水防本部を設け、次の組織分担により発生事項を処理する。

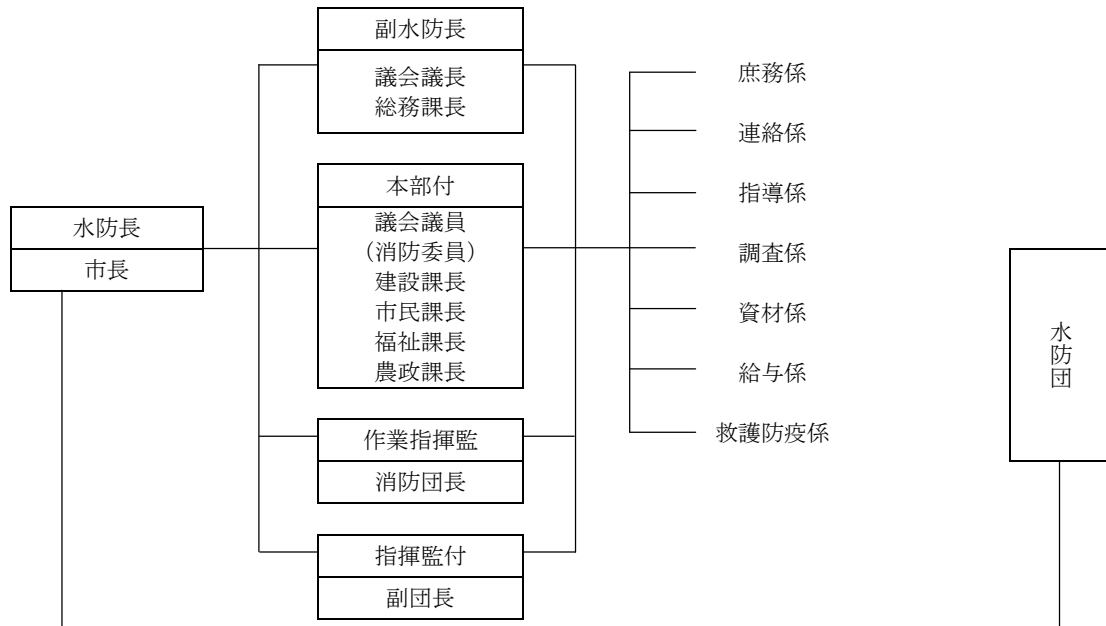
第1 水防管理団体の組織

- 1 所在地

中央市臼井阿原301番地の1

電話 055（274）2111 中央市役所田富庁舎

2 組織系統図



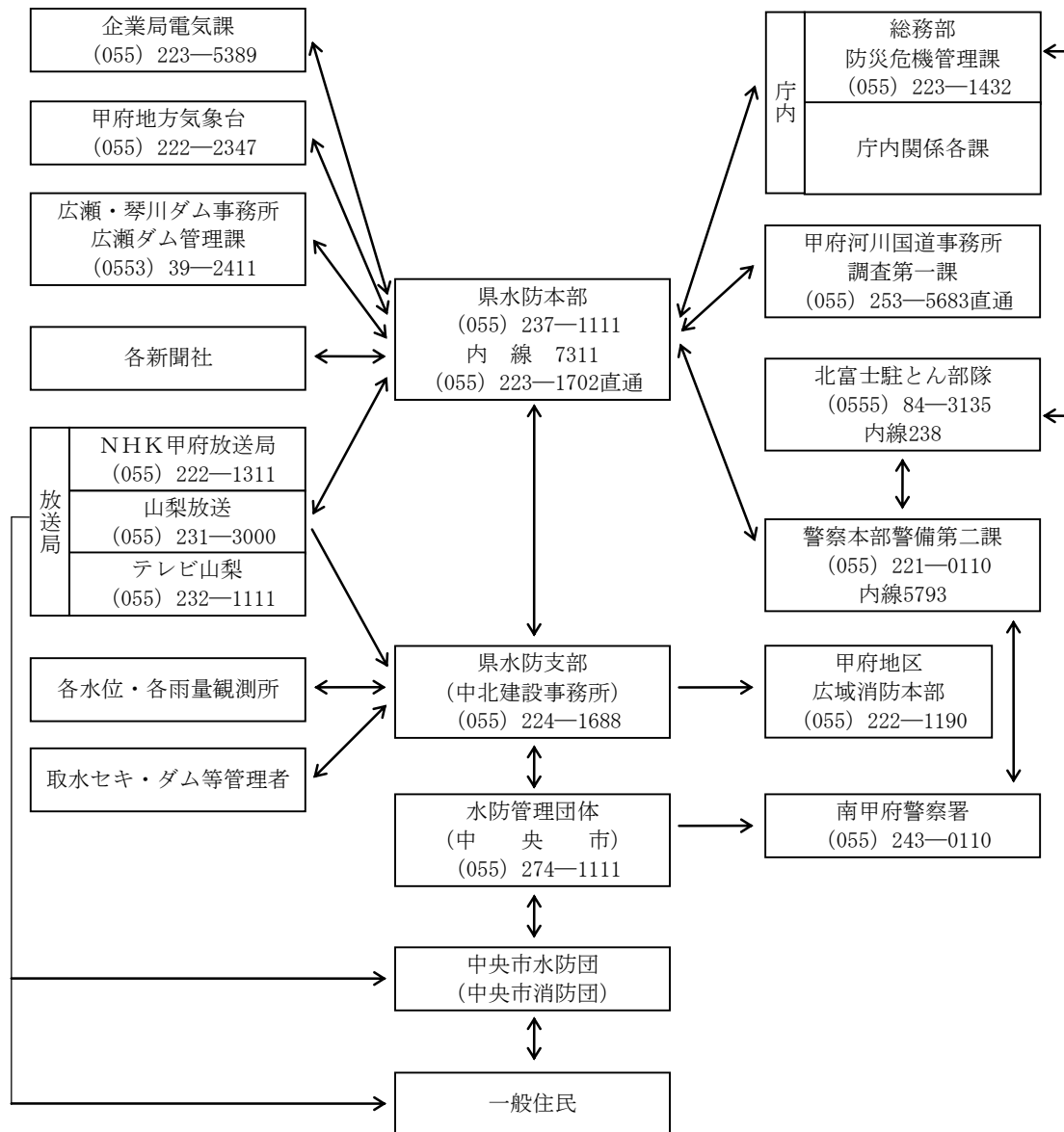
注 各係員は災害の状況により、水防長が任命した必要数の職員とする。

3 事務分掌

係名	担当	事務分掌
庶務係	(係長) 危機管理課長	1 各係員招集に関する事。 2 水防関係機関との連絡に関する事。 3 水防団との連絡に関する事。 4 水位の通報に関する事。 5 水防出動に関する事。 6 公用負担に関する事。 7 水防解除に関する事。 8 水防てん末報告に関する事。
連絡係	(係長) 危機管理課長	1 避難のための立ち退きに関する事。 2 水防通信連絡に関する事。 3 その他庶務係の応援に関する事。
指導係	(係長) 建設課長	1 水防工法の指導及び水防作業に関する事。 2 水防訓練に関する事。
調査係	(係長) 建設課長	1 気象情報の収集、警報の発令に関する事。 2 決壊による付近被害状況に関する事。 3 浸水による被害状況に関する事。 4 出水状況、道路、橋梁等の交通不能箇所の調査に関する事。 5 出水状況、被害状況、交通状況等、広報記録撮影に関する事。
資材係	(係長) 建設課長	1 水防用資材調達に関する事。 2 水防用資材の供給輸送に関する事。
給与係	(係長) 財政課長	水防作業に係る費用に関する事。
救護防疫係	(係長) 健康推進課長	1 水防死傷者の救護に関する事。 2 災害現場の防疫に関する事。

施設係	(係長)	1 たん水防除施設の管理に関すること。
	農政課長	2 ため池、農業用水路等の管理に関すること。

4 連絡系統図



第2 気象状況の資料収集

県の通報する台風情報及びラジオ放送による台風情報の記録。

第3 警戒体制の報告

連絡係は調査係に危険区域の調査結果資料の提出を求めて水防長に報告する。その他非常配備については、県の非常配備体制を準用する。

第4 水防団の組織

中央市水防団は、中央市消防団をもって組織する。

中央市水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団の各部に組織しておく。

中央市水防団の担当区域は、次のとおりとする。

水防団担当区域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉 穂 第 1 分 団	第 1 部	井之口 1、井之口 2
	第 2 部	西新居、中楯、上成島
	第 3 部	宿成島、新成島、下成島 1、下成島 2
	第 4 部	極楽寺、高橋
	第 5 部	乙黒
	第 6 部	新城
玉 穂 第 2 分 団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第 7 部	下河東・下
	第 8 部	町之田、一町畑
	第 9 部	上三條
	第10部	下三條 1、下三條 2
	第12部	若宮
田 富 第 1 分 団	第 1 部	鍛冶新居
	第 2 部	山之神
	第 3 部	布施第 3、宮北
	第 4 部	布施第 4
	第 5 部	布施第 5
	第13部	リバーサイド第 1、リバーサイド第 2、リバーサイド第 3
田 富 第 2 分 団	第 6 部	臼井阿原第 1、臼井阿原第 2
	第 7 部	西花輪第 1、西花輪第 2、新道、釜無
	第 8 部	東花輪第 1、東花輪第 2、東花輪第 3、桜、清川
	第12部	新町第 1、新町第 2、東
田 富 第 3 分 団	第 9 部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第 1、山王第 2、山王第 3
豊 富 第 1 分 団	第 1 部	高部、神明
	第 2 部	浅利
豊 富 第 2 分 団	第 3 部	大鳥居、久保団地
	第 4 部	
豊 富 第 3 分 団	第 5 部	関原
	第 6 部	木原

第 3 節 監視警戒及び重要水防区域

第 1 監視警戒

1 常時監視

市は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに必要
な水防対策を実施し、あるいは河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常時監視

市は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事前に即応した措置を講ずる。

第2 重要水防区域

市域内における重要水防区域は、次のとおりである。

重要水防区域一覧表

河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要となる理由	担当 水防団体
	種別	階級		地先名	杭位置			
釜無川	漏水 法崩れ・すべり	B 重点	左	山之神	K124～K138 上90	1,613	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	臼井阿原	K119上10～ K124	537	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B B	左	臼井阿原	K116下23～ K119上10	360	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B B	左	臼井阿原	K116下85～ K116下23	62	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり 水衝洗掘	B B	左	臼井阿原	K113～K115	224	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり 洗掘されている	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	臼井阿原	K108上65～ K113	460	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K98～K108 上65	1,187	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K95上86～ K98	238	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	A B B	左	今福	K93上80～ K95上86	223	洗掘されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K91上50～ K93上80	251	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	今福	K89～K91上 50	307	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
笛吹川	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	中央市乙黒 ～甲府市大 津	F78～F81上 40	361	堤防断面が1/2以上 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市 甲府市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	中央市乙黒 ～甲府市大 津	F75～F78	290	堤防断面が1/2以上 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市 甲府市
〃	法崩れ・すべり	B 重点	左	高部	F73～F79	724	堤防断面が1/2以上 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F69上50～ F75	641	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F68上80～ F69上50	128	堤防断面不足 洗掘されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市

〃	漏水	B	左	浅利	F68 上 10 ～ F72上60	515	漏水実績	中央市
〃	工作物	B	左	浅利	F68上3	1 か所	余裕高不足（豊積橋）	中央市
〃	工作物	B	右	乙黒	F68上3	1 か所	余裕高不足（豊積橋）	中央市
〃	堤防断面 水衝洗掘 漏水 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F67 上 61 ～ F68上80	103	堤防断面不足 洗堀されている 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	浅利	F67 上 51 ～ F68上10	61	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	乙黒	F65 上 40 ～ F67上61	221	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・すべり	B	左	浅利	F58 上 54 ～ F67上51	959	堤防断面不足（1/2以上） 堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水	B	右	乙黒	F57 上 56 ～ F65上40	891	河床掘削が未施工 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	右	乙黒	F55 上 53 ～ F57上56	215	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	工作物	B	右	大田和	F51上8	1 か所	余裕高不足（J R 身延線）	中央市
〃	堤防断面 漏水	B 重点	右	大田和	F51～F55 上 53	489	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	左	大田和	F47～F47 上 80	80	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水 法崩れ・すべり	B	左	大田和	F42～F47	560	堤防漏水のおそれあり 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 漏水	B	右	今福 ～大田和	F34 下 116 ～ F51	1, 836	堤防断面不足 堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	漏水	B	右	今福	F32 上 83 ～ F33上29	65	堤防漏水のおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B 重点	右	今福	F31～F32 上 83	185	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり 水衝洗掘	B 重点	右	今福	F29 上 70 ～ F31	140	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり 洗堀されている	中央市
〃	堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	今福	F27 上 62 ～ F29上70	239	堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市
〃	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B	右	今福	F26 上 47 ～ F27上62	94	余裕高不足 堤防断面不足 堤防法面が崩れるおそれあり	中央市

（注） 重要度の評価基準は、次のとおりである。

種 別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況 の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況 の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満

		たない箇所。
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等との計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

第４節 資機材の整備及び輸送

第１ 水防倉庫

市水防倉庫は次のとおりとし、その使用は水防本部長が行う。

地区別	河川名	倉 庫		管 理 責任者	倉庫鍵保管者	所 在 地
		名 称	面積			
田 富 地 区	釜 無 川	臼 井 水 防 倉 庫	33.0	市 長	危 機 管 理 課	臼井阿原
豊 富 地 区	浅 利 川	角 川 水 防 倉 庫	11.6	〃	〃	浅利東新田
〃	〃	浅 利 水 防 倉 庫	11.6	〃	〃	〃 一の出割

第２ 水防資機材一覧

水防資機材は、次のとおりとする。

水防資機材に不足が生じた場合は、水防長に報告すると共に早急に補充しておくものとする。

倉 庫	資 材								器 具			
	丸太	空俵	苙	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコップ ツルバシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
臼井水防倉庫	31	200	130	2	30	200	—	—	—	—	—	—
角川水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	1	24	10	15	—
浅利水防倉庫	30	1,000	12	6	—	72	—	—	25	9	15	—

第３ 輸送の確保

市は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材及び作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。

１ 輸送経路の確保

(1) 市水防本部と水防団の輸送経路

市水防本部と水防団との輸送経路については、災害の状況により決定する。

(2) 県水防支部と市水防支部との輸送経路

中北建設事務所と市水防本部間の輸送経路は、市の報告に基づき中北建設事務所が通行路線

の指示をする。

(3) 輸送経路の作成・提出

市は、あらかじめ次の資料を中北建設事務所に提出しておく。

ア 付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図

イ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 道路支障箇所の措置

道路支障箇所については、道路管理者、市長、警察署長は、それぞれ連絡を取り合う。

第5節 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、おおむね次によるものとする。

- 1 県防災行政無線
- 2 市防災行政無線
- 3 N T T 電話
- 4 自動車
- 5 自転車
- 6 徒歩

第6節 水防状況の観測通報連絡

第1 気象、水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方气象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認めるときには速やかに次の措置をとる。

- 1 連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知
- 2 雨量観測所（中北建設事務所）と連絡をとり量水観測者と状況通知並びに指示

(1) 市にある雨量計設置場所は次のとおり

山梨県中央市臼井阿原301—1 中央市役所田富庁舎内

(2) 水位の観測通報

量水観測者は水防本部からの気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは直ちに水防本部に所定の報告を行い、水防本部長はこれを中北建設事務所に連絡するとともにその河川に係する消防機関に通知する。

- 水位通報の間隔
- | | | |
|---|---|----------------|
| { | 1 | 通報水位に達したとき。 |
| | 2 | はん濫注意水位に達したとき。 |
| | 3 | 最高水位に達したとき。 |
| | 4 | はん濫注意水位を下ったとき。 |
| | 5 | 通報水位を下ったとき。 |

(3) 本市の水位観測所は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 河川水位観測所一覧

P 512

(4) 通報方法

水位の報告は電話又は電報等の簡便なる方法によること。

観測場所 ・ 日 時 ・ 水 位 ・ 増減の傾向見込

第 7 節 水防警報

第 1 基準水位観測所及び水防警報区

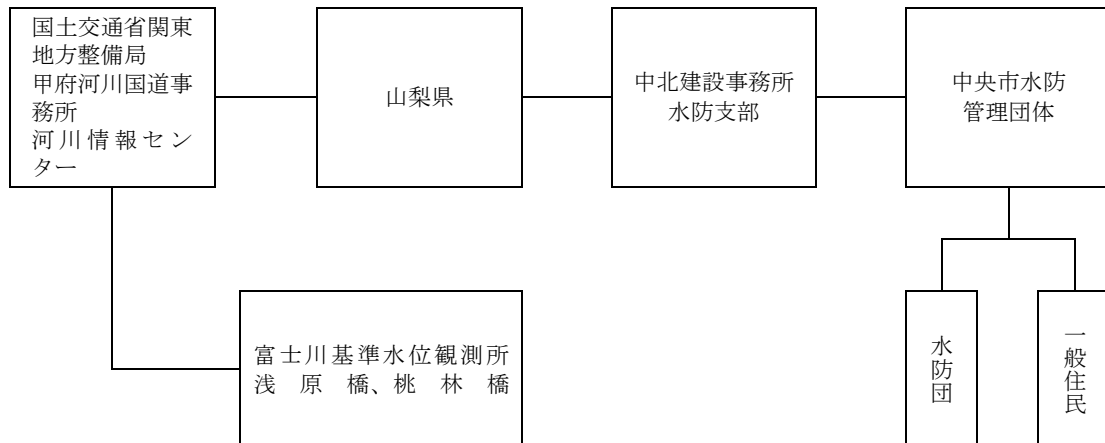
指定河川		基準水位観測所						水防警報区		
水系	河川	基準水位 観測所	零点高	水防団 待機 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	計画高 水位 (m)	既往 最高 水位	関係県	建設事務所	関係水防 管理団体
富士川	笛吹川	桃林橋	243,977	1.80	2.50	6.63	5.40 (S 34.8)	山梨県	中北建設事 務所 峡南建設事 務所	甲府市、中央市、 市川三郷町
	釜無川	浅原橋	249,737	4.30	4.60	5.95	5.44 (S 57.8)	〃	中北建設事 務所 峡南建設事 務所	南アルプス市 甲斐市、昭和町 中央市、市川三郷 町、富士川町

第 2 富士川水防警報について

- 1 水防法第16条に基づき国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所より発せられる富士川水防警報による管理団体の水防活動は、富士川水防警報実施要領によるものとする。
- 2 水防警報の種類及び基準

種 類	内 容	発表基準
1 待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき
3 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、又は、水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位を越えるおそれのあるとき
4 指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、又は既にはん濫注意水位を越え、災害の起こるおそれのあるとき
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告	はん濫注意水位以下に下降したとき、その他はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

3 富士川水防警報連絡系統図



第8節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

消防長が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 水防団出動体制

(1) 待機

水防団員に足止を命じ、幹部は水防詰所（消防詰所）に集合し、必要に応じて速やかに次の段階に入り得るような状態におくものとする。待機命令はおおむね次の状況の際、発するものとする。

ア 洪水予報が発せられたとき。

イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2) 準備

水防団の団長、班長等は所定の詰所に集合し資器材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。

準備命令はおおむね次の状況の際発するものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想される時。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況

の際発するものとする。

ア 河川の水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合は水防管理者（市長）は中北建設事務所に報告するものとする。

ア はん濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防及び消防機関が出動したとき、この場合水防管理者（市長）は南甲府警察署に報告するものとする。

イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。

ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

2 本部員及び水防団の活動

(1) 水防長は、中北建設事務所の連絡により緊急な措置が必要と認めたときは、水防団に対し第1及び1により出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準じる。

(2) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が避難する場合における要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したならば勝手な行動をとらない。

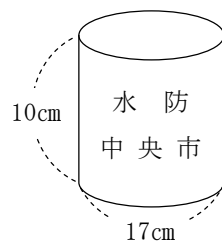
作業中は、上司の命令に従い団体行動をとらなければならない。

(3) 出動命令を出したときは直ちにこの旨を中北建設事務所に報告し、指示を受ける。

(4) 水防標識

水防作業を正確かつ規則正しい行動をとらせるために次の標識を用いる。

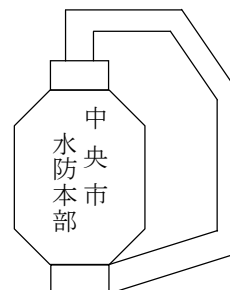
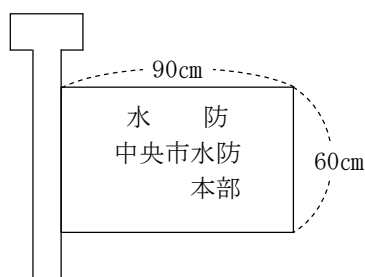
ア 水防員の腕章



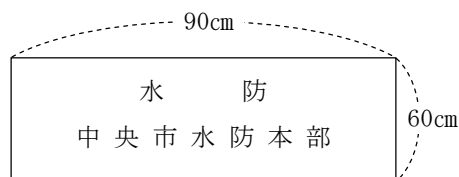
イ 水防本部標識

昼間

夜間



ウ 水防自動車標識



(5) 水防信号

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	量水標の水位がはん 濫注意水位に達しな お増大のおそれある ことを知らせるもの で水防関係者が待機 し資材の手配準備を するもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 2 信号	水防機関に属する全 員が出動すべきこと を知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒 約5秒約6秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 3 信号	水防管理団体の区域 内に居住するものの 出動すべきことを知 らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒 約10秒約5秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 4 信号	必要と認める区域内 の居住者に避難のた め立ち退くべきこと を知らせるもの	乱打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○—休止 ○—

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差支えない。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 3 設備資機材

水防長は、本章第 4 節第 2 に示す水防資機材を整備しておくこと。資機材の払出しにおいては事前に危険箇所へ配置、その他水防長の命令により指揮し、又は緊急を要する場合は各班において適時徴用する。

第 4 決壊等の通報

堤防等が破堤した場合は水防管理者（市長）、消防団長は直ちに中北建設事務所及びはん濫の及ぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第 5 避難のための立ち退き

1 水防管理者（市長）は堤防等が破壊した場合又は破堤の危険に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。

2 なお立ち退き及びその準備を指示した場合は南甲府警察署長にその旨を通知する。

水防管理者（市長）は立退計画を作成し警察署長と協議しておくこと。

第 6 水防解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは水防管理者（市長）は、水

防を解除し、これを一般に周知させるとともに中北建設事務所を通じその旨を報告するものとする。

第9節 公用負担

第1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用
- 3 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- 4 車両、その他の運搬用機器の使用
- 5 工作物、その他の障害物の処分

第2 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携帯し必要ある場合にはこれを提出するものとする。

公用負担命令権限証

身分 所属
氏名

上記の者に 〃 の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

中央市水防管理者
中央市長

印

2 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

第	号	公用負担命令書			
	目的物	種類	員数		
	負担の内容	使用	権用	人分等	
	年 月 日				
	殿	中央市長 事務取扱者	氏名 氏名	印 印	

第3 資料の提出及び立入

水防法第49条第2項の規定により中央市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったとき

は、これを提示しなければならない。

身分証票

身 分 証 明 書	
身分 所属 氏名	
上の者は中央市 であることを証明する。	
年 月 日	
中央市水防管理者 中央市長	印

第 10 節 水防報告

第 1 水防報告

水防長が中北建設事務所に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 水防団を出動させたとき。
- 2 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
- 3 破堤、はん濫したとき。
- 4 洪水増減の状況
- 5 応援の状況
- 6 その他必要と認める事態が生じたとき。

第 2 水防てん末報告

水防が終結したとき水防管理者（市長）は、遅滞なく次の事項を取りまとめて県水防計画に定める様式（P201）により中北建設事務所に報告するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指揮官公職氏名
- 14 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷

- 16 功労者及びその功績
- 17 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第 1 1 節 水防訓練

指定水防管理団体である中央市は、年 1 回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に關係する職員を動員して水防訓練を行うものとする。

なお中央市は、年 1 回中北建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に關係ある工作物を巡視し水防に対する万全を期すること。

第 1 2 節 応援要請

第 1 他水防管理団体への応援要請

水防長は、必要があるときは他の水防管理者又は他市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めるものとする（水防法第16条）。

第 2 自衛隊の災害派遣要請

水防長は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。

第 3 警察官の出動要請

水防長は、水防上必要があると認めるときは、南甲府警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする（水防法第15条）。

第 4 昭和町との協定

本市は水防に関し昭和町と次のとおり協定を締結している。

1 連絡事項

- (1) 富士川筋釜無川間及び笛吹川右岸との境界警戒状況
- (2) 本市内の状況
- (3) 連絡水位1.0mに達したとき。
- (4) 警戒水位1.8mに達したとき。
- (5) これ以上水位が急激に上昇したとき。
- (6) 連絡水位が下ったとき。

2 連絡方法

中巨摩郡昭和町役場 電話 (055) 275—2111

別記様式

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所毎
に作成するもの
(作成責任者)



管理団体名								指定非指定の別															
水防実施時の台風又は豪雨名									報告年月日		平成 年 月 日												
場 所		川 右 岸 地先 m 左								管 理 団体分		県支出分 合 計											
日 時		自 月 日 至 月 日						所 要 経 費		人 手 当		円 円 円											
										そ の 他		円 円 円											
出 動 人 員 数		水防団員		消防団員		その他				計		円 円 円											
		人		人		人				人		円 円 円											
水防作業 の概況及 び 工 法		工 法 箇所 m										資材費 円 円 円											
										器 材 費 円 円 円													
										燃 料 費 円 円 円													
										雑 費 円 円 円													
										計 円 円 円													
								合 計		円 円 円													
水 防 の 効 果		効果		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人員		使 用 資 材		か ます 俵		枚 枚 枚	
				m		ha		ha		戸		m		m		人				む し ろ		枚 枚 枚	
		被害																		な わ		kg kg kg	
																				丸 太		本 本 本	
																				そ の 他			

他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況		立 ち 退 き の 状 況 及 びそれを指示した理 由	
居 住 者 出 動 状 況		水防功労者の氏名年齢 所属及びその功績概要	
警 察 の 援 助 状 況		堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況	
現 場 指 導 官 公 職 氏 名		水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判	
水 防 関 係 者 の 死 傷		備 考	

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

(各課共通)

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (3) 下水道災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

(各課共通)

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指示を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

地 震 編

第 1 章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第 4 章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画に基づき、体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

ウ 大規模な地震防災訓練の実施

エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物等災害予防対策の推進
- ク 地震防災応急計画の作成指導
- ケ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- コ 大震火災対策の推進
- サ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- セ アからスまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - （ア）預貯金等の中途解約等の特例措置
 - （イ）手形交換の特例措置
 - （ウ）休日営業の特例措置
 - （エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - （オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

- (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（甲府地域センター）
 - ア 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (4) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報、地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (5) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (7) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。

 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 公共施設等の整備
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - オ 官庁施設の災害予防措置
 - カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
 - ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ケ 災害時における復旧資材の確保
 - コ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - サ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - シ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ

(エ) 大規模な地震に係る防災訓練

(オ) 地震防災上必要な教育及び広報

ス 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

(ア) 防災関係資機材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集体制の整備

(2) 災害派遣の準備

ア 地震災害警戒本部会議への参加

イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達

ウ 災害派遣初動の準備

エ 災害等情報の収集

オ 通信の確保

カ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達

イ 列車運転規制措置

ウ 旅客の避難、救護体制の確立

エ 列車の運行状況等の広報

オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制

カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）

ア 主要通信の確保

イ 通信疎通状況等の広報

ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

エ 気象警報等の市への伝達

(3) 日本郵便株式会社（田富郵便局）

ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（甲府放送局）
- ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
- (6) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
- 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
- ア 東海地震等に関する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (7) 日本通運株式会社（山梨支店）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に対処しうる体制の確立
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (9) 東京ガス山梨株式会社
- ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鯉沢営業所、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（（社）山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（中巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 南甲府警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出、救護
- エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合
 - ア 農作物の災害応急対策の指導
 - イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - ウ 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - エ 農作物の供給調整体制の確立
- (2) 中央市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励

- ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- エ 災害時における入所者の保護及び指導
- オ 火気使用及び実験学習の中止
- カ 応急医薬品の整備
- キ 避難設備の整備及び避難訓練の実施
- ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- ケ 避難者の受け入れ準備
- (5) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- (6) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- (7) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策

第２節 中央市の特質と過去の地震災害

一般災害編第１章第２節「中央市の概況」を準用する。

第３節 地震被害の想定

第１ 調査の前提

１ 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- ・ 想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成８年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・ 山梨県は27市町村中25市町村（平成22年３月８日現在）が震度６弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・ 100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・ 国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域をひとつの被災地とみなし、広域的な防災対制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

なお、本市に影響を及ぼす地震としては、東海地震のほか、南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）、山梨県内及び県境に存在する活断層による地震が考えられるが、これらの地震の被害想定については、資料編に掲載する「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」に定めるところによるものとする。

また、平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震を教訓に、国は南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定を進めている。平成24年8月29日に公表された報告では、本市の最大震度は震度6強とされており、これまで想定されてきた震度6弱を上回る可能性が明らかになったことから、今後、市内での被害想定を再度行う必要がある。

資料編・「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

P 578

2 想定震度

被害想定 の基礎となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地は過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから県地域建設事務所等のボーリングデータ約1,000本をはじめ、文献等を検討するとともに、平成13年～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらを基に、甲府盆地250mメッシュ、その他の地域500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D I」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 地震動・液状化

地震動については田富、玉穂、豊富の順に震度6弱地域が多く、豊富、玉穂、田富の順に震度5強地域が多くなっている。また、液状化危険度については、田富地区では「危険度大」から「危険度極小」まで、玉穂地区では「危険度大」と「危険度極小」、そして豊富地区では北部が「危険度大」と「危険度極小」、南部は「対象外」という想定結果になっている。

第3 建物被害

本市では、地震動により、多くの建物被害が発生するものと想定され、中でも木造建物の被害が大きく市内木造建物の約15%が全壊、半壊等の被害を受けるものとされている。

なお、本市は、液状化の危険性が指摘されており、揺れそのものによるものだけでなく、液状化

による建物被害も多く発生するものと想定されている。

1 市の建物棟数

地 区	棟 数 (棟)					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	5,401	100	722	725	72	7,020
玉 穂	2,479	94	532	240	122	3,467
豊 富	1,308	58	132	67	61	1,626

注：固定資産課税台帳より

2 揺れ・液状化による被害棟数

地 区		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
		木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	全壊	91	1	14	16	2	124	1.7	1.0	1.9	2.2	2.8	1.8
	半壊	469	3	41	29	13	555	8.7	3.0	5.7	4.0	18.1	7.9
	大破	64	1	12	11	1	90	1.2	0.9	1.7	1.5	1.4	1.3
	中破	133	2	21	22	2	180	2.5	1.7	2.9	3.0	3.2	2.6
玉 穂	全壊	43	1	10	5	2	61	1.7	1.1	1.9	2.1	1.6	1.8
	半壊	231	3	29	11	10	284	9.3	3.2	5.5	4.6	8.2	8.2
	大破	30	1	9	3	1	44	1.2	1.0	1.7	1.3	1.1	1.3
	中破	63	2	15	6	3	89	2.6	1.8	2.7	2.6	2.1	2.6
豊 富	全壊	40	0	2	1	1	44	3.1	0.0	1.5	1.5	1.6	2.7
	半壊	245	2	8	3	12	270	18.7	3.4	6.1	4.5	19.7	16.6
	大破	11	0	2	1	0	14	0.9	0.5	1.1	1.2	0.7	0.9
	中破	32	1	3	2	1	38	2.4	1.4	2.0	2.5	1.8	2.3

3 揺れによる被害棟数

地 区		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
		木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	全壊	36	0	5	9	1	51	0.7	0.0	0.7	1.2	1.4	0.7
	半壊	358	2	27	16	11	414	6.6	2.0	3.7	2.2	15.3	5.9
	大破	9	0	3	4	0	17	0.2	0.1	0.4	0.6	0.3	0.2
	中破	22	0	7	9	1	39	0.4	0.4	0.9	1.2	1.0	0.6
玉 穂	全壊	17	0	3	3	1	24	0.7	0.0	0.6	1.2	0.8	0.7
	半壊	179	2	18	6	8	213	7.2	2.1	3.4	2.5	6.6	6.1
	大破	4	0	2	1	0	7	0.2	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2
	中破	11	1	4	2	1	18	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.5
豊 富	全壊	36	0	1	1	1	39	2.8	0.0	0.8	1.5	1.6	2.4
	半壊	237	2	7	3	12	261	18.1	3.4	5.3	4.5	19.7	16.1
	大破	7	0	1	1	0	9	0.6	0.2	0.6	0.9	0.5	0.6
	中破	23	1	2	1	1	27	1.8	0.9	1.1	1.9	1.3	1.7

4 液状化による被害棟数

地 区		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
		木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
田 富	全壊 (=大破)	55	1	9	7	1	73	1.0	1.0	1.2	1.0	1.4	1.0
	半壊 (=中破)	111	1	14	13	2	141	2.1	1.0	1.9	1.8	2.8	2.0
玉 穂	全壊 (=大破)	26	1	7	2	1	37	1.0	1.1	1.3	0.8	0.8	1.1
	半壊 (=中破)	52	1	11	5	2	71	2.1	1.1	2.1	2.1	1.6	2.0
豊 富	全壊 (=大破)	4	0	1	0	0	5	0.3	0.0	0.8	0.0	0.0	0.3
	半壊 (=中破)	8	0	1	0	0	9	0.6	0.0	0.8	0.0	0.0	0.6

5 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替がなされ、新耐震基準並の強度をもつようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果をみることにした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

地 区	対策時の全壊棟数 (棟)						対策による全壊棟数の低減効果 (%)					
	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
田 富	13	0	2	6	0	21	36	0	40	67	0	41
玉 穂	6	0	2	2	0	10	35	0	67	67	0	42
豊 富	6	0	1	1	0	8	17	0	100	100	0	21

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約35%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約29%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示している。

第4 火災

冬5時及び春秋12時に地震が発生した場合には、出火する可能性は極めて低いと想定されている。

冬18時は暖房器具が利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため1件が出火、炎上する。大規模な延焼火災は発生しないものの、5棟もの焼失被害が発生するものと想定されている。

予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性は極めて低いものと想定されている。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	0	0	0	0	0
冬18時	1	1	0	1	5
予知あり	0	0	0	0	0

(田富、玉穂、豊富の各地区共通)

第5 ライフライン被害

1 上水道施設

(1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、120.7か所（0.67か所/km）で発生すると想定される。

地 区	配水管延長 (km)	被害箇所数 (か所)	被害率 (か所/km)
田 富	92.7	62.7	0.68
玉 穂	52.5	26.0	0.49
豊 富	36.2	32.0	0.88

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

(2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約10,908戸（約90.4%）とほぼ全戸で断水が想定され、発生1週間後でも約941戸（約7.8%）と高い断水率が想定されている。

地 区	需要家数 (戸)	断水需要家数 (戸)				断水率 (%)			
		直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
田 富	6,731	6,182	4,533	4,470	455	91.8	67.3	66.4	6.8
玉 穂	4,224	3,683	2,486	2,439	208	87.2	58.9	57.8	4.9
豊 富	1,103	1,043	814	806	278	94.6	73.8	73.1	25.2

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

(3) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

2 都市ガス

(1) 機能障害

都市ガスは、田富・豊富地区における需要家数はなく、玉穂地区のみの需要となる。都市ガ

スの供給停止需要家数は、約510戸（約90.2％）と想定される。なお、玉穂地区は震源地に近く、県内でも供給停止率が高い。

地 区	需要家数（戸）	都市ガス供給停止 需要家数（戸）	都市ガス供給停止 率（％）
田 富	0	0	—
玉 穂	510	460	90.2
豊 富	0	0	—

注：震度6以上で都市ガス供給停止があると仮定し、各地区における震度6弱以上比率を基に算出。

(2) 復旧日数

復旧はL P ガスに比べると遅く、全県的な復旧日数は約1か月と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

3 L P ガス

(1) 機能障害

L P ガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約1,128戸（約10.8％）と想定される。L P ガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

地 区	L P ガス需要家数 （戸）	要点検需要家数 （戸）	L P ガス機能 支障率（％）
田 富	5,622	543	9.7
玉 穂	3,769	373	9.9
豊 富	1,084	212	19.5

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをL P ガス需要家数とした。

(2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

4 電力施設

(1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約13.6km（約0.46％）、電柱約78基（約0.71％）、架

空配電線約1.1km（0.32％）と想定される。

地 区	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線 亘 長 (km)	被害亘長 (km)	被 害 率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被 害 率 (%)	架空配電線 亘 長 (km)	被害亘長 (km)	被 害 率 (%)
田 富	7.0	0.0	0.47	5,583	37	0.67	174.4	0.5	0.28
玉 穂	5.3	0.0	0.55	4,250	34	0.80	132.7	0.5	0.34
豊 富	1.3	0.0	0.37	1,077	7	0.61	33.6	0.1	0.27

(2) 機能支障

電力施設における機能支障は10,453戸（約64.9％）で、市の半数に停電被害が発生するものと想定される。

地 区	需要家契約 口数（口）	停電需要家契約 口数（口）	停電率 (%)
田 富	8,239	5,155	62.6
玉 穂	6,271	4,356	69.5
豊 富	1,589	942	59.3

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）を基に、世帯数により市町村毎に配分した。

(3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

5 電話通信

(1) 一般電話

ア 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.4km（約0.46％）、電柱約106本（約0.71％）、架空ケーブル約0.9km（約0.29％）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地 区	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
田 富	40.1	0.2	0.47	7,612	50.6	0.67	164.0	0.4	0.27
玉 穂	30.5	0.2	0.55	5,794	46.5	0.80	124.8	0.4	0.33
豊 富	7.7	0.0	0.37	1,468	8.9	0.61	31.6	0.1	0.26

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数を基に市町村別値を推定

イ 機能支障

通話機能支障件数は、1,272件（約8.6％）と想定される。

地 区	加入件数 (件)	通話機能支障件数 (件)	通話機能支障率 (%)
田 富	7,593	607	8.0
玉 穂	5,779	558	9.7
豊 富	1,464	107	7.3

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）を基に、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、東日本電信電話(株)による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、au by KDDI（エーユー バイ ケーディディアイ）、SOFTBANK MOBILE（ソフトバンク モバイル）、WILLCOM（ウィルコム）による災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認等に大きな効果を発揮すると考えられる。

6 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次のとおりである。

液状化による管きよ被害により、土砂堆積が2.5km、排水困難となる下水道機能支障人口が約524人（約3.7％）と想定される。

(1) 物的被害・機能支障

地区	下水道管きょ延長 (分流汚水・合流)	土砂堆積延長 (被害率)	下水道処理区域人口	下水道機能 支障人口 (被害率)
田 富	32.4km	1.2km (3.8%)	8,865人	340人 (3.8%)
玉 穂	35.5km	1.3km (3.5%)	5,194人	184人 (3.5%)
豊 富	0.0km	0.0km (—)	0 人	0 人 (—)

(2) 復旧日数

全県的な復旧には約 1 か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約 1 か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

第 6 交通施設等被害

1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市で第 1 次緊急輸送道路に指定されている国道 140 号、甲府市川三郷線、韮崎南アルプス中央線、甲府中央右左口線、甲斐中央線では、全てランク B となっている。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランク AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランク A	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランク B	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいはまれに被害が発生する可能性ある区間
ランク C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

2 鉄道施設

地震時における身延線の鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市域では、ランク B となり、大規模な被害は発生しないものの、近隣の区域等でランク A が想定されており、通行に支障がでるものと想定される。

3 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が 5 メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本市の笛吹川の全域及び釜無川流域の一部で液状化の危険性が指摘されている。笛吹川流域では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性がある。増水時と重なった場合には浸水被害等に発展する可能性がある。しかし、甲府盆地内の表層地質は液状化が発生する危険度が高いといっても、河口の埋立地のような大規模な液

状況が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほど大きくないと想定される。

第7 人的被害

1 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約6人、重傷者約17人、軽傷者約148人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、次いで火災の順となっている。

また、予知があった場合、大幅に死傷者が減少し、予知によって事前に的確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができると考えられる。

(1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

地区			5時			12時			18時		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
田 富	被 建 害 物	東海地震予知なしケース	3	7	66	2	5	49	2	5	47
		東海地震予知ありケース	1	3	25	1	2	19	1	2	18
	火 災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩 斜 落 面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	東海地震予知なしケース	3	7	66	2	5	49	3	6	48
		東海地震予知ありケース	1	3	25	1	2	19	1	2	18
玉 穂	被 建 害 物	東海地震予知なしケース	1	5	42	2	4	34	2	4	33
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	13	1	1	13
	火 災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩 斜 落 面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	東海地震予知なしケース	1	5	42	2	4	34	3	5	34
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	13	1	1	13
豊 富	被 建 害 物	東海地震予知なしケース	2	5	41	1	3	28	1	3	27
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	11	1	1	10
	火 災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩 斜 落 面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	東海地震予知なしケース	2	5	41	1	3	28	2	4	28
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	11	1	1	10

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・ 建物の耐震補強・建替による耐震化
- ・ 斜面の対策工の実施
- ・ 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の半数以下に被害を低減することができるものと考えられる。

(単位：人)

地 区		5 時			12時			18時		
		死 者 数	重 傷 者 数	中 等 傷 者 数	死 者 数	重 傷 者 数	中 等 傷 者 数	死 者 数	重 傷 者 数	中 等 傷 者 数
田 富	東海地震予知なしケース	1	2	17	2	1	13	3	2	13
	東海地震予知ありケース	1	1	7	1	1	5	1	1	5
玉 穂	東海地震予知なしケース	1	2	12	1	1	10	2	2	10
	東海地震予知ありケース	1	1	5	0	1	4	0	1	4
豊 富	東海地震予知なしケース	1	1	7	0	1	5	1	2	6
	東海地震予知ありケース	1	1	3	0	1	2	0	1	2

2 要救助者

最大ケースの（昼12時、予知なしの場合）要救助者数は約27人と想定され、また、同様の時間帯の予知ありの場合では約10人と想定される。

朝 5 時においては木造建物における要救助者が最も高く、昼間の時間帯は非木造建物での要救助需要も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間及び夜間の場合には、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(単位：人)

地 区		5 時			12時			18時		
		木 造	非 木 造	合 計	木 造	非 木 造	合 計	木 造	非 木 造	合 計
田 富	東海地震予知なしケース	11	3	14	3	12	15	3	11	14
	東海地震予知ありケース	4	1	5	1	4	5	1	4	5
玉 穂	東海地震予知なしケース	7	1	8	2	5	7	2	5	7
	東海地震予知ありケース	3	1	4	1	2	3	1	2	3
豊 富	東海地震予知なしケース	10	1	11	2	3	5	2	3	5
	東海地震予知ありケース	4	1	5	1	1	2	1	1	2

(1) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替による耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約 3 分の 1 にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

地 区		5 時			12時			18時		
		木 造	非 木 造	合 計	木 造	非 木 造	合 計	木 造	非 木 造	合 計
田 富	東海地震予知なしケース	4	1	5	1	4	5	1	4	5
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	2	3	1	2	3
玉 穂	東海地震予知なしケース	2	1	3	1	3	4	1	3	4
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2
豊 富	東海地震予知なしケース	2	1	3	1	2	3	1	2	3
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2

第 8 生活支障

1 滞留旅客、帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本市では県の想定する「峡中圏域」内の 5 か所の観光地区分から「釜無川沿岸」を対象に検討するものとする。

2 月、4 月、8 月に観光客が多く、特に 2 月の昼間に東海地震が発生した場合には、約 2,140 人、夜間の場合でも約 164 人の滞留旅客が発生するものと想定される。

峡中圏域（釜無川沿岸）

(単位：人)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
昼間（10時～18時）	655	2,140	636	1,132	694	593	611	1,110	690	836	911	561
夜間（18時～翌10時）	154	164	202	166	157	148	165	245	160	171	176	153

2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いため、本市の属する峡中医療圏では多くの死者・重傷者が発生し、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重傷患者対応は困難となり、東京都等県外へ搬送する必要が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

(1) 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

(単位：人)

地区	対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数 +病院死者数 (5 時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5 時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
						入院患者 対 応	外来 対 応	入院患者 対 応	外来 対 応
田富	2	1	10	0	66	－ 9	－ 66	5.50	—
玉穂	64	65	6	510	42	－ 7	468	1.11	0.08
豊富	0	0	7	0	41	－ 7	－ 41	—	—

注 1：要転院患者数の想定的前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を 50% とする。
残り 50% は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（R C 造建物被害率と同じとし

た。)

- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数を基にした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものをを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約7,788人（約2,760世帯）、1週間後で約3,218人（約1,104世帯）、1か月後で約802人（約288世帯）と想定される。これらの住居制約者全員が避難所に避難することを考えた場合、もし避難所が全て被害なく使えると仮定すると、発災1日後から全員の収容が可能となる。

また、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約217戸と想定される。

(1) 短期的住機能支障

ア 短期的住機能支障想定結果

(単位：人（世帯）)

地区		避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
		大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
田	発災1日後	144 (49)	138 (47)	2,543 (856)	2,825 (952)	78 (26)	75 (25)	1,369 (461)	1,522 (512)	222 (75)	213 (72)	3,912 (1,317)	4,347 (1,464)
	発災1週間後	144 (49)	138 (47)	692 (233)	974 (329)	78 (26)	75 (25)	373 (126)	526 (177)	222 (75)	213 (72)	1,065 (359)	1,500 (506)
	発災1か月後	144 (49)	138 (47)	0 (0)	282 (96)	78 (26)	75 (25)	0 (0)	153 (51)	222 (75)	213 (72)	0 (0)	435 (147)
玉	発災1日後	96 (40)	87 (36)	1,389 (569)	1,572 (645)	52 (21)	47 (19)	748 (306)	847 (346)	148 (61)	134 (55)	2,137 (875)	2,419 (991)
	発災1週間後	96 (40)	87 (36)	315 (129)	498 (205)	52 (21)	47 (19)	169 (69)	268 (109)	148 (61)	134 (55)	484 (198)	766 (314)
	発災1か月後	96 (40)	87 (36)	0 (0)	183 (76)	52 (21)	47 (19)	0 (0)	99 (40)	148 (61)	134 (55)	0 (0)	282 (116)
穂													

豊	発災 1 日後	28 (8)	27 (8)	609 (182)	664 (198)	15 (5)	15 (4)	328 (98)	358 (107)	43 (13)	42 (12)	937 (280)	1,022 (305)
	発災 1 週間 後	28 (8)	27 (8)	564 (168)	619 (184)	15 (5)	15 (4)	303 (91)	333 (100)	43 (13)	42 (12)	867 (259)	952 (284)
	発災 1 か月 後	28 (8)	27 (8)	0 (0)	55 (16)	15 (5)	15 (4)	0 (0)	30 (9)	43 (13)	42 (12)	0 (0)	85 (25)

イ 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

地 区	避 難 所 収容人数	避難所人口 (1 日後)	避難所人口 (1 週間後)	避難所人口 (1 か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1 日後	1 週 間後	1 か 月後	1 日後	1 週 間後	1 か 月後
田 富	2,796	2,825	974	282	－29	1,822	2,514	1.01	0.35	0.10
玉 穂	3,150	1,572	498	183	1,578	2,652	2,967	0.50	0.16	0.06
豊 富	879	664	619	55	215	260	824	0.76	0.70	0.06

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率を基に配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所は全て震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

ウ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

地 区	避 難 所 収容人数	住居制約者 数 (1 日目)	住居制約者 数 (1 週間後)	住居制約者 数 (1 か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1 日後	1 週 間後	1 か 月後	1 日後	1 週 間後	1 か 月後
田 富	2,796	4,347	1,500	435	－1,551	1,296	2,361	1.55	0.54	0.16
玉 穂	3,150	2,419	766	282	731	2,384	2,868	0.77	0.24	0.09
豊 富	879	1,022	952	85	－143	－73	794	1.16	1.08	0.10

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率を基に配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所は全て震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(2) 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

地 区	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸 住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
田 富	103	66	10	16	2
玉 穂	81	52	8	13	2
豊 富	33	21	3	5	1

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、(1)のウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本市では発災後1日分の食料として、23,364食が必要となる。

飲料水については、本市では発災当日に28トン、2日目に5トン、3日目に4トンの不足が生じるものと想定されている。

地区	食料需要量	飲料水過不足量		
	[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
田 富	13,041	－46トン	－34トン	－33トン
玉 穂	7,257	－27トン	－18トン	－18トン
豊 富	3,066	45トン	47トン	47トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

4 清掃・衛生支障

(1) 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本市では発災1日後に41基、1週間後には18基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

地 区	1 日後	1 週間後
田 富	26基	11基
玉 穂	14基	6 基
豊 富	1 基	1 基

(2) 住宅・建築物系のがれき

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系のがれきや公益公共系のがれきが発生する。住宅・建築物系のがれき量は約62,800トン（65,700m³）と想定される。

地区				
	合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
田 富	37,900トン (39,200m ³)	11,800トン (22,400m ³)	26,000トン (16,600m ³)	100トン (200m ³)
玉 穂	19,300トン (19,500m ³)	5,600トン (10,600m ³)	13,600トン (8,700m ³)	100トン (200m ³)
豊 富	5,600トン (7,000m ³)	2,600トン (4,900m ³)	2,900トン (1,900m ³)	100トン (200m ³)

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

(危機管理課、消防団、建設課、消防本部)

市は、関係機関と協力して、道路、公園等の骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の調査結果では、本市（特に南部地域）は、大規模地震発生時における液状化の危険性が指摘されている。

地盤の液状化による道路施設等の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して必要により地盤改良等により液状化の発生自体を防止する対策、基礎杭の打設等構造設計により液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

また、県が実施した地震被害想定調査によると、中央自動車道はいずれの想定地震とも震度が大きい甲府盆地においては、橋梁・高架橋の橋脚・橋台の損傷、桁ずれ、盛土・切土の崩壊、土留擁壁変状、段差の発生等により不通区間が多く発生するとされる。

さらに、一般道路も甲府盆地において陸橋の橋脚・橋台の損傷や桁ずれによる被害が多く発生するとされる。また、「釜無川断層地震」、「藤の木愛川断層地震」、「曾根丘陵断層地震」、「糸魚川―静岡構造線地震」では、これらの被害のほか耐震補強の完了していない橋梁では落橋被害も発生し、また広範囲に液状化が発生し、路面の陥没や段差が生ずるため通行に支障が発生するとされる。

市の管理する道路・橋梁等の施設については、引き続き計画的に耐震性の確保対策、安全確保対策等を推進していくものとする。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、県に実施推進を要請する。

2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取り付け部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川等の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。

1 河川管理施設の整備

地震発生後直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

2 ため池等の対策

ため池は、災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、管理団体と協議し亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

第3 土砂災害危険箇所対策

県は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、土砂災害危険箇所について、引き続き実態調査に努めるものとする。また、市は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努める。

1 土石流危険渓流の災害防止

土石流危険渓流の調査によると、平成25年10月22日現在、市内に15か所の土石流危険渓流があることから、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進し、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

知事は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査と市長の意見に基づき、危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行うものとする。

市内に指定した区域は、平成25年10月現在12か所であるが、危険箇所については、引き続き対象区域に指定していく。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、崖崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、崖地の安全を図る。

崩壊防止工事については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県防災事業として施工する。

3 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町

村等を指導するものとする。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

（ア）地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

（イ）事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

（ウ）当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

（ア）避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

（イ）崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

（ウ）その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

市及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第4 液状化対策計画

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行う。また、市は液状化の危険性、液状化対策の必要性を啓発し、市民の自主的な被害防止対策の実施を促進する。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

市は、狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやス

ポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も公園の新設を推進し、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第6 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。
- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 緑地、オープンスペースの確保

人口流入が続くリバーサイド第三地区、医大南部地区を中心に、住宅の密集した地区や住工混在のみられる地域の緑化を促進する。

(2) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(3) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 消防予防計画

(危機管理課、消防本部、消防団)

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備に努める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害等を基にして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想等、大震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮す

るため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

4 消防水利の強化

(1) 市は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(2) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の位置が地域住民に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

資料編 ・ 消防力の現況

P 508

5 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定を基にし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

6 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定を基にし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

7 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編 ・ 消防相互応援協定

P 382

・ 中央自動車道消防相互応援協定書

P 383

8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備を図る。

9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画を基にした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災会等をとおして、また南消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の習得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第6 防火対象物の防火体制の推進

- 1 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したときに危険が大きい。
このため、甲府地区消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- 2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。
- 3 防火対象物について、甲府地区消防本部は、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。
- 4 甲府地区消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

第7 危険物等の保安確保の指導

甲府地区消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第8 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第4節 生活関連施設の安全対策推進計画

(水道課、日本電信電話(株)山梨支店、下水道課、東海旅客鉄道(株)、
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株))

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定等、火災発生要因の除去を図る。

第1 上水道施設安全対策

水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道施設の現況

本市では、安定した給水体制を確保するため、田富、豊富地区は市の直接管理のもと配水場の整備や配水管拡張改良工事等を順次実施しているが、玉穂地区は甲府市上下水道局から供給を受けている。今後は同水道局と協議しながら、災害対策も含めた施設整備が課題である。

2 水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時飲料水兼用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は敷設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

4 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、市上水道給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

資料編・中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

7 水道水供給計画の策定

需要施設から優先供給するなど、水道水供給再開時における供給順位等の水道水供給計画を甲府市上下水道局とも協議し、あらかじめ策定しておく。

8 貯水施設の整備

水道施設が災害等により一時的に利用が不可能になった際に備え、あらかじめ場所を定めて貯水槽の整備を行うよう努める。

9 給水計画の策定

断水時に、速やかに住民に飲料水の供給ができるよう、あらかじめ給水場所・給水方法・給水車の確保等の給水計画を策定しておく。

第2 下水道施設安全対策

下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

1 耐震性の向上

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用によ

り耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- (2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

2 施設機能の整備

- (1) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- (2) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- (3) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

3 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

4 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

資 料 編 ・ 中央市排水設備指定工事店一覧

P 340

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備

- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 都市ガス安全対策の推進

東京ガス山梨(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 供給施設

ア 主要導管の耐震化

イ 導管網のブロック化

ウ マイコンメーターの普及拡大

エ 移動式ガス発生設備の整備

(2) 製造施設

ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置

イ 防火、消火施設の充実

ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

(1) 応急復旧用資機材、食料、医薬品等の確認、点検及び整備を図る。

(2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

(1) ガス使用者への注意事項の周知

(2) 広報体制の確立

第5 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第6 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備

(2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

(1) 容器転倒防止措置の強化

- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第7 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 特設公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第8 鉄道施設安全対策

東海旅客鉄道(株)は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ 法面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

(1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

(2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

(建設課、消防本部)

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる中央市役所田富庁舎、避難所となる学校施設をはじめ市有建物において耐震性の調査を実施し、順次、耐震改修を行ってきているが、緊急度を考慮し改修又は建替等を計画的に行う。

3 建替時等の措置

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置等、高齢者や障がい者に配慮したものとす。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第2 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載等、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

3 耐震診断の実施促進

簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。また、昭和56年5月31日着工以前に在来工法で建築された建物については、無料で耐震診断を行う。

4 建築物の耐震化の支援

市が実施した耐震診断受診者のうち、耐震改修工事を実施する住宅を対象に、費用の一部を助成する。また、事業の利用促進に向けて、制度の広報啓発に努める。

5 地震相談窓口の利用

必要により、田富・玉穂・豊富窓口班に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じるものとする。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善措置を啓

発、推奨していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は甲府地区広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

3 既存建築物防災対策

- (1) 「既存建築物総合防災対策推進計画」を作成し、その推進を図る。
- (2) 計画の対象建築物は、主として建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。

(3) 計画の内容は、次の事項とする。

- ア 既存建築物の耐震化の促進
- イ 既存建築物の防火・避難対策の推進
- ウ 維持保全計画の推進
- エ 建築物の外壁、コンクリートブロック塀、アーケード等の防災対策
- オ 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録
- カ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

(4) 計画の推進を図るためには、関係団体の参加を含めた体制の整備を図る。

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

(危機管理課)

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、次のとおりである。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村	① 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 ② 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 ③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ⑤ 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 ⑥ 被災者を一時収容するための施設の提供 ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ③ 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ④ 被災者等を一時受け入れるための施設の提供 ⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑥ 前記①～⑤に掲げるもののほか、被災都市が

		必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	① 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理に必要な車両の斡旋 ⑤ 被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びに斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑧ 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 ⑦ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑧ ボランティアの斡旋 ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋 ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定書	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関する協定	田富郵便局	① 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱

する覚書 (玉穂町も同様に締結)		い及び援護対策 ② 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ③ 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 ④ 郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ⑤ 郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置 ⑥ その他前記①～⑤に定めのない事項で、協力できる事項
道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド 山梨総支社	① 東京電力パワーグリッドが市に提供する情報 ア 道路標識等の損傷 イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所 ウ ごみの不法投棄の発見 エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報 ② 市が東京電力パワーグリッドに提供する情報 ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等 イ 電柱の傾斜等
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協力会	① 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 ② 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 ③ その他中央市が必要とする業務
災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	自然体験クラブ エヴォルヴ	災害時に、優先的な水防救難備品の貸与
災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ	災害発生時の仮設資機材の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽山梨県軽自動車運送 協同組合 社団法人山梨県トラック 協会甲府支部	① 物資等の緊急輸送 ② その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの。
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社いちやまマート 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや 株式会社やまと	災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	災害発生時の石油燃料等の供給
洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社いちやまマート 富士観光開発株式会社	一次避難場所として、無料での施設使用の協力

災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	倒壊した石造物等、二次災害が心配される擁壁・塀等応急措置活動
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区建設業協会	災害時に市が管理する道路、河川、建物等の施設（公共営造物）の応急対応業務のための応急復旧の支援要請
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会	中央市職員との連携による中央市内の家屋の調査、市が発行する「罹災証明」について市民からの相談の補助
災害時における支援協力に関する協定書	マックスパリュ東海	災害発生後に必要な食料品、生活必需品のうち、調達可能な物資の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	ユニー株式会社 アピタ 田富店	災害発生後に必要な食料、衣料等のうち、調達・製造が可能な物資の供給（大規模地震発生時は、県との協定を優先）
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	首都圏1都5県の64市町村	①応援物資・資器材の提供 ②応急及び復旧に必要な職員の派遣
災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	大規模な地震・台風等の際に「勤労青年センター 体育館」を避難所として開放
災害時における医療救護に関する協定書	中巨摩医師会中央市班	医師・看護師等で編成する医療救護班の派遣要請
災害時における歯科医療救護に関する協定書	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣要請
災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	薬剤師で編成する薬剤師班の派遣要請
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

※ 市町村名等は、協定締結時のもの

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・消防相互応援協定	P 382
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 383
	・災害時の情報交換に関する協定	P 386
	・災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	P 388
	・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392
	・道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	P 394
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398
	・災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	P 400
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
・災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420
・洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 429
・災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	P 431
・災害時における応急対策業務に関する協定書	P 435
・災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	P 437
・災害時における支援協力に関する協定書	P 439
・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 444
・廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	P 452
・災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 456
・災害時における医療救護に関する協定書	P 461
・災害時における歯科医療救護に関する協定書	P 473
・災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	P 485
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、市町村合併の状況を踏まえ、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しし充実、具体化に努めるとともに、平常時からの連携強化を図る。

2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受け入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055—237—1161	電話・FAX共通—008	①
韮崎市	0551—22—1111	〃 —013	①
甲斐市	0551—28—2211	〃 —016	①
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町）	0551—42—1111	〃 —015	①
昭和町	055—275—2111	〃 —027	①
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055—282—1111	〃 —014	①
市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町、旧六郷町）	055—272—1101	〃 —021	①
身延町	0556—36—0011	〃 —025	①
富士川町（旧増穂町）	0556—22—3111	〃 —022	①
富士川町鯉沢サービスセンター（旧鯉沢町）	0556—22—2151	〃 —023	①
早川町	0556—45—2511	〃 —024	①
南部町（旧富沢町、旧南部町）	0556—66—2111	〃 —026	①

①災害時における相互応援に関する協定書

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

（危機管理課、田富窓口課、消防団、政策秘書課、玉穂窓口課、消防本部、豊富窓口課）

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。震災時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員が地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

(職員の初動体制と任務分担等)

5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

6 その他

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚をもつよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用、ハザードマップの活用等、防災関係資料の作成・配布
- イ 新聞、ホームページ等各種報道媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸出し
- エ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- オ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当て、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害にかかる教訓

2 幼児、児童・生徒等に対する教育

市は、幼児、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施すると

ともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東海旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

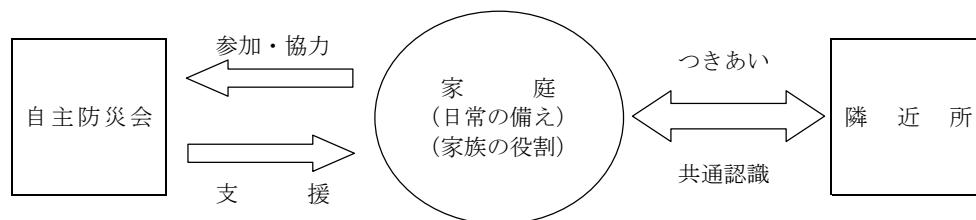
4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえ企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電等により、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災会の充実強化を推進する。

1 方針

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、

すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要であるが、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できる。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

(1) 市の指導等

ア 県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催するとともに、消防学校において訓練等を実施することにより、自主防災会指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対策について理解を示す内容とする。

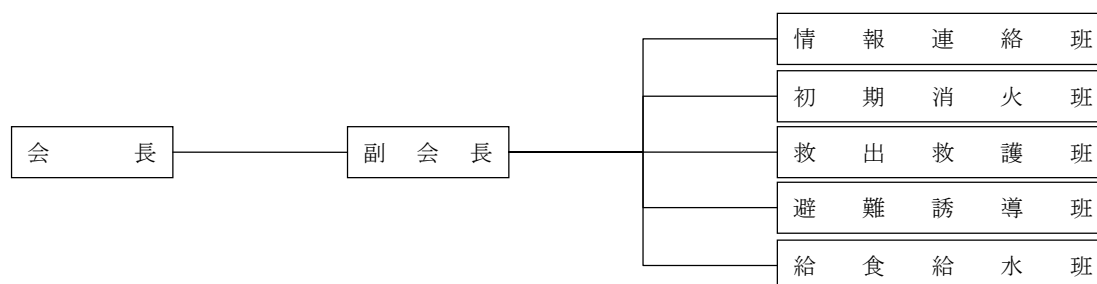
イ 市は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当の習得に努めるとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。

ア 自主防災会の編成



イ 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初 期 消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	情 報 連 絡 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃

防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 〃

ウ 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 初 期 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 連 絡 班 〃 〃 〃 〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避 難 誘 導 班 〃 〃
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	給 食 給 水 班 〃 〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 災害ボランティア育成強化計画

（福祉課、社会福祉協議会）

災害ボランティアは、自主防災会等既存の防災組織と協力し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

また、災害ボランティアの活動は、過去の大規模災害において被災者支援活動等に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

市は、県、県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会（以下：市社協）等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、既存ボランティア組織の拡充を図るとともに、災害ボランティア養成講座の開催や災害ボランティアセンター設置訓練の実施等を継続的にを行い、災害時に即応できる体制づくりを推進する。

第1 災害ボランティアの登録及びボランティア活動の環境整備

	災害ボランティアの種類	登録及び環境整備
1	日頃から市内において、福祉等のボランティアとして活動している者 市社協で行う災害ボランティア養成講座の受講生	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 市社協は、養成講座の受講生や他のボランティアと緊密な連携を保ち、災害時には災害ボランティアセンターをサポートできるよう養成講座等により継続的に要請し順次登録等を行う。
2	専門ボランティア	災害ボランティアセンターで必要とされる国家資格等を有する専門ボランティアの登録を事前に行っていく。
3	応急危険度判定士	災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
4	災害後、市内外からのボランティア希望者	市社協は災害時、災害ボランティアセンターを設置する。 市は災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。 災害ボランティアセンターは、災害対策本部及び市民からのボランティアニーズの把握を行い、ボランティアを派遣する。

第2 災害ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 要配慮者の介助及び看護補助
- 2 清掃
- 3 炊き出し
- 4 救援物資の仕分け及び配布
- 5 消火・救助・救護活動（専門ボランティア）
- 6 保健医療活動（専門ボランティア）
- 7 通訳等の外国人支援活動

第3 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

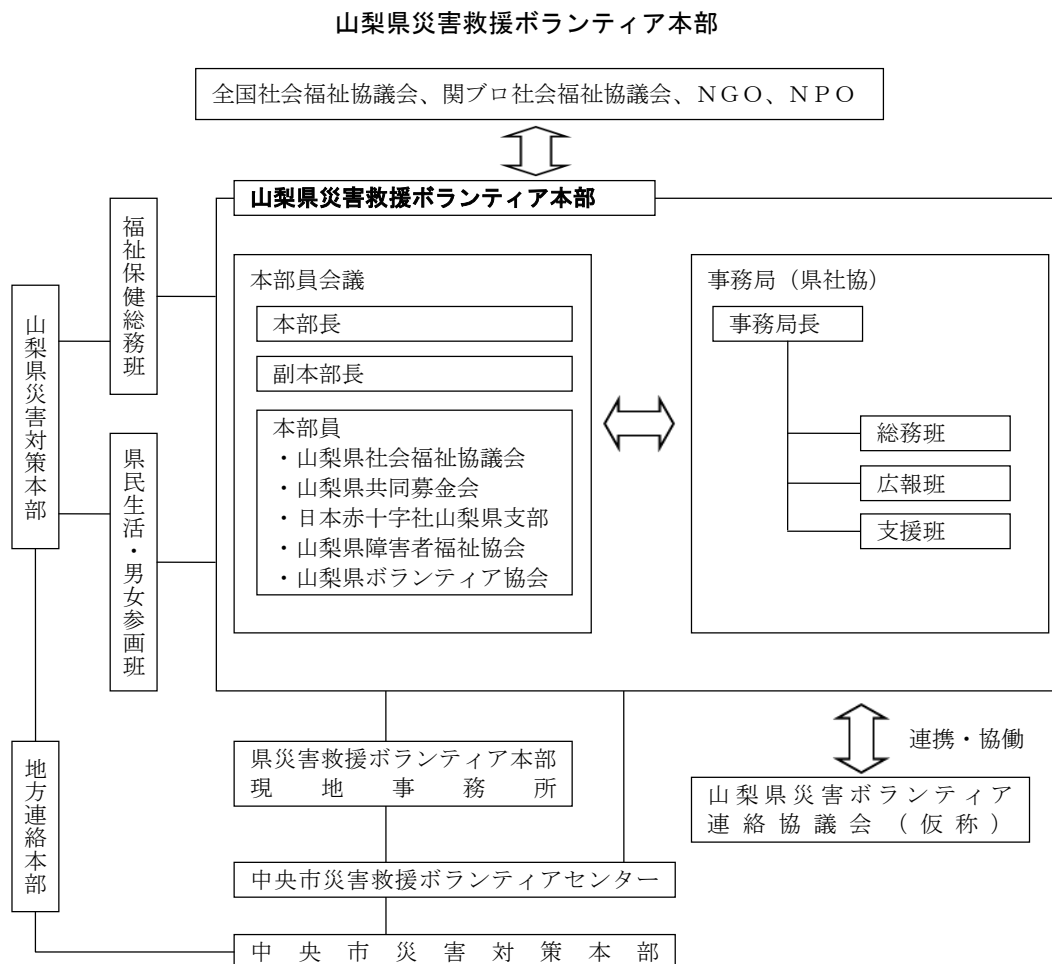
市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

る。

第4 各関係機関の役割

災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割は、次のとおりである。

機 関 名	役 割
山 梨 県	災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集
山 梨 県 社 会 福 祉 協 議 会	1 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営 2 市町村社会福祉協議会との連絡調整 ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援 3 ボランティアの総合受付、連絡調整 ・県内のボランティア養成と登録 ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整 4 被災地の災害状況等の情報提供 5 ボランティア活動に関する連絡調整 ・コーディネーターの養成と登録 ・災害救援ボランティアのネットワークづくり
山 梨 県 共 同 募 金 会	1 義援金の募集
日本赤十字社山梨県支部	1 災害ボランティアの登録・研修 2 災害発生時の災害ボランティア（主に救護活動を行う）の受入 3 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 4 義援金の募集
山梨県ボランティア協会	1 市民の防災意識の啓発（備えなど） 2 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり 3 ボランティア・NPOの研修、訓練 4 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり（交流・研修・通信訓練） 5 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集 6 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等） 7 ボランティア・NPOのコーディネート等の支援 8 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携
山 梨 県 障 害 者 福 祉 協 会	1 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催 2 障がい者の連絡網の整備 3 災害発生時の障がい者情報の伝達



第10節 防災訓練に関する計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用する。

なお、東海地震の地震防災応急対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進

（高齢介護課、子育て支援課、福祉課、教育総務課、商工観光課、社会福祉協議会）

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿の対象、記載事項及び提供先は、一般災害編第2章第13節第1「避難行動要支援者名簿の作成等」の定めるところによる。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障がい者等いわゆる要配慮者であることが

ら、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、南消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

災害時における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常用食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常用食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び入所者等の引渡し方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「中央市避難支援プラン全体計画」（避難行動要支援マニュアル）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

(1) 庁内に、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。

- (2) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉対策部、総務対策部が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 健常者に先がけて、「東海地震注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要配慮者避難）情報」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮する。

- (2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。
- (3) また、地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難所における対応

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入

所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 要配慮者用避難所（福祉避難所）の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保するものとするが、障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者用避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保する。

要配慮者用避難所（福祉避難所）開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	中央市田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

8 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

9 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居等要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 観光客及び外国人対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図るものとする。

また、市内各所に避難地、避難所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時等発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

(各課共通)

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

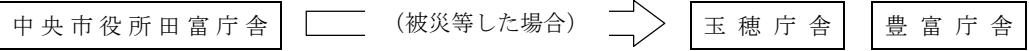
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市 職 員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
中 北 地 域 県 民 セ ン タ ー	県防災行政無線（FAX）、電話
甲 府 地 区 消 防 本 部	県防災行政無線、電話
南 甲 府 警 察 署	電話、連絡員
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
市 内 関 係 機 関	防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	防災行政無線、広報車、口頭（自治会長等を通じて）
報 道 機 関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

中央市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4を観測する地震発生時	震度5弱又は5強を観測する地震発生時	震度6弱以上を観測する地震発生時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により市内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は中央市役所田富庁舎に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに中央市役所田富庁舎に本部を設置する。ただし、中央市役所田富庁舎が地震災害により使用不能の場合は、「玉穂庁舎・豊富庁舎」に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制のその2により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

第4 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第5 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎 2 階東 2 会議室」に設置するものとする。

第 6 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第 53 条第 6 項により、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第 2 節 職員配備計画

（各課共通）

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 2 節「職員配備計画」の定めるところによる。

第 1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、各種別の配備要員は、別途名簿を作成し、毎年更新するものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
警戒配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度 3 の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	危機管理課の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	【対応事務】 ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 危機管理課員は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・ 危機管理課 (2 人)
第 1 配備	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報(※ 1)が発表されたとき（ただし、今後警報へと発展するおそれが	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ パトロール ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡	・ 課長以上全員 ・ 第 1 配備担当職員全員

	ある場合)。 2 市内において震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	・必要に応じ関係機関との連絡	・被害予想区域の住民への広報 ・災害情報に関する広報 ・本部長、副本部長等への報告 ・被害がある場合は応急対策の実施 ・被害状況の県への報告	
第2配備	1 大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報(※1)が発表されたとき(小規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合)。 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応しうるもので、事態の推移に伴い速やかに第3配備に移行できる体制とする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・前記第1配備に掲げる事務 ・被害状況の県への報告(震度5強以上は消防庁にも報告) ・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	・課長以上全員 ・第2配備担当職員全員 ・震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、全職員
第3配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害(※2)が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 3 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。 4 震度6弱以上の地震が発生したとき。(基本的には所属の庁舎へ参集する。ただし、困難な場合は最寄りの庁舎へ参集する。)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員

※1 大雪注意報・大雪警報時の対応については、「市降雪時対応マニュアル」を基に対応する。

※2 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第2 配備及び参集体制

1 参集計画の策定

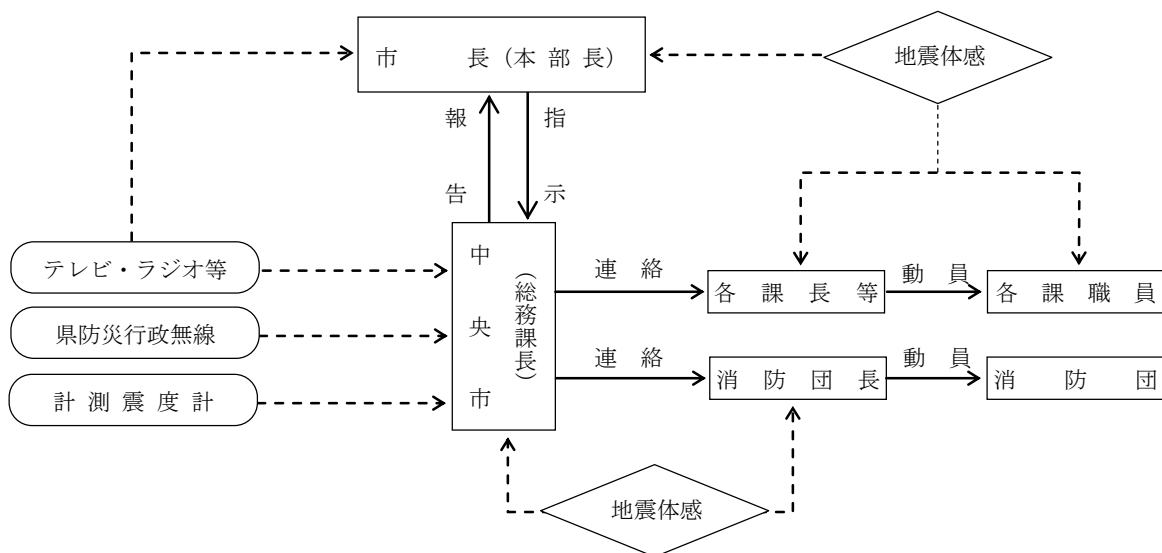
- (1) 市長は、中央市災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定し、地震発生時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各課長等は、所属職員の参集名簿（様式第1号 … P265）を作成し、本部長に提出しなければならない。
- (3) 各課長等は、配備該当職員の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記参集名簿に基づき参集個人表（様式第2号 … P265）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各課長等は、人事異動等により参集名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した参集名簿を本部長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した参集個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は参集計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、参集名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

2 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務課長は、各課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。
- イ 各課長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- ウ 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内の緊急連絡フロー



(2) 初動期における緊急措置

各課長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予想されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき、配備該当職員は速やかに市庁舎に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

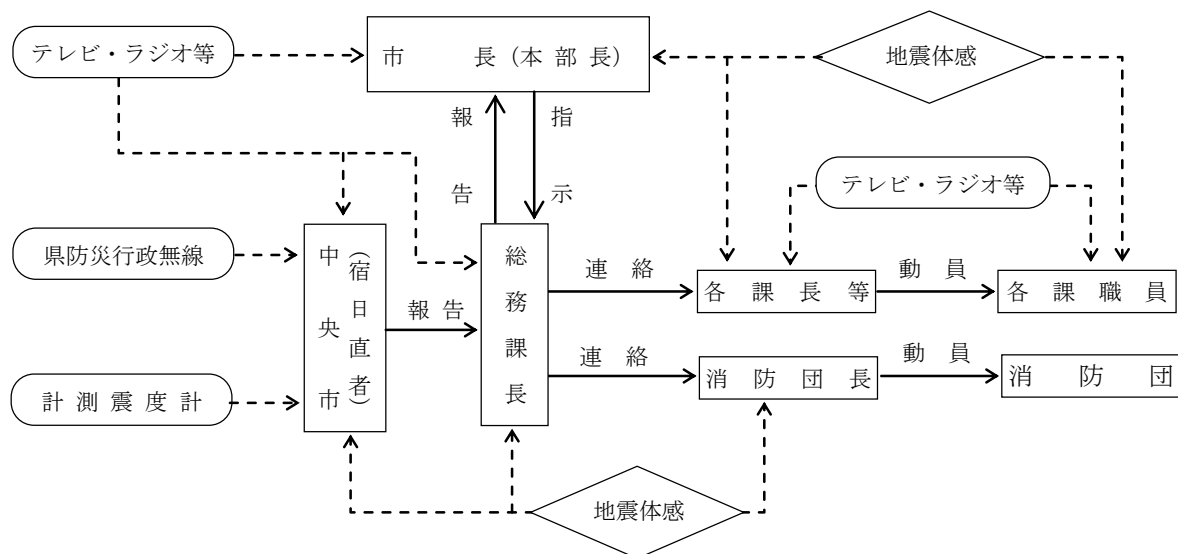
(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市庁舎の被災状況を確認し、総務課長に速やかに報告を行い、配備該当職員等が到着するまでの間、地震情報の収集及び連絡に努める。

(3) 自主参集

震度6弱以上を観測する地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市庁舎に参集するものとするが、震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

勤務時間外等における緊急連絡フロー



(4) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班として指名する。緊急対策班は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。

(5) 配備状況の報告

各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて本部長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各課長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集

が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(7) 災害活動の相互援助

各課長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

4 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、指定避難場所等の最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難場所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。

4	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、市庁舎に参集できない職員は、指定避難所等最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、本部に連絡する。
5	被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を危機管理課長に集約する。
6	緊急対策班の編成	あらかじめ指定された職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

様式第 1 号

参集名簿					課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
合計（人）					

様式第 2 号

参集個人表					課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
動員時の心得 1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具 2 動員途上の緊急 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力措置 し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。					

第 3 節 応援協力要請計画

一般災害編第 3 章第 3 節「応援協力要請計画」を準用する。

第 4 節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第 3 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

(危機管理課、玉穂窓口課、政策秘書課、豊富窓口課)

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報について

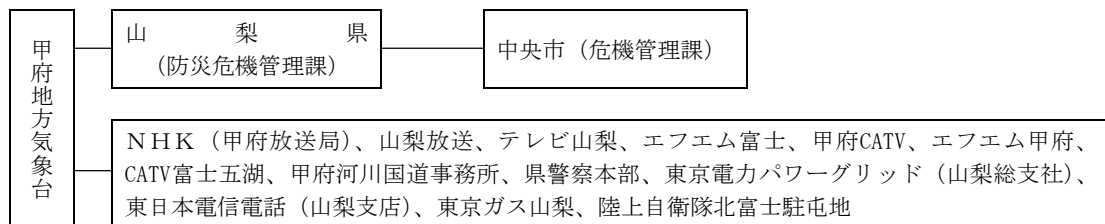
情報等の種類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震源に関する情報	発表基準	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)
	内 容	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合
	内 容	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

エ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度 1 以上
	内 容	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
オ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
カ 推計震度分布図	発表基準	震度 5 弱以上
	内 容	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	発 表 基 準
ア 震度速報	全国のいずれかで震度 3 以上を観測し、山梨県内で震度 1 以上を観測した場合
イ 震源に関する情報	本州中部付近で震度 3 以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき
ウ 震源・震度に関する情報	県内の最大震度 3 以上、隣接県で震度 4 以上、その他の地域で震度 5 弱以上を観測したとき
エ 各地の震度に関する情報	県内で最大震度 1 以上を観測したとき（山梨県との隣接県の震度）
オ その他の情報	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき（地震回数に関する情報）、山梨県内に直接的な影響の少ない場合でも、震度 5 弱以上の地震等、社会的な影響の大きい地震についての情報を配信（地震の活動状況等に関する情報）
カ 推計震度分布図	全国のいずれかで震度 5 弱以上を観測し、山梨県内で震度 4 以上が推計された場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度 4 以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

4 地震情報の収集

市は、田富庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を緊急地震速報装置、県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。

イ 電話使用を自粛すること。

ウ テレビ・ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。

エ 被害が発生した場合は、自治会長を通じて市庁舎に報告すること。

オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第7節 被害状況等報告計画

(各課共通)

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。なお、収集にあたっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法第2条第1項に規定する地理空間情報)の活用に努める。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	南消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	南消防署、南甲府警察署、市内医療機関（中巨摩郡医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(社)山梨県エルピーガス協会、市水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、東日本旅客鉄道(株)小井川駅、東花輪駅、中日本高速道路株式会社
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南甲府警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩郡医師会

イ 移動系防災行政無線、災害時優先電話による収集

市庁舎、避難所、公共施設等に設置されている移動系防災行政無線、災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局との情報の相互提供

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

資 料 編 ・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブの協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

(2) 第2段階に収集する情報

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体名	調査事項
対策部	班		
総務対策部	危機管理班	自主防災会	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
	管財班		庁舎、公園等の被害
市民対策部	税務班	各管理者	市有財産の被害
		民生委員、自治会	人、住家等の被害
保健福祉対策部	健康推進班 高齢介護班 福祉班 子育て支援班	各施設管理者	要配慮者、医療施設、社会福祉施設の被害、保育園被害
市民対策部	環境班	中巨摩地区広域事務組合	清掃施設等衛生関係被害
農政観光対策部	農政班 商工観光班	農業委員会、農協、商工会	農林水産被害、商工関係被害
建設対策部	建設班	各管理者	道路、橋梁、河川の被害
	都市計画班		都市計画施設被害
	水道班	給水装置工事事業者	水道関係被害
	下水道班	排水設備指定工事店	下水道関係被害
教育対策部	教育総務班	各施設管理者	学校等文教関係被害
	生涯教育班	〃	社会教育・社会体育施設関係被害

(3) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地域全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により消防団等の協力を得て、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

第2 情報の取りまとめ

各課が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務課長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類・様式等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第8節 広報計画

(政策秘書課、豊富窓口課、玉穂窓口課、消防団)

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務対策部政策秘書班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送
- 2 市のホームページ、インターネットによる広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じての広報

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 被害が発生した際の市庁舎等への通報
- 13 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

- 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

- 2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況等各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

- 3 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載、チラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。

在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等に

よる情報提供を行い、また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	(被)(生)	発災直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	(被)(生)	〃
掲示板	(生)(安)	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	(被)(生)	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能
パソコン通信インターネット	(被)(生)(安)	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防計画

(危機管理課、消防団、建設課、消防本部)

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこ

と。

- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空き地等に殺到する事態が予測され

るので、混乱防止と避難援護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報をはじめ、登庁職員、消防団員、自主防災会等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所等に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資 料 編 ・ 消防相互応援協定

P 382

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第11節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第13節「緊急輸送計画」を準用する。

第12節 交通対策計画

一般災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

第13節 災害救助法による救助

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

第 1 4 節 避難計画

(危機管理課、生涯教育課、消防本部、健康推進課、福祉課、消防団、警察署、教育総務課、豊富窓口課、玉穂窓口課)

一般災害編第 3 章第 16 節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第 1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することもあると考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

第 2 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

(1) 避難地の種類

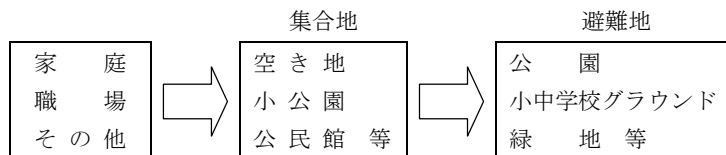
避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の 2 種類がある。

区 分	定 義
集 合 地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避 難 地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中学校」等の

	緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避 難 所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、天井や照明等の非構造部材を含め、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ○ 避難場所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 ○ 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。 ○ 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請す

る。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、指名した職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者等の保護

(1) 要配慮者、けが人、病人等への支援

ア 要配慮者やけが人、病人等に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者専用避難所（福祉避難所）を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
田富	中央市田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

8 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主

防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

第4 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。また、滞留者の状況を県災害対策本部に報告する。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

第5 孤立集落への対応

市は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う対象集落を明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第6 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、受け入れに努める。

第15節 医療助産計画

一般災害編第3章第17節「医療助産計画」を準用する。

第16節 防疫計画

一般災害編第3章第18節「防疫計画」を準用する。

第17節 食料及び生活必需物資供給計画

（農政課、税務課、管財課、教育総務課）

一般災害編第3章第19節「食料供給計画」及び第20節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に罹災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達を心掛けることとする。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、住民等に対して救援物資による物資の供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740	(055) 273—1473

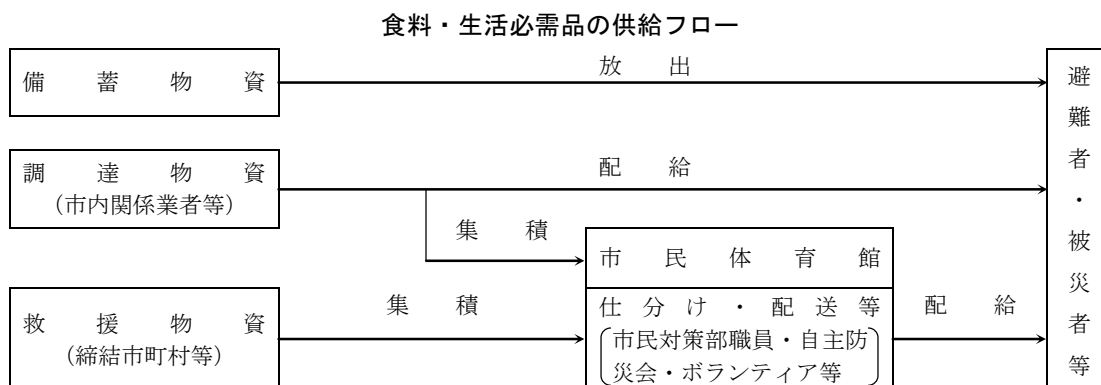
2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により調達するものとする。

調 達 等 の 内 容	担 当 部 班
食料の調達	農政観光対策部農政班
生活必需品、燃料の調達	農政観光対策部農政班
救援物資の受入、仕分け、配分	市民対策部税務班
輸送用車両の確保	総務対策部管財班
給食施設の提供、炊き出しの協力	教育対策部教育総務班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 テレビ、ラジオ等の設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	鍋、食器類 洗濯機等の設置

第 18 節 給水計画

一般災害編第3章第21節「給水計画」を準用する。

第 19 節 教育計画

(教育総務課、生涯教育課)

一般災害編第3章第22節「教育計画」の定めるところによるものとするが、地震災害時の応急措置について、次のとおり定めるものとする。

第 1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第 2 学校

1 地震発生後の措置

児 童 ・ 生 徒 等 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。
	2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。
	3 人員確認と応急手当て 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当てを行うものとする。

	4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5 地震情報等の収集 市本部から市内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。 6 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。 7 下校時の危険防止 児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。 8 校内保護 災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。 なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。 9 危険箇所の安全点検等 校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置等必要な措置を行う。 また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。 10 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒等不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。 4 臨時休校等の措置 被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末をするとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送等応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市内の被害状況等から、臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第20節 清掃計画

一般災害編第3章第23節「清掃計画」を準用する。

第21節 応急住宅対策計画

(建設課)

一般災害編第3章第24節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

(1) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格取得等、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

市は、被災建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

県災害対策本部への応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士派遣要請の流れは、別表の被災建築物応急危険度判定フローのとおりとする。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得等、危険度判定体制の整備を推進する。

(3) 被災宅地の確認

市は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(4) 応急措置の実施

市は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(5) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

(6) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。

(7) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、県、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」によると、東海地震等の大規模地震が発生した場合には、揺れ及び液状化等の影響により市内建物の229棟が全壊、1,109棟が半壊の被害にあい、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約217戸と想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成27年11月

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	東花輪駅から車で20分 県道沿い
農村公園	中央市関原1018	〃	32,792	131	
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629—1	〃	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	〃	10,293	109	
田 富 福 祉 公 園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205—1	〃	13,413	39	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1—1	〃	43,000	170	

中巨摩地区第二公園グラウンド	中央市一町畑286―1	中巨摩広域事務組合	25,633	185	

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは該当用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

建設用地の選定条件

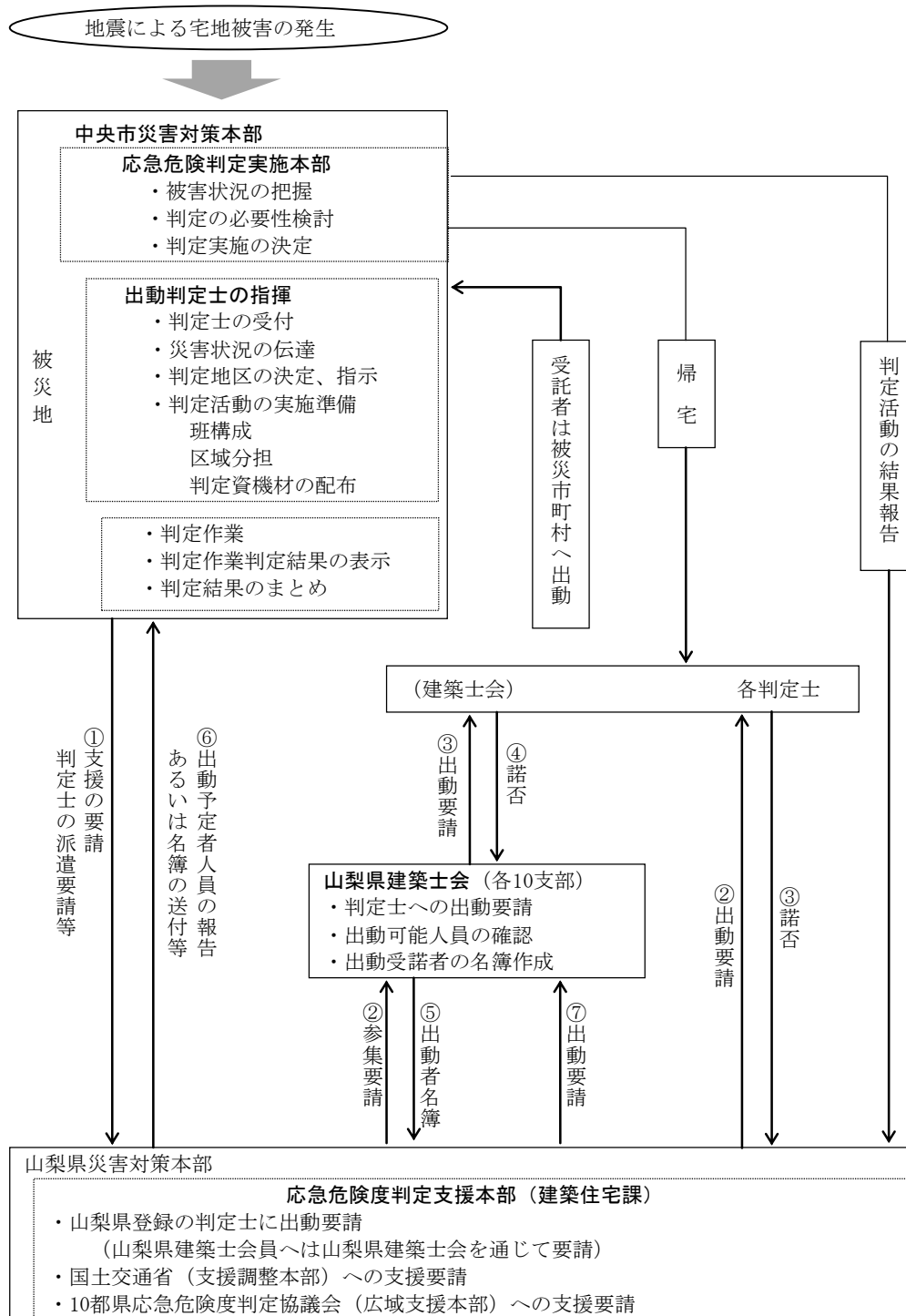
- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しが立つ場所
- 4 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

2 仮設住宅の建設

- (1) 市災害対策本部は、応急仮設住宅の建設用地を選定して、必要とする戸数の建設を県災害対策本部へ要請する。
- (2) 県及び市の災害対策本部は、建設用地の状況調査を実施する。(二次災害への安全性、資材搬入ルート、ライフラインの状況・復旧時期の確認等)
- (3) 県災害対策本部は、建設戸数を決定し、建設業者への工事を発注する。
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定する。
- (5) 入居開始

別表

被災建築物応急危険度判定フロー



第22節 救出計画

（市民課、消防本部、消防団、警察署）

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・ 災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・ 山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、中巨摩郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を行い、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 2 3 節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第 3 章第 26 節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第 2 4 節 障害物除去計画

一般災害編第 3 章第 27 節「障害物除去計画」を準用する。

第25節 生活関係施設の応急対策計画

(水道課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、
東日本電信電話(株)山梨支店、東海旅客鉄道(株))

第1 上水道施設応急対策

建設対策部水道班は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

建設対策部水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市上水道給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

7 甲府市上下水道局への被害調査・応急復旧要請

地震が発生した場合は、玉穂地区に給水している甲府市上下水道局に対して、水道施設に異常がないか、水道施設の被害調査、また水質調査等を依頼するものとする。また、地震により水道施設が被害を受け、断水等が生じた場合は、直ちに甲府市上下水道局に連絡し、水道施設の早期応急復旧の実施を要請するものとする。

資 料 編 ・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

建設対策部下水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市排水設備指定工事店等へ協力を要請

する。

3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

資 料 編 ・ 中央市排水設備指定工事店一覧

P 340

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所への電力供給を実施する。

第4 都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、(社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧

エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれがあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

東海旅客鉄道(株)が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事事業者への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第 2 6 節 労働力確保計画

一般災害編第 3 章第29節「労働力確保計画」を準用する。

第 2 7 節 民生安定事業計画

一般災害編第 3 章第30節「民生安定事業計画」を準用する。

第 2 8 節 災害ボランティア支援対策

一般災害編第 3 章第31節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

(各課共通)

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知に関する情報等の発表に伴う混乱の未然防止に努めるものとする。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合発表する情報

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査を行った場合発表する情報

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

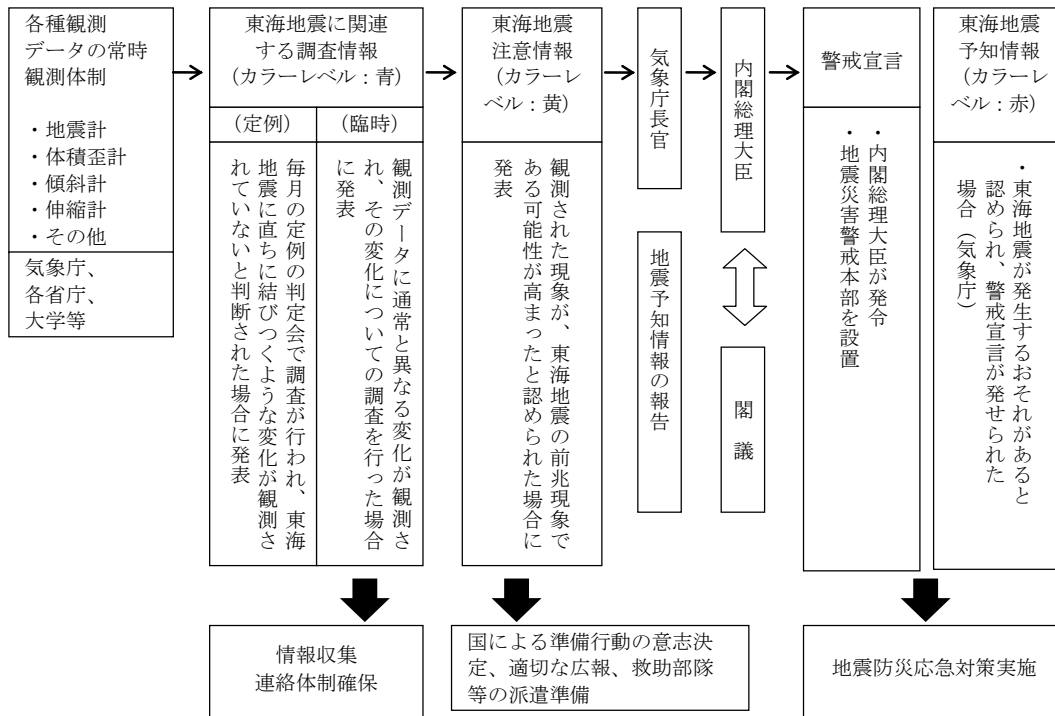
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関連する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

（各課共通）

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び活動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、職員の中から連絡担当職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

防災行政無線、広報車、市ホームページ等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかけ

る。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

- 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- 2 全員参集
- 3 地震災害警戒本部設置の準備
- 4 防災行政無線、広報車等による住民への広報

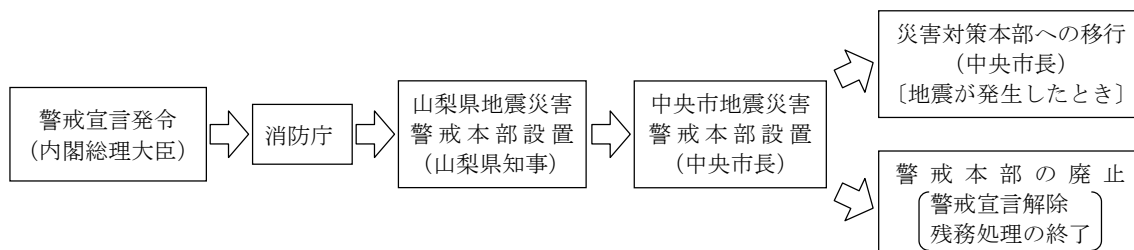
市長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

- 5 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- 6 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための指定避難所の開設準備
- 7 県への要請・報告等の実施
- 8 物資・資機材の点検・確認
- 9 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令）時の体制

市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 中央市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて中央市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、市警戒本部を市役所田富庁舎内に設置する。
- (2) 市警戒本部の組織及び編成・分担は、中央市地震災害警戒本部条例（平成18年中央市条例第16号）に定めるところによる。

資 料 編 ・ 中央市地震災害警戒本部条例

P 521

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。
なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 地震防災応急対策要員の参集等

(1) 配備体制は、次のとおりとする。

配備体制の名称	配 備 基 準	配 備 を 要 する 所属及び人員等
東海地震に関する調査情報 (臨時) 配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関する調査観測情報(臨時)が発表されたとき	総務対策部に該当する課の職員 (約15人)
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	全所属全職員の配備 (約245人)
警戒宣言配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	全所属全職員の配備 (約245人)

(2) 消防団長は、東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。

(3) 市職員及び消防団員は、地震予知に関する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

(4) 職員の参集場所は所属する市役所庁舎とし、消防団員の参集場所は、消防団長及び副団長は市役所田富庁舎、消防団員は各部詰所とする。

(5) 小・中学校、保育園及びその他中央市が管理する公共施設の参集等については、各施設において定めるところによる。

(6) 各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて市長に報告する。

5 職員の参集計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震予知に関する情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

(1) 市長は、中央市地震災害警戒本部編成表(以下「編成表」という。)に基づく各課の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定するものとする。

(2) 東海地震に関する情報の伝達については、総務課長から各課長に、各課長から各職員に伝達されるものとする。したがって、各課長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。

(3) あらかじめ課長全員で協議して、編成表に基づく所属職員の参集名簿を作成し、市長に提出しなければならない。

(4) 参集対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。

(5) 各課長は参集時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人参集表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

6 参集時の心得

(1) 参集時の携帯品

タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

7 警戒本部の事務

(1) 地震予知に関する情報等の収集と住民、防災機関等への伝達

(2) 自主防災会や防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

(3) 避難の勧告又は指示

(4) 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設

(5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

(6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導

(7) 救急救助のための体制確保

(8) その他町内での地震防災対策の実施

第4 地震発生時

1 中央市災害対策本部

(1) 市長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため中央市災害対策本部を設置する。

(2) 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び本編第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

(1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整

(3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示

(4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請

(5) 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営

(6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出

(7) ボランティアの受け入れ

(8) 自主防災会との連携及び指導

(9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

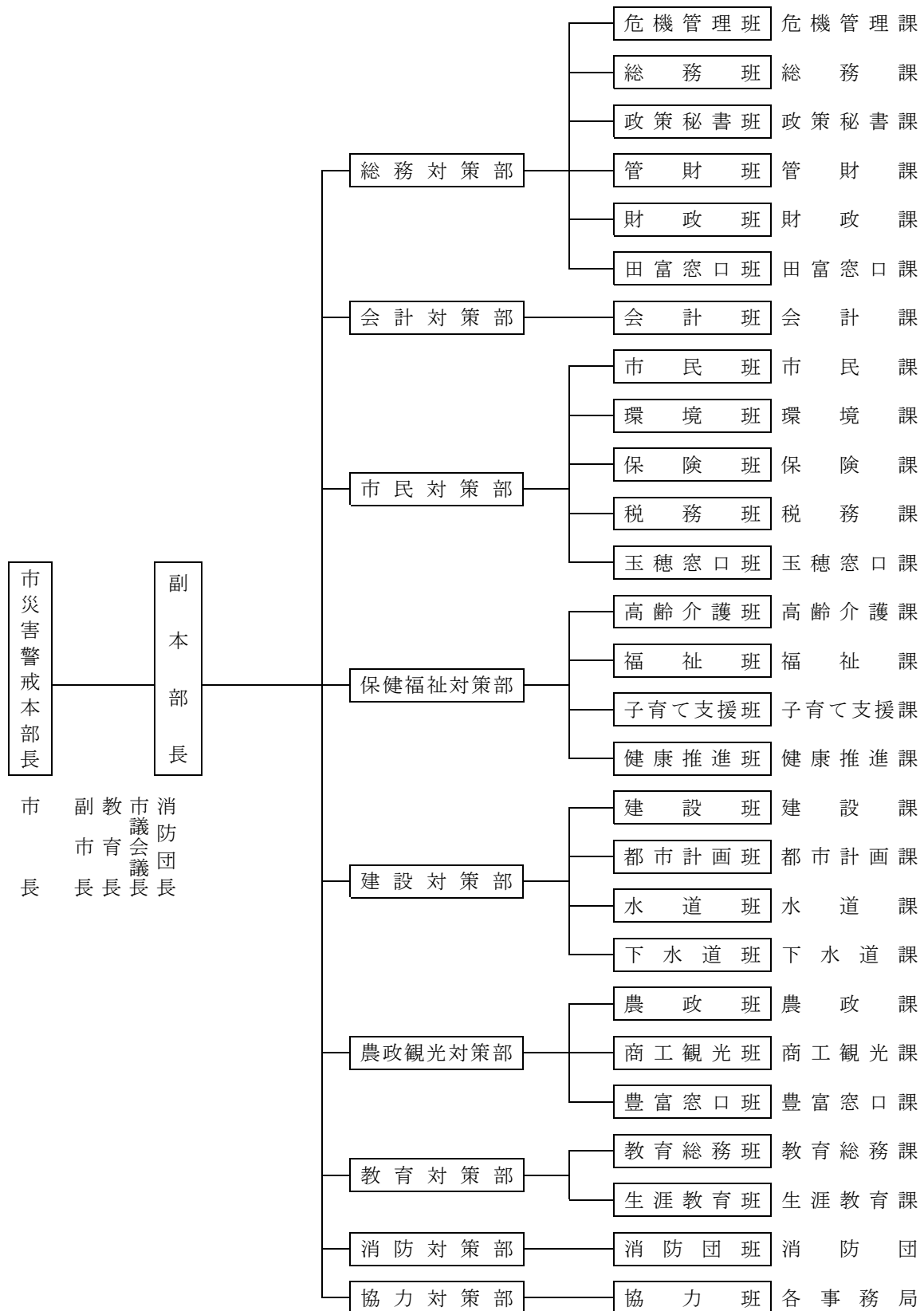
(10) 防疫、その他の保健衛生

(11) 緊急輸送道路の確保及び調整

(12) 施設及び設備の応急復旧

(13) その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

中央市地震災害警戒本部構成図



中央市地震災害警戒本部編成表

部名	担当班、課名		所掌事務
	班	課	
総務対策部 (総務課長)	危機管理班	危機管理課	1 地震災害警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡等に関すること。 4 地震予知関連情報の伝達に関すること。 5 本部員への連絡招集に関すること。 6 避難、警報等の指示に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の非常招集、解散に関すること。 2 各自主防災会との連絡に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。
	政策秘書班	政策秘書課	1 警報等の広報に関すること。 2 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。
	管財班 財政班	管財課 財政課	1 庁舎の維持、管理に関すること。 2 所管施設（公園施設を含む。）の応急対策に関すること。 3 庁用自動車、民間自動車の確保及び調達に関すること。
会計対策部 (会計管理者)	会計班	会計課	1 総務対策部各班の応援に関すること。
市民対策部 (市民課長)	市民班	市民課	1 市民対策部各班の応援に関すること。
	環境班	環境課	1 清掃及び防疫対策に関すること。
	税務班	税務課	1 市有財産及び営造物の応急対策に関すること。
市民対策部 (市民課長)	保険班	保険課	1 災害救助対策に関すること。 2 要配慮者の応急対策に関すること。
保健福祉対策部 (福祉課長)	高齢介護班 子育て支援班 健康推進班	高齢介護課 子育て支援課 健康推進課	3 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 4 医療施設の応急対策に関すること。 5 社会福祉施設の応急対策に関すること。 6 保育園児の避難誘導に関すること。
総務対策部 (総務課長)	田富窓口班	田富窓口課	1 避難誘導に関すること。 2 避難地、避難所の設置、管理及び運営に関すること。
市民対策部 (市民課長)	玉穂窓口班	玉穂窓口課	
農政観光対策部 (農政課長)	豊富窓口班	豊富窓口課	
保健福祉対策部 (福祉課長)	福祉班	福祉課	
建設対策部 (建設課長)	建設班 都市計画班	建設課 都市計画課	1 道路、橋梁等の応急対策に関すること。 2 応急対策に必要な機械器具、重機及び材料等の調達に関すること。
	水道班	水道課	1 飲料水の確保に関すること。 2 上水道施設の応急対策に関すること。

			3 上水道工事指定店の協力要請に関する こと。
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の応急対策に関する こと。 2 下水道工事指定店の協力要請に関する こと。
農政観光対策部 (農政課長)	農政班	農政課	1 応急対策に要する資機材、食料、生活必需品、器具及び燃料等の調達に関する こと。 2 農林産物並びに農地・山地の応急対策に関する こと。 3 農林道の応急対策に関する こと。 4 農林施設の応急対策に関する こと。 5 家畜及び畜産施設の応急対策に関する こと。
	商工観光班	商工観光課	1 商工業、観光等の応急対策に関する こと。
教育対策部 (教育総務課 長)	教育総務班 生涯教育班	教育総務課 生涯教育課	1 学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の 応急対策に関する こと。 2 児童・生徒等の避難誘導に関する こと。 3 文化財の保全措置に関する こと。
消防対策部 (消防団長)	消防団班	消防団	1 消防に関する こと。 2 水防に関する こと。
協力対策部 (議会事務局 長)	協力班	議会事務局	1 各部への応援に関する こと。

第3節 情報の内容と伝達

(各課共通)

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知に関する情報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関連する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。

(2) 東海地震注意情報

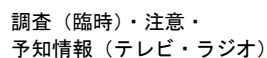
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

(3) 東海地震予知情報

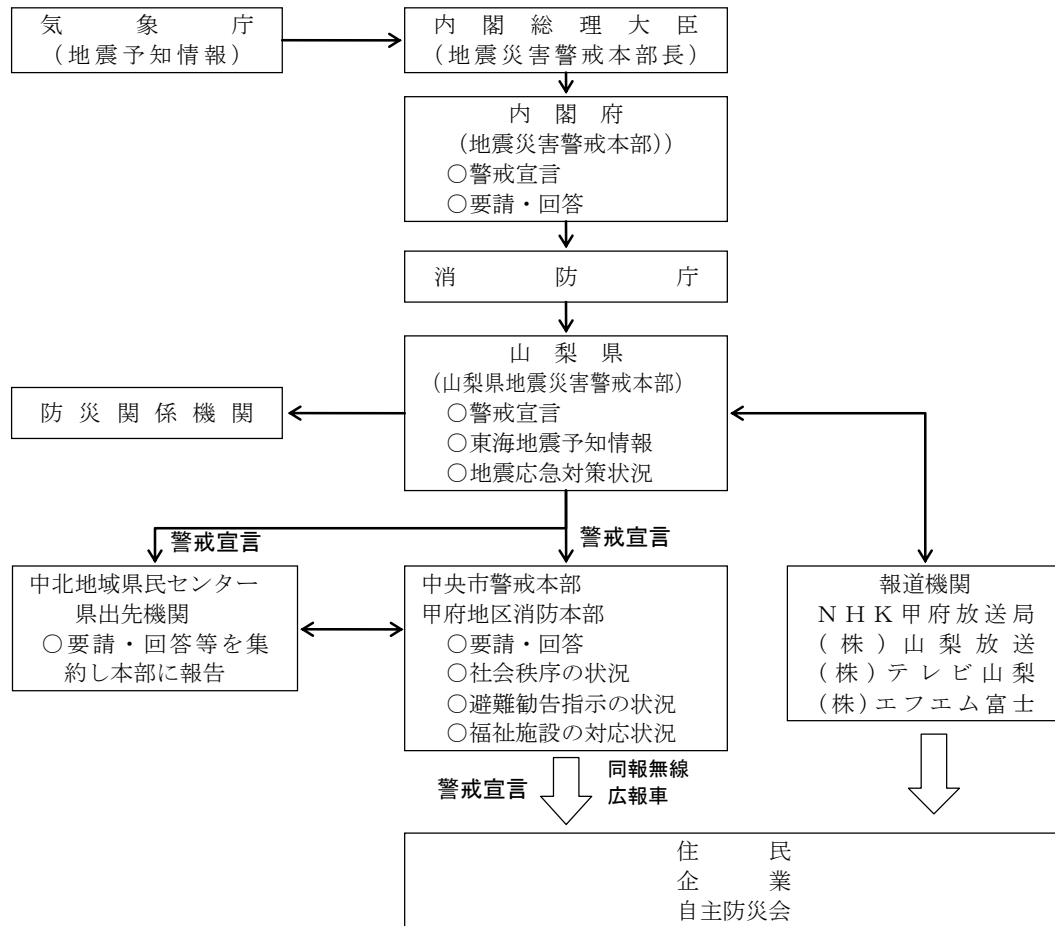
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報



警戒宣言発令時の情報伝達系統



第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

市警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
中巨摩医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
南甲府警察署	交通規制の状況
東海旅客鉄道(株)	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
東日本電信電話(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
山梨交通(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市民対策部	保育を停止した保育園数、保育園に残留している園児数
教育対策部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
中央市商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

市は、1で収集した情報及び次の事項についてあらかじめ定める様式により県警戒本部に報告する。

「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

```
graph LR; A[中央市] --> B[所屬別参集職員一覧表 (4-2-1)]; A --> C[地方連絡本部・市町村参集状況一覧表 (4-3-2)]; A --> D[地震防災応急対策実施票 (4-6-1)]; B --> E[防災危機管理課・情報収集班]; C --> E; D --> E; E --> F[地震防災応急対策実施票 (4-6-2)];
```

中央市

所屬別参集職員一覧表 (4-2-1)

地方連絡本部・市町村参集状況一覧表 (4-3-2)

地震防災応急対策実施票 (4-6-1)

地震防災応急対策実施票 (4-6-2)

防災危機管理課・情報収集班

中央市地震災害警戒本部	中北連絡本部	地震災害警戒本部	情報収集班
・市町村職員参集状況（４－３－１） … P 576	・所属別参集職員一覧表（４－２－１） ・地方連絡本部・市町村参集状況一覧表 （４－３－２）	→	
・市町村避難所開設状況一覧表 （４－５－１）… P 577	・市町村別避難状況一覧表（４－５－２）	→	
・地震防災応急対策実施票（４－６－１） … P 578	・地震防災応急対策実施票（４－６－１） ・勤務ローテーション表（４－７－１） ・地震防災応急対策経費一覧表（４－８－１） ・地震防災記録報告書（４－９－１）	→ → → →	
	防災関係機関		
	・地震防災応急対策実施票（４－６－２）	→	

第4節 広報活動

(危機管理課、政策秘書課、東京電力パワーグリッド(株)、田富窓口課、東海旅客鉄道(株)、豊富窓口課、山梨県バス協会(社))

地震予知に関する情報等の発表に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知に関する情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災会等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子等により実施する。

2 県警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ・ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 東日本電信電話(株)

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) 東海旅客鉄道(株)

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 中央市の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 市の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、防災信号、広報車、広報紙、冊子、市ホームページ、庁舎・支所内住民問い合わせ窓口、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

(1) 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。また、住民からの問い合わせに対応できるよう、状況に応じ問い合わせ窓口を設置する。

ア 防災行政無線の利用

市内に設置している広報用スピーカーにより行う。

防災行政無線施設の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

イ 広報車の利用

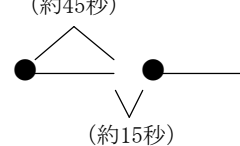
市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。

(2) 消防団からの伝達

消防団長及び分団長に対し電話等を通じて伝達を行うとともに、一般住民に対しては消防車

により各分団の区域を拡声器により行い、さらにサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

地 震 防 災 信 号

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をすること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 自治会長からの伝達

自治会長（自主防災会会長）は、その地域内の住民に対してハンドマイク等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

別表

「東海地震に関連する情報」に伴う広報

東海地震に関連する調査情報（臨時）	1 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 (例文 1)	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 (例文 3) 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
	顕著な地震活動（地震）が発生した場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 (例文 2)	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 (例文 4) 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
東海地震注意情報	2 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震注意情報の発表 (例文 5) ※ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりである可能性が高まったと判定された場合	→	東海地震注意情報の解除 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
東海地震予知情報	3 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震予知情報発表 (例文 6) ※ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりによるものであると判定された場合	→	東海地震予知情報の解除 ※東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合。又は、東海地震が発生した場合。

例文 1

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
[1 か所以上のひずみ計で「有意な変化」が、観測された場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
[顕著な地震活動（地震）が発生した場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 3

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文
[ひずみ計で観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

例文 4

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文
[観測された「地震」が、東海地震のとの関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

例文 5

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

〔「東海地震注意情報」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- 市民の皆様は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や市からの呼びかけ、市の防災計画に従って行動してください。
- また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

例文 6

「警戒宣言」発表時における広報用の例文

〔「警戒宣言」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発表します。
- この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震となることが予想されます。
- 市民の皆様は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び市の防災計画に従って行動してください。

第5節 避難活動

（危機管理課、政策秘書課、総務課、教育総務課、消防団、市民課、生涯教育課、消防本部、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、警察署）

第1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時には、市長は、事前避難対象地域の住民を対象に避難の勧告又は指示を行うものとする。

なお、東海地震注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で要配慮者の避難を実施することができるものとする。

第2 避難場所の定義等

避難場所には避難地と避難所があり、その区分、定義等については、本編第3章第14節第2「避難場所の定義等」を準用する。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とする。

本市における事前避難対象地域は次のとおりである。

なお、事前避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

東海地震事前避難対象地域

予想される災害	関係地域	特に影響する自治会	避難地
L P ガス、爆発又は火災	東花輪北東地区、布施の一部	東花輪第1	東花輪第一公民館広場
		東	東公園
		新町第1	田富中学校グラウンド

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難地
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑥ 避難の勧告と伝達方法
- ⑦ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難場所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理に関する協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

(1) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

(2) J R 身延線が運転を停止し、東海旅客鉄道(株)から次の対策の実施を依頼されたときは、状況に応じ必要な対策を実施する。

ア 駅施設の旅客への食事の斡旋援助

イ 待機が長期間となった場合における市指定避難場所への避難

ウ 病人発生等の緊急を要する事態が発生した場合は、救急医療機関へ収容する等の応急措置の実施

8 避難地における避難生活の確保

(1) 市が設置した避難地には、情報連絡のため市職員、消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。

(2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。

(3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。

(4) 市は、旅行者等で滞り者となった者の避難生活について、東海旅客鉄道(株)等と協議する。

(5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。

(6) 市は、避難場所での要配慮者専用スペースの確保、福祉避難所の確保と要配慮者の搬送及び避難行動要支援者への支援を行う。

(7) 避難場所では自主防災会の単位で行動する。

資 料 編 ・ 指定避難場所一覧

P 347

第6節 住民生活防災応急活動

(危機管理課、総務課、水道課、健康推進課、農政課、福祉課、高齢介護課、建設課、環境課、商工観光課、税務課、教育総務課)

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品調達の基本方針は、次のとおりである。

① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。

② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。

なお、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の確認

市は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、市内の食料販売業者、中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農業協同組合、中央市商工会等と連絡をとり、調達可能物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入体制の整備

搬送される物資の集積所を「田富市民体育館」に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

なお、当該施設に農政班及び税務班の職員を配置し、物資の管理を行うものとする。

4 配分準備

搬送された物資の各避難場所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 資機材の確認

市で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、市内業者等から調達する。

2 広報の実施

水道班は、甲府市上下水道局と連携して住民に飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、防災行政無線、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

市上水道給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

市は、市内薬店、市内医療機関、中巨摩郡医師会等から必要な医薬品、医療資機材を確保するほか、市内医療機関、中巨摩郡医師会に対して、医薬品、医療資機材の確保を行うよう呼びかける。

2 救護所の開設準備

保健センター又は避難場所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について中北保健所に通知する。

3 搬送準備

傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

医療救護所、市内医療機関の受入体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

市が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿収集許可業者と連絡をとる等、し尿の汲み取り準備を行う。

第5 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋等大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等のがれきは、処理に長時間を要するため、がれきの発生量、道路状況等を勘案して、避難の完了した避難地等の公有地の中から仮置場を確保する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第6 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時又は警戒宣言発令時には、学校、保育園（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、市教育委員会と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたときには、本市の学校等は事前避難対象地区に指定されていないが、遠距離通学者等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。

(2) 原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学校以上は集団下校とする。

(3) 帰宅経路の選定、教師の同行等あらかじめ集団下校の際の安全確保について対策を講じておく。

2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

(2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

(3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部と連絡のうえ、対策を

講じる。

- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第7 自主防災活動

市等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ・ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ たんす、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外の指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。
- イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。
- ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、速やかに指定避難所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、あらかじめ定める避難地への避難を勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第8 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震観測情報が発表された場合

市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

- ア 不要不急の旅行、出張の自粛
- イ 自動車の使用を控える。
- ウ 食料・飲料水等の確保
- エ 浴槽等への水の汲み置き
- オ 家族同士の連絡方法の確認
- カ 室内の家具の固定

キ その他必要な準備行動の実施

(2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア 危険物施設及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ 避難地・避難所の確認

オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ その他必要な防災行動の実施

(2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 要配慮者は、家族と、あるいは自主防災会等の協力によって、指定避難所に避難する。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

（各関係機関）

第1 鉄道（東海旅客鉄道(株)身延線東花輪駅）

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客の発生防止に努める。

ア 不要不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後は運転規制等が行われるので、早期帰宅の呼びかけ

(2) 本市にある東海旅客鉄道(株)身延線東花輪駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅のひとつであるため、多くの滞留旅客の発生が予想される。そのため、警戒宣言発令時に滞留旅客の発生状況を迅速、的確に把握できるよう、身延線東花輪駅との情報連絡体制を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 本市で発生した滞留旅客については、身延線東花輪駅と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

(2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

(3) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。

(4) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

(5) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

関係路線名	停 車 駅
J R 身 延 線	南甲府、国母、常永、東花輪、甲斐上野、市川大門、鰺沢口、甲斐岩間、甲斐常葉、下部温泉、波高島、身延、甲斐大島、内船、十島

(6) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡を取り、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。

なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める避難場所に避難させる。

(7) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。

(8) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。

(9) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

第2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

1 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。

2 東海地震注意情報が発せられた場合

(1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

(4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

(5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

(2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

(3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第3 通信（東日本電信電話(株)、NTTドコモ）

1 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。

また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

- 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ・ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第4 ガス（ガス供給機関）

1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ・ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

第5 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
- (4) 郵便局については、郵便局株式会社や甲府中央郵便局と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期するとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (6) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。
- (4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第6 バス（山梨交通株式会社）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第7 病院・診療所

1 病院、診療所に対する依頼

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置を行うよう、中巨摩医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

市は、医療機関における外来患者の受け入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、また自主防災会を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第8 スーパー等

1 スーパー等に対する依頼

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時には次の措置を行うよう、中央市商工会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

2 住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第9 県、市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

（危機管理課、警察署、建設課）

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携体制の強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

（1）東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

（2）警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 県内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

ウ 高速自動車道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

（1）警察庁が指定する広域交通規制対象道路

（2）緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

（3）高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

（4）広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

（5）発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

（6）その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

（1）交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施す

る。

- (2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規

制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

（各事業所）

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努めるものとする。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報ちゅうおう」、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

1 平常時の措置

市は、南消防署等の協力を得て、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 帰宅グッズ（スニーカー、簡易地図等）の準備

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表されたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表されたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

- ア 避難地・避難所の指定場所
- イ 東日本電信電話(株)が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

一般災害編第5章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中央市役所	中央市臼井阿原301—1	055—274—1111	—
〃 田富庁舎	〃	055—273—2111	055—274—7130
〃 玉穂庁舎	〃 成島2266	055—274—1119	055—274—1124
〃 豊富庁舎	〃 大鳥居3866	055—269—2211	055—269—2413
中央市田富防災会館	〃 臼井阿原字川向1903—39	055—274—8519	(危機管理課)
中央市コミュニティ防災センター	〃 布施1555—1	055—274—8519	(危機管理課)

2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1432	055—223—1429
中北地域県民センター	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3057	0551—23—3012
中北建設事務所	甲府市貢川2—1—8	055—224—1660	055—224—1675
中北保健福祉事務所（中北保健所）	〃 太田町9—1	055—237—1381	055—235—7115
中北農務事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3077	0551—23—3080
中北林務環境事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3087	0551—23—3097
中北教育事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3006	0551—23—3020
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1741	055—223—1744
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055—273—1048	055—273—9457

3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2—1—2	03—5253—7527	03—5253—7537

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1—10—1	055—252—8884	055—252—8891
甲府地方気象台	〃 飯田4—7—29	055—222—9101	055—222—3784
関東農政局（甲府地域センター）	〃 丸の内1—1—18 甲府合同庁舎10階	055—254—6055	055—254—6008
関東財務局（甲府財務事務所）	〃 甲府市丸の内1—1—18 甲府合同庁舎8階	055—253—2261	055—253—3310

山梨労働局（甲府労働基準監督署）	〃 下飯田 2—5—51	055—224—5611	055—224—5618
関東運輸局（山梨運輸支局）	笛吹市石和町唐柏1000—9	055—261—0880	055—263—1418
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1—2—1 九段第 3 合同庁舎	03—6238—1600	03—6238—1629

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼 1—12—13	055—231—4511	055—231—4500
(株)NTTドコモ山梨支店	〃 丸の内 2—31—3	055—236—1251	055—236—1322
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	〃 丸の内 1—10—7	勤務時間内 055—215—5110 勤務時間外 0120—995—882	055—241—8943
東京ガス山梨(株)	〃 北口 3—1—12	055—253—1341	055—253—1350
東海旅客鉄道(株)東花輪駅	中央市東花輪388	0556—62—1211	———
〃 小井川駅	〃 上三條295—2	0556—62—1211	———
田富郵便局	〃 臼井阿原270—1	055—273—3793	———
田富花輪郵便局	〃 西花輪4582—1	055—274—3123	———
田富流通団地郵便局	〃 山之神流通団地 2—1—1	055—273—3511	———
玉穂下河東簡易郵便局	〃 下河東3052—23	055—273—6228	———
豊富郵便局	〃 大鳥居3644—8	055—269—2001	———
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1—1—20	055—255—2148	055—255—2126
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田 1—6—1	055—251—6711	055—254—0351
日本通運(株)山梨支店	〃 丸の内 2—26—1	055—222—4102	———
中日本高速道路株式会社（八王子支社）	東京都八王子市宇津木町231	042—691—1171	———

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2—6—10	055—231—3232	055—235—9194
(株)テレビ山梨	〃 湯田 2—13—1	055—232—1114	055—237—4423
(株)エフエム富士	〃 丸の内 2—7—23	055—228—6969	055—228—1128
(社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—1201	055—262—1202
山梨交通（株）敷島営業所	甲斐市島上条914	055—277—8911	———
〃 鯉沢営業所	南巨摩郡富士川町鯉沢1519	0556—22—4272	———
山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—5561	055—263—2036
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1—22—11	055—228—4171	055—228—4173
中巨摩郡医師会	甲斐市富竹新田1179—1	055—234—5511	055—234—5512

7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
南甲府警察署	甲府市中小河原404— 1	055—243—0110	055—243—0139
〃 花輪駐在所	〃 西花輪44	055—273—3647	〃
〃 下河東駐在所	〃 下河東620	055—273—2031	〃
〃 成島駐在所	〃 成島3508— 7	055—274—3833	〃
〃 豊富駐在所	〃 大鳥居4556— 1	055—269—2210	〃

8 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢 3— 8—23	055—222—1190	055—222—7583
〃 南消防署	〃	055—233—1490	055—233—1490
〃 玉穂出張所	中央市成島2384— 1	055—273—0699	055—273—0699
〃 田富出張所	〃 臼井阿原275— 3	055—273—0999	055—273—0999
〃 中道出張所	甲府市右左口町3187	055—266—4042	055—266—4042

9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草3093	0555—84—3135
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新 1— 7— 9	055—253—1591

10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055—273—5665	055—273—5665
〃 清掃センター	〃 一町畑1189	055—273—5711	055—273—5711
〃 衛生センター	〃 乙黒1083— 3	055—273—4167	055—273—4167

11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩東部農業協同組合小井川支所	中央市布施3280	055—273—2108	〃
〃 忍支所	〃 藤巻2958— 1	055—273—2107	〃
〃 田富支所	〃 西花輪4321	055—273—2313	〃
〃 玉穂支所	〃 成島2410— 2	055—273—2002	〃
〃 玉穂種苗センター	〃 下河東2648	055—273—2020	〃
甲斐酪農協同組合	〃 西花輪4514— 1	055—273—2326	〃
笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	055—265—1605	055—260—1620

〃 豊富支所	中央市大鳥居3781—1	055—269—2216	055—269—2466
中央市社会福祉協議会	〃 下河東620	055—274—0294	055—274—0319
中央市商工会	〃 布施1555	055—273—4141	055—273—4742
甲府市水道局	甲府市下石田2—23—1	055—228—3311	055—237—4331
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055—273—1111	————
中巨摩医師会	甲斐市富竹新田1179—1	055—234—5511	055—234—5512
(株)日本ネットワークサービス	甲府市富士見1—4—24	055—251—7111	055—251—0588
山梨県ボランティア協会	〃 丸の内2—35—1	055—224—2941	055—232—4087

○中央市防災会議委員名簿一覧

	職 名	防災会議条例第3条該当条項
1	中央市長	第2項（会長）
2	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 長	第5項第1号（指定地方行政機関）
3	山梨県中北地域県民センター地域防災幹	第5項第2号（県の職員）
4	南甲府警察署長	第5項第3号（県警）
5	中央市副市長	第5項第4号（市の職員）
6	中央市政策秘書課長	
7	中央市総務課長	
8	中央市市民課長	
9	中央市福祉課長	
10	中央市農政課長	
11	中央市会計課長	
12	中央市議会事務局長	
13	中央市教育長	第5項第5号（教育長）
14	甲府地区広域行政事務組合消防本部消防長	第5項第6号（消防長）
15	中央市消防団長	第5項第6号（消防団長）
16	中央市自治会連合会会長	第5項第7号（自治会連合会長）
17	中巨摩医師会会長	第5項第8号（指定公共機関・医療事業者）
18	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社渉外担当 課長	第5項第8号（指定公共機関・電気事業者）
19	東日本電信電話(株)山梨支店災害対策室長	第5項第8号（指定公共機関・電気通信事業者）
20	中央市健康推進課保健師長	第5条（専門委員）
21	中央市愛育会会長	第5条（専門委員）
22	中央市日赤奉仕団委員長	第5条（専門委員）
事務局	危機管理課長	第5項第4号（市の職員）
事務局	危機管理課リーダー	
事務局	危機管理課主任	
事務局	危機管理課防災担当	

○中央市上水道給水装置工事事業者一覧

平成26年 6 月13日現在

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(株) 関 総	中央市臼井阿原314―1	055―273―3315
2	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027―8	055―273―1230
3	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921―62	055―273―7262
4	(有) カ ワ ス ミ	中央市今福393	055―273―5366
5	(有) 丸 松	中央市関原394	055―269―2010
6	川 口 設 備	中央市布施2426―3	055―273―3080
8	(株) 丸 藤 建 設	中央市大田和852	055―273―1055
9	(有) 金 丸 組	中央市布施1938	055―273―3842
10	田 中 設 備	中央市臼井阿原858―1	055―273―6394
11	(株) 水 電 社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055―272―4741
12	笹 本 住 宅 設 備	甲府市千塚 5―9―26	055―252―6612
13	(有) 前 澤 設 備	甲府市貢川本町 7―10	055―222―3674
14	中部プロパン瓦斯 (株)	南巨摩郡富士川町鯉沢1554―1	0556―22―2177
15	(有) 長 田 設 備	甲府市七沢町134	055―273―4402
16	カ ネ ト 工 業 (株)	甲斐市西八幡3484	055―276―6351
17	山 梨 相 互 工 業 (株)	甲斐市篠原3007	055―276―5210
18	(有) 小 林 住 宅 設 備	甲府市山宮町3121	055―251―1259
19	(株) 山 梨 管 工 業	甲府市中小河原 1―9―17	055―241―6011
20	(株) 永 田 工 業 所	甲府市千塚 5―10―2	055―252―7161
21	(株) 清 水 商 事	南アルプス市六科1565	055―285―0649
22	甲 府 住 宅 設 備 (株)	甲府市徳行 2―10―40	055―226―3017
23	(株) 栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055―284―5466
24	(株) 緑 ケ 丘 設 備	甲府市山宮町3359―10	055―252―9099
25	ダ イ ワ 設 備	甲府市朝気 1―1―5	055―235―5221
26	(有) 浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224―2	055―262―8924
27	(有) ア ー ト 住 設	甲府市富竹 4―3―38	055―228―9341
28	甲信ユニット設備 (株)	甲斐市西八幡635―4	055―276―5053
29	(有) 野 崎 設 備	甲府市武田 3―2―23	055―251―7439
30	(株) サ イ エ ン ス 設 備	甲府市西下条町918	055―243―1239
31	(株) カ イ 空 衛	甲府市大里町1063―1	055―241―1777
32	日 昇 総 合 設 備 (株)	甲府市徳行 3―6―23	055―237―8891
33	丸 昭 村 松 組 土 木 (株)	甲府市朝気 1―1―2	055―232―5321
34	有 泉 工 業 (株)	甲府市里宮 1―4―1	055―235―0587

35	秋 葉 設 備 工 業	甲斐市下市之瀬1329	055—284—0254
36	三 和 住 設 (株)	南アルプス市小笠原435— 2	055—284—1133
37	(株) 渡 辺 工 業 所	甲府市国母 5— 9—24	055—224—6353
38	(株) 丸 真 冷 熱	甲府市上町2135	055—241—4422
39	(株) 司 水 道	甲府市七沢町502—15	055—235—5754
40	時 空 管 工 業	甲府市東光寺 2—24— 8	055—237—6908
41	富 士 冷 暖 (株)	甲府市上石田 3—17—13	055—226—1451
42	高 橋 商 事 (有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556—22—0135
43	村 松 設 備	甲府市高畑 1— 4—16	055—226—2569
44	(有) 総 合 整 備 石 坂	甲府市富士見 1—15— 7	055—253—3140
45	新 津 設 備	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
46	(有) 石 田 工 業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055—226—6366
47	(株) 米 山 実 業	甲府市堀之内町861	055—243—7711
48	三 建 設 備	甲府市富士見 2— 7— 4	055—254—0039
49	(株) 和田電気設備工業	南アルプス市下今井474— 1	055—282—5164
50	(有) 塩 谷 工 業	南アルプス市有野3021	055—285—4171
51	(株) M J S	甲斐市西八幡2301— 2	055—275—7104
52	(株) 国 母 設 備	甲府市国母 5— 7—20	055—226—4619
53	鷹 野 設 備 工 業 (株)	甲斐市篠原2352	055—275—7104
54	東 京 ガ ス 山 梨 (株)	甲府市北口 3 丁目 1—12	055—255—6650
55	一 木 設 備	中央市下三條504— 7	055—274—6035
56	田 口 工 設	笛吹市御坂町井之上863— 4	055—261—1228
57	落 合 設 備	笛吹市境川村石橋2174	055—266—3339
58	(有) 井 上 設 備 工 業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276— 5	0556—22—7501
59	(有) 佐 藤 設 備	甲斐市西八幡1522—16	055—279—0502
60	(有) 金 丸 水 道 設 備	南アルプス市曲輪田2074	055—283—1221
61	(有) 山 田 設 備	甲府市青葉町 7—11	055—273—1897
62	積 和 建 設 山 梨 株 式 会 社	甲府市住吉 4 丁目 2—24	055—227—3011
63	古 茂 設 備 工 業	笛吹市一宮町狐新居560	055—347—1760
64	城 西 ハ ウ ジ ン グ (株)	甲府市長松寺町 1—11	055—228—1122
65	(有) ス マ イ ル 設 備	富士吉田市上吉田4590—33	055—522—7394
66	(有) 保 泉 商 事	中巨摩郡昭和町西条101— 1	055—268—0055
67	(有) 坂本設備サービス	中巨摩郡昭和町上河東543—15	055—275—0955
68	(株) 川 口 建 設	南巨摩郡身延町切石687	055—642—2727
69	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471
70	(有) 山 口 設 備	甲斐市島上条452	055—277—2222
71	深 沢 設 備	甲斐市富竹新田1887— 2	055—276—0388

72	五 味 設 備	甲斐市牛匂2254—1	055—277—9521
73	(有)小 澤 設 備	甲斐市竜王2757—5	055—276—4548
74	平 島 総 合 設 備	甲府市下鍛冶屋町177—1	055—241—4842
75	大 栄 設 備 (株)	甲府市下飯田2丁目11—17	055—224—4331
76	武 藤 設 備	甲府市国母4—2—11	055—226—3797
77	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692—5	055—273—4411
78	晴 明 工 業	西八代郡身延町常葉1007	055—636—0277
79	(有)ケーシー金丸工務店	南アルプス市西南湖4306	055—283—5030
80	和 永 設 備 工 業	山梨市歌田115—1	055—322—7518
81	(有)ダ イ テ ッ 工 業	甲府市徳行4—8—11	055—237—4377
82	(有)村 松 工 業	山梨市小原東199—2	055—322—0572
83	ピ ー ス ク リ ー ン 山 梨	中巨摩郡昭和町築地新居825—2	055—268—0275
84	峡 南 建 設 株 式 会 社	西八代郡市川三郷町上野2487—9	055—272—8503
85	(有)宮 下 設 備	笛吹市御坂町成田374	055—262—7097
86	(有)望 月 管 工	南巨摩郡富士川町長澤37—5	055—622—8597
87	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛匂2263—8	055—277—3553
88	(有)ヒ ナ タ ロ ー	中巨摩郡昭和町河西945—2	055—275—5648
89	宮 下 設 備 工 業 (株)	富士吉田市上吉田1318—17	0555—22—5084
90	(有)カ ワ サ キ 工 業	甲府市貢川1—7—5	055—228—8029
91	長 沼 工 業	南アルプス市曲輪田676—2	055—283—0484
92	(株)エ イ ワ 実 業	中巨摩郡昭和町西条2525—1	055—275—5694
93	(有)ツ ル タ 設 備	甲斐市打返207	055—277—9500
94	(有)米 倉 電 気 工 業	山梨市上神内川1481	0556—22—0443
95	(株)中 部	中央市一町畑912—1	055—273—1771
96	甲 府 管 工 業 (有)	甲府市国母7—5—36	055—226—1223
97	清 優 工 業	南アルプス市飯野2506—4	055—284—5891
98	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055—269—2825
99	(株)大 南 設 備	南巨摩郡身延町丸滝158—1	0556—62—3255
100	玉 穂 設 備	中央市下河東3021—5	055—274—0052
101	ト ー カ イ 住 設	中央市布施3415—1	055—242—7662
102	清 水	甲斐市万才151	055—276—2281
103	(有)双 葉 設 備	甲斐市岩森1401—16	0551—28—4775
104	天 野 設 備 工 業	甲斐市玉川1586—7	055—276—1460
105	(有)秋 山 住 設	甲府市古上条町394	055—242—2525
106	星 設 備	甲府市里吉1—3—1	055—228—9389
107	(有)相 川 工 務 店	笛吹市八代町北1266—1	055—265—3271
108	第 一 水 道 建 設 工 業	南アルプス市有野2723—102	055—285—2608

109	(株) 共 進 美 瑠	西八代郡市川三郷町落居6310	0556—32—2494
110	(有) 古 屋 商 店	甲府市朝気 1—2—66	055—237—0704
111	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055—273—3412
112	(株) 松 本 住 宅 産 業	甲斐市中下条1659	055—277—2851
113	明 立 工 業	北杜市高根町清里1870	0551—48—2259
114	コ バ ヤ シ 設 備	北杜市白州町花水1361	0551—27—2637
115	中 嶋 設 備	南アルプス市桃園496—1	055—283—3460
116	栄 工 業 (有)	韮崎市上ノ山260	0551—22—0591
117	ナ カ ゴ ミ (株)	南アルプス市桃園600—3	055—282—2028
118	(有) 日 成 住 宅 設 備	甲府市増坪町609	055—241—2733
119	(有) 勝 又 設 備 工 業	甲斐市玉川90—8	055—276—7827
120	(有) 松 山 興 業	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
121	(有) 芦 沢 設 備 工 業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556—32—3723
122	井 上 工 業	南巨摩郡富士川町小林1324—1	0556—22—4727
123	(株) 鷗 ホ ー ム	甲斐市篠原714—3	055—260—6680
124	甲 斐 サ ー ビ ス	甲斐市富竹新田1082—22	055—276—9743
125	パナソニックコンシューマー マーケティング (株)	中央市山之神 1—5—1	055—278—5615
126	小 川 設 備 工 業 所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556—22—3013
127	小 澤 設 備 興 業 (株)	笛吹市石和町唐柏48—8	055—225—5777
128	(株) M A E Z A W A	甲府市貢川本町 4—3	055—237—0199
129	功 刀 松 太 郎 商 店	南アルプス市上今井112	055—282—2453
130	(株) ミ ヤ ビ 総 設	笛吹市石和町井戸1194—3	055—244—5522
131	(株) ソ ウ シ ン	甲府市大里町5180	055—243—6005
132	身 延 総 合 設 備 (株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556—62—0710
133	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055—274—0631
134	(有) 武 井 設 備	南アルプス市西南湖782—1	055—283—2310
135	(有) 三枝建設ラッキーホーム	笛吹市御坂町成田324—2	055—263—3692
136	赤 池 サ ー ビ ス	中巨摩郡昭和町築地新居435	055—279—2468
137	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953—5	055—273—8780
138	山梨日化サービス (株)	中巨摩郡昭和町築地新居907—1	055—275—6911
139	(有) 山 本 建 築 工 業	甲府市中央 5—2—6	055—233—8873
140	フ ル ヤ 設 備 工 業	北杜市高根町上黒澤166	0551—47—3150
141	(有) ヤ マ ト 工 業	甲府市大里町1209—5	055—244—0086
142	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055—269—2287
143	中 央 水 道	中央市下河東3005—1	055—274—3654
144	(有) 田 富 興 業	中央市東花輪217—10	055—273—4149
145	上 野 設 備	甲州市塩山下塩後364—4	0553—32—2608

146	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008—5	055—269—3262
147	(株) 藤 正 土 建	中央市山之神1529—18	055—288—1988
148	横 谷 設 備	笛吹市石和町河内259—10	055—262—1822
149	(株) エ ス ・ ピ ー	甲府市住吉3丁目26—16	055—235—7100
150	甲 和 管 工 業	甲府市国母5丁目18—4	055—227—7266
151	(有) 早 川 設 備 工 業	南アルプス市鏡中条3372	055—282—8118
152	(株) レ イ コ ー	甲斐市長塚701—2	055—277—6863
153	(株) 一 水 工 業	富士吉田市中曽根3—5—32	0555—83—5111
154	共 信 冷 熱 (株)	甲府市大里町1094	055—241—4711
155	か し わ 管 工	甲府市上曽根町322	055—266—7033

○中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055—273—3412
2	一 木 設 備	中央市下三條504—7	055—274—6035
3	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008—5	055—269—3262
4	(有) 峡 中 設 備 工 業	中央市井之口133—3	055—273—0508
5	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027—8	055—273—1230
6	(有) 杉 山 興 業	中央市山之神2311—6	055—273—1083
7	タ ケ ダ 設 備	中央市成島2291—1	055—274—2662
8	ト ー カ イ 住 設	中央市布施3415—1	055—242—7662
9	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055—269—2825
10	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921—62	055—273—7262
11	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471
12	(有) 丸 松	中央市関原394	055—269—2010
13	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692—5	055—273—4411
14	玉 穂 設 備	中央市下河東3021—5	055—273—3786
15	中 央 水 道	中央市下河東3005—1	055—274—3654
16	ヒ カ ワ 住 設	中央市乙黒610—7	055—274—4147
17	パナソニックコンシューマーマー ケ テ ィ ン グ (株)	中央市山之神流通団地1—5—1 (山梨サービスセンター)	055—278—5615
18	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055—274—0631
19	(株) アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502—3	055—273—4242
20	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953—5	055—273—8780
21	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055—269—2287

※ 旧玉穂町については、甲府市水道局の給水区域のため、甲府市水道局の指定給水装置工事事業者に修理工事等依頼することとなります。

※ 上記は、中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者です。

○中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

平成26年 6 月13日現在

No.	指 定 工 事 店 名	代 表 者	住 所	電 話 番 号
1	(有) 浅 川 住 宅 設 備	浅 川 順 一	笛吹市石和町河内224— 2	055—262—8924
2	(有) ヒ ナ タ ロ ー	高 橋 勝 宏	中巨摩郡昭和町河西945— 2	055—275—5648
3	城 西 ハ ウ ジ ン グ (株)	大久保耕吉	甲府市長松寺 1—11	055—228—1122
4	一 木 設 備	一 木 勝 男	中央市下三條504— 7	055—274—6035
5	日 昇 総 合 設 備 (株)	細 田 正 二	甲府市徳行 3— 6—23	055—237—8891
6	(有) 丸 松	松 下 努	中央市関原394	055—269—2010
7	富 士 冷 暖 (株)	長 田 永 年	甲府市上石田 3—17—13	055—226—1451
8	か し わ 管 工	古 屋 紀 武	甲府市上曾根町322	055—266—7033
9	(有) 保 泉 商 事	小 池 保	中巨摩郡昭和町西条101— 1	055—268—0055
10	(有) タ ナ カ 設 備	田 中 三 男	笛吹市御坂町尾山323— 1	055—262—4873
11	(有) 山 田 設 備	山田新太郎	甲府市青葉町 7—11	055—237—1897
12	高 橋 商 事 (有)	高 橋 弘 昌	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556—22—0135
13	新 津 設 備	新 津 俊 二	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
14	(有) 笠 井 建 設	笠 井 弘 一	中央市大鳥居3008— 5	055—269—3262
15	萩 原 工 業 (有)	萩 原 貴 森	中央市大鳥居3799— 3	055—269—2032
16	(株) エ イ ワ 実 業	大久保英和	中巨摩郡昭和町西条2525— 1	055—275—5694
17	(株) 清 水 商 事	清 水 巧	南アルプス市六科1565	055—285—0649
18	(有) 塩 島 設 備	塩 島 正	西八代郡市川三郷町市川大門3079—21	055—272—2492
19	(有) 長 田 設 備	長 田 武 彦	甲府市七沢町134— 3	055—237—4402
20	保 坂 設 備	保 坂 正 英	中央市浅利2921	055—269—2471
21	三 建 設 備	土 橋 竹 晴	甲府市富士見 2— 7— 4	055—254—0039
22	雨 宮 工 業 (株)	雨 宮 正	甲府市荒川 2— 6—42	055—253—4361
23	大 栄 設 備 (株)	望月慎太郎	甲府市下飯田 2—11—17	055—224—4331
24	(有) 小 林 住 宅 設 備	小 林 和 彦	甲府市山宮町3121	055—251—1259
25	富 士 商 工 (株)	平 山 孝	山梨市下神内川25— 1	0553—22—1366
26	佐 野 工 建 (株)	佐 野 信 一	中央市西花輪4027— 8	055—273—1230
27	(有) 松 山 興 業	松 山 龍 文	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
28	田 中 設 備	田 中 秀 博	中央市臼井阿原858— 1	055—273—6394
29	甲 府 管 工 業	桜 井 勇	甲府市国母 7— 5—36	055—226—1223
30	(株) 水 電 社	水 上 静 樹	西八代郡市川三郷町大塚4403	055—272—4741
31	(有) カ ワ ス ミ	川 澄 利 雄	中央市今福2111— 2	055—273—5366
32	パ イ ビ ン グ 赤 池	赤 池 政 樹	中央市山之神921—62	055—273—7262
33	(有) 堀 内 設 備	堀 内 英 和	甲州市塩山上於曾1290— 6	0553—33—6185

34	(有) ツ ル タ 設 備	鶴 田 貞 夫	甲斐市打返207	055—277—9500
35	(株) 中 部	名 執 文 雄	中央市一町畑912—1	055—273—1771
36	功 刀 松 太 郎 商 店	功 刀 浩 司	南アルプス市上今井112	055—282—2453
37	晴 明 興 業	望 月 明	南巨摩郡身延町常葉1007	0556—36—0277
38	(株) ミ ヤ ビ 総 設	小 俣 雅 仁	笛吹市石和町井戸1194—3	055—244—5522
39	(株) 永 田 工 業 所	永 田 章	甲府市千塚5—10—2	055—252—7161
40	時 空 管 工 業	東 條 武 美	甲府市東光寺2—24—8	055—237—2952
41	清 優 工 業	清 水 訓	南アルプス市飯野2506—4	055—284—5891
42	相 沢 設 備	相 沢 敏	笛吹市八代町増利203—1	055—265—3167
43	中 楯 建 設	中 楯 勇 人	中央市大鳥居2760	055—269—2825
44	(株) 大 南 設 備	志 村 悟	南巨摩郡身延町丸滝158—1	0556—62—3255
45	ト ー カ イ 住 設	青 野 泉	甲府市伊勢3丁目8—38	055—242—7622
46	玉 穂 設 備	秋 山 修 二	中央市下河東3021—5	055—273—3786
47	(有) 前 澤 設 備	前 澤 健	甲府市貢川本町7—10	055—222—3674
48	(株) 山 梨 管 工 業	立 澤 久	甲府市中小河原1—19—17	055—241—6011
49	(有) 秋 山 住 設	秋山総一郎	甲府市古上条町394	055—242—2525
50	山 梨 相 互 工 業 (株)	田野倉博義	甲斐市篠原3007	055—276—5210
51	星 設 備	星 茂 樹	甲府市里吉1—3—1	055—228—9389
52	(有) 佐 藤 設 備	佐 藤 一 彦	甲斐市西八幡1522—16	055—279—0502
53	甲 南 シ ス テ ム	平 出 浩 一	甲府市湯田2—3—5	055—235—0842
54	コ バ ヤ シ 設 備	小 林 勇 二	北杜市白州町1361	0551—27—2637
55	中 嶋 設 備	中 嶋 聰	南アルプス市桃園496—1	055—283—3460
56	(有) 芦 沢 設 備 工 業	芦 澤 榮 幸	西八代郡市川三郷町葛箆沢195	0556—32—3723
57	パナソニックコンシューマ ーマーケティング (株)	野 崎 薫	中央市山之神1—5—1	055—278—5615
58	(有) ア ー ト 住 設	野 中 芳 雄	甲府市富竹4—3—38	055—228—9341
59	(株) M A E Z A W A	前 沢 浩	甲府市貢川本町4—3	055—237—0199
60	(有) ト ー シ ョ ー	飯 塚 剛 仁	甲斐市万才155—1	055—276—3271
61	第 一 水 道 建 設 工 業	河 西 育 子	南アルプス市有野2723—102	055—285—2608
62	(有) 三枝建設ラッキーホーム	三 枝 則 子	笛吹市御坂町成田324—2	055—263—3692
63	(株) ア ル テ	中 村 正 樹	笛吹市八代町北1273	055—265—1237
64	山梨日化サービス (株)	荒 川 清	中巨摩郡昭和町築地新居907—1	055—275—6911
65	長 田 設 備 工 業	長 田 伸 二	甲斐市牛匂2263—8	055—277—3553
66	(有) ヤ マ ト 工 業	竹 田 和 彦	甲府市大里町1209—5	055—244—0086
67	マ ル ホ 設 備	保 坂 晃 央	中央市浅利2920	055—269—2287
68	上 野 設 備	上 野 陽 一	甲州市塩山下塩後364—4	0553—32—2608
69	中 央 水 道	青 木 勇	中央市下河東3005—1	055—274—3654
70	(株) 藤 正 土 建	齋 藤 正 三	中央市山之神1529—18	055—288—1988

○中央市排水設備指定工事店一覧

平成28年 1 月 29 日現在

(1) 中央市内指定工事店

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(株) アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502— 3	055—273—4242
2	(有) ア キ ヤ マ 機 工 建 設	中央市上三条581	055—273—3412
3	(株) 秋 山 総 建	中央市西新居11—16	055—273—0724
4	一 木 設 備	中央市下三条504— 7	055—274—6035
5	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692— 5	055—273—4411
6	(有) 荻 野 建 設	中央市山之神3613—10	055—274—6077
7	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008— 5	055—269—3262
8	(有) 金 丸 組	中央市布施1938	055—273—3842
9	川 口 設 備	中央市布施2426— 3	055—273—3080
10	(有) カ ワ ス ミ	中央市今福2111— 2	055—273—5366
11	(株) 北 原 工 業	中央市西新居143— 3	055—273—6896
12	(株) ク リ ー ン ラ イ フ	中央市西花輪4377	055—274—6288
13	(有) 河 建 興 業	中央市中楯1514	055—273—1060
14	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027— 8	055—273—1230
15	(有) 杉 山 興 業	中央市山之神2311— 6	055—273—1083
16	(株) 関 総	中央市臼井阿原320— 1	055—273—3315
17	タ ケ ダ 設 備	中央市成島2291	055—274—2662
18	(有) 田 富 興 業	中央市東花輪217—10	055—273—4149
19	田 中 設 備	中央市臼井阿原858— 1	055—273—6394
20	玉 穂 設 備	中央市下河東1685— 1	055—273—3786
21	中 央 水 道	中央市下河東3005— 1	055—274—3654
22	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055—269—2825
23	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055—274—0631
24	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921—62	055—273—7262
25	荻 原 工 業 (有)	中央市大鳥居3799— 3	055—269—2032
26	(株) 長 谷 川 建 設	中央市山之神2985— 5	055—274—1765
27	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953— 5	055—273—8780
28	(株) 深 沢 組	中央市上三条521	055—273—2051
29	(株) 藤 正 土 建	中央市山之神1529—18	055—288—1988
30	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471
31	保 坂 設 備	中央市東花輪15	055—274—0587
32	(有) 丸 松	中央市関原394	055—269—2010

33	(株) 丸 藤 建 設	中央市大田和852	055—273—1055
34	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055—269—2287
35	(有) 山 下 組 土 木	中央市西花輪4239—20	055—273—6258

(2) 中央市外指定工事店

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有) ア ー ト 住 設	甲府市富竹4丁目3—38	055—228—9341
2	赤 池 サ ー ビ ス	甲斐市篠原1267—4	055—279—2468
3	(有) 秋 山 住 設	甲府市古上条町394	055—242—2525
4	(有) 浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224—2	055—262—8924
5	(有) 芦 沢 設 備 工 業	西八代郡市川三郷町葛箆沢195	0556—32—3723
6	(有) 東 設 備	南アルプス市上今諏訪1759	055—282—4809
7	(有) ア ダ チ	甲府市伊勢4—25—22	055—232—1953
8	天 野 設 備 工 業	甲斐市玉川1586—7	055—276—1460
9	雨 宮 工 業 (株)	甲府市荒川2丁目6—42	055—253—4361
10	有 泉 工 業 (株)	甲府市里吉1丁目4—1	055—235—0587
11	(株) ア ル テ	笛吹市八代町北1273	055—265—1237
12	(有) 石 田 工 業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055—226—6366
13	(株) 一 水 工 業	富士吉田市中曽根3丁目5番32号	0555—22—0935
14	(有) 井 上 設 備 工 業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276—5	0556—22—7501
15	上 野 設 備	甲州市塩山下塩後364—4	0553—32—2608
16	(株) 内 田 建 設	南アルプス市寺部1350	055—282—1569
17	(株) 栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055—284—5466
18	(株) エ イ ワ 実 業	中巨摩郡昭和町西条2525—1	055—275—5694
19	(株) エ ス ・ ピ ー	甲府市住吉3丁目26—16	055—235—7100
20	(有) 塩 谷 工 業	南アルプス市有野3021	055—285—4171
21	小 川 設 備 工 業 所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556—22—3013
22	桶 幸 朝 日 店	甲府市朝日5—11—14	055—253—5557
23	オ ゴ ス キ 設 備	甲府市古府中町1000	090—8818—9892
24	(有) 長 田 設 備	甲府市七沢町134—3	055—237—4402
25	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛匂2263—8	055—277—3553
26	(有) 小 澤 設 備	甲斐市竜王2757—5	055—276—4548
27	小 沢 設 備	笛吹市石和町唐柏48—8	055—263—7547
28	落 合 設 備	笛吹市境川町石橋2174	055—266—3339
29	(株) カ イ 空 衛	甲府市大里町1063—1	055—241—1777
30	甲 斐 サ ー ビ ス	甲斐市富竹新田1082—22	055—276—9743
31	か し わ 管 工	甲府市上曽根町322	055—266—7033

32	カネト工業(株)	甲斐市西八幡3484	055—276—6351
33	(有)金丸水道設備	南アルプス市曲輪田2074	055—283—1221
34	(株)川口建設	南巨摩郡身延町切石687	0556—42—2727
35	共進建設(有)	中巨摩郡昭和町築地新居119—2	055—275—0761
36	共信冷熱(株)	甲府市大里町1094	055—241—4711
37	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112	055—282—2453
38	ケイ・エム工業	南アルプス市鏡中条3330	055—283—0201
39	甲府住宅設備(株)	甲府市徳行2丁目10—40	055—228—8821
40	甲和管工業	甲府市国母5丁目18—4	055—227—7266
41	五味設備	甲斐市牛匂2254—1	055—277—9521
42	(株)サイエンス設備	甲府市西下条町918	055—243—1239
43	(有)三枝建設ラッキーホーム	笛吹市御坂町成田324—2	055—263—3692
44	栄工業(有)	韮崎市上ノ山260	0551—22—0591
45	(有)佐藤設備	甲斐市西八幡1522—16	055—279—0502
46	三建設備	甲府市富士見2丁目10—2	055—254—0039
47	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435—2	055—284—1133
48	(有)塩島設備	西八代郡市川三郷町市川大門3079—21	055—272—2492
49	時空管工業	甲府市東光寺2丁目24—8	055—237—2952
50	清水	甲斐市万才151	055—276—2281
51	(株)清水建材	南アルプス市和泉929	055—283—4699
52	(有)清水商事	南アルプス市六科1565	055—285—0649
53	城西ハウジング(株)	甲府市長松寺町1—11	055—228—1122
54	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731—2	055—276—0002
55	(有)新光設備工業	甲府市上阿原町669—1	055—237—0297
56	(株)水電社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055—272—2447
57	清優工業	南アルプス市飯野2506—4	055—284—5891
58	瀬田設備	甲府市住吉3—22—21	055—237—6975
59	大栄設備(株)	甲府市下飯田2丁目11—17	055—224—4331
60	(株)大甲工業	甲府市西下条町795	055—241—2549
61	(有)ダイテツ工業	甲府市徳行4丁目8—11	055—237—4377
62	(株)大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158—1	0556—62—3255
63	鷹野設備工業(株)	甲斐市篠原2352	055—276—2297
64	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556—22—0135
65	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782—1	055—283—2310
66	タツミ電化センター	南アルプス市浅原198—2	055—284—2361
67	(株)田中重建	中巨摩郡昭和町西条2166	055—275—8007
68	田中設備(有)	甲斐市玉川270	055—279—0447

69	中部ライフエナジー(株)	南巨摩郡富士川町最勝寺1260	0556—22—3321
70	(株) 司 水 道	甲府市七沢町502—15	055—235—5754
71	土 屋 設 備	甲府市朝気3丁目9—21	055—235—2417
72	(有) ツ ル タ 設 備	甲斐市打返207	055—277—9500
73	東京ガス山梨(株)	甲府市北口三丁目1番12号	055—255—6650
74	東 住 機 器 販 売 (有)	中巨摩郡昭和町河東中島256—1	055—275—3210
75	(有) 長 井 工 業	甲斐市西八幡866—8	055—276—8575
76	(有) 中 込 商 会	南アルプス市在家塚701	055—284—1690
77	中 嶋 設 備	南アルプス市桃園496—1	055—283—3460
78	(株) 永 田 工 業 所	甲府市千塚5丁目10—2	055—252—7161
79	長 沼 工 業	南アルプス市曲輪田676—2	055—283—0484
80	新 津 設 備	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
81	日 昇 総 合 設 備 (株)	甲府市徳行3丁目6—23	055—237—8891
82	(有) 日 成 住 宅 設 備	甲府市増坪町609	055—241—2733
83	(株) 日 設 工 業	甲府市湯村3丁目5—21	055—251—4891
84	(有) 野 崎 設 備	甲府市武田3—2—23	055—251—7439
85	(有) 野 中 工 務 店	南巨摩郡富士川町最勝寺877—3	0556—22—0206
86	早 川 設 備 工 業	南アルプス市鏡中条3372	055—282—8118
87	(有) 原 田 機 械 設 備	甲府市湯村1—10—13	055—251—1956
88	ピ ー ス ク リ ー ン 山 梨	中巨摩郡昭和町築地新居825—2	055—268—0122
89	(有) ヒ ナ タ ロ ー	中巨摩郡昭和町河西945—2	055—275—5648
90	平 島 総 合 設 備	甲府市下鍛冶屋177—1	055—241—4842
91	深 澤 設 備	甲斐市富竹新田1887—2	055—276—0388
92	富 士 冷 暖 (株)	甲府市上石田3丁目17—13	055—226—1451
93	(有) 双 葉 設 備	甲斐市岩森1401—16	0551—28—4775
94	フ ル ヤ 設 備 工 業	北杜市高根町上黒澤166	0551—47—3150
95	宝 栄 設 備	都留市中津森73	0554—43—3782
96	(有) 堀 内 設 備	甲州市塩山上於曽1290—6	0553—33—6185
97	M A E Z A W A	甲府市貢川本町4—3	055—237—0199
98	(有) 前 澤 設 備	甲府市貢川本町7—10	055—222—3674
99	マ エ ダ 設 備	甲府市徳行3—11—20	055—223—1016
100	(株) M J S	甲斐市西八幡3666—3	055—260—7388
101	(株) 松 本 住 宅 産 業	甲斐市中下条1659	055—277—2031
102	(有) 松 山 興 業	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
103	身 延 総 合 設 備 (株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556—62—0710
104	(有) 宮 下 設 備	笛吹市御坂町成田374	055—262—7097
105	宮 下 設 備 工 業 (株)	富士吉田市上吉田1318—17	0555—22—5084

106	(株) ミ ヤ ビ 総 設	笛吹市石和町井戸1194—3	055—244—5522
107	武 藤 設 備	甲府市国母4丁目2—11	055—226—3797
108	(有) 村 松 工 業	山梨市小原東199—2	0553—22—0572
109	(有) 明 創 工 業	甲府市上曾根町298—1	055—266—2722
110	明 立 工 業	北杜市高根町清里1870	0551—48—2259
111	(有) メ ン テ ッ ク 調 和	中巨摩郡昭和町2373—3	055—275—1033
112	(有) 望 月 管 工	南巨摩郡富士川町長澤37—5	0556—22—8597
113	八 乙 女 機 材 (株)	甲府市下今井町664—4	055—241—4746
114	(有) 山 田 設 備	甲府市青葉町7—11	055—237—1897
115	山 鉄 興 業 (株)	南アルプス市藤田565	055—284—2371
116	(有) ヤ マ ト 工 業	甲府市大里町1209—5	055—244—0086
117	(株) 山 梨 管 工 業	甲府市中小河原1丁目9—17	055—241—6011
118	山 梨 相 互 工 業 (株)	甲斐市篠原3007	055—276—5210
119	山 梨 日 化 サ ー ビ ス (株)	中巨摩郡昭和町築地新居907—1	055—275—6911
120	(有) 山 本 建 築 工 業	甲府市中央5—2—6	055—233—8873
121	横 谷 設 備	笛吹市石和町河内259—10	055—262—1822
122	(有) 米 倉 電 機 工 業 所	山梨市上神内川1481	0553—22—0443
123	レ イ コ ー	甲斐市長塚701—2	055—277—6863
124	和 永 設 備 工 業	山梨市歌田115—1	0553—22—7518
125	(有) 和 田 電 気 設 備 工 業	南アルプス市下今井474—1	055—282—5164
126	(株) 渡 辺 工 業 所	甲府市国母5丁目9—24	055—224—6353

○一般廃棄物収集運搬業者等一覧

平成26年 6 月 1 日現在

No.	名 称	住 所	電話番号
1	建協クリーンロード (株)	甲府市丸の内 1—14—19	055—235—0622
2	内 田 総 業	中央市極楽寺368	055—274—1801
3	(株) ク リ エ ー ト	甲府市幸町 8—9	055—237—7780
4	(有) サ ン エ ー	甲府市桜井町741	055—220—7077
5	山 梨 管 財 (株)	甲府市和戸町353—24	055—235—1712
6	(有) 豊 和 興 業	甲府市大里2219—5	055—241—2289
7	(有) 山 梨 紙 業	南アルプス市徳永1594—1	055—285—7521
8	(有) リ サ イ ク ル	南巨摩郡増穂町青柳町3194	0556—22—8976
9	(株) 池 田	甲府市青葉町 3—9	055—233—7741
10	サ ワ ク リ ー ン サ ー ビ ス	南アルプス市川上300—1 川上団地 7—1	055—283—1644
11	エルテックサービス (株)	笛吹市一宮町国分1014—1	0553—47—6311
12	(有) フジクリーンサービス	南アルプス市下高砂446—19	055—233—8979
13	(有) レ ス キ ュ ー プ	中央市東花輪1445—37	055—273—9930
14	中 村 商 店	笛吹市御坂町成田1746—1	055—263—5881
15	(有) 峡 南 環 境 サ ー ビ ス	南巨摩郡富士川町青柳3492	0556—22—4543
16	(株) 甲 斐 興 運	中央市一町畑114	055—273—5902
17	(株) 河 西 金 属 商 事	中巨摩郡昭和町西条485	055—275—3312
18	(株) 中 澤	南アルプス市在家塚1235	055—282—2207
19	桑 原 商 事	中央市西花輪4258—2	055—274—5556
20	田 中 商 事	中央市一町畑343	055—273—1721
21	グ リ ー ン ア ー ス	市川三郷町市川大門594	055—272—0090
22	クリーンサービス カモシタ	南アルプス市小笠原177	055—283—2207
23	(有) コミュニティサービス	南アルプス市徳永1617—1	055—285—8011
24	渡 辺 淳 三	甲府市宮原町1131	055—268—2751
25	(株) エ リ ゼ	中巨摩郡昭和町西条1949	055—268—6661
26	(株) 中 共 開 発	甲府市上今井町824—3	055—241—2926
27	山梨住環コンサル (株)	甲府市住吉 4—10—17	055—222—4230
28	(株) 中 村 ク リ ー ン	甲府市富士見 2—1—52	055—254—5617
29	田 中 衛 生 社	中央市一町畑103	055—273—4896
30	(有) 山 梨 カ レ ッ ト	南アルプス市徳永1685—13	055—285—6250
31	(有) 管 清 社	甲府市古上条町126—2	055—241—5486
32	(株) 溝 口 商 事	中央市高部1662	055—269—2753
33	(有) 大 興 商 事	甲府市桜井町500—5	055—235—7796

34	(株) 降 矢 商 店	甲府市上曽根町3143—1	055—266—8057
35	ミ ノ ル サ ー ビ ス	甲府市中小河原町122	055—241—3968
36	(株) 中 部 環 境 開 発	甲府市国母6—5—1	055—226—7574
37	(株) クリーン環境センター	甲斐市西八幡3483	055—276—2407
38	(有) 甲 信 環 境	甲斐市大下条818—6	055—277—5984
39	東 八 商 事 (有)	笛吹市石和町唐柏94	055—262—3362
40	(株) 山梨クリーンサービス	甲府市和戸1219—4	055—232—8864
41	(株) 富 士 川 ク リ ー ン	南巨摩郡鯉沢町十谷1668	0556—22—5374
42	(有) サ ン テ ッ ク	甲州市大和町木賊126	055—242—6530
43	(株) ク リ ー ン ベ ス ト	中央市東花輪2185—3	055—278—5188
44	(株) 大 幸 産 業	南アルプス市上八田656—1	055—285—7153
45	高 野 産 業 (株)	韮崎市下祖母石2278	0551—23—0072
46	サ ウ バ ー ク リ ー ン	富士川町最勝寺2012—7	055—622—5474
47	(株) オ ー エ ス ケ イ	甲斐市吉沢1026—1	055—277—9811
48	(株) エ コ ・ フ カ サ ワ	南アルプス市藤田2352—4	055—284—1010
49	メ デ ィ ッ ク ス (株)	甲府市国母3—15—22	055—226—9081
50	(株) ヤ マ モ ト	甲斐市長塚416—1	055—277—6085
51	(株) 北 栄	甲府市德行3—9—34	055—226—9776
52	戸 栗 商 店	南アルプス市鏡中条827—2	055—283—1744
53	(株) ク リ ー ン ラ イ フ	中央市西花輪4377	055—274—6288

○し尿収集許可業者一覧

業 者 名	田中衛生社	(株)クリーンライフ	東八商事(有)
住 所	中央市一町畑103	中央市西花輪4377	笛吹市石和町唐柏94
電 話	273—4896	274—6288	262—3362
営業区域	玉穂地区（井之口・若宮・乙黒・下河東・町之田・一町畑・上三条）	玉穂地区（西新居・中楯・新城・成島・極楽寺・高橋・下三条）田富地区	豊富地区

〔救援施設等〕

○指定避難場所一覧

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
1	井之口公会堂	つどいの家	地	井之口 1	197	井之口596－4						
2	玉穂北部児童館	児童館	地	井之口 2	28	井之口1139－ 1	055－273－7967					
3	若宮公園	公園 (2次避難地)	地	若宮 (井之口 1・2、新城)	576	若宮25－ 1			60	1		
4	井之口一号公園	公園	地	若宮		若宮 6－ 1						
5	井之口二号公園	公園	地	若宮		若宮48－ 2						
6	阿原 2 号公園	公園	地	新城	40	中楯1513						
7	新城チビッ子広場	公園	地	新城	143	西新居11－31						
8	新城公会堂	公会堂	地	新城	215	中楯1467－12						
9	西新居公会堂	公会堂	地	西新居	338	西新居310	055－274－1271					
10	中楯公会堂	つどいの家	地	中楯	260	中楯1256						
11	上成島公会堂	公会堂	地	上成島	249	成島1303－1						
12	成島 1 号公園	公園	地	上成島		成島3513－ 6						
13	玉穂中央児童館	児童館	地	新成島	101	成島3512－ 2	055－273－8271					
14	成島 2 号公園	公園	地	新成島、宿成島		成島3512－ 1						
15	宿成島公会堂	つどいの家	地	宿成島	60	成島1529－ 2						
16	下成島公会堂	つどいの家	地	下成島 1、下成島 2	186	成島1148						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
17	高橋公会堂	公会堂	地	高橋	72	成島148—5						
18	極楽寺公会堂	公会堂	地	極楽寺	70	極楽寺1322—2						
19	乙黒公会堂	公会堂	地	乙黒	155	乙黒418						
20	下河東上公会堂	公会堂	地	下河東東	165	下河東967—2						
21	下河東1号公園	公園	地	下河東西		下河東3009—1						
22	下河東2号公園	公園	地	下河東西		下河東3034—1						
23	下河東下公会堂	公会堂	地	下河東下	117	下河東2158—3						
24	町之田公会堂	つどいの家	地	町之田	52	町之田202						
25	一町畑公会堂	公会堂	地	一町畑	111	一町畑132	055—274—1070					
26	上三條公会堂	公会堂	地	上三条	407	上三条891						
27	下三條公会堂	つどいの家	地	下三条1区	325	下三条1331—2						
28	歓盛院	寺院	地	下三条1区		下三条88			60	1		
29	下三條2区公会堂	公会堂	地	下三条2区	249	下三條728—1						
30	玉穂西部児童館	児童館	地	下三条1区・2区		下三条133	055—274—0097					
31	三村小学校	校舎	所	井之口1・2、若宮、新城、 西新居、中楯、上成島、宿成 島、新成島	2, 207	成島2140	055—273—8711	055—273—8712				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
32	玉穂総合会館	総合会館 (2次避難地)	所・地	下河東東、下河東西	485	下河東620	055—274—1116	055—274—0319			18	1
33	玉穂中学校	校舎	所	下成島1・2、高橋、極楽 寺、乙黒	483	下河東180	055—273—8211	055—273—8214				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
34	玉穂南小学校	校舎	所	下河東下、上三条、下三条1区・2区、町之田	1, 150	下河東2020	055—274—1122	055—274—1123			60	1
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
35	中巨摩広域事務組合 勤労青年センター (洪水時使用不可)	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑、桜(洪水時は田富南小学校)	572	一町畑1189	055—273—5665					
	玉穂南小学校					下河東2020	055—274—1122	055—274—1123				
36	田富小学校	校舎	所	山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1, 220	布施2122	055—273—2117	055—273—0637				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
37	田富北小学校	校舎	所	リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1, 505	臼井阿原1740—3	055—273—1760	055—273—0643				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
38	田富南小学校	校舎	所	西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	2, 049	西花輪1250	055—273—9111	055—273—0584				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
39	田富中学校	校舎	所	新町第一・第二、新道、臼井阿原第一・第二	1, 983	布施2493	055—273—2010	055—230—7081				
		体育館	所	東花輪第一・第二・第三								
		グラウンド (2次避難地)	地	新町第一								
40	田富ふるさと公園	グラウンド	地			臼井阿原1740						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
41	リバーサイド第一分館 広場	広場	地	リバーサイド第一・第二	212	山之神22—64						
	(リバーサイド第一公民館)	公民館	地									
42	遠妙寺	寺院	地	鍛冶新居	248	山之神713						
43	鍛冶新居 1 号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3261— 6						
44	鍛冶新居 2 号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3629— 1						
45	リバーサイド第二公民館	広場	地	リバーサイド第二	353	山之神1156—119						
46	山之神八幡宮広場	広場	地	山之神	144	山之神3425						
47	宮北公園	公園	地	宮北	46	布施115—55						
48	布施第三チビッコ広場	広場	地	布施第三	301	布施220. 221. 236—1						
49	リバーサイド第三公民館	公民館	地	リバーサイド第三	156	山之神2042— 5						
	リバーサイド第三北公園	公園	地	リバーサイド第三	323	山之神1751— 4 山之神1923—25						
	田富北小	グラウンド	地	リバーサイド第三	213	臼井阿原1740— 3						
50	山梨県流通センターP	駐車場	地	山梨県流通センター		山之神 2—6—1						
51	布施第四公民館	広場	地	布施第四	294	布施1903— 1						
52	妙泉寺	寺院	地	布施第五	318	布施2161— 2						
53	東公園	公園	地	東	117	布施1106— 2						
54	田富中学校グラウンド	グラウンド	地	新町第一、二	404	布施2493						
55	臼井阿原チビッコ広場	広場	地	臼井阿原第一	312	臼井阿原1093						
56	蓮性寺	寺院	地	臼井阿原第二	220	西花輪3005						
57	新道多目的広場	広場	地	新道	196	西花輪4344						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
58	東花輪第二公民館	公民館	地	東花輪第二	482	東花輪1788— 1						
59	東花輪第一・三公民館	公民館	地	東花輪第一	141	東花輪436— 2						
60	第三ふれあい広場	広場	地	東花輪第三	228	東花輪412						
61	西花輪第二公民館	広場	地	西花輪第二	548	西花輪4005						
62	西花輪第一公民館	広場	地	西花輪第一	316	西花輪1444						
63	釜無公民館	広場	地	釜無	23	西花輪4972						
64	飛石チビッコ広場	広場	地	飛石	45	西花輪1894						
65	わんぱく児童館	広場	地	桜	461	東花輪1351— 1						
66	山王公民館広場	広場	地	山王第一・第二・第三	234	東花輪1101						
67	大田和諏訪神社	神社	地	大田和	121	大田和1983						
68	鈴鹿神社	神社	地	藤巻	108	藤巻1532						
69	今福公民館	広場	地	今福	81	今福332— 2						
70	七面山広場	寺院	地	今福新田	43	今福新田505						
71	清川公民館	広場	地	清川	69	東花輪1035— 1						
72	豊富小学校	校舎	所	久保、久保団地、中村、上手、水上、山宮、川東、神明	530	大鳥居3800— 1	055—269—2012	055—269—2035				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
73	豊富中央公民館	公民館	所	浅利1．2．3．4	231	大鳥居3800	055—269—2802	055—269—2802	100	1		
74	市役所豊富庁舎	市役所	所	宇山、高部、新道、角川	145	大鳥居3866	055—269—2211	055—269—2413				
75	笛吹農業協同組合豊富支所	農協	所	関原北上、北下、南上、南下	128	大鳥居3781	055—269—2216	055—269—2466				
76	豊富保健センター	保健センター	所	中木原	70	大鳥居3770	055—269—2238	055—269—2238	60	1		
77	農業者研修センター	農業者研修センター	所	中尾木原	48	大鳥居3770	055—269—2238	055—269—2238	60	1		

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
78	豊富保育所	保育所	所	向井木原	124	大鳥居3790	055—269—2011	055—269—2011				
79	シルクふれんどりい (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	温泉宿泊施設	所	中村、上手、水上	150	大鳥居1619— 1	055—269—2280	055—269—2732				
80	シルクの里公園広場 (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	公園 (2次避難地)	地	(中村、上手、水上)		大鳥居1484— 1	055—269—2280					
81	関原コミュニティセンター (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	集会所	所	関原	128	関原334— 8			60	1		
82	大鳥居ふれあいプラザ	集会所	所	山宮、川東	139	大鳥居246— 1			60	1		
83	浅利川ふれあい館	集会所	所	神明	56	浅利3424— 7						
84	豊富診療所前	診療所	地	久保、久保団地	50	大鳥居3696	055—269—2010					
85	向陽院	寺院	地	久保	135	大鳥居3152						
86	浅間愛鷹神社	神社	地	山宮	88	大鳥居2764						
87	竜光院	寺院	地	中村	43	大鳥居194— 1						
88	金昌院	寺院	地	上手	76	大鳥居531						
89	法乗寺	寺院	地	水上	31	大鳥居3521						
90	川東公民館前	公民館	地	川東	51	大鳥居3348						
91	関原スポーツ広場	広場	地	関原北上	35	関原1346						
92	関原北下集会場	公民館	地	関原北下	42	関原824— 5						
93	関原コミュニティセンター	集会所	地	関原南上・南下	51	関原334— 8						
94	豊富農村公園	公園 (2次避難地)	地	関原北上・下、関原南上・下		関原1014他			40	1	100	1
95	延命寺	寺院	地	中木原	70	木原1076						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
96	中尾ちびっこ広場	広場	地	中尾木原	48	木原1352						
97	農村広場	広場 (2次避難地)	地	向井木原(中木原、中尾木原、宇山)	35	大鳥居3877						
98	宇山公民館前	公民館	地	宇山	17	高部1623—3						
99	高部公民館前	公民館	地	高部	17	高部1253						
100	新道公民館前	公民館	地	新道	76	高部1549—1						
101	天満宮神社	神社 (2次避難地)	地	角川	102	高部275						
102	浅利諏訪神社	神社	地	浅利1・4	129	浅利2974—1						
103	浅利テニスコート	テニスコート (2次避難地)	地	浅利2・3(浅利1・4)	56	浅利3047—1						
104	市営神明団地 CD棟前広場	公園	地	神明	35	浅利3424—1						

○関係医療機関一覧

災害拠点病院・災害支援病院配置表

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
県立中央病院 甲府市富士見 1—1—1	629	055—253—7111 ※防災電話 9—210— 090—3097—5008 (ワイドスター)	055—253—8011	chubyo@ych.pref.yamanashi.jp

◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
山梨大学医学部付属病院 中央市下河東1110	566	055—273—1111 9—220—1—081 080—1234—8935 (ワイドスター)	055—273—7108 9—220—2—081	kanrika-bousai@yamanashi.ac.jp
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町船 津6663—1	224	0555—72—2222 9—220—1—082 090—3235—7266 (ワイドスター)	0555—73—1385 9—220—2—082	rchfuji@mfi.or.jp

◇ 地域災害拠点病院

病院名等		一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055—244—1111 9—220—1—083 080—8762—8856 (ワイドスター)	055—220—2650 9—220—2—083	byoinssm@city.kofu.l g. jp
	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2 294—2	199	055—284—7711 9—220—1—088 080—2584—6525 (ワイドスター)	055—284—7721 9—220—2—088	shirane@shiranetoku. jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町 3—5 —3	141	0551—22—1221 9—220—1—087 090—1439—7573 (ワイドスター)	0551—22—9731 9—220—2—087	hospital@city.nirasa ki.lg.jp

※この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

病院名等			電 話 衛星携帯電話	F A X
中 北	独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町11—35	055—253—6131 8816—5146—4589 (イリジウム)	055—251—5597
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日 3—11—16	055—252—8831 080—8764—5720 (ワイドスター)	055—253—4735
	甲府共立病院	甲府市宝 1—9—1	055—226—3131	055—226—9715
	武川病院	昭和町飯喰1277	055—275—7311 080—8764—8644 (ワイドスター)	055—275—4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10—26	055—228—6381	055—228—6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	055—279—0222 080—2584—6517 (ワイドスター)	055—279—3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	055—279—0111 080—8764—8643 (ワイドスター)	055—279—3912
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	055—276—1155 080—8764—8640 (ワイドスター)	055—279—1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255	055—282—1455 080—8764—5718 (ワイドスター)	055—284—3877
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	055—283—3131 090—4841—7520 (ワイドスター)	055—282—5614
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	055—282—1107 080—8764—8645 (ワイドスター)	055—282—1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551—42—2221 080—2584—6519 (ワイドスター)	0551—42—2992
	北杜市立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	0551—32—3221 080—2584—6522 (ワイドスター)	0551—32—7191
	韮崎相互病院	韮崎市本町 1—16—2	0551—22—2521 080—2584—6526 (ワイドスター)	0551—23—1838

■ 救命救急センター

医療機関名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
山梨県立中央病院救命救急センター	甲府市富士見 1—1—1	055—253—7111	055—253—8011

■ 血液センター

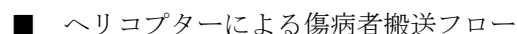
医療機関名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田 1—6—1	055—251—5891	055—252—1203

■ 市内医療機関

平成27年11月 4 日現在

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	望会 愛クリニック	中央市西新居 1—131	055—274—3091	精神科、神経科
2	赤岡整形外科医院	中央市西花輪3591	055—273—1231	リウマチ科、整形外科、 リハビリテーション科
3	おぎの医院	中央市井之口980—4	055—274—6100	耳鼻咽喉科
4	オギノリバーシティ眼科	中央市山之神1122—2F	055—273—7250	眼科
5	乙黒医院	中央市成島1722	055—273—2001	内科
6	菊島耳鼻咽喉科医院	中央市西花輪3599—10	055—274—4133	耳鼻咽喉科
7	きたむらクリニック	中央市若宮23—2	055—220—4112	内科、消化器内科、皮膚 科
8	木之瀬医院	中央市布施2074	055—273—2216	内科、消化器科、 小児科、放射線科
9	こばやしこどもクリニック	中央市若宮46—8	055—278—5525	小児科
10	三本松医院	中央市東花輪 66—10	055—274—2711	内科、小児科、外科
11	玉穂眼科クリニック	中央市成島1400—1	055—287—6650	眼科
12	玉穂ふれあい診療所	中央市成島2439—1	055—278—5670	内科、麻酔科、外科
13	西野内科医院	中央市山之神2389—1	055—273—6656	内科、小児科、循環器科
14	フルヤ眼科医院	中央市布施1990 ウイルピア 1 F	055—273—0660	眼科
15	古屋クリニック	中央市山之神1533—21	055—274—3773	内科、循環器科
16	保坂眼科医院	中央市西花輪56—2	055—273—6600	眼科
17	吉崎内科循環器科クリニッ ク	中央市東花輪669—2	055—274—2553	内科、循環器科
18	若葉クリニック	中央市浅利1686—2	055—269—3305	内科、消化器科、 循環器科、外科
19	アートタウン歯科クリニッ ク	中央市下河東3053—1 イオンタウン山梨中央 内	055—267—7780	歯科、小児歯科
20	一瀬歯科医院	中央市山之神 4—87	055—273—5584	歯科、矯正歯科、 小児歯科
21	いのうえ歯科医院	中央市若宮29—1 ジョイフルプラザ 1 F	055—274—4182	歯科
22	今村歯科医院	中央市山之神1144—23	055—273—6488	歯科、小児歯科
23	せた歯科医院	中央市成島2502—3	055—273—1181	歯科
24	田草川歯科医院	中央市東花輪317	055—273—6858	歯科
25	田中歯科医院	中央市成島1392—2	055—273—5969	歯科
26	たまほ歯科クリニック	中央市成島2368	055—274—1118	歯科
27	豊富歯科診療所	中央市大鳥居3676	055—269—2822	歯科
28	内藤歯科医院	中央市西花輪92	055—273—7712	歯科、小児歯科、 矯正歯科
29	中山歯科医院	中央市臼井阿原931—4	055—273—6481	歯科
30	長谷川歯科医院	中央市東花輪 8—1	055—273—2412	歯科
31	ふかさわ歯科医院	中央市井ノ口1092—3	055—274—0418	歯科
32	三井歯科医院	中央市布施2101—2	055—273—2027	歯科、矯正歯科、 小児歯科
33	山之神歯科クリニック	中央市山之神1529—11	055—287—8863	歯科

■ 救急車両による傷病者搬送フロー



■ 医薬品等の供給フロー



○浸水想定区域要配慮者関連施設一覧

平成28年 1 月現在

No.	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士 川	笛 吹 川	荒 川
1	赤岡整形外科	山梨県中央市西花輪3591	273—1231	○	○	
2	玉穂ふれあい診療所	山梨県中央市成島2439— 1	278—5670	○	○	○
3	特別養護老人ホーム田富荘	山梨県中央市西花輪499	274—5000	○	○	○
4	田富福祉センター	山梨県中央市臼井阿原308— 1	273—7300	○		
5	田富荘北ディサービスセンター	山梨県中央市山之神912	274—5252	○		
6	ほっとらんにんぐ	山梨県中央市山之神1522—83	278—5070	○		
7	ケアハウスパンセ	山梨県中央市成島2448— 2	274—5050	○	○	○
8	玉穂ケアセンター	山梨県中央市乙黒247— 1	273—7331	○	○	○
9	特別養護老人ホームらくえん	山梨県中央市極楽寺748	274—1294	○	○	○
10	中巨摩地区老人福祉センター	山梨県中央市一町畑1189	274—0610	○	○	○
11	まみい保育園	山梨県中央市成島1065— 2	273—3522	○	○	
12	知的障害者通所授産施設ルヴァン	山梨県中央市成島3508—13	242—8800	○		○
13	田富第一保育園	山梨県中央市布施3015	273—3557	○		
14	田富第二保育園	山梨県中央市西花輪2002	273—3072	○	○	
15	田富第三保育園	山梨県中央市東花輪1173	273—6220	○	○	○
16	田富北保育園	山梨県中央市山之神22—59	273—6301	○		
17	玉穂保育園	山梨県中央市成島2387— 2	273—2205	○	○	○
18	田富みかさ幼稚園	山梨県中央市臼井阿原813— 6	273—6386	○	○	
19	わかば幼稚園	山梨県中央市井之口937— 2	273—5737	○		
20	おひさま	山梨県中央市臼井阿原1653-7	288—8827	○		

○飛行場外離着陸場一覧

平成19年 4 月現在

地区名	名称	区分	所 在 地
田 富 地 区	山梨県消防学校グラウンド	場外	中央市今福991
玉 穂 地 区	山梨大学医学部附属病院グラウンド	〃	〃 下河東1110
豊 富 地 区	豊富農村広場	緊急	〃 大鳥居3866
	豊富小学校	〃	〃 〃 3797

○ヘリコプター主要発着場一覧

平成19年 4 月現在

地区名	ヘリポートの名称	所 在 地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消 防 署 (所) 所要時間からの (分)
				大 型	中 型	小 型		
田富地区	田 富 小 学 校 校 庭	中央市布施2122	学 校 長	○			180×90	2
	山梨県消防学校校庭	〃 今福991	〃		○		70×70	5
	田 富 中 学 校 校 庭	〃 布施2493	〃	○			180×90	2
	釜 無 川 左 岸 土 手	臼井阿原	国土交通省	○				5
	田 富 ふ る さ と 公 園	臼井阿原1740	市 長	○			80×123	5
玉穂地区	三 村 小 学 校 校 庭	中央市成島2140	学 校 長			○	93×100	7
	ふるさとふれあい広場	〃 乙黒1ー1	市 長			○	70×80	7
	中 巨 摩 地 区 公 園	〃 一町畑1189	〃			○	94×123	7
豊富地区	豊 富 小 学 校 校 庭	〃 大鳥居3797	学 校 長		○		80×100	10
	豊 富 農 村 広 場	〃 大鳥居3866	市 長		○		100×100	10

○自衛隊宿泊予定施設一覧

地区名	名 称	所 在 地	宿泊可能人員	備 考
田富地区	田 富 中 学 校 体 育 館	中央市布施2493	230人	
玉穂地区	三 村 小 学 校 体 育 館	〃 成島2140	150	
豊富地区	豊 富 中 央 公 民 館	〃 大鳥居3800	200	
	豊 富 小 学 校 体 育 館	〃 大鳥居3790	190	

○災害備蓄品一覧

【田富地区】市役所田富庁舎

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
大釜			9			
カマド(3枚1セット)			4			
バーナー (ゴトク)・調整器			3			日赤 2
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
資機材						
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDライト			5			
LEDヘッドライト			59	2013年 7 月		第 1 ・ 第 2 配備職員用
誘導棒 (舟山(株)シグナルライトSL-6)			20	2012年 6 月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.1～No.20
土嚢			1,220			
グローリーライト (電池付) 船山(株)			7	2012年 7 月		
バリケード (災害用・中央市)			50	2012年 7 月		No.1～No.50
ホワイトボード(1171*880)			1	2012年12月		ペン・消去ゴム付き
ナカバヤシ 水電池 NOPPO 災害備蓄用100本(電池サイズ変換アダプター付)	100	1	100	2012年 4 月		

【田富地区】臼井水防倉庫

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
剣スコップ			1			
角スコップ			4			

【田富地区】リバー第二水源

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
給水車（2 t）			1			
給水用水槽(1.0t)			1			

【田富地区】田富福祉公園コミュニティセンター

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	60	1	60	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架（レスキューボード）			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セットEK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療品、衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【田富地区】田富庁舎

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	57	2,850	2011年10月	2016年10月	
クラッカー（RITZ）44g（13枚）2本入り×35パック×2缶	70	3	210	2011年12月	2016年12月	

乾パン115g 約1食分×64パック×2缶	128	3	210	2011年12月	2016年12月	
飲料水（500ml、24本入り）	24	358	8,592	2011年10月	2016年10月	4,296L
物資						
パック毛布	10	219	2,190			
石油ストーブ			4			
担架			7			
資機材						
給水用水槽(0.5t)			2			
発電機			5			

【田富地区】田富防災会館

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	180	1	180	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架（レスキューボード）			14	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【玉穂地区】市役所玉穂庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
日赤救急セット			9			
ピジョン消毒洗浄剤（ジェル）			2			
マスク（カップ型）			20			
ソフトマスク（使い捨て）	50	115	5,750			
フェイスマスク（使い捨て）	50	41	2,050			
マスク（厚手使い捨て）	50	3	150			
お徳用マスク（使い捨て）	60	6	360			

ファインフィットマスク（使い捨て）	50	1,000	50,000			
ピュアマスク（使い捨て）	100	11	1,100			
マスク（J不織布マスク）	50	520	26,000			
グローブ			100			
シューズカバー			25			
体温計			17			
フェイスタオル			25			
噴霧器			2			
防護服			30			
防護服セット			300			
ゴーグル			10			
大釜			9			
カマド(3枚1セット)			4			
バーナー（ゴトク）・調整器			3			日赤 2
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
資機材						
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDライト			5			
LEDヘッドライト			59	2013年 7 月		第 1 ・ 第 2 配備職員用
誘導棒（舟山(株)シグナルライトSL-6）			20	2012年 6 月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.1～No.20
土嚢			1,220			
グローリーライト（電池付） 船山(株)			7	2012年 7 月		
バリケード（災害用・中央市）			50	2012年 7 月		No.1～No.50
ホワイトボード(1171*880)			1	2012年12月		ペン・消去ゴム付き
ナカバヤシ 水電池 NOPPO 災害備蓄用100本(電池サイズ変換アダプター付)	100	1	100	2012年 4 月		

【玉穂地区】玉穂勤労健康管理センター

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	60	1	60	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架 (レスキューボード)			2	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セットEK600他	1	2	2	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療品、衛生材料セット	1	1	1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年 3 月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【玉穂地区】三村小学校防災倉庫

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 わかめご飯(5 kg)	50	138	6,900	2014年4月	2019年4月	
災害用梅粥 S-50W	50	100	5,000	2014年4月	2019年4月	

【豊富地区】大鳥居ふれあいプラザ

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	1	50	2011年10月	2016年10月	
飲料水 (500ml、24本入り)	24	1	24	2011年10月	2016年10月	12L

物資						
バック毛布	10	1	10			

【豊富地区】豊富庁舎

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	2	100	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、田富防災会館より移動
飲料水 (500ml、24本入り)	24	2	48	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、2箱田富防災会館から移動
物資						
大釜			2			
カマド(3枚1セット)						
バーナー (ゴトク)・調整器			大2 小2			
バック毛布	10	5	50			H26. 10. 5台風18号時、移動
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
簡易ベッド ロゴス FDコット			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	60	1	60	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セット E K600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医薬品・衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
LEDヘッドライト			14	2013年7月		第1・第2配備職員用
土嚢			400			
バリケード (災害用・中央市)			50	2012年7月		No.101～No.150
誘導棒 (舟山(株)シグナルライトSL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.41～No.60
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【豊富地区】豊富農村公園

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	23	1,150	2011年10月	2016年10月	
クラッカー (RITZ) 44g (13枚) 2本入り×35パック×2缶	70	2	0	2011年12月	2016年12月	
乾パン 115g 約1食分×64パック×2缶	128	2	0	2011年12月	2016年12月	
飲料水 (2L、6本入り)	6	136	816	2011年10月	2016年10月	
飲料水 (2L、6本入り)	6	348	2,088	2014年1月	2019年1月	4,176L
飲料水 (500ml、24本入り)	24	110	2,640	2011年10月	2016年10月	1,320L
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	685	16,440	2012年6月	2017年6月	
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	829	19,896	2013年7月	2018年6月	
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	835	20,040	2015年1月	2020年1月	
物資						
バック毛布	10	10	100	2013年7月		
資機材						
便袋「サニタクリーン組織用」	200	5	1,000			便器に取り付けて使用
便袋「ラップインインスタントイレ」	200	25	5,000	2013年7月		便器に取り付けて使用

【豊富地区】豊富庁舎

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	2	100	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、田富防災会館より移動
飲料水（500ml、24本入り）	24	2	48	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、2箱田富防災会館から移動
物資						
パック毛布	10	1	10			
資機材						
レスキューセット			6			
剣スコップ			7			
角スコップ			5			

【豊富地区】角川水防倉庫

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
パック毛布			50			
資機材						
レスキューセット			6			
剣スコップ			7			
角スコップ			5			

【豊富地区】浅利水防倉庫

品 名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
ブルーシート			5			
剣スコップ			5			

角スコップ			5			
チェーンソー			1			
かけや			3			
ハンマー			5			
ツルハシ			2			
トラロープ (100m)	5	3	15			
番線 (巻)			2			
番線 (巻)			4			
番線 (巻)			多数			
土嚢袋	50	8	400			
杭 (6尺)			15			

〔応援協定等〕

○災害時における相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- （2）被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （4）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- （5）救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- （6）被災者を一時収容するための施設の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援体制の確保）

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

（情報の共有）

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

（応援要請）

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

（応援の自主出動）

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

（派遣職員の指揮）

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（経費の負担）

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。

(2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐 久 市 長	昭 和 町 長
臼 田 町 長	田 富 町 長
佐 久 町 長	八 田 村 長
小 海 町 長	白 根 町 長
川 上 村 長	芦 安 村 長
南 牧 村 長	若 草 町 長
南 相 木 村 長	櫛 形 町 長
北 相 木 村 長	甲 西 町 長
八 千 穂 村 長	上 九 一 色 村 長
甲 府 市 長	三 珠 町 長
韮 崎 市 長	市 川 大 門 町 長
双 葉 町 長	六 郷 町 長
明 野 村 長	下 部 町 長
須 玉 町 長	増 穂 町 長
高 根 町 長	鯨 沢 町 長
長 坂 町 長	中 富 町 長
大 泉 村 長	早 川 町 長
小 淵 沢 町 長	身 延 町 長
白 州 町 長	南 部 町 長
武 川 村 長	富 沢 町 長
竜 王 町 長	静 岡 市 長
敷 島 町 長	清 水 市 長
玉 穂 町 長	

〔災害時における相互応援に関する協定実施細目〕

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

(備蓄リストの整備)

第2条 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

第3条 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- （1）被害の種類、場所、状況
- （2）物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- （3）人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- （4）応援場所及び交通経路並びに応援機関
- （5）被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

第4条 応援を受けた協定市町村は、前項第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

第5条 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- （1）災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- （2）前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- （3）応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

第6条 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

第7条 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

※ 市町村名等は、協定締結当時のもの

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曾1040番地

甲州市長

山梨県中央市臼井阿原301番地 1

中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

(市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
		補助者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
e-mail			
補助者		TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e-mail	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第 2 号

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種 別人員	
(4) 応援場所、到達経 路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

○災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市と静岡県御前崎市（以下「両市」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあつせん
- (5) 被災者（災害時要援護者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びにあつせん
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあつせん
- (7) 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあつせん
- (8) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、速やかに災害応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号及び第7号に掲げる被災児童、生徒、入所者等の状況及び人員
- (5) 前条第8号に掲げる職員の状況及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員の派遣）

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。

2 応援のための職員を1月以上派遣しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の17の規定に基づき別途職員派遣に関する協定を締結するものとする。

（応援の実施）

第5条 第3条の規定により要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 第3条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待

たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第6条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の從事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれその賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難い場合には、別途協議するものとする。

(情報等の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回以上定期的に必要な資料及び情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、両市のどちらか一方からの申出のない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月31日

山梨県中央市臼井阿原301番地の1
中央市長

静岡県御前崎市池新田5585番地
御前崎市長

○山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互

応援に関する協定書

山梨県中央市(以下「甲」という。)と静岡県牧之原市(以下「乙」という。)は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請の手続)

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中 央 市 長

⑨

乙 静岡県牧之原市静波447番地1

牧之原市長

⑨

○消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域は除く）、中央市及び昭和町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 火災による相互応援の出場は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊出場規程により出場するものとする。

2 その他の災害が発生し応援を必要とする場合にあっては、被応援側の長の要請により出場するものとする。

第4条 現場の指揮は消防組織法第15条第3項によるものとする。

但し、消防活動を迅速且つ効果的に行うために相互に理解と緊密な連携を保たなければならない。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は甲府地区広域行政事務組合の負担とする。

第6条 この協定の運用について疑義を生じたときはその都度協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため正本5通を作成し協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第8条 昭和48年7月14日付で締結した協定は廃止する。

附 則

1 この協定は平成18年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成18年4月1日

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 府 市 長

甲斐市篠原2610番地

甲 斐 市 長

中央市臼井阿原310番地1

中央市長職務執行者

中巨摩郡昭和町押越542番地2

昭 和 町 長

○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。
- (2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前 2 号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

第 8 条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第 9 条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年 6 月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月 1 日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

上野原市長

大月市長

都留市長

富士五湖広域行政事務組合代表理事

富士吉田市長

西桂町長

富士河口湖町長

東山梨行政事務組合管理者

甲州市長

東八代広域行政事務組合代表理事

笛吹市長

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

峡北広域行政事務組合代表理事

韮崎市長

北杜市長

別表

中央自動車道における消防業務体制

														西宮線		富士吉田線					
供用開始時期		S. 52. 12. 10					S. 57. 11. 10			S. 55. 3. 26							S. 44. 3. 26				
県 名		神奈川県		山 梨 県								長野県				山 梨 県					
関係（通過） 市 町 名		相模 原市	藤野 町	上野 原市	大月 市	甲州 市	笛吹 市	甲府 市	中央 市	昭和 町	甲斐 市	韮崎 市	北杜 市	富士見 町	大月 市	都留 市	西桂 町	富士吉 田市	富士河 口湖町		
I. C 区間距離		←4. 9→		←20. 1→		←19. 7→		←6. 2→	←9. 3→	←7. 7→	←11. 2→	←7. 0→	8. 6→	8. 3→	←12. 5→		←7. 2→		←23. 5→		
I. C 名		相模 湖	上野 原	大月 (大月 j c t)	勝沼	一宮御 坂	甲府南	甲府昭 和	(双葉 j c t)	韮崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	大月 (都留)				河口湖		
業務 実施 機関	上り線 (機関)	相模 原市	上野 原市	(談合坂) 大月市	(笹子トンネル東坑口)	東山梨行政 (事)	東八代広域行政 (事)	甲府地区広域行政 (事)		峡北広域行政 (事)				諏訪広域連合 (事)	大月市		(西桂町民ランド)	富士五湖広域行政 (事)			
	下り線 (機関)	相模 原市	上野 原市	(談合坂) 大月市	(笹子トンネル西坑口)	東山梨行政 (事)	東八代広域行政 (事)	甲府地区広域行政 (事)		峡北広域行政 (事)				諏訪広域連合 (事)	大月市		(西桂町民ランド)	富士五湖広域行政 (事)			

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、中央市長 田中久雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、中央市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 中央市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 中央市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要する場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 4月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 山梨県中央市臼井阿原301-1

中央市長 田 中 久 雄

○災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と自然体験クラブ エヴォルヴ（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の水防救難のため、乙の所有する備品の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が水防救難備品の貸与を受けようとするときは、災害時水防救難備品貸与要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（水防救難備品の種類）

第2条 水防救難備品の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に貸与を行うものとする。

- (1) ラフティングボート （2艇）
- (2) ライフジャケット （40着）
- (3) ヘルメット （40個）

（引渡し等）

第3条 水防救難備品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、水防救難備品を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の水防救難備品の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（備品貸与の費用）

第4条 水防救難備品の貸与に係る費用は無償とする。なお、水防救難備品を破損・紛失した場合の修理・補償費等の経費が生じた場合は甲の負担とする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（連絡先等の確認）

第6条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第7条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原301番地1
中央市長

(乙) 山梨県中央市布施2051
自然体験クラブ エヴォルヴ
代 表

様式 1 (第 1 条関係)

中 央 総 第 一 号
平 成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ

代 表 様

中央市長

災害時水防救難備品貸与要請書

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり水防救難備品の貸与について、要請いたします。

事 項	内 容	
水防救難 備 品	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏 名	TEL
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 1

FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0

様式2（第7条関係）

平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ
代 表 様
(中央市長)

中央市長
(自然体験クラブ エヴォルヴ代表)

災害時における水防救難備品の貸与の連絡先等について（報告）

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第6条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する

覚書

田富郵便局長（以下「甲」という。）及び田富町長（以下「乙」という。）は、田富町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、田富町及び田富郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、田富町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策
- （2）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4）郵便局又は田富町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- （6）その他前記（1）～（5）に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 田富町の災害対策本部のメンバーに田富郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 田富郵便局は、田富町若しくは各自治会の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては、田富町災害対策本部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年9月30日

郵政省

田富郵便局長

田富町

田 富 町 長

※ 町名等は、覚書締結当時のもの

※ 旧玉穂町も同日にて締結

○道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書

中央市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報提供、並びに電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、中央市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書をかわすものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報を業務中に収集した場合において互いに提供し、電力供給に係わる事故停電が発生した場合の甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（提供する情報）

第2条 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 道路標識等の損傷
2. 道路・橋・トンネル等の沈没、崩落の危険個所
3. ゴミの不法投棄の発見
4. 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報

第3条 甲が乙に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等
2. 電柱の傾斜等

第4条 自然災害等のやむをえない事情がある場合、両者は一時的に情報の収集を中止することもあるものとする。

（防災無線の広報の依頼等）

第5条 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

- 2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（措置に関する情報）

第6条 提供を受けた情報に関し、甲乙互いにその措置状況等を通知する。

（情報提供体制広報依頼内容等）

第7条 乙は、第2条1項から4項の情報提供並びに第5条1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 状況内容及び位置関係並びに事故原因（判明している場合）
- (3) 事故時の影響する範囲
- (4) 事故時の復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

第8条 甲は、第3条1項、2項についての情報提供は、別添連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

(1) 広報依頼者の所属及び氏名

(2) 状況内容及び位置関係

(3) その他必要な事項

(情報提供時期)

第9条 甲乙両者は、(提供する情報)を入手した場合は、随時情報提供する。

(情報を公開する場合)

第10条 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、第2条4項以外、甲乙両者が了解した場合を除き公開しない。

(疑義の決定等)

第11条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

(甲) 中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田 中 久 雄

(乙) 甲府市住吉5丁目15番地1号

東京電力株式会社山梨支店

甲府支社長 望 月 東

別記依頼書（第2条第4項）

平成 年 月 日

中央市行政防災無線担当 様

東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「中央市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 時 分頃から、

（原因判明の場合） の影響により

市・町

地域

地域

地域

が停電しています。」

〈復旧時間が分かる場合〉 「復旧は 時 分頃になりますので、
今しばらくお待ちください。」

〈復旧時間が分からない場合〉 「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：055－

別図連絡体制（第7条並びに第8条）

中央市役所 危機管理課
電 話： 055-274-8511 F A X： 055-274-7130
※ 夜間・休祭日連絡先（宿・日直） 055-274-1111（代表）



東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社
電 話： 055-215-5110（通常時） 055-207-7041（災害対策本部設置時） F A X： 055-241-8943
※ 緊急時連絡先（電話不通時等） 090-4935-0405 渉外担当課長

○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（中央市建設協力会）

中央市（以下「甲」という。）と中央市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、ただちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、甲の負担とする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(労働者災害補償保険法の適用)

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する中央市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設協力会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成18年4月20日から適用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月20日

(甲) 中央市長

(乙) 中央市建設協力会
会 長

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、

この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

中央市長

(乙) 山梨県甲府市国玉町 797 番地
甲陽建機リース株式会社
代表取締役社長

※ 株式会社アクティオも同日にて締結

様式 1 (第 1 条関係)

中 央 総 第 一 号
平 成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様

中央市長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏 名	TEL
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 1

FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0

様式2（第7条関係）

平成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様
(中央市長)

中央市長
(甲陽建機リース株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。
- (3) その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の緊急輸送に関すること。
- (2) その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- (3) 輸送物資等の種類（数量）
- (4) 物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等

(2) 組合員名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈
静化した後、速やかに払いを行うものとする。

(事故等)

第10条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに
当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかに
その状況を報告するものとする。

(災害補償の負担等)

第11条 輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償
を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、
災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

(連絡責任者等)

第12条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については理事長とする。

3 甲は、毎年4月1日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当
者連絡先等を乙に報告するものとする。

4 乙は、この協定により災害時に協力できる組合員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通
知するものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるもの
とする。

(適 用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知し
ない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中 久雄

乙 甲府市徳行一丁目 1－21
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 市瀬 貴彦

※ 社団法人山梨県トラック協会甲府支部も同日にて締結

別表

○緊急輸送が想定される物資

期 間	発災直後	発災後 3 ～ 4 日まで	3 ～ 4 日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食＋副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サ ラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプー ン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動 靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

第 号
平成 年 月 日

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

理事長 様

中央市長

㊞

緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1 災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

必要な台数	輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

（1）積み込み

○場 所：

○活動内容：

（2）取り下ろし

○場 所：

○活動内容：

4 その他参考となる事項

第 号
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 ⑩

緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

1 輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	組合員名	台 数	物資輸送等の 種類 (数量)

2 その他必要な事項

別記様式 3

第 年 月 日
平成

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 様

中央市長

㊞

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所・指定避難所

番号	施 設 名	住 所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資輸送担当課長

3				

別記様式 4

第 号
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨軽自動車運送共同組合
理事長

㊞

連絡責任者等報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

1 発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所在地	職 名	電話番号	E メール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

2 組員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

会員名	所在地	電話番号	車両数

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（株式会社

いちやまマート 他）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成20年7月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50-1
株式会社いちやまマーケット
代表取締役 三科 雅嗣

※ 株式会社オギノ、株式会社クスリのサンロード、株式会社くろがねや、株式会社やまと も同日にて締結

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後 3 ～ 4 日まで	3 ～ 4 日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食＋副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

別紙 1 物資調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：要請数量は、1 日当たりの数量である。

担 当： 課〇〇
電 話：
F A X：

別紙 2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名

代表者

㊞

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 4 条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：措置数量は、1 日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに○をつける）

（1）市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（2）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

F A X：

別紙3 物資の保有数量等報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名
代表者

印

災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

品 名	保有数量	単 位	品 名	保有数量	単 位
おにぎり		個	雨 具		個
弁 当		個	紙おむつ		パック
パ ン		個	おむつカバー		枚
缶 詰		個	生理用品		パック
飲料（水）		リットル	石けん		個
牛 乳		パック	洗 剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米 穀		kg	ポリ袋		袋
野 菜		kg	皿（紙製）		枚
果 実		kg	紙コップ		個
食 肉		kg	丼（紙製）		個
魚 類		kg	は し		個
漬 物		kg	スプーン		個
佃 煮		kg	哺乳ビン		個
味 噌		kg	使い捨てライター		個
醬 油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛 布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニールシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍 手		双	傷 薬		箱
サラシ		反	包 帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

2 市への搬入方法（いずれかに○をつける）

（１）市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（２）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所在地	主要品目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

平成 第 年 月 日

会社名
代表者名 様

中央市長

(印)

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第8条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所

番号	施 設 名	住 所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急及び復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（供給対象）

第2条 供給対象は、甲の次の施設及び車両とする。

- (1) 田富庁舎及び玉穂、豊富庁舎（以下「各庁舎等」という。）
- (2) 指定避難場所
- (3) 緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借上げ車（以下「公用車等」という。）
- (4) その他甲が指定する箇所及び物

（燃料等の種類）

第3条 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) 油脂類
- (6) その他甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲の各庁舎等及び指定避難所（以下「施設等」という。）が、大規模災害等において前条で規定する石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油燃料等供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票（様式2。以下「発注票」という。）により供給を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

（供給方法）

第5条 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりのものとする。

- (1) 各庁舎等については給油所から供給する。非常用発電機用の重油については、乙の重油貯蔵所からタンクローリーで供給するものとする。
- (2) 指定避難場所については給油所から供給するものとする。
- (3) 公用車等については給油所において供給するものとする。

(4) その他甲が指定するものとする。

2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

3 給油所は、別表に基づき、当該地区内の施設等に供給を行うものとする。

4 乙は、甲から要請があった場合、可能なかぎり優先的に石油燃料等を供給するものとし、施設等に対して配達するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の施設等に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

第6条 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

2 給油所は、施設等に石油燃料等を供給したときは、給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは、発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

第7条 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

2 石油燃料等の価格、その他供給に係る費用は、大規模災害等の直前における適正な価格とするものとする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成23年7月4日

甲 中央市臼井阿原301-1
中央市長

乙 山梨県甲府市中央四丁目12番21号
山梨県石油協同組合
理事長

様式 1 （第 4 条関係）

整理番号

災害時石油燃料等供給要請書

平成 年 月 日

山梨県石油協同組合 理事長 様

中央市長

災害時における石油燃料の供給に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり石油燃料の供給について、要請をいたします。

事 項	内 容	
石 油 燃 料	品 目	数 量
引渡し場所		
取 引 者	部 班 氏名 Tel	

備 考

取 引 者	部 班 氏名 Tel

様式 2 (第 4 条関係)

整理 No.	
給油発注票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油してください。	
平成 年 月 日	
中央市 ○○課	
(注意) 割印のないものは無効	

割印

整理 No.	
給油確認票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油いたします。	
平成 年 月 日	
中央市	
給油所	
氏 名	印
主管部担当等	

(別表第4条関係)

地区名	番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	対象地区		社店名		
								地区名	概ねの世帯数	店名	電話(055)	住所(中央市)
	1	市役所田富庁舎			臼井阿原 301—1	055—273—2111						
田 富	2	田富小学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2122	055—273—2117		山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1, 220	穴水(株)	273—7161	布施 2200—1
			校舎	所								
			体育館	所								
	3	田富北小学校	グラウンド (2次避難地)	地	臼井阿原 1740—3	055—274—1760		リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1, 505	(株)吉字屋本店	273—3878	山の神 2—6—1 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	4	田富南小学校	グラウンド (2次避難地)	地	西花輪 1250	055—273—9111		西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	2, 049	(株)ミツウロコ山梨支店	273—3211	山の神 2—8—4 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	5	田富中学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2493	055—273—2010		新町第一・第二、臼井阿原第一・第二、新道、東花輪第一・第二・第三	1, 983	山興(株)	273—2311	西花輪 4599
			校舎	所								
			体育館	所								
		田富福祉センター	福祉施設	所	臼井阿原 301—5	055—273—7300						
玉 穂	6	市役所玉穂庁舎			成島 2266	055—274—1119	055—274—1124					
	7	三村小学校	校舎	所	成島 2140	055—273—8711	055—273—8712	井之口 1・2、若宮、新城、西新居、中楯、上成島、新成島、宿成島	2, 207	(株)佐渡屋	274—3009	若宮 46—6
			体育館	所								
			グラウンド (2次避難地)	地								
	8	玉穂総合会館	総合会館 (2次避難地)	所・地	下河東 620	055—274—8180		下河東東、下河東西	485			

	9	玉穂中学校	校舎	所	下河東 180	055—273—8211	055—273—8214	下 成 島 1 区・2 区 、高橋、極楽寺、乙黒	485	山梨共栄 石油(株)	273—4034	中楯 71—1
			体育館	所								
			グラウンド (2次避難地)	地								
	10	玉穂南小学校	校舎	所	下河東 2020	055—274—1122	055—274—1123	下河東下、上三条、 下三条 1 区・2 区、 町之田	1, 150			
			体育館	所								
グラウンド (2次避難地)			地									
11	中巨摩地区広域事務組合 勤労青年センター	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑 1189	055—273—5665		一町畑、桜	572				
	玉穂勤労健康管理 センター	福祉施設	所	下河東 256	055—274—8542		福祉避難所					
	玉穂保育園	保育所	所	成島 2378—2	055—273—2205		福祉避難所					
豊 富	12	豊富小学校	校舎	所	大鳥居 3800—1	055—269—2012	055—269—2035	久保 久保団地、神 明	530	丸万商事	269—2009	浅利 3023
			体育館	所								
			グラウンド (2次避難地)	地								
	13	豊富中央公民館	公民館	所	大鳥居 3800	055—269—2802	055—269—2802	浅利 1、2、3、4	231			
	14	市役所豊富庁舎	市役所庁舎	所	大鳥居 3867	055—269—2211	055—269—2413	宇山、高部、新道、 角川	145			
	15	JA ふえふき豊富支所	農協	所	大鳥居 3781	055—269—2216	055—269—2466	関原南上、南下	128			
	16	豊富保育所	保育所	所	大鳥居 3790	055—269—2011	055—269—2011	向井木原	124	丸万商事	269—2009	浅利 3023
	17	豊富保健センター	保健センター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中木原	70	甲陽石油(株)	269—2401	木原 838
	18	農業者研修センター	農業者研修セン ター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中尾木原	48			
	19	シルクふれんどりい	温泉宿泊施設	所	大鳥居 1619—1	055—269—2280	055—269—2732	上手、中村、水上、 一の沢	150			
	20	関原コミュニティセンタ ー	集会所	所	関原 334—8			関原	128			
	21	大鳥居ふれあいプラザ	福祉施設	所	大鳥居 246—1	災害優先電話		山宮 川東	137	甲陽石油(株)	269—2401	木原 838
22	浅利川ふれあい館	福祉施設	所	浅利 3424—7	災害優先電話		神明	57	丸万商事	269—2009	浅利 3023	

		豊富健康福祉センター	福祉施設	所	大鳥居 3738—1			福祉避難所				

○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（株式会社いちやまマート）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施 設 名 称	所 在 地
イッツモア玉穂店	中央市若宮50番地 1

（使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必

要がなくなったときまでとする。

（事故の責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（協定書の有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定書は更に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定書を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（協議）

第9条 この協定書によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年8月5日

甲 中央市臼井阿原301番地1
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50番地1
株式会社いちやまマート
代表取締役社長 三科 雅嗣

○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（富士 観光開発株式会社）

中央市（以下「甲」という。）と富士観光開発株式会社（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施 設 名 称	所 在 地
アピタ 田富店	中央市山之神1383－9 番地

（使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必

要がなくなったときまでとする。

（事故の責任）

第8条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（協議）

第10条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 中央市臼井阿原301番地1
中央市長 田中久雄

乙 南都留郡鳴沢村字富士山8545-6
富士観光開発株式会社
代表取締役 志村和也

※ 富士観光開発株式会社とは、オギノリバーシティー店（中央市山之神1122番地）についても、同一内容で締結

○災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定

中央市（以下「甲」という）と、山梨県石材技能士会（以下「乙」という）は、災害時における石造物等の応急措置活動（作業）支援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、中央市内に災害が発生した場合において、石造物等の倒壊によって緊急車両等の通行を妨害する物を除却や、あるいは、転倒の可能性のある石造物により二次災害の発生が予知できた場合、これを防ぐための応急措置の内容を定め、もって、適切迅速かつ的確な災害への対処に資する事を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、甲の行政区内に災害が発生した場合、乙の所有する専門的知識・技能が必要と認める時は、乙に協力を要請することが出来る。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、別紙1の文章で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行う事が出来る。

（応急措置活動支援の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急措置活動支援内容は、次のとおりとする。

1 市内における石造物等（石塔も含む）の倒壊物に対し応急措置活動支援に関すること。

2 公共道路及び施設等において、余震等により二次災害が心配される擁壁・塀等の応急措置活動に関すること。

3 その他甲が必要とする業務。（なお、これについては乙が持つ知識・技能の範疇であるかの判断を甲と乙が相談のうえ判断することとする）

（応急実務者）

第4条 乙は、甲から第2条により要請があった場合は、業務を実施する乙の会員を募り決定のうえ、実施体制を組織し次にあげる事項を記載した受諾書により甲に回答する。（ただし、発災時における混乱も予想される事から、受諾書に関しては、甲が発行する要請書と同様の扱いとする）

1 実施場所

2 実施日時・実施予定期間

3 実施人員名・人員数

（発災時、人海戦術を基本とすることが多いので現地に乗り込んでからの判断とする）

4 その他必要な事項

口頭による要請・受諾の場合を考え、乙に対し甲が認める組織である事が判るようにする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応急措置活動支援作業の実施協議）

第5条 応急実施者は、甲（災対）の要請に対し協議のうえ実施場所・内容について決定する。

（応急措置活動支援業務の報告）

第6条 応急実務者が支援活動を実施したときは、当該作業完了後速やかに、その作業内容等を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 応急措置活動を実施したときの費用は基本的に無償の奉仕活動とする。

但し、応急活動は人海持つて奉仕を行うため、人件費の発生はない。但し、要請に応じ重機・資材等高額なものが必要とされる場合は甲と乙との協議をもって決定する。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定める。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年7月27日

甲 山梨県中央市臼井阿原301-1
中央市長 田中久雄

乙 山梨県甲府市朝気1-2-35
山梨県石材技能士会
会長 深澤 芳次

別紙1 石造物等の応急措置活動支援に関する要請書

第 号
平成 年 月 日

山梨県石材技能士会
会長 様

中央市市長 印

災害時に於ける石造物等の応急措置活動支援の要請について

災害時における石造物等の応急措置活動支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 日時 平成 年 月 日
- 2 場所 中央市 地区
- 3 内容 上記箇所の応急措置作業

石造物等の応急措置活動支援に関する受諾書

第 号
平成 年 月 日

中央市市長 様

山梨県石材技能士会
会長 様

災害時に於ける石造物等の応急措置活動支援の受諾について

災害時における石造物等の応急措置活動支援に関する協定に基づき、下記のとおり受諾します。

記

- 1 日時 平成 年 月 日
- 2 場所 中央市 地区
- 3 内容 上記箇所の応急措置作業
- 4 実施人員数
- 5 実施予定期間
- 6 そ の 他

○災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人

甲府地区建設業協会）

（目的）

第1条 中央市（以下「甲」という。）と一般社団法人甲府地区建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設（以下「公共営造物等」という。）に、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し応急業務要請書により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話・無線等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急業務請求書を送付するものとする。

（協力者の報告）

第3条 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（実施）

第4条 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務等を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

2 乙の負担により甲に無線機を貸与する。

（効力）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合は、更に1年間延長するものとし、そ

の後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定の実施に際し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成24年8月17日

甲 中央市臼井阿原301－1
中央市長 田中久雄

乙 甲府市国母8－5－13
一般社団法人 甲府地区建設業協会
会長 佐々木幸一

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、中央市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣して、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、中央市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれかからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定汚有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成25年 3 月 4 日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中久雄

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号
山梨県土地家屋調査士会
会長 市川哲郎

公益社団法人
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 大村義之

○災害時における支援協力に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし期限内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部危機管理室長、乙においては総務部担当部長とする。

(協定の期間と効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

3 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 山梨県中央市臼井阿原301-1
中央市長 田中久雄

乙 静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 寺嶋 晋

別表（第4条関係）

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン） 生活必需品 紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）	食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類 生活必需品 タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐 カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉 ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

マックスバリュ東海株式会社 様

中央市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第 2 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第 5 条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

1 要請する物資

日時	要請物資名	要請数量	搬送先	備考
月 日				

2 特記事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

中央市長 様

マックスバリュ東海株式会社

物資供給実施状況報告書

災害時における支援協力に関する協定書の第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1 物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備考

2 特記事項

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（ユニー株式会社 アピタ田富店）

中央市（以下「甲」という。）とユニー株式会社 アピタ田富店（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。但し、甲の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。
- （保有数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成25年5月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年5月23日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1
中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市山之神1383の9
ユニー株式会社 アピタ田富店
店長 大澤光一

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後 3 ～ 4 日まで	3 ～ 4 日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食＋副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプ ーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、 運動靴 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：包帯、ガーゼ		

別紙 1 物資調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

ユニー株式会社 アピタ田富店
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：要請数量は、1 日当たりの数量である。

担 当：

電 話：

F A X：

別紙2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

ユニー株式会社 アピタ田富支店

代表者 ⑩

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第4条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：措置数量は、1日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに○をつける）

（1）市指定物資集積指定場所までの搬送

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ・ その他【 】 ）

（2）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

FAX：

別紙3 物資の保有数量等報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

ユニー株式会社 アピタ田富店

代表者 印

災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

品 名	保有数量	単 位	品 名	保有数量	単 位
おにぎり		個	雨 具		個
弁 当		個	紙おむつ		パック
パ ン		個	おむつカバー		枚
缶 詰		個	生理用品		パック
飲料（水）		個	石けん		個
牛 乳		パック	洗 剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米 穀		kg	ポリ袋		袋
野 菜		kg	皿（紙製）		枚
果 実		kg	紙コップ		個
食 肉		kg	丼（紙製）		個
魚 類		kg	は し		個
漬 物		kg	スプーン		個
佃 煮		kg	哺乳ビン		個
味 噌		kg	使い捨てライター		個
醬 油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛 布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニールシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍 手		双	傷 薬		箱
サラン		反	包 帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

2 市への搬入方法（いずれかに○をつける）

（１）市指定物資集積指定場所までの搬送

搬送方法（自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ・ その他【 】）

（２）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所在地	主要品目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

平成 第 年 月 日

ユニー株式会社 アピタ田富店
代表者名 様

中央市長

㊟

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第8条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所

番号	施 設 名	住 所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確

認書

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体において、本日ここに災害時相互応援協定を締結したことを確認いたしました。

平成25年 7 月12日

栃木ブロック代表
廃棄物と環境を考える協議会
会長 北茨城市長 豊田 稔

茨城ブロック代表
廃棄物と環境を考える協議会
副会長 筑西市長 須藤茂

千葉・東京ブロック代表
廃棄物と環境を考える協議会
副会長 浦安市長 松崎秀樹

山梨・群馬ブロック代表
廃棄物と環境を考える協議会
副会長 中央市長 田中久雄

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体

(以下「幹事団体」という。)を定める。

(1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。

(2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等

(3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協

議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定締結団体一覧

連絡体系 ブロック	都道府県	No.	地方公共団体名	構成市町村名	代表者	担当部署	備考
福島、 栃木 ブロック	茨城県	1	北茨城市	北茨城市	市長 豊田 稔	総務課	代表幹事
		2	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市	市長 阿久津 憲二	総務課	
	栃木県	3		大田原市	市長 津久井 富雄	危機管理課	
		4		那須町	町長 高久 勝	総務課	
		5	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市	市長 大谷 範雄	総務課危機管理室	
		6		那珂川町	町長 武末 茂喜	総務課	
		7	佐野地区衛生施設組合	佐野市	市長 岡部 正英	危機管理課	
		8		栃木市	市長 鈴木 俊美	危機管理課	
茨城 ブロック	茨城県	1	鹿嶋市	鹿嶋市	市長 錦織 孝一	交通防災課	
		2	潮来市	潮来市	市長 原 浩道	総務課	
		3	牛久市	牛久市	市長 池辺 勝幸	危機管理室	
		4	新治地方広域事務組合	かすみがうら市	市長 坪井 透	総務課	
		5		土浦市	市長 中川 清	総務課	
		6		石岡市	市長 今泉 文彦	防災対策課	
		7	筑西広域市町村圏事務組合	筑西市	市長 須藤 茂	消防防災課	副代表幹事
		8		桜川市	市長 大塚 秀喜	生活安全課	
		9		結城市	市長 前場 文夫	防災交通課	
		10	常総衛生組合	常総市	市長 高杉 徹	生活環境課	
		11		守谷市	市長 会田 真一	交通防災課	
		12		つくばみらい市	市長 片庭 正雄	安心安全課	
		13		坂東市	市長 吉原 英一	生活環境課	
		14	常陸太田市	常陸太田市	市長 大久保 太一	総務課	
		15	城里町	城里町	町長 上遠野 修	総務課	
		16	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市	市長 三次 真一郎	総務課	
		17		那珂市	市長 海野 徹	総務課	
		18	神栖市	神栖市	市長 保立 一男	防災安全課	
		19	高萩市	高萩市	市長 小田木 真代	総務課	
		20	茨城地方広域環境事務組合	茨城町	町長 小林 宣夫	みどり環境課	
		21		水戸市	市長 高橋 靖	地域安全課	
		22		笠間市	市長 山口 伸樹	総務課	
		23		小美玉市	市長 島田 穰一	環境課	
		24	東海村	東海村	村長 山田 修	政策推進課	
千葉、 東京 ブロック	千葉県	1	野田市	野田市	市長 根本 崇	市民生活課	
		2	四街道市	四街道市	市長 佐渡 斉	危機管理室	
		3	浦安市	浦安市	市長 松崎 秀樹	防災課	副代表幹事
		4	鴨川市	鴨川市	市長 長谷川孝夫	消防防災課	
		5	流山市	流山市	市長 井崎 義治	防災危機管理課	
		6	山武郡市広域行政組合	東金市	市長 志賀 直温	山武郡市広域行政組合	
		7		九十九里町	町長 川島 伸也	総務課	
		8		大網白里市	市長 金坂 昌典		
		9		山武市	市長 椎名 千収		
		10		横芝光町	町長 佐藤 晴彦		
		11		芝山町	町長 相川 勝重		
		12	我孫子市	我孫子市	市長 星野 順一郎	市民安全課	
		13	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市	市長 秋山 浩保	防災安全課	
		14		白井市	市長 伊澤 史夫	市民安全課	
		15		鎌ヶ谷市	市長 清水 聖士	安全対策課	
	東京都	16	昭島市	昭島市	市長 北川 穰一	防災課	
山梨、 群馬 ブロック	山梨県	1	上野原市	上野原市	市長 江口 英雄	総務課	
		2	笛吹市	笛吹市	市長 倉嶋 清次	総務課	
		3	中巨摩地区広域事務組合	南アルプス市	市長 金丸 一元	危機管理室	
		4		中央市	市長 田中 久雄	危機管理室	副代表幹事
		5		昭和町	町長 角野 幹男	企画財政課	
		6		市川三郷町	町長 久保 真一		
		7		甲斐市	市長 保坂 武	消防防災対策室	
		8		富士川町	町長 志村 学	防災課	
	群馬県	9	館林衛生施設組合	館林市	市長 安楽岡 一雄	安心安全課	
		10		板倉町	町長 栗原 実	総務課	
		11		明和町	町長 富塚 基輔	総務課	
		12		千代田町	町長 大谷 直之	総務課	
		13	大泉町	大泉町	町長 村山 俊明	安心安全課	
		14	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	藤岡市	市長 新井 利明	地域安全課	
		15		高崎市	市長 富岡 賢治	防災安全課	
		16	みなかみ町	みなかみ町	町長 岸 良昌	総務課	

○災害発生時における避難施設としての使用に関する協定

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩地区広域事務組合（以下「乙」という。）は、中央市内に地震等による被害発生のおそれがあるとき、甲が避難所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は、中央市内に大規模な地震・台風等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の災害時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設は下記の施設とする。

施 設 名 称	所 在 地
勤労青年センター 体育館	中央市一町畑1189

（目的外の仕様の禁止）

第3条 甲は、使用施設を第1条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書（様式第1号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。また、使用終了時においても、同様に（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用施設の合鍵）

第7条 災害発生時が夜間で、甲の依頼により乙が速やかに使用施設を開設できない場合に備え、乙は、開設に最小限必要な合鍵を甲に引き渡すものとする。

2 甲に引き渡された合鍵の保管場所は中央市役所田富庁舎無線放送室とし、合鍵の管理は危機管理課が行うこととする。また、他団体へ合鍵の貸し出しは行わないこととする。

3 甲に引き渡された合鍵に起因して、災害時以外の場合に不測の損害が生じたときは、甲は、その損害を補償するものとする。

(使用の制限)

第8条 中央市内において震度6弱以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を制限するものとする。

(原状復旧義務)

第9条 甲は、第1条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を現状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

(使用期間)

第10条 避難所の使用期間は、開設から大規模な地震・台風等にかかる気象警報が解除され、災害等による被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(事故の責任)

第11条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(連絡先)

第13条 甲乙は事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式3により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定書によるもののほか、勤労青年センターを備蓄庫に使用する場合など特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年2月12日

甲 中央市臼井阿原301番地1
中央市長 田中久雄

乙 中央市一町畑1189
中巨摩地区広域事務組合
管理者 田中久雄

様式第 1 号（第 4 条関係）

中央危第 号
平成 年 月 日

様

中央市長 田中 久雄

避難所開設要請書

「災害発生時における避難施設としての使用に関する協定」に基づき、避難所の開設について、下記のとおり要請します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	名 称 : 住 所 :
内 容	避難所の開設
その他	

（要請担当者）中央市災害対策本部
事務局 危機管理課長
TEL 055－274－8519

様式第 2 号（第 4 条関係）

中央危第 号
平成 年 月 日

様

中央市長 田中 久雄

避難所使用終了連絡書

「災害発生時における避難施設としての使用に関する協定」に基づき、避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	名 称 : 住 所 :
内容	避難所の閉鎖
その他	

（要請担当者）中央市災害対策本部
事務局 危機管理課長
TEL 055-274-8519

様式3（第13条関係）

平成 年 月 日

中巨摩地区広域事務組合 御中
（中央市長）

中央市長
（中巨摩地区広域事務組合）

災害時の避難所開設における連絡先等について（報告）

災害発生時における避難施設としての使用に関する協定書第13条に基づき、
次のとおり連絡します。

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファックス
1 （平常時）				
2				
3				

○災害時における医療救護に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師・看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により報告した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の任務）

第4条 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災住民のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
- （2）軽症患者に対する処置及び中等症患者、重症患者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置
- （3）後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- （4）死亡の確認
- （5）死体の検案
- （6）その他前各号以外の必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(医療救護所の設置)

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所において救護班が必要とする給食・給水その他必要な手配を行う。

(収容医療機関の選定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な処置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) その他、この協定に定める医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6－53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

2 第8条の規定による救護所を設置した医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(実施細則)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市成島2439番地 1
中巨摩医師会中央市班長 土地邦彦

○災害時における医療救護に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の医療救護班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条第1項に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第11条第1項第1号に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

- 2 協定第11条第1項第3号に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定第11条第1項に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

- 2 協定第12条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

第7条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
 - (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり2万5,100円
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり1万5,100円
 - ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり1万6,500円
 - エ 救急救命士 1人1日当たり1万5,400円
 - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
 - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

中巨摩医師会中央市班代表 様

中央市長 印

医療救護班の派遣について

災害時における医療救護に関する協定書第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり医療救護班の派遣を要請します。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 医療救護班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班 名

班長指名

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第 3 号)

班 員 名 簿

班 名

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考

(様式第 4 号)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班 名

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合 計					

(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩医師会中央市班長 印

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名				性別	男・女	年齢	歳
住 所							
班 名		職種		勤務先			
活 動 場 所							
傷 病 名				程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名					
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
(事故発生時の状況)							

(様式第 6 号)

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩医師会中央市班長 印

費 用 弁 償 請 求 書

災害時における医療救護に関する協定書第11条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 請求内訳

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費 円

(2) 医療救護班が携行した医薬品等の使用に要する実費 円

(3) その他 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

3 支払先

(金融機関名)

(本支店名)

(種 別) 普通・当座

(口座番号)

(口座名義人)

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

損害賠償金請求書

災害時における医療救護に関する協定書第12条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所			性別	男・女
	職 種		勤務先		
	傷 病 名			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日
障害級別			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日	
			治 癒 年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 から		休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで				
損害補償支給基礎額					
損害補償支給申請額					

(注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類（事業主等の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）

- 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。
- 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

○災害時における歯科医療救護に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩歯科医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣する。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により報告した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（歯科医療救護）

第4条 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救護を行う必要がある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第5条 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及びその順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他前各号以外の必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第7条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第9条 救護所及び避難所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な処置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) その他、この協定に定める歯科医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、歯科医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6－53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

2 甲が救護所を設置した医療施設等において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(実施細則)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協議に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市山之神 4 番地87

中巨摩歯科医師会中央市班長 一瀬 明

○災害時における歯科医療救護に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩歯科医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第1条 協定第2条1項の歯科医療救護班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

（1）医療救護活動報告書（様式第2号）

（2）班員名簿（様式第3号）

（3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条第1項に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第10条第1項第1号に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

2 協定第10条第1項第3号に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定第10条第1項に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第11条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

第7条 歯科医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
 - (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり2万5,100円
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり1万5,100円
 - ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり1万6,500円
 - エ 救急救命士 1人1日当たり1万5,400円
 - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
 - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

中巨摩歯科医師会中央市班代表 様

中央市長 印

医療救護班の派遣について

災害時における歯科医療救護に関する協定書第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり医療救護班の派遣を要請する。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 医療救護班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班 名

班長指名

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第 3 号)

班 員 名 簿

班 名 _____

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考

(様式第 4 号)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班 名 _____

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合 計					

(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩歯科医師会中央市班 印

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名				性別	男・女	年齢	歳
住 所							
班 名		職種		勤務先			
活 動 場 所							
傷 病 名				程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名					
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
(事故発生時の状況)							

(様式第 6 号)

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩歯科医師会中央市班 印

費 用 弁 償 請 求 書

災害時における歯科医療救護に関する協定書第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 請求内訳

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費 _____ 円

(2) 医療救護班が携行した医薬品等の使用に要する実費 _____ 円

(3) その他 _____ 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

3 支払先

(金融機関名) _____

(本支店名) _____

(種 別) 普通・当座

(口座番号) _____

(口座名義人) _____

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

損害賠償金請求書

災害時における歯科医療救護に関する協定書第11条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所			性別	男・女
	職 種		勤務先		
	傷 病 名			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日
障害級別			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日	
			治 癒 年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 から		休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで				
損害補償支給基礎額					
損害補償支給申請額					

- (注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類（事業主等の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

○災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、医療救護所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品集積所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 甲の要請に基づく医薬品の調達

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡網は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第7条 薬剤師班の班長は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

（業務災害報告）

第8条 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 緊急の場合に、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の医薬品等の実費
- (3) その他、この協定に定める医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6－53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月16日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市東花輪50番地30

中巨摩東薬剤師会 会長 石川 晃

○災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師（以下「乙」という。）とは、平成27年10月16日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第1条 協定第2条の薬剤師班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第9条に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

2 協定第9条に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定第9条に規定する費用については、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

第7条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
 - (1) 日当
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士
1人1日当たり1万5,100円
 - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
 - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師 様

中央市長 印

薬剤師班の派遣について

災害時における医療救護に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり薬剤師班の派遣を要請します。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 薬剤師班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班 名

班長指名

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第 3 号)

班 員 名 簿

班 名 _____

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考

(様式第 4 号)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班 名 _____

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合 計					

(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

印

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名				性別	男・女	年齢	歳
住 所							
班 名		職種		勤務先			
活 動 場 所							
傷 病 名				程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名					
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分					
	場 所						
(事故発生時の状況)							

(様式第 6 号)

平成 年 月 日

中央市長 様

印

費 用 弁 償 請 求 書

災害時における医療救護に関する協定書第 9 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 請求内訳

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費 _____ 円

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等の使用に要する実費 _____ 円

(3) その他 _____ 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

3 支払先

(金融機関名) _____

(本支店名) _____

(種 別) 普通・当座

(口座番号) _____

(口座名義人) _____

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

損害賠償金請求書

災害時における医療救護に関する協定書第10条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所			性別	男・女
	職 種		勤務先		
	傷 病 名			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日
障害級別			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日	
			治 癒 年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 から		休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで				
損害補償支給基礎額					
損害補償支給申請額					

- (注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類（事業主等の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）

を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当する
ときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）
に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の
規定の例による。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合におい
て、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千
円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。

6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援
金を支給しない。

7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号
に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式
第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

(2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し

(3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行す
る罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を
防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となる
ことその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証
明書類

(4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸し
たこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し

(5) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生し
た日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を
経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情によ
り被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるとき
は、その期間を延長することができる。

4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第
2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに
甲に進達するものとする。

(支給の決定)

第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支給決定の取消)

第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支援金の返還)

第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この支援金の支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

（市町村経由）

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

山梨県・市町村生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

印

支 給 番 号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

	ふりがな	

③被災した住宅の住所

〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現 在 の 住 所	〒
電 話 番 号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金 融 機 関 名			支 店 名 等			種 別	口 座 番 号							
						普通・当座・その他								
ゆうちょ銀行	記号					番号								

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日：平成 年 月 日）

被害状況
（全壊・半壊解体・敷地被害解体
・大規模半壊・長期避難）

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 その他()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5 万円	50万円	37.5 万円	
					申請額(A-B) : 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他()
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5 万円	50万円	37.5 万円	
					申請額(C-D) : 万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。

注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名

印

市町村記入欄
(災害名)

様式第2号（第6条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
平成 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請について（進達）

平成 年 月 日に申請された添付の山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書については、次の意見を添えて送付します。

☐ 支給とする。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	円
	うち市町村負担分	円
	(2) 支給方法	口座振込支給

☐ 不支給とする。

理 由

担当課名：
担 当 者：
連 絡 先：

○ 第 ○○○○ 号
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金の決定通知書

平成 年 月 日に申請された山梨県・市町村生活再建支援金の支給については、次のとおり決定しますのでお知らせします。

☐ 支給します。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	円
	うち市町村負担分	円
	(2) 支給方法 口座振込支給（振込日	（予定）

◎ 山梨県・市町村生活再建支援金は、山梨県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

☐ 不支給とします。

理 由

様式第5号（第9条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金支給決定取消通知書

平成 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨県・市町村生活再建支援金については、次の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

〔理由〕

様式第 6 号（第 10 条第 1 項関係）

○ 第 ○○○○ 号
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金返還請求書

平成 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨県・市町村生活再建支援金については、次により返還してください。

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- （1）支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年 10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- （2）返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と中央市（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

第2条 この協定は、平成28年1月1日から適用する。

第3条 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月3日

甲 山梨県知事 後藤 斎

乙 中央市長 田中 久雄

〔通 信 施 設〕

○市内無線局一覧

(1) 県防災行政無線局一覧（非常通報受付局）

局 名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
ぼ う さ い あ ん ぜ ん セ ン タ ー	有	8:30～ 17:15	中央市今福 991	防災安全 センター	(055) 273—1048	県 内	0	衛星端末局 260MH z (単一)
” ち ゅ う お う	”	”	中央市臼井 阿原301— 1	中 央 市 田 富 庁 舎	(055) 274—2111	”	0	”

(2) 消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

甲府地区

局名	非常 電源	執務 時間	所 在 地	機関名	電話番号	通信範囲	移動 局数	備 考
田富ポンプ1外	有	常時	中央市臼井 阿原275— 3	田 富 出 張 所	(055) 273—0999	甲府地区 管 内	4	
玉穂ポンプ1外	”	”	中央市成島 2384—1	玉 穂 出 張 所	(055) 273—0699	”	3	
中道ポンプ1外	”	”	甲府市右左 口町3187	中 道 出 張 所	(055) 266—4042	”	4	

〔消防関係〕

○消防力の現況

(1) 消防水利一覧

(平成27年4月1日現在)

種別 地区別	合 計	公 設 消火栓	私 設 消火栓	公 設 貯水槽	私 設 貯水槽	溜 池	貯水池	プール	泉 池	井 戸	河 川	簡易水道 消 火 栓
中央市	943	808	7	122	6	0	0	8	2	0	0	223

(2) 消防車両及び小型動力ポンプ配置状況

(平成27年4月1日現在)

配置場所	車両名等	合 計	普 通 ポンプ車	高 規 格 救 急 車	救 急 車	小型動力 ポンプ	水槽付 ポンプ車
南消防署	玉穂出張所	2	1	1			
	田富出張所	3	1	1		1	
	中道出張所	3		1		1	1

(3) 消防団員数及び機械一覧

(平成27年4月1日現在)

区分 消防団別	条 例 定 数	実 員 合 計	階 級								機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両
			団 長	副 団 長	指 導 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポン プ 車	可 搬 式	積 載 車		
中央市消防団	玉穂分団	465		1	1	2	4	12	12	70	2	10	10	12	
	田富分団		1	1		3	6	14	14	133	3	13	14	16	
	豊富分団			1		3	6	6	6	127	7	1	1	6	1
	計	465	422	1	3	1	8	16	32	330	12	24	25	34	1

(4) 中央市消防団緊急車両一覧

(ポンプ車)

(平成27年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	第 4 部	CD—1	800	さ	2305	H12	14年
2	田 富 第 2 分 団	第 2 分 団	CD—1	830	す	2119	H23	4年
3	田 富 第 3 分 団	第 1 0 部	BS—1	830	す	3119	H20	7年
4	豊 富 地 区 分 団	—	水槽車	800	す	404	H24	3年
5	豊 富 第 1 分 団	第 1 部	CD—1	801	と	1	H15	12年
6	豊 富 第 1 分 団	第 2 部	CD—1	800	ち	2	H17	10年
7	豊 富 第 2 分 団	第 3 部	CD—1	88	そ	3795	H10	16年

8	豊 富 第 2 分 団	第 4 部	C D - 1	88	そ	631	H 8	19年
9	豊 富 第 3 分 団	第 5 部	C D - 1	800	つ	5	H16	11年
10	豊 富 第 3 分 団	第 6 部	C D - 1	800	さ	2328	H12	14年
11	玉 穂 第 2 分 団	第 7 部	C D - 1	830	つ	911	H17	9年

(5) 小型動力ポンプ一覧

(小型積載車)

(平成27年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	第 1 部	軽 車 両	80	あ	838	H11	16年
2	田 富 第 1 分 団	第 2 部	軽 車 両	80	あ	1271	H15	11年
3	田 富 第 1 分 団	第 3 部	軽 車 両	880	あ	388	H20	6年
4	田 富 第 1 分 団	第 5 部	軽 車 両	880	あ	211	H19	8年
5	田 富 第 1 分 団	第 13 部	軽 車 両	880	あ	331	H20	7年
6	田 富 第 2 分 団	第 6 部	軽 車 両	880	あ	92	H17	9年
7	田 富 第 2 分 団	第 7 部	軽 車 両	880	あ	212	H19	8年
8	田 富 第 2 分 団	第 8 部	軽 車 両	80	あ	839	H11	16年
9	田 富 第 2 分 団	第 12 部	軽 車 両	880	あ	332	H20	7年
10	田 富 第 3 分 団	第 9 部	軽 車 両	80	あ	1376	H16	10年
11	田 富 第 3 分 団	第11部①	軽 車 両	80	あ	1150	H14	12年
12	田 富 第 3 分 団	第11部②	軽 車 両	80	あ	837	H11	16年
13	田 富 第 3 分 団	第 14 部	軽 車 両	80	あ	795	H26	1年
14	田 富 分 団		軽車両(投光車)	80	あ	157	S 59	30年
15	豊 富 分 団		軽車両(投光車)	80	あ	915	H12	15年
16	玉 穂 第 1 分 団	第 1 部	軽 車 両	80	あ	1108	H14	13年
17	玉 穂 第 1 分 団	第 2 部	軽 車 両	880	あ	330	H20	7年
18	玉 穂 第 1 分 団	第 4 部	軽 車 両	880	あ	465	H21	5年
19	玉 穂 第 1 分 団	第 5 部	軽 車 両	80	あ	1165	H14	12年
20	玉 穂 第 1 分 団	第 6 部	軽 車 両	80	あ	790	H10	17年
21	玉 穂 第 2 分 団	第 8 部	軽 車 両	880	あ	466	H21	5年
22	玉 穂 第 2 分 団	第 9 部	軽 車 両	880	あ	389	H20	6年
23	玉 穂 第 2 分 団	第 10 部	軽 車 両	80	あ	1004	H13	14年
24	玉 穂 第 2 分 団	第 11 部	軽 車 両	80	あ	1179	H14	12年
25	玉 穂 第 2 分 団	第 12 部	軽 車 両	80	あ	724	H9	18年

○消防防災施設等整備計画

整備年度	事業内容	数量	配置場所	事業名等
平成27年度	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	玉穂南小	
	災害備蓄品購入事業		全域	5 年目
平成28年度	水槽付消防ポンプ車（CD－1 型）	1 台	豊富第2分団第4部	
	マンホールトイレ設置事業	1 棟	田富小	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	田富小	
	災害備蓄品購入事業		全域	保存年限期限により入替
平成29年度	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	玉穂総合会館	
	災害備蓄品購入事業		全域	
	水槽付消防ポンプ車（CD－1 型）	1 台	豊富第2分団第3部	
	災害緊急用トイレ設置事業		玉穂総合会館	下水道地震対策緊急整備事業
平成30年度	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	田富中	
	災害備蓄品購入事業		全域	保存年限期限により入替
	災害緊急用トイレ設置事業			
平成31年度	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	豊富庁舎	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業
平成32年度	水槽付消防ポンプ車（CD－1 型）	1 台		
	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	シルクふれんどりい	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業
平成33年度	防災備蓄倉庫（20㎡）	1 棟	豊富保健センター	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	玉穂第2分団第12部	
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業

○応急給水用施設・資機材保有数

種 別	能 力	保有数	所 管
配水池	1,300.0m ³	1 基	水道課
飲料水兼用防火水槽	100.0m ³	1 基	危機管理課
飲料水兼用防火水槽	60.0m ³	2 基	〃
ろ水機	20.0m ³ /h	1 台	〃
ろ水機	1.5m ³ /h	3 台	〃
簡易給水タンク	1.0m ³	3 基	水道課
貯水タンク	4.0m ³	2 基	危機管理課
貯水タンク	2.0m ³	1 基	〃
貯水タンク	2.0m ³	1 基	水道課
ろ水機	1.0m ³ /h	1 台	危機管理課
給水車	2.0m ³	1 台	水道課
給水車	4.0m ³	1 台	管財課（温泉）
貯水のう	5.0m ³	1 基	総務課

○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

（平成27年4月現在）

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
ENEOS グローブ エナジー(株)山梨支店	雇 用 促 進 玉 穂 宿 舎	81	中央市井之口1112—6
	玉 穂 成 島 宿 舎	82	中央市成島字前田1140
(株)ミツウロコ	鍛 冶 新 居 団 地	322	中央市山之神鍛冶新居街区128—1
	田 富 桜 団 地	281	中央市東花輪1351
	山 王 団 地	280	中央市東花輪山王200
	コ ナ ガ イ 玉 穂 団 地	165	中央市西新居河原40
三ッ輪液化瓦斯(株)	ユ ー ト ピ ア 田 富	37	中央市東花輪977
日本瓦斯(株)甲府営業所	田 富 団 地	92	中央市布施1106—2

○液化石油ガス貯蔵タンク施設

（平成27年4月現在）

事 業 所 名	タンク設置場所	貯蔵タンクの内容			備 考
		形状	設置数	最大貯蔵量	
山梨流通(株)本社事業所	中央市布施1357	横型	2	35 t	充てん所

〔水 防 関 係〕

○河川水位観測所一覧

河 川 名	水 位 観測所名	水 位 観 測 所 位 置	建設部名	通報 水位	平 水 位	警戒 水位	関 係 管 理 団 体	摘 要
富 士 川	浅 原 橋	中央市臼井河原	甲 府 河川国道 事 務 所	4.30	2.48	4.60	中央市、甲斐 市、昭和町、 南アルプス市	国土交通省
笛 吹 川	桃 林 橋	中央市大田和	〃	1.80	-1.52	2.50	市川三郷町、 中央市、甲府 市	国土交通省
鎌 田 川	鎌 田 川	中央市藤巻東阿原2863	中北建設 事 務 所	3.31		4.63	中央市	
浅 利 川	浅利川作興橋	中央市浅利2192	〃	0.70		1.20	中央市	

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険区域一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成27年4月1日現在)

指 定 区 域 名	面 積 (ha)
浅利田見堂	7.71
高部	
高部の2	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(平成27年4月1日現在)

指定区域名	所在地	元号	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
浅利田見堂	浅利	昭	461115	437	0.53	9
高部	高部伊勢塚	昭	521212	421	3.40	10
高部	高部前山	昭	540705	251	3.32	15
高部の2	高部東林	平	41217	468	0.46	10

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(平成27年4月1日現在)

箇所名	所在地	危険人家戸数	指定区域名
前山	高部前山	13	高部
高部	高部高部	12	高部の2
上手	大鳥居上手	5	

○土石流危険溪流一覧

(平成27年 4 月 1 日現在)

幹川名	溪流名	所在地	人家戸数	公共施設数	公共建物
浅利川	浅利川	関原	43	3	集会所
〃	328—1—002	〃	23	2	公民館
〃	南川	〃	23	2	公民館
〃	328—1—004	〃	20	2	公民館
〃	328—1—005	〃	8	2	公民館
南川	アヤグサ沢	南村	18	2	公民館
浅利川	仲川	水上	14	1	
〃	三頭沢川	上手	9	0	
〃	328—1—009	〃	2	3	教育文化施設
〃	大門川	〃	2	2	教育文化施設
〃	大森川の2	一之沢	7	0	
〃	大森川の1	〃	6	0	

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

(平成27年4月1日現在)

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－4	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	田見堂Ⅱ	○	浅利	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱの2	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	一の沢Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	水上Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	円光寺裏Ⅱ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡの2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	上手	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	浅利川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の3		関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	アヤグサ沢	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	仲川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	三頭沢川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	上手川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川の2		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川の1		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－1	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－3	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川－1	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川－2	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106

○山地災害危険地一覧

(平成27年3月31日現在)

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧

所在地	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公 共 施 設 等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道 路
関原絵下林	有	無	無	無	1	一部概成		15				農道
関原日影山	有	無	有	無	2	一部概成		46				農道
関原中の沢	有	無	無	有	2	一部概成		46				農道
関原日影山	有	無	無	無	2	一部概成		34				農道
関原山口	無	無	無	有	1	無		15				農道
大鳥居梨子平	有	無	無	無	5	一部概成		26				市町村
大鳥居前山	無	無	無	無	0	一部概成		14				農道
大鳥居前山	無	無	無	無	0	未成		15				市町村
大鳥居西の沢	有	無	有	無	3	未成		15				農道
大鳥居西の沢	有	無	無	有	2	無		15				市町村

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業進捗状況	公 共 施 設 等					
				調査地区	危険地区85点以上メッシュ		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道 路
角川前山	有	無	無	5	3	未成		16			1	市町村
関原関原	無	無	無	3	3	無		22			1	市町村
関原山口	無	無	無	4	3	無		18				市町村
関原駒原	無	無	無	4	4	無		32			2	市町村
大鳥居水上	有	無	無	3	3	無				2		市町村
大鳥居飯室	無	無	無	11	9	無		11				市町村
大鳥居大森旭	無	無	無	3	3	一部概成				4		市町村
大鳥居城原	無	無	無	2	1	無		15			1	県道
浅利浅利田見堂	無	無	無	3	2	無				4		農道

〔文化財〕

○指定文化財一覧

(平成27年4月1日現在)

文化財名称	指定区分
木造薬師如来坐像（歓盛院）	国
木造聖観音菩薩立像（永源寺）	国
旧小井川郵便局（個人）	国登録
八幡穂見神社本殿（八幡穂見神社）	県
甲斐国志草稿本及び編集諸資料（個人）	県
浅利与一層塔附五輪塔（大福寺）	県
木造薬師如来坐像（大福寺）	県
木造普化禅師坐像（永源寺）	市
木造釈迦如来坐像（歓盛院）	市
木造聖観音菩薩坐像（龍徳寺）	市
木造毘沙門天・持国天立像（蓮華寺）	市
木造聖観音菩薩立像（大福寺）	市
木造多聞天立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
石造六地藏菩薩立像（慈運院）	市
木造延命地藏菩薩立像（延命寺）	市
木造薬師如来坐像（蓮華寺）	市
古文書・葵金具付御簾（永源寺）	市
明暗寺尺八（個人）	市
明暗寺屋根瓦（永源寺・個人）	市
三星院の梵鐘（三星院）	市
八幡大神社本殿附棟札（八幡大神社）	市
諏訪神社本殿（諏訪神社）	市
長徳院本堂（長徳院）	市
田安明神（大鳥居自治会）	市
王塚古墳（大鳥居自治会）	市
石造十王像附奪衣婆像・懸衣翁像（龍光院）	市
粘土節	市
山宮のケヤキ（浅間愛鷹神社）	市
延命寺のイチョウ（延命寺）	市
石原家のケヤキ（石原喜文）	市
七覚川河川敷のケヤキ（高部自治会）	市
大福寺破損仏群（大福寺）	市
平田宮第2遺跡出土木製品（中央市）	市
上窪遺跡（5次）墓跡出土品一括（中央市）	市
有泉家の算木	市

〔 条 例 等 〕

○中央市防災会議条例

（平成18年2月20日）
（ 条 例 第 14 号 ）

最新改正 平成24年条例第29号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）中央市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- （2）山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- （3）山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5）市の教育委員会の教育長
- （6）消防長及び消防団長
- （7）市の自治会連合会の会長
- （8）指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（任期）

第4条 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

○中央市災害対策本部条例

(平成18年 2 月 20 日)
(条 例 第 15 号)

最新改正 平成24年条例第29号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年 2 月 20 日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

○中央市地震災害警戒本部条例

(平成18年 2月20日)
(条 例 第 16 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中央市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○中央市水防協議会条例

(平成18年2月20日)
(条 例 第 17 号)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、中央市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(顧問及び参与)

第2条 市長は、必要と認めたときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及びその代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○中央市コミュニティ防災センター条例

(平成18年 2 月 20 日)
(条 例 第 18 号)

最新改正 平成26年条例第 2 号

(設置)

第 1 条 市民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、コミュニティ防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 コミュニティ防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市コミュニティ防災センター

位置 中央市布施1555番地 1

(事業)

第 3 条 中央市コミュニティ防災センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- (2) 防災に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 4 条 センターの管理及び業務は、危機管理課職員をもってこれに充てる。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の第 2 日曜日及び第 4 日曜日
- (2) 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この日が前 2 号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日）
- (4) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第 6 条 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第 7 条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市長の指示に従わなければならない

い。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町コミュニティ防災センター設置及び管理条例（昭和58年田富町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○中央市防災公園条例

(平成18年 2 月20日)
(条 例 第 19 号)

(設置)

第 1 条 市民に防災及び水防に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材及び水防資機材を備蓄するため、防災公園を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市防災公園

位置 中央市臼井阿原字川向1903番地39

(施設の種類)

第 3 条 中央市防災公園（以下「防災公園」という。）の施設の種類の、次のとおりとする。

(1) 防災会館

(2) 水防倉庫

(管理)

第 4 条 防災公園は、市が管理する。ただし、管理上必要と認めるときは、市長が指定する者に管理を委託することができる。

(職員)

第 5 条 防災公園内防災会館に、必要な職員を置くことができる。

(施設利用の範囲)

第 6 条 防災公園の施設の利用は、原則として中央市民に限るものとする。

(施設利用の許可)

第 7 条 防災公園の施設を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 8 条 市長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。

(1) 公益又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 各施設の目的に反し、又は管理上支障があると認められるとき。

(3) 営利を目的とする利用と認めたとき。

(4) その他市長が利用させることが適当と認められないとき。

(修復費用の負担)

第 9 条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は汚損した場合は、その修理又は補充に要する費用について、市長の認定する額を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町防災公園設置及び管理運営に関する条例（平成14年田富町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○中央市消防団の設置等に関する条例

（平成18年 2 月 20 日）
（条 例 第 165 号）

（趣旨）

第 1 条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定に基づき、中央市消防団を設置する。

2 前項の消防団の区域は、中央市全域とする。

附 則

この条例は、平成18年 2 月 20 日から施行する。

○中央市消防団の組織等に関する規則

(平成18年 2 月 20 日)
(規則 第 116 号)

最新改正 平成24年条例第14号

(趣旨)

第1条 中央市消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に分団を置く。

- 2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。
- 3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

(役員等)

第4条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責めに任ずる。
- 3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

第8条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。
- (2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令の下に行動しなければならない。
- (3) 機械器具その他消防団の設備及び資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(災害出場)

第9条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに正式な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第10条 水火災現場への出場及び引き返す場合消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

第11条 消防団は、市長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災その他の災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第13条 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第15条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

(教養及び訓練)

第16条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(団員の階級並びに訓練、礼式及び服務)

第17条 団員の階級並びに訓練、礼式及び服務に関する事項については、消防庁が定める基準による。

(表彰)

第18条 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。

(2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

第19条 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 防火思想の普及

(3) 消防設備の強化拡充についての協力

(4) 水火災現場における人命救助

(5) 水火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し消防団に対してなした協力

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

(文書簿冊)

第20条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 団員名簿

(2) 人事発令簿

(3) 沿革誌

(4) 日誌

(5) 設備資材台帳

(6) 区域内全図及び消防設備等配置図

(7) 消防計画

(8) 各種手当支給簿

(9) 給与品、貸与品台帳

(10) 消防法規及び諸通知文書綴

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における消防団の組織、役員及び任期は、第3条、第4条第1項及び第5条の規定にかかわらず、合併前の玉穂町消防団、田富町消防団及び豊富村消防団ごとに、それぞれ合併前の玉穂町消防団の組織等に関する規則（昭和42年玉穂町規則第1号）、田富町消防団の組織等に関する規則（昭和48年田富町規則第1号）又は豊富村消防団の組織等に関する規則（昭和55年豊富村規則第7号）の規定によるものとする。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域（自 治 会 名）
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

様式 略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年9月17日 規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（（2）のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額をウの額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、253万円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	4月から9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬季	10月から3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このイ及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的处理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要

な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,800円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり16,300円

エ 救急救命士 1人1日当たり15,000円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり17,000円

カ 大工 1人1日当たり23,500円

キ 左官 1人1日当たり23,000円

ク とび職 1人1日当たり21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100の3の額を加算した額

〔様式〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者名)		
出 火 箇 所			出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人				
	構造 階層		建 築 面 積 延 べ 面 積		
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人				
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都 道 府 県	
	3 原子力施設等に係る事故	市 町 村	
	4 その他特定の事故	(消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他〕		
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要		危険物施設の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			{ 重 症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽 症 人 (人)		
消防防災活動 状況及び救 急・救助活動 状況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)		台	
		消 防 団		台	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
そ の 他		人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不 明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名（第 報）

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 等 の 設 置 本 状 部 況	都道府県					
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流出・埋没	ha			公 立 文 教 施 設	千円				市 町 村					
	報告者名			冠 水	ha			農 林 水 産 業 施 設	千円									
区 分		被 害	畑	流出・埋没	ha			公 共 土 木 施 設	千円								適 用 市 町 村 名 災害救助法	計 団体
	冠 水			ha			その他の公共施設	千円										
		文 教 施 設		箇所			小 計	千円			備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						
		病 院		箇所			公共施設被害市町村数	団体										
		道 路		箇所			そ の 他	千円										
		橋 り よ う		箇所			農 業 被 害	千円										
人的被害	死 者	人		河 川	箇所		林 業 被 害	千円			消防職員出動延人数	人						
	行方不明者	人		港 湾	箇所		畜 産 被 害	千円				消防団員出動延人数	人					
負傷者	重 傷	人		砂 防	箇所		水 産 被 害	千円					団 体					
	軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所		商 工 被 害	千円										
住 家 被 害	全 壊	棟		崖 く ず れ	箇所		被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人							
		世帯		鉄 道 不 通	箇所													
半 壊	棟		被 害 船 舶	隻								備 考	千円		消防団員出動延人数		人	
	世帯		水 道	戸														
一 部 破 損	棟		電 話	回線			備 考	千円		消防団員出動延人数	人							
	世帯		電 気	戸														
床 上 浸 水	棟		ガ ス	戸								備 考	千円		消防団員出動延人数		人	
	世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所														
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			備 考	千円		消防団員出動延人数	人							
	世帯		り 災 者 数	人														
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物	件						備 考	千円		消防団員出動延人数		人	
	そ の 他	棟		火 災 発 生	危 険 物	件												
				火 災 発 生	そ の 他	件	備 考	千円		消防団員出動延人数	人							
				火 災 発 生	そ の 他	件												

※被害額は省略することができるものとする。

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県		山 梨 県		区 分		番号	被害	
災 害 者		年 月 日 第 報		田		流出・埋没	ha 22	
年 月 日		確 定		冠		水	ha 23	
報告者名				畑		流出・埋没	ha 24	
区		分	番号	被害	冠	水	ha 25	
人的被害	死	者	人	1				
	行方不明者	人	2					
	負傷者	重	傷	人	3			
	軽	傷	人	4				
住 家 被 害	全 壊	棟	5		の	文 教 施 設	箇所 26	
		世帯	6			病 院	箇所 27	
		人	7			道 路	箇所 28	
	半 壊	棟	8			橋 梁	箇所 29	
		世帯	9			河 川	箇所 30	
		人	10			港 湾	箇所 31	
	一 部 破 損	棟	11			他	砂 防	箇所 32
		世帯	12				清 掃 施 設	箇所 33
		人	13				崖 崩 れ	箇所 34
	床 上 浸 水	棟	14				鉄 道 不 通	箇所 35
		世帯	15				被 害 船 舶 隻	36
		人	16				水 道 戸	37
床 下 浸 水	棟	17		電 話 回 線	38			
	世帯	18		電 気 戸	39			
	人	19		ガ ス 戸	40			
非 住 家	公 共 建 物	棟	20		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所 41	
	そ の 他	棟	21		社 会 福 祉 施 設		戸 42	
					ガ ー ド レ ー ル		箇所 43	
				罹 災 世 帯 数	世帯 44			
				罹 災 者 数	人 45			
				火 災 発 生	建 物 件 46			
					危 険 物 件 47			
					そ の 他 件 48			

区 分		番号	被害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称	
公 共 文 教 施 設		千円 49			設 置	年 月 日 時
農 林 水 産 業 施 設		千円 50			解 散	年 月 日 時
公 共 土 木 施 設		千円 51				
その他の公共施設		千円 52		災 害 対 策 本 部		
小 計		千円 53				
公共施設被害市町村数		団体 54				
農 産 被 害		千円 55				
そ の 他	林 産 被 害	千円 56		災 害 救 助 法	計 団体	
	畜 産 被 害	千円 57				
	水 産 被 害	千円 58				
	商 工 被 害	千円 59				
そ の 他		千円 60			計 団体	
被 害 総 額		千円 61			消防職員出動延人数	人
					消防団員出動延人数	人
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名								計
			発生年月日								
人的被害	死	者 人									
	行 方 不 明 者	人									
	負傷者	重 傷	人								
		軽 傷	人								
住 家 被 害	全 壊	棟									
		世帯									
		人									
	半 壊	棟									
		世帯									
		人									
	一 部 破 損	棟									
		世帯									
		人									
	床 上 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	床 下 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	非住家	公 共 建 物	棟								
そ の 他		棟									
り 災 世 帯 数			世帯								
り 災 者 数			人								
被 害 総 額			千円								
公 立 文 教 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害			千円								
消防職員出動延人数			人								
消防団員出動延人数			人								
都 道 府 県	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	災 害 対 策 本 部	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名							計
			発生年月日							
人的被害	死	者	人							
		行方不明者	人							
	負傷者	重	傷 人							
		軽	傷 人							
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
非住家		公 共 建 物	棟							
		そ の 他	棟							
そ の 他	田	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	学 校		箇所							
	病 院		箇所							
	道 路		箇所							
	橋 り よ う		箇所							
	河 川		箇所							
	港 湾		箇所							
	砂 防		箇所							
	清 掃 施 設		箇所							
	崖 く ず れ		箇所							
	鉄 道 不 通		箇所							
	被 害 船 舶 隻									
	水 道 戸									

災 害 名 発生年月日								計
区 分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所						
火 災 発 生	建	物 件						
	危	険 物 件						
	そ	の 他 件						
り	災 世 帯 数	世帯						
り	災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
小	計	千円	()	()	()	()	()	()
	公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
都道府県災害 対 策 本 部	設 置 解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

○各種救助に係る様式

様式 1

市町村名		地区別被害状況調査表																		保 健 福 祉 事 務 所 名					
																				調 査 時 刻			平成 年 月 日 時 分		
																				報 告 時 刻			平成 年 月 日 時 分		
地区別	区 分		人 的 被 害				住 家 の 被 害															備 考			
	死亡	行方不明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水			計				
			重傷	軽傷		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟		世帯	人員	

様式 2

世 帯 別 被 害 調 査 表

災 害 名														発 信 保 健 福 祉 事 務 所 名												
市 町 村 名														調 査 時 刻												
														報 告 時 刻												
地 区 名	被 災 世 帯 主 名 氏 名	世 帯 主 の 年 齢	世 帯 主 の 職 業	世 帯 人 員	被 害 状 況								世 帯 区 分						市町村民税 課税状況			学 童		備 考		
					人 的 被 害				住 家 の 被 害				被 保 護		身 体 障 害 者	高 齢 者	母 子	要 保 護	そ の 他	非 課 税	均 等 割	所 得 割	中 学 生 徒		小 学 児 童	
					死 亡	行 方 不 明	負 傷		全 壊 ・ 焼	半 壊 ・ 焼	床 上 浸 水	一 部 破 損	床 下 浸 水	生 活 保 護												扶 助 そ の 他
							重 傷	軽 傷																		

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名				保 健 福 祉 事 務 所 名			
				報 告 年 月 日 ・ 時 刻		平 成 年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類		救 助 の 内 容 等		救 助 の 種 類		救 助 の 内 容 等	
(1) 避難所の設置		①設置箇所数 (箇所)		(5) 死体の搜索		①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時	
		②避難者数 (世帯 人)				②搜索対象	
		③避難所別の内訳				③搜索地域	
		(/ 世帯 人)				④搜索方法	
		(/ 世帯 人)				(具体的)	
(2) 炊き出しその他 食品の給与		(/ 世帯 人)		(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)		①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
		(/ 世帯 人)				②処理件数 大人 (12歳以上) 体	
		(/ 世帯 人)				子供 (12歳未満) 体	
		(/ 世帯 人)				③検 案 者	
		(/ 世帯 人)				④安置場所 () 体	
		(/ 世帯 人)		() 体			
		(/ 世帯 人)		() 体			
(3) 飲料水の供給		給 水 車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延		(7) 埋 葬		①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時	
		ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延				②埋葬者数 人	
		ろ 過 器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延					
(4) 災害を受けた者の 救出		①作業月日 月 日 時～ 月 日 時		(8) 学用品支給		①支給月日 月 日 時～ 月 日 時	
		②地 区 名				②支給状況 中学生 人	
		③救出人員 世帯 名				小学生 人	
		④救出方法 (具体的)		(9) 障害物の除去 (居宅内の)		①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
						②作業箇所 箇所	
						③作業方法	
				(10) 家屋の応急修 理		①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
						②修理家屋 箇所	
						③修理方法	

様式 4

被 災 世 帯 調 査 原 票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号No.

年 月 日現在

世帯主氏名						住 所						避 難 先			
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損							状 況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考			
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	7														
	小 計														
被害にあった住家		棟 (自家、借家)				被害にあった非住家		棟 (自家、借家)							
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類			④寝具類		⑤その他		
課 税 の 状 況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割							調査責任者の意見							
世 帯 類 型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他														
必 要 な 救 助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()														

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ()

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 名 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲料水の供給簿

市町村名 ()

[illegible]

様式10

物資の給与状況

市町村名 ()

[illegible]

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者	所属職氏名

印

様式11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い故 障、破損した 器具・器材の 修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名（ ）

診療 機関名	患者 氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
		月 日					円	
計	機関	人						

様式13

助産台帳

市町村名（ ）

分娩者 氏名	分娩 日時	助産機関名	分娩 期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式14

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

[illegible]

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				

様式16

学用品の給与台帳

市町村名 ()

[illegible]

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計		人							

様式18

死体搜索状況記録簿

市町村名 ()

[illegible]

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年 月 日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一時保 存 費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名 ()

住家被害程度 区分		氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式21

輸送記録簿

山 梨 県
市町村名 ()

[illegible]

様式22

賃金職員等雇上台帳

[illegible]

○自衛隊災害派遣要請依頼書

山梨県知事 殿

平成 年 月 日

発 信 者 名
(中央市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 4 要請日時
平成 年 月 日
- 5 その他参考となるべき事項
 - (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発 生 日 時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必 要 資 機 材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女	
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名			
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名			機数	機
15 要 請 日 時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到 着 予 定 時 間	年	月	日	曜日	時 分
3 活 動 予 定 時 間	時間			分	
※その他の特記事項					
		受 信 者			

○県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式 3—4—2)

市町村被害状況票		市町村名			
集 計 時 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民 センター)		受信者 (地域県民 センター)			
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 F A X その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防 (県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先 (住所 等)		電話		担当者	
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主				
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築 物・ガレキ対策班 ⑨その他 (部 課)			受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班

(様式 3—4—5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名		
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)		
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 F A X その他
災害対策本部設置		設 置		
		平成 年 月 日 時 分		
		解 散		
		平成 年 月 日 時 分		
職員参集状況		設置場所		
		電話		
		F A X		
		人		

※市町村→地域県民センター（集計）→災害対策本部情報収集班

(様式 3—4—6)

記入者

[illegible]

574

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) →地域県民センター

(様式 4—5—1)

市町村別避難所開設状況一覧表

平成 年 月 日 : 現在
記入者

市町村名

[illegible]

※避難種別（勧告・指示・自主） ※市町村地震災害警戒本部→地域県民センター

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4—6—1)

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害（棟）			
3 火災（棟）			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地域県民センター→県本部

報告者

電話

F A X

〔参考資料〕

○「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

第1 想定地震

中央市に被害を及ぼす地震としては、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）」、「山梨県内及び県境に存在する活断層による地震」の3種類の地震が想定される。

1 東海地震

東海地震は、駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年が経過していることや東海地震周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

このため、昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では56市町村が東海地震が発生した場合に震度6弱以上になると予想される地域として「地震防災対策強化地域」に指定された。

なお、政府・中央防災会議は、平成13年に22年ぶりに東海地震の想定震源域の見直しを行うとともに、これに伴い、平成14年4月24日付けで全国で96市町村を新たに「地震防災強化地域」に指定した。県内では5町村が追加指定され、これで県下では丹波山村及び小管村の2村を除く全ての市町村が「地震防災強化地域」に指定されたこととなった。

2 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震を設定した。

3 活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
曽根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震
糸魚川―静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

※1 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

※2 調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第2 被害想定

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種デー

タや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表した。

1 想定地震の概要等

想定地震の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震の規模

想 定 地 震	マグニチュード	震 央 位 置
東 海 地 震	8.0	北緯 35.15 東経 138.70 駿河湾湾口
南関東直下プレート境界地震	7.0	北緯 35.40 東経 139.09 山梨県、神奈川県の間境

想 定 地 震	マグニチュード
釜 無 川 断 層 地 震	7.4
藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	7.0
曾 根 丘 陵 断 層 地 震	6.1
糸 魚 川 - 静 岡 構 造 線 地 震	7.0

(2) 前提条件

被害想定は、次の条件を前提とした。

① 山梨県を500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。
② 火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。
③ 南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震（M7）、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震（M9）、神奈川県西部を震源とした地震（M14）の3つのモデルがあるが、M7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。
④ 本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

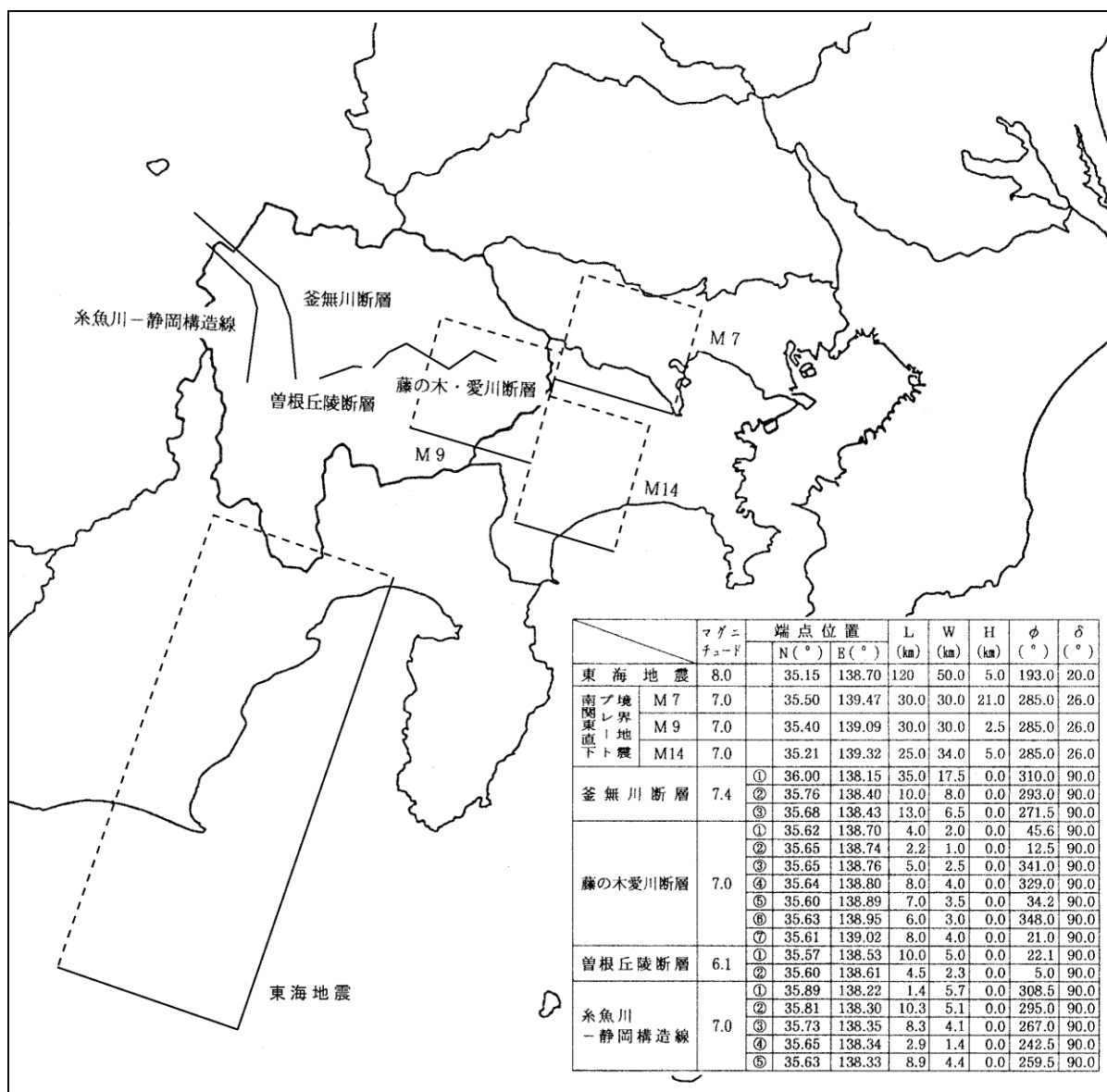
(3) 想定項目

県は、次の項目について想定を行った。

- ア 地震動、液状化、崖等被害
- イ 建築物被害
- ウ 火災被害
- エ 供給施設被害
- オ 交通施設被害
- カ 人的・社会的機能被害

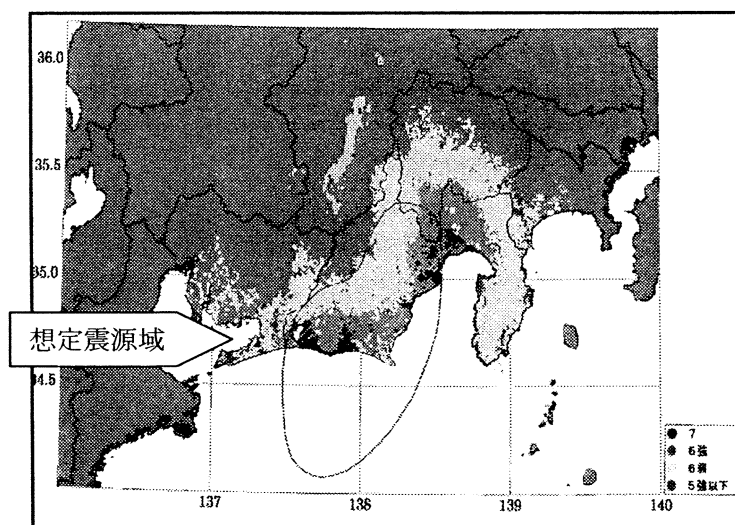
(4) 想定地震の位置

(※東海地震は平成8年3月時点)



東海地震に係る新たな想定 震源域及び想定震度分布図

(中央防災会議・東海地震対策専門
調査会報告書(H15.5))



2 想定結果

本市における想定結果は、次のとおりである。

(1) 地震動

6つの想定地震のうち、本市に最も影響を及ぼすとされる地震は、「釜無川断層地震」で地表加速度は本市の全地域で400gal以上となっており、地表速度は本市の全域で50kine以上となっている。また、震度は全域で、震度6強が想定されている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「曾根丘陵断層地震」で、地表加速度は本市の全域で400gal以上、地表速度は全域で50kine以上となっている。震度は本市の全域で震度6強と想定されている。(別表—1 参照)

(2) 建築物

6つの想定地震の想定結果からすると、本市における地震による建築物の被害要因は、液状化によるものでなく、震動によるものとされる。このうち本市に最も影響を及ぼすとされる地震は「曾根丘陵断層地震」で、全壊2,139棟、半壊2,058棟、合わせて4,197棟と、全体の45.0%の建築物が被災するとされている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「釜無川断層地震」で、全壊2,009棟、半壊2,068棟、合わせて4,077棟と、全体の43.7%が被災するとされている。(別表—2 (1)～(3) 参照)

(3) 地震火災

地震による出火はさほど多いとは想定されておらず、想定地震の中で全出火件数が最も多い地震は共に11棟の「釜無川断層地震」と「曾根丘陵断層地震」であるが、焼失棟数はそれぞれ219棟、8棟となっている。(別表—3 参照)

(4) 供給処理施設

電力供給施設については、いずれの想定地震も物的被害は少ないものの、停電契約口率は高く、約半数の世帯で停電被害が発生するとされている。

上水道被害では、断水率が最も高いものが「釜無川断層地震」の約53.4%、次に「曾根丘陵断層地震」の約53.2%であり、最も低い「南関東直下プレート境界地震」でも約25.3%と、一般的に高い断水率となっている。(別表—4 (1)～(7) 参照)

(5) 人的被害

死傷者が最も多く発生すると想定されているのは二つあり、「釜無川断層地震」では、死者102人、重傷者84人、軽傷者914人と想定されている。「曾根丘陵断層地震」では、死者102人、重傷者80人、軽傷者915人となっている。

本市における死傷原因は、建物の倒壊によるものがほとんどで、火災によるものは少ない。(別表—5 (1)～(2) 参照)

(6) 社会機能被害

地震によって居住困難となる住居制約は、「釜無川断層地震」では3,188世帯、次いで「曾根丘陵断層地震」では3,084世帯が住居が制約されると想定されている。

また、医療制約についても6つの想定地震において、ライフライン被害による機能低下のある、なしにかかわらず、大幅な支障が生じるとされている。(別表—6 (1)～(2) 参照)

3 想定結果に基づく本市の取組み

「2 想定結果」によると、本市に最も被害をもたらすと想定される地震は、「釜無川断層地

震」である。人的被害は、死者102人、重傷者84人、軽傷者915人、次いで「曾根丘陵断層地震」も、これにほぼ匹敵する被害が想定されており、その被害のほとんどが建物倒壊によるものとされ、火災による死傷者は、わずかしが想定されていない。これは、本市の建築物の多くが木造建築物であることによる。このため、他の断層による地震や東海地震についても同様の結果となっている。

したがって、市においては、被害想定結果を本市の地震防災対策を推進する上での目安として、公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を図るとともに、住民に対して住宅の耐震化の必要性を広報紙等を通して周知を図るものとする。

別表

1 地震動

区分 想定地震	地 表 最 大 加 速 度 (gal)	地 表 最 大 速 度 (kine)	震 度
東 海 地 震	全域 300～400	北部の一部地域 30～40 その他地域 40～50	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M7)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
南関東直下プレート境界地震 (M9)	東部地域 300～400 南部地域 200～300	全域 30～40	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M14)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
釜無川断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
藤の木愛川断層地震	全域 400以上	東部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強
曾根丘陵断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
糸魚川―静岡構造線地震	全域 400以上	北部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強

2 建築物

(1) 本市の構造種別毎の建物棟数

地 区	木 造	R C ・ S R C 造	S 造	軽 量 S 造	そ の 他	総 棟 数
田 富	3,805棟	86棟	542棟	371棟	35棟	4,839棟
玉 穂	2,188棟	61棟	451棟	210棟	34棟	2,944棟
豊 富	1,256棟	43棟	100棟	76棟	72棟	1,547棟

(2) 建築物被害想定結果

地区		液 状 化 に よ る 被 害			振 動 に よ る 被 害			全 体 被 害		
		全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災
	東 海 地 震	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	南関東直下プレート境界地震	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	0 棟 (0.0%)	18棟 (0.4%)	267棟 (5.5%)	285棟 (5.9%)	18棟 (0.4%)	267棟 (5.5%)	285棟 (5.9%)

田 富	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
玉 穂	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)
豊 富	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)

(3) 崖の崩壊による被害棟数

地 区	東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田富	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
玉穂	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
豊富	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟

3 地震火災の状況

地区		出 火 件 数 (棟)			消 火 件 数 (棟)	木 造 残 火 災 件 数 (棟)	焼 失 棟 数 (棟)
		全 出 火 件 数	炎 上 出 火 件 数	木 造 出 火 件 数			
田 富	東 海 地 震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	6	3	3	2	1	89
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	5	3	3	3	0	0
	糸魚川―静岡構造線地震	2	1	1	1	0	2
玉 穂	東 海 地 震	1	0	0	0	0	0
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	3	2	2	1	1	128
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川―静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2
豊 富	東 海 地 震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	2	1	1	1	0	2
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川―静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2

4 供給処理施設

(1) 地中配電線の物的被害量・被害率

地 区		東 海 地 震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵断 層地震	糸魚川―静 岡構造線地 震
田 富	被 害 亘 長 (被害条数)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)
	被 害 率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
	被 害 亘 長	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m

玉 穂	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被 害 率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
豊 富	被 害 亘 長	0.69m	0.69m	0.69m	0.69m	6.33m	0.69m
	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被 害 率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.963%	0.150%

注 本市の設備亘長=5,231m

(2) 電柱の物的被害量・被害率

地 区		東 海 地 震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵断 層地震	糸魚川―静 岡構造線地 震
田 富	被 害 本 数	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本
	被 害 率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
玉 穂	被 害 本 数	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本
	被 害 率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
豊 富	被 害 本 数	2.66本	2.66本	2.66本	2.66本	12.18本	2.66本
	被 害 率	0.33%	0.33%	0.33%	0.33%	1.5%	0.33%

注 本市の設備本数=6,468本

(3) 架空配電線の物的被害量・被害率

地 区		東 海 地 震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵断 層地震	糸魚川―静 岡構造線地 震
田 富	被 害 亘 長	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km	0.32km
	(被害条数)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	被 害 率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
玉 穂	被 害 亘 長	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km	0.18km
	(被害条数)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
	被 害 率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
豊 富	被 害 亘 長	0.05km	0.05km	0.05km	0.05km	0.23km	0.05km
	(被害条数)	(2)	(2)	(2)	(2)	(7)	(2)
	被 害 率	0.161%	0.161%	0.161%	0.161%	0.742%	0.161%

注 本市の設備亘長=247km

(4) 停電契約口数・停電契約口率

地 区		東 海 地 震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵断 層地震	糸魚川―静 岡構造線地 震
田 富	停電契約口数	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口
	停電契約口率	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%
玉 穂	停電契約口数	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口
	停電契約口率	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%

豊 富	停電契約口数	750口	750口	750口	750口	1,611口	750口
	停電契約口率	40.56%	40.56%	40.56%	40.56%	87.14%	40.56%

注 本市の契約口数＝14,722口

(5) 上水道・簡易水道物的被害量・被害率（導水管・送水管・配水管）

地区		導 水 管			送 水 管			配 水 管			導水管＋送水管＋配水管		
		設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km	設 備 延 長 km	被害箇 所数 箇所	被 害 率 箇所/km
田 富	東 海 地 震	0.3	1.3	3.81	0.0	0.1	3.64	87.7	134.9	1.54	88.0	136.3	1.55
	南関東直下プレート境界地震	0.3	0.8	2.38	0.0	0.1	2.29	87.7	84.2	0.96	88.0	85.1	0.97
	釜無川断層地震	0.3	3.4	10.24	0.0	0.3	9.82	87.7	362.7	4.14	88.0	366.4	4.16
	藤の木愛川断層地震	0.3	1.7	5.00	0.0	0.1	4.79	87.7	177.2	2.02	88.0	178.9	2.03
	曾根丘陵断層地震	0.3	3.3	9.79	0.0	0.3	9.39	87.7	346.7	3.96	88.0	350.2	3.98
	糸魚川－静岡構造線地震	0.3	1.6	4.95	0.0	0.1	4.75	87.7	175.5	2.00	88.0	177.3	2.01
玉 穂	東 海 地 震	0.4	0.1	0.25	1.3	0.5	0.41	39.6	32.3	0.82	41.2	32.9	0.80
	南関東直下プレート境界地震	0.4	0.1	0.17	1.3	0.4	0.28	39.6	22.0	0.55	41.2	22.4	0.54
	釜無川断層地震	0.4	0.2	0.62	1.3	1.3	1.00	39.6	78.7	1.99	41.2	80.2	1.95
	藤の木愛川断層地震	0.4	0.2	0.39	1.3	0.8	0.64	39.6	50.4	1.27	41.2	51.4	1.25
	曾根丘陵断層地震	0.4	0.3	0.69	1.3	1.4	1.12	3.96	88.1	2.23	41.2	89.8	2.18
	糸魚川－静岡構造線地震	0.4	0.1	0.30	1.3	0.6	0.49	39.6	38.9	0.98	41.2	39.6	0.96
	東 海 地 震	0.0	0.0	—	6.0	27.4	4.61	27.0	167.5	6.21	32.9	195.0	5.92
	南関東直下プレート境界地震	0.0	0.0	—	6.0	18.2	3.06	27.0	111.4	4.13	32.9	129.6	3.94

豊 富	釜無川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	60.4	10.14	27.0	368.9	13.68	32.9	429.3	13.04
	藤の木愛川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	40.8	6.85	27.0	249.0	9.23	32.9	289.8	8.80
	曾根丘陵断層地震	0.0	0.0	—	6.0	81.5	13.68	27.0	497.6	18.45	32.9	579.1	17.59
	糸魚川—静岡構造線地震	0.0	0.0	—	6.0	26.0	4.36	27.0	158.7	5.88	32.9	184.7	5.61

(6) 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	断水世帯数	1,557	1,221	3,066	1,837	2,960	1,826
	断水世帯率	32.34%	25.36%	63.67%	38.15%	61.47%	37.93%
玉 穂	断水世帯数	725	629	1,160	895	1,248	787
	断水世帯率	23.61%	20.47%	37.77%	29.13%	40.64%	25.63%
豊 富	断水世帯数	825	591	930	930	930	788
	断水世帯率	88.68%	63.56%	100.0%	100.0%	100.0%	84.74%

注 本市の世帯数=8,817世帯

地区	ボンベ転倒戸数			ガス漏れ戸数		
	一般家庭	業務用	合計	一般家庭	業務用	合計
田 富	235	0	235	168	0	168
玉 穂	156	0	156	112	0	112
豊 富	42	0	42	30	0	30

(7) LPガス物的被害（機能支障）予測結果

5 人的被害

(1) 本市の人口データ

地区	人 口	世 帯 数	1世帯当たり人口	人 口 密 度	65歳以上の人口	外国人登録数
田 富	15,674	5,043	3.11	1,461.8	1,238	101
玉 穂	9,462	3,691	2.56	1,014.0	711	67
豊 富	3,409	915	3.73	251.3	628	1

注 人口（夜間人口）、世帯数、1世帯当たり人口＝平成7年国勢調査結果

人口密度、65歳以上の人口、外国人登録数＝平成2年国勢調査結果

(2) 死傷者の想定結果

地区		死 者 数				重 傷 者				軽 傷 者			
		建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計
田 富	東海地震（予知なしの場合）	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	1	260
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	1	10	0	0	10	112	0	1	113
	釜 無 川 断 層 地 震	44	3	0	47	43	2	0	45	494	7	0	501
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
	曾 根 丘 陵 断 層 地 震	41	0	0	41	42	0	0	42	479	0	0	479
	糸魚川－静岡構造線地震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
玉 穂	東海地震（予知なしの場合）	2	0	0	2	9	0	0	9	103	0	0	103
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	4	0	0	4	42	0	0	42
	釜 無 川 断 層 地 震	18	5	0	23	19	4	0	23	224	10	0	234
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	7	0	0	7	14	0	0	14	157	0	0	157
	曾 根 丘 陵 断 層 地 震	20	0	0	20	20	0	0	20	232	0	0	232
	糸魚川－静岡構造線地震	3	0	0	3	11	0	0	11	126	0	0	126
豊 富	東海地震（予知なしの場合）	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116
	南関東直下プレート境界地震	3	0	0	3	6	0	0	6	71	0	1	72
	釜 無 川 断 層 地 震	32	0	0	32	16	0	0	16	178	0	1	179
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	23	0	0	23	13	0	0	13	151	0	1	152
	曾 根 丘 陵 断 層 地 震	41	0	0	41	18	0	0	18	203	0	1	204
	糸魚川－静岡構造線地震	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116

6 社会機能被害

(1) 住居制約の想定結果

地区		住 居 制 約		(参考)
		住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支 障 世 帯 数
田 富	東 海 地 震	564	1,753	435
	南関東直下プレート境界地震	158	491	372
	釜 無 川 断 層 地 震	1,630	5,066	652
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	564	1,753	513
	曾 根 丘 陵 断 層 地 震	1,488	4,625	656
	糸魚川－静岡構造線地震	564	1,753	510
玉 穂	東 海 地 震	294	754	241
	南関東直下プレート境界地震	77	197	222
	釜 無 川 断 層 地 震	1,118	2,866	292
	藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	569	1,459	273
	曾 根 丘 陵 断 層 地 震	1,062	2,722	321
	糸魚川－静岡構造線地震	399	1,023	253
	東 海 地 震	227	846	183
	南関東直下プレート境界地震	109	406	154

豊富	釜無川断層地震	440	1,639	143
	藤の木愛川断層地震	342	1,274	172
	曽根丘陵断層地震	534	1,990	114
	糸魚川－静岡構造線地震	228	849	175

(2) 医療制約の想定結果

地区		ライフライン被害による機能低下なしの場合		ライフライン被害による機能低下30%の場合	
		入院対応能力	外来対応能力	入院対応能力	外来対応能力
田 富	東 海 地 震	－3	－259	－5	－259
	南関東直下プレート境界地震	9	－112	8	－112
	釜無川断層地震	－27	－501	－301	－501
	藤の木愛川断層地震	－3	－259	－5	－259
	曽根丘陵断層地震	－24	－479	－27	－479
	糸魚川－静岡構造線地震	－3	－259	－5	－259
玉 穂	東 海 地 震	86	633	79	581
	南関東直下プレート境界地震	91	694	85	649
	釜無川断層地震	70	484	59	403
	藤の木愛川断層地震	81	579	73	515
	曽根丘陵断層地震	73	486	61	399
	糸魚川－静岡構造線地震	84	610	77	554
豊 富	東 海 地 震	－10	－116	－10	－116
	南関東直下プレート境界地震	－6	－72	－6	－72
	釜無川断層地震	－16	－179	－16	－179
	藤の木愛川断層地震	－13	－152	－13	－152
	曽根丘陵断層地震	－18	－204	－18	－204
	糸魚川－静岡構造線地震	－10	－116	－10	－116

注 入院対応能力＝地震後の対応可能入院患者数－入院需要量（平常時の1日当たり在院患者数＋地震時の重傷者数）

＝（市町村別病床数×医療機関使用可能率×ライフライン機能率）－入院需要量

＝（市町村別病床数×医療機関使用可能率×平常時空床率×ライフライン機能率）－地震時の重傷者数

外来対応能力＝地震後の受入可能外来者数－外来需要量（地震時の軽傷者数）

＝（市町村別平常時外来患者数×医療機関使用可能率×ライフライン機能率）－地震時の軽傷者数

中央市地域防災計画

平成 28 年 3 月改訂

編 集 ／ 中央市防災会議

発 行 ／ 中 央 市